

# トルコの投資環境



2014年10月



株式会社国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

## 表紙写真

グランドバザールの  
民芸品店

スルタンアフメ  
ト・モスク

ボスポラス第二大橋

OSTIM工業団地

## はじめに

本資料は、トルコ向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、トルコの投資環境について整理し、その概要を参考資料として取り纏めたものです。

トルコは、EU との関税同盟による欧州への輸出拠点としての位置付けに加え、ロシア、中央アジア、中東、アフリカなどへの輸出拠点としての展望も高まっています。その地政学的な優位性から、トルコに地域統括拠点を設置する外国企業も出てきています。

現在の与党である公正発展党（AKP）が政権を取った 2002 年以降、経済成長を実現しており、建国 100 周年となる 2023 年までに世界経済のトップ 10 入りすることを目標に掲げています。

一方で、トルコ・リラは、米国の量的緩和縮小に伴って下落が進みやすい脆弱な新興国通貨「フラジャイル・ファイブ」の一つに挙げられています。また、成長が停滞する「中進国の罠」に陥る可能性を指摘する声もあります。

トルコは、インフラはまだ十分とは言えないものの問題ないレベルにあり、その周辺地域を含めた市場が魅力的であることなどから各国企業が参入してきています。

トルコへの直接投資はリーマンショックの影響等により 2010 年には 60 億ドルまで落ち込みましたが、2011 年以降は世界経済の回復等を背景に回復し、2013 年には 210 億ドルに達しています。トルコの豊富で安定した労働供給、低賃金でかつ安定した人件費、さらに、質の良い労働力等が、有望な投資国としての評価となっています。

本資料がトルコ向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、関係官庁、JETRO、進出日系企業・金融機関など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。ご協力を頂きました各方面の皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は株式会社野村総合研究所の協力により、作成致しました。

また、本資料はトルコに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2014 年 10 月  
国際協力銀行  
産業ファイナンス部門  
中堅・中小企業担当

## 目次

第1章 概観(国土、民族、気候、社会、歴史等) .....	1	(3) 為替の推移 .....	25
1. 正式国名 .....	1	(4) 国際収支 .....	26
2. 人口 .....	1	2. 産業構造 .....	28
3. 国土 .....	1	3. 貿易構造 .....	30
4. 首都 .....	2	(1) 概観 .....	30
5. 気候 .....	3	(2) 輸出入品目 .....	30
6. 民族 .....	3	(3) 輸出相手国 .....	32
7. 通貨 .....	4	第4章 海外直接投資受入動向 .....	33
8. 言語 .....	4	1. 海外直接投資(FDI)受入動向 .....	33
9. 宗教 .....	4	2. 国別受入動向 .....	33
10. 歴史 .....	5	3. 業種別受入動向 .....	34
11. 教育 .....	7	第5章 日土経済関係 .....	36
(1) 義務教育 .....	7	1. 日本とトルコの貿易 .....	36
(2) 高等教育 .....	7	2. 日本からトルコへの直接投資 .....	37
第2章 政治、外交、軍事 .....	10	3. トルコにおける日系企業 .....	37
1. 政体 .....	10	4. 日土 EPA .....	39
2. 元首 .....	10	第6章 外資導入政策と管轄官庁 .....	40
3. 国会 .....	13	1. 外資導入政策 .....	40
4. 内閣 .....	13	2. 外資誘致体制 .....	40
5. 政党 .....	14	(1) トルコ投資促進機関 (ISPAT) .....	40
6. 行政単位 .....	15	(2) 地域開発機関 .....	42
7. 司法 .....	16	第7章 主要関連法規 .....	46
8. 外交 .....	17	1. 法体系 .....	46
(1) 総論 .....	17	2. 憲法 .....	46
(2) 近隣諸国との関係 .....	17	3. 外国直接投資法 .....	46
(3) EU加盟交渉 .....	18	4. トルコ新会社法 .....	48
(4) 日・土外交関係 .....	18	5. 新債務法 .....	48
9. 軍事/国防 .....	20	6. 競争保護法 .....	48
第3章 経済概況 .....	21	7. 二国間投資協定 .....	49
1. 経済概況 .....	21	(1) 投資促進及び投資保護を目的とした二国間投資協定 .....	49
(1) GDPの推移 .....	21	(2) 二重課税防止条約 .....	49
(2) インフレと失業率 .....	23	(3) 社会保障契約 .....	49
		8. 関税同盟及び自由貿易協定 (FTA) .....	49

第 8 章	投資形態	51	1.	会社設立手続きの概要	67
	1. トルコ法に基づいて設立された組織	51	2.	会社設立手続きの詳細	69
	.....	51	(1)	手続 1 法人設立申請	70
	(1) 株式会社	51	(2)	手続 2 管轄官公庁からの事業	
	(2) 有限責任会社	51		許認可の取得	72
	(3) 合資会社	52	(3)	手続 3 労働・社会保障省による	
	(4) 合名会社	52		労働許可証の取得	72
	2. 外国法に基づいて設立された組織	52	(4)	手続 4 環境インパクトアセス	
	(1) 支店	52		メント (EIA) の実施	72
	(2) 駐在員事務所	52	(5)	手続 5 自治体又は公共事業局	
第 9 章	主要投資インセンティブ	54		長による建設許認可の取得	73
1.	投資インセンティブに関する基本方	54	(6)	手続 6 労働・社会保障省による	
	針	54		事業免許の取得	73
(1)	付加価値税の免除	54	3.	撤退手続き	74
(2)	関税の免除	55	第 12 章	税制	75
(3)	減税	55	1.	法人所得税	75
(4)	社会保険掛金の支援(雇用主)	55	(1)	課税対象企業	75
(5)	所得税の控除	55	(2)	適用地域	75
(6)	社会保険掛金の支援 (被雇用者)	55	(3)	課税所得	76
	.....	55	2.	損金算入	76
(7)	金利支援	55	3.	非課税所得	77
(8)	土地の無償提供	55	(1)	法人所得税の費目	78
(9)	付加価値税の返金	55	4.	移転価格税制	79
2.	一般投資インセンティブ・スキーム	55	5.	間接税	79
	.....	55	(2)	付加価値税 (VAT)	79
3.	地域投資インセンティブ・スキーム	56	(3)	特別消費税	80
	.....	56	第 13 章	用地取得	81
4.	大規模投資インセンティブ・スキーム	61	1.	工業団地の一般事情	81
	.....	61	(1)	組織化産業地帯	81
5.	戦略的投資インセンティブ・スキーム	62	(2)	技術開発地区・テクノパーク	
	.....	62		.....	89
第 10 章	外資規制業種	63	(3)	フリーゾーン	93
1.	規制の概要	63	2.	工業団地の例	95
2.	支援対象外分野	63	(1)	OSTIM	95
3.	条件付支援対象分野	65	(2)	TOSB	98
第 11 章	許認可・登記・撤退手続き	67	(3)	GOSB	101

第 14 章 知的財産権 .....	103	(2) 銀行規制監督庁.....	117
1. 知的財産権の保護.....	103	(3) トルコ資本市場委員会.....	118
(1) 関連法令の概要 .....	103	2. 銀行セクター.....	119
(2) 特許法（特許権の保護に関する 法令第 551 号）の詳細.....	103	(1) 銀行業界の概要.....	119
(3) 商標法（商標権の保護に関する 法令第 556 号） .....	104	(2) 銀行間の競争環境.....	119
(4) 侵害対策関係機関.....	105	(3) 財源使用税.....	120
第 15 章 環境規制 .....	107	3. ファイナンスカンパニー .....	121
1. 環境関連法と管轄組織.....	107	4. 保険会社.....	121
2. トルコの環境問題.....	108	5. 証券会社.....	122
(1) 大気汚染 .....	108	第 18 章 資金調達.....	124
(2) 水質汚染 .....	108	1. 銀行借入.....	124
(3) 汚泥汚染 .....	109	2. 資本市場からの調達.....	125
第 16 章 貿易管理・為替管理.....	110	(1) 株式市場.....	125
1. 輸入規制 .....	110	(2) 債券市場.....	127
(1) 管轄官庁 .....	110	第 19 章 労働事情.....	129
(2) 輸入品目規制.....	110	1. 労働法の体系.....	129
(3) 輸入品目認可申請.....	110	(1) 雇用契約.....	129
(4) 輸入地域規制.....	111	(2) 公平性の義務 .....	129
(5) 輸入関連法 .....	111	(3) 労働時間.....	129
(6) 輸入管理の動向 .....	112	(4) 休暇.....	130
(7) 輸出品目規制.....	112	(5) 雇用契約の終了.....	130
2. 輸出管理 .....	114	2. 労働市場と雇用関係.....	130
(1) 輸出地域規制.....	114	(1) 概要 .....	130
(2) 輸出関連法 .....	114	(2) トルコに進出した本邦企業の事 例 .....	130
(3) 輸出業者の資格規制.....	114	3. 賃金 .....	134
(4) 輸出管理の動向 .....	114	(1) 概要 .....	134
3. 為替管理 .....	115	(2) トルコに進出した本邦企業の事 例 .....	135
(1) 為替管理制度.....	115	4. 福利厚生.....	135
(2) 貿易取引における決済手段 .....	115	(1) 総論.....	135
(3) 貿易外取引 .....	115	(2) トルコに進出した本邦企業の事 例 .....	135
(4) 資本取引 .....	115	5. 労使関係.....	136
第 17 章 金融制度 .....	117	(1) 概要 .....	136
1. 金融監督体制 .....	117	(2) トルコに進出した本邦企業の事	
(1) 公正取引機構.....	117		

例 .....	137	第 23 章 駐在員の生活と最近のトピック	
6. 外国人就労規制と労働許可の取得		ス .....	176
.....	138	1. 生活環境・治安 .....	176
第 20 章 物流・インフラ .....	140	2. 医療・健康 .....	176
1. 空港 .....	140	3. 教育 .....	176
2. 鉄道 .....	143	4. 住居 .....	177
(1) 長距離鉄道 .....	143	5. ドライバー・家事手伝い等 .....	177
(2) 都市交通 .....	144	6. 食事 .....	178
3. 道路 .....	146	7. 娯楽 .....	180
(1) 高速道路 .....	146	8. 地方都市での生活 .....	180
(2) イスタンブール近郊の道路 .....	147		
4. 港湾 .....	150		
5. 電力 .....	152		
6. 通信 .....	154		
7. 水道 .....	155		
第 21 章 トルコ投資環境の優位性と留意			
点 .....	157		
1. ビジネスのしやすさと国際競争力の			
世界ランキング .....	157		
2. 投資環境の優位性 .....	160		
(1) 労働力の安定供給 .....	160		
(2) 優良な人材の供給 .....	161		
(3) 各種インセンティブ .....	162		
(4) 工業団地 .....	163		
(5) 公的組織からの支援 .....	163		
(6) 親日性 .....	164		
(7) 地政学的優位性 .....	164		
3. 投資環境の留意点 .....	168		
(1) インフラ面での留意事項 .....	168		
(2) 現地調達面での留意事項 .....	168		
(3) 人材獲得面での留意事項 .....	168		
(4) 競合環境面での留意事項 .....	168		
第 22 章 主要産業の動向 .....	169		
1. 製造業 .....	169		
2. 金融業 .....	171		
3. ICT 産業 .....	172		

## 主な略語一覧

略称	日本語名称	内容
AKP	公正発展党	トルコの政党の一つ
BRSA	銀行規制監督庁	トルコにおける金融機関所管機構
CA	公正取引機構	トルコにおける公正取引所管機構
CHP	共和人民党	トルコの政党の一つ
CMB	トルコ資本市場委員会	トルコにおける証券市場所管機構
CTM	欧州共同体商標出願	欧州加盟国全体を対象とした商標制度
DBP	民主地方党	トルコの政党の一つ
EC	欧州共同体	EU(欧州連合)の前身
EIA	環境インパクトアセスメント	環境汚染を未然に防止するため、環境に大きな影響を及ぼすと思われる事業について、その影響を事前に予測・評価する制度
EPA	経済連携協定	経済領域での連携強化・協力の促進などを含めた条約
EU	欧州連合	欧州連合条約により設立されたヨーロッパの地域統合体
FDI	海外直接投資	外国の企業に対して、永続的な権益を取得することを目的に行われる投資
GDP	国内総生産	一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額
GOSB	ゴスブ工業団地	トルコにおける OIZ の一つ
IMF	国際通貨基金	通貨と為替相場の安定化を目的とした国際機関
ISPAT	トルコ投資促進機関	トルコにおける企業誘致を目的とした機関
KOSGEB	中小企業開発機構	トルコにおいて中小企業振興を目的とした機構
MHP	民族主義者行動党	トルコの政党の一つ
NATO	北大西洋条約機構	アメリカ、カナダ、ヨーロッパ諸国等により締結された軍事同盟
OECD	経済協力開発機構	国際経済全般について協議することを目的とした国際機関
OHIM	欧州共同体商標意匠庁	欧州連合の専門機関のひとつ
OIZ(OSB)	組織化産業地帯	トルコにおける工業団地の一般名称
OSCE	欧州安全保障協力機構	ヨーロッパの国境不可侵と安全保障・経済協力を目的とした地域的安全保障組織
OSTIM	オスティム工業団地	トルコにおける OIZ の一つ
RoHS	有害物質使用制限指令	電子・電気機器における特定有害物質の使用制限についての欧州連合(EU)による指令
SP	幸福党	トルコの政党の一つ
TAYSAD	トルコ自動車・自動車部品工業会	トルコにおける自動車関係産業団体
TBMM	トルコ大国民議会	トルコの立法機関
TDZ	技術開発地区	トルコにおける R&D 活動拠点の一般名称
TOSB	トスブ工業団地	トルコにおける OIZ の一つ
TRY	トルコ・リラ	トルコの通貨
TUBITAK	トルコ科学技術研究会議	トルコにおける国家規模の宇宙開発の組織研究と開発行動に責任を持つ団体
VAT	付加価値税	財貨・サービスの取引により生ずる付加価値に課税される税
WEEE	電気電子廃棄物指令	廃電気・電子製品に関する欧州連合(EU)の指令
WTO	世界貿易機構	自由貿易促進を主たる目的として創設された国際機関



# 第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）

## 1. 正式国名

トルコ共和国 (Republic of Turkey)。トルコの国旗は新月旗と呼ばれ、赤地に白の新月（三日月）と五芒星を配した旗である。1844年に制定されたオスマントルコ（1844-1923）の国旗デザインをほぼ踏襲している。現在、三日月と星はイスラム教の象徴として用いられることもあるが、アナトリア半島地域においてはイスラム教普及以前から使用されていたとされている。



## 2. 人口

2013年の総人口は76,667,864人<sup>1</sup>。イスタンブールのあるマルマラ地域に人口の約1/4が集中し、経済活動の中心地域となっている。2013年時点での主要都市別人口概数は、イスタンブール（1,416万人）、アンカラ（504万人）、イズミール（406万人）、ブルサ（274万人）、アンタルヤ（215万人）である。また、総人口の約半数が30歳以下の若年層であるなど、豊富な労働力を有することに特徴がある。

## 3. 国土

トルコは地中海、エーゲ海、マルマラ海、及び黒海に囲まれたアナトリア半島に位置する国家である。国土面積は日本の二倍強の広さを持つ783,562.38 km<sup>2</sup>であり、マルマラ、エーゲ海、地中海、南東アナトリア、東アナトリア、中央アナトリア、及び黒海といった7カ所の地理的地域に分けられる。

---

<sup>1</sup> トルコ統計局推定

図表 1 トルコの地域区分

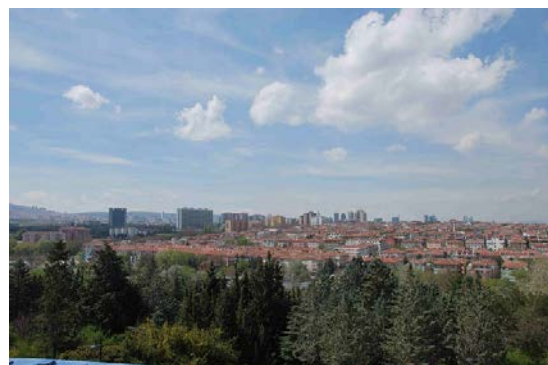
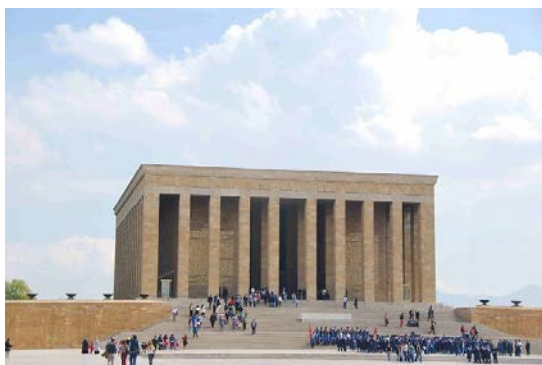


(出所) 各種資料より作成

#### 4. 首都

トルコの首都はアンカラ (Ankara) である。オスマン帝国衰退期の 1920 年、イスタンブールを脱出したオスマン帝国議会議員たちが権利擁護委員会のもとに合同し、アンカラ政府を樹立したことに起源を持つ、1922 年のトルコ革命後、1923 年に首都として遷都された。なお、経済の中心地であるイスタンブール (Istanbul) は、オスマントルコ時代の首都であり、バルカン半島では最大規模の人口を有している。

写真 1 アタテュルク廟 (左) とアンカラ市街 (右)



## 5. 気候

広い国土を有するトルコの気候は、地域によって特徴がある。エーゲ海、地中海沿岸地域は温暖な地中海性気候に属し、温暖乾燥な気候に特徴がある。マルマラ海周辺等のヨーロッパ隣接地域は温暖湿潤気候と地中海性気候の中間に属し、夏には涼しく冬には積雪も見られる。中央アナトリア地方はステップ気候や高地地中海性気候に属し、夏は高温乾燥であるが、冬には積雪も多く気温がマイナス 20 度以下になることもある。東アナトリア地方は亜寒帯に属し、冬は非常に寒さが厳しく 1 月の平均気温がマイナス 10 度以下になる年もある。

## 6. 民族

全人口の約 80%がテュルク族系のトルコ人であり、その大半がイスラム教徒である。他には、クルド人、アルメニア人、ギリシャ人、ユダヤ人等が存在する。

写真 2 イスラム教寺院ブルーモスクとその内部



## 7. 通貨

トルコの通貨はトルコ・リラ (TRY) であり、2014年8月現在、1リラ=約47.65円、1円=約0.02リラである。

図表 2 トルコの通貨 (紙幣)



(出所) トルコ共和国中央銀行ウェブサイトより作成

## 8. 言語

トルコの公用語はトルコ語 (テュルク諸語に起源を持つ) であり、文字としてはラテン・アルファベットが用いられている。

## 9. 宗教

イスラム教 (スンニ派, アレヴィー派) が総人口の 98%を占めている。その他にはギリシャ正教、アルメニア正教、ユダヤ教が信仰されている。ただし、法制度上は政教分離原則に基づく世俗主義が採用されている。

## 10. 歴史

トルコはヨーロッパ世界とイスラム世界の結節点として、重層的な歴史を有する。アナトリア高原においては、紀元前 18 世紀にはインド・ヨーロッパ語族によるヒッタイト王国が建国され、紀元前 14 世紀まで繁栄を続けた。紀元前 6 世紀にはアケメネス朝ペルシャの征服を受け、紀元前 4 世紀にはマケドニア王国のアレクサンドロス大王の征服を受けた。アレクサンドロス大王の死後、セレウコス朝シリアの支配下に入った。紀元前 191 年頃共和制ローマとのローマ・シリア戦争に敗退し、ローマ帝国期には属州として再編された。

一方、エーゲ海地方においては、ギリシャ人によるミケーネ文明が栄え、紀元前 7 世紀頃にはビザンティウム（現在のイスタンブール）を中心とする国際都市が地中海各地に開かれてきた。西暦 330 年、ビザンティウムがローマ帝国の首都として遷都され、コンスタンティノープルとして改称された。395 年のローマ帝国分裂後には、東ローマ帝国の首都としてコンスタンティノープルは繁栄の道を辿った。

6 世紀には、ササン朝ペルシャ等からの侵攻を受けて東ローマ帝国の領土は縮小し、現在のギリシャ及びトルコを中心とする国家へと変貌を遂げた。7 世紀のペルソ・テュルク戦争で多くのテュルク族がササン朝ペルシャの捕虜となったが、651 年のササン朝ペルシャ滅亡後には、マルムーク（奴隷身分の騎兵）としてテュルク族は遊牧民生活を送ることとなった。

1038 年、マルムークは大セルジューク朝を樹立し、1055 年にはアッバス朝からスルタンの地位を授与された。1071 年、大セルジューク朝は東ローマ帝国を破りアナトリア高原に進出し、地方政権である小セルジューク朝を成立させた。以後、アナトリアにおけるイスラム化が進行していった。1241 年に、小セルジューク朝はモンゴル帝国の進攻を受け、アナトリアは複数の君侯国に分裂していった。

1299 年、アナトリアの西北部に起源を持つオスマン帝国は領土の拡大を続け、テュルク族による支配を拡大させていった。1453 年、オスマン帝国はコンスタンティノープルを陥落させ、東ローマ帝国を滅亡させた。16 世紀にオスマン帝国の繁栄は最盛を極め、アルジェリア、ハンガリー、イラン東部、イエメン、ウクライナ南部にまで領土を拡大させた。ただし、帝国が拡大するにつれて帝国のアイデンティティは分裂し始め、構成民族による民族意識が顕在化していった。

1683 年、オスマン帝国はオーストリア侵攻に敗退し、1699 年にはカルロヴィッツ条約に基づいてオーストリアに対して領土を割譲することとなった。以降、17 世紀末から 18 世紀にかけては軍事的衰退が表面化し、帝国の威信は低下していった。

18 世紀後半以降、オスマン帝国は衰退の一途をたどることとなった。幾度もの露土戦争の結果として領土をロシアに割譲し、ギリシャ独立戦争やエジプト・トルコ戦争を経てギリシャ及びエジプトが事実上の独立を果たしていった。さらに、ロシア、オーストリア、イギリス、フランスのバルカン地域に対する勢力均衡の結果、いわゆる東方問題が生じ、

バルカン地域において諸民族が独立を次々に果たしていった。1853年のクリミア戦争では西欧列強の支援の下でロシアを破ったものの、戦時支出と西欧列強への借款の増大から帝国財政は急激に悪化し、1875年には財政破綻をきたした。19世紀末までに、オスマン帝国の領土はバルカンの一部とアナトリア、アラブ地域に限定されていき、「瀕死の病人」と呼ばれるに至る。

1908年、帝国の衰退に危機感を強めたマケドニア駐留軍が蜂起し、青年トルコ革命が発生した。革命の結果、憲政が復活し、1913年には統一派政権が成立した。統一派政権は汎スラブ主義に対抗するためにドイツ帝国との同盟関係を強化し、第一次世界大戦では同盟国側の立場にたって参戦する。結果、1918年10月にオスマン帝国は連合国に降伏し、1920年のセーブル条約受諾により帝国の解体は決定的なものとなった。

連合国がイスタンブールを占領し、ギリシャ軍がイズミールに迫る中、第一次世界大戦の英雄であるムスタファ・ケマル将軍（後の尊称：アタテュルク）を議長とした大国民議会がアンカラで開催された。大国民議会は、アタテュルクの指導の下、大祖国戦争と呼ばれる国土回復運動を展開していった。1923年には、連合国との間にローザンヌ条約を締結し、トルコの独立承認とともに関税自主権回復、治外法権撤廃など不平等な国際関係を廃止することに成功した。同年10月、アタテュルクは共和制を宣言し、大統領に就任する。トルコ共和国の成立であった。

トルコ共和国成立以降、アタテュルクはシャリーア（イスラム法）の撤廃やメドラサ（イスラム学院）閉鎖など、世俗主義を推進していった。また、共和主義、世俗主義、法治国家、社会国家という4つの基本精神を持つ憲法が制定され、統治機構における宗教の排除が行われることで近代国家としての形成が進んでいった。

第二次世界大戦では、当初中立を標榜していたが、枢軸国の敗色が決定づく中で連合国の要請により対独参戦を決定した。戦後、1950年代には、冷戦構造が顕在化する中でNATOへ加盟し自由主義陣営との協調を深めていった。また、コチヤサバンジュなどの企業グループ形成が進み、財閥へと発展していった。1970年代には、経済面では財閥が台頭するとともに、政治面では左右対立によるテロが相次いで発生した。また、キプロスのギリシャへの帰属をめぐるキプロス問題を通じて軍事費が増長し経済停滞に陥り、インフレが進行した。

結果として、民族運動や学生運動の機運の中で極右勢力やイスラム勢力が台頭し、トルコ社会は混乱に陥った。トルコ国内の社会的混乱を踏まえ、1980年には、軍が政治に介入し、クーデターを起こした。クーデター後、二院制が一院制に変わるなどの憲法改正が行われ、治安と経済が改善されていった。ただし、クーデターの結果、極左勢力やクルド人勢力によるテロは増加することとなった。

1987年にはECに加盟申請をおこない、ヨーロッパの一員としての姿勢を明確化した。1989年には文官出身のオザルが大統領に就任し、文官統治が推進されることとなった。1999年にはEU加盟候補国としてEUから認定され、2005年には加盟交渉が行われるこ

ととなった。

このように、90年代後半はイスラム主義勢力が政局に台頭してきた時期でもあった。イスラム主義政党は離散集合を繰り返し、2001年には美德党が解散し公正発展党（AKP）と至福党（SP）が成立する。2002年の総選挙では、公正発展党が中道右派勢力を取り込むことで単独過半数を達成し、現在に至る。

## 11. 教育

トルコの教育制度は教育省が所管しており、学制としては4・4・4・4制が敷かれている。義務教育期間はかつて5歳6ヵ月から13歳までの8年間であったが、2012年以降には高等学校4年間を含む12年間に延長されている。学校年度は9月中旬に始まり、6月中旬に年度を閉じる。

### (1) 義務教育

学校には、日本の小・中学校に相当する初等学校（8年）と、高校に相当する高等学校（4年）、大学（4年）若しくは職業学校（2年）があり、いずれにも公立校と私立校がある。

公立の初等・高等学校は無試験で入学でき、授業料及び教科書は無料である。私立の初等学校の入学は抽選により決定され、2・3年生の編入は面接試験、4年生以降の編入は試験による。外国語教育は、公立校では第4学年から英語の授業がある。私立校では、通常、1年生から英語の授業が行われ、5学年から第二外国語の選択授業がある（例：ドイツ語、フランス語、スペイン語）。大学の入学試験は、TM（トルコ語・数学）、TS（トルコ語・社会）、MF（数学・物理）、Dil（言語）の4種類のうちから1つを選択する。高等学校のカリキュラムもこの選択に従って、各生徒が学校のアドバイザーから指導を受けて作成する。入学できる大学は、全国統一テストの結果（点数）と受験者の希望順位により決定される<sup>2</sup>。

### (2) 高等教育

トルコには私立71、国立108の計179校の大学が教育活動を行っており、トルコの大学進学率は33.06%である<sup>3</sup>。最も、多くの大学が立地するのはイスタンブールであり、次頁表に示す計49校（私立38校、国立11）が存在する。

---

<sup>2</sup> 日本外務省ウェブサイト 「諸外国・地域の学校情報」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/06middleeast/infoC61200.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/06middleeast/infoC61200.html)

<sup>3</sup> 日本外務省ウェブサイト 「諸外国・地域の学校情報」

図表 3 イスタンブールに立地する大学一覧

国立大学	私立大学			
ボアズィチ大学	アジュバーデム大学	イスタンブル・アレル大学	イスタンブル商業大学	コチ大学
ガラタサライ大学	バーチェシエヒール大学	イスタンブル・アイドゥン大学	イスタンブル 5 月 29 日大学	イエディテペ大学
イスタンブール大学	ベイケント大学	イスタンブル情報(ビルギ)大学	マルテペ大学	新世紀(イエニ・ユズユル)大学
イスタンブール工科大学	ベズミ アーレム財団大学	イスタンブル科学(ビリム)大学	MEF 大学	スレイマン・シャー大学
マルマラ大学	ビルニ大学	イスタンブル・エセンユルト大学	ムラット・ハダヴェンディガル大学	カディル・ハス大学
ミーマール・スイナン芸術大学	ドーウシュ大学	イスタンブル発展(ゲリシム)大学	ニシャンタシュ大学	
ユルドゥズ工科大学	ファティヒ・スルタン・メハメット財団大学	イスタンブル・ケメルブルガズ大学	オカン大学	
トルコ・ドイツ大学	ファーティヒ大学	イスタンブル文化大学	オスィエーイン大学	
イスタンブール文明大学	ゲディック大学	イスタンブル・メディポール大学	ピリ・レイス大学	
空軍学校	ハリチ大学	イスタンブル・サバハッティン・ザイム大学	サバンジ大学	
海軍学校	ウシュック大学	イスタンブル・シティ大学	ウスキュダル大学	

(出所) トルコ教育省ウェブサイトより作成

こうした大学のうち、政財界に多くの人材を送り込んできた大学としては、ボアズィチ大学が代表的である。1963年に米国人のロバート・クリストファーによって開校されたロバート・カレッジを起原に持ち、1971年に国立大学に改組された。ヨーロッパ側のギュネイ・キャンパス とクゼイ・キャンパスの他、アジア側のカンディリ・キャンパスなどの 6つのキャンパスを有する。学問分野としては、教育学部、科学・文化学部、経済・政治学部、工学部、応用学部、外国語学部を有する総合大学である。約 1 万人の学部生と約 3500 人の大学院生に対して、研究・教育を提供している。

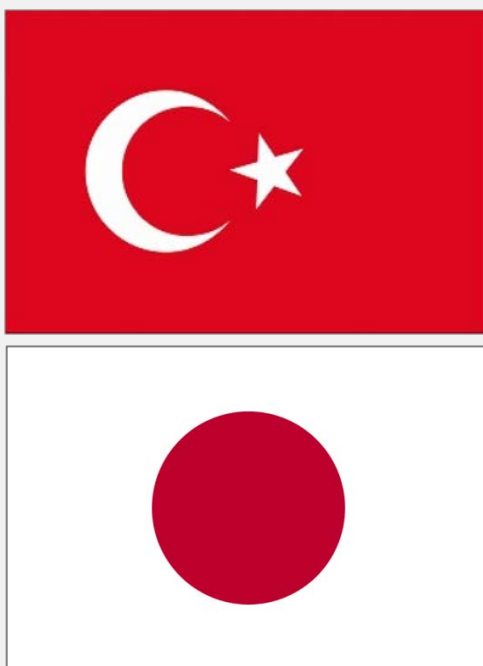


## ひとくちメモ 1 トルコの国旗と日本の国旗

既述の通り、トルコの国旗は赤地に白色の三日月と星を配した新月旗である。一方、日本の国旗は周知の通り、白地に赤色の太陽を配した日の丸である。

一見、全く異なったデザインの国旗と思われがちだが、よく観察してみると興味深い対象をなしている。まず、国旗の色はともに赤と白の二色のみの使用である。さらに、トルコの国旗が月という「夜」を想起させるデザインであるのに対し、日本の国旗は太陽という「朝」を想起させるデザインである。赤と白、月と太陽といった対象的な要素がちりばめられ、両国の国旗は二つ合わせて一つの世界を構成するかのような印象を受ける。

トルコと日本の結びつきの強さ、連携の重要性を示す一つのエピソードとして、在トルコ日本人の間で語られている。



## 第2章 政治、外交、軍事

### 1. 政体

トルコの政体は、大統領と首相が併存する立憲共和制である。議会から選出された首相が実質的な政権運営を担い、名誉職である大統領は国民の象徴として位置づけられている。立法府としては一院制のトルコ大国民議会、行政府として大統領及び内閣、司法府として最高裁判所が設置されている。

### 2. 元首

国民投票によって選出される大統領（任期 5 年、2013 年の改憲以前は 7 年）が制度上の国家元首である。高等教育を修了した 40 歳以上のトルコ大国民議会議員、又は要件を満たし、代表に指名される資格を持つトルコの一般国民の中から、一般投票により選出される。

現在のレジェップ・タイイップ・エルドアン（Recep Tayyip Erdoğan）は、1954 年に生まれ、高校在学中から国民救済党にて政治活動を開始した。福祉党を経て、1994 年にイスタンブール市長に当選したものの、市長在職中の政治集会でイスラム教の詩を朗読するなど政教分離原則への抵触が疑われ、1999 年には一時的に被選挙権が剥奪された。2001 年には、被選挙権を有しないまま、公正発展党（AKP: Adalet ve Kalkınma Partisi）の党首に就任した。2003 年には被選挙権を回復し、スィイルト県の補欠選挙で当選を果たした。その後、ギュル首相（当時公正発展党副党首）から首相職を譲り受け、2003 年 3 月 16 日に首相に就任した。2014 年 8 月 10 日には、トルコ初の直接選挙に基づく大統領選挙において過半数の得票を獲得し、大統領に就任した。

エルドアンは、外交面では近隣地域の安定と経済関係強化を図る全方位外交を進める一方、ダボス会議（2009 年）におけるイスラエル批判やトルコ国内公共施設における女性のスカーフ着用を認めるなど、親イスラムともとれる政策を展開している。

一方、首相は、トルコ大国民議会議員の中から、大統領の指名により選出される。2014 年 9 月 1 日、エルドアン側近のアーメット・ダヴットオール（前外相）が首相に指名された。

## ひとくちメモ 2 2013年のデモとエルドアン政権

近年のトルコにおける政治状況という、2013年にイスタンブールのゲジ公園に端を發したデモが記憶に新しい。

当時、エルドアンは都市再開発を積極的に進め、イスタンブールのタクシム広場でも、交通渋滞緩和を目的とした工事が2012年11月より開始されていた。特に広場近くにあるゲジ公園は市街地に残る最後の緑地とされてきたが、エルドアンはゲジ公園を取り壊し、跡地にショッピングモールを建設する計画を発表した。

2013年5月27日、計画反対を訴えるデモが始まった。当初はゲジ公園の木の伐採に反対する4人による抗議活動でしかなかったが、TwitterやfacebookなどのSNSを通じて、デモの情報が広がり、参加者が数千人規模に広がっていった。5月31日、デモを解散させるため、機動隊が催涙ガスや放水砲をデモ隊に対して使用し、数十人が重軽傷を負い、約60人が身柄を拘束された。こうした事態を受け、裁判所は建設計画の一時停止を命じた。

2013年のデモは、野党を中心とした特定の政治勢力が推進したわけではなく、ゲジ公園の緑地を守ろうとする市民の行為に対し、SNS上で市民の賛同が生まれ、デモ活動が拡大したことに特徴がある。その背景には、女性のスカーフ着用や酒類の販売規制など、政教分離が憲法上保障されたトルコにおける「親イスラム化」ともとれる政治姿勢に対する市民の反感もあったとされる。

写真（左）：ゲジ公園の緑地、写真（右）タクシム広場でのデモ（2014年4月）



このように、「親イスラム化」ともとれる政策を推進したエルドアン及び AKP の評価は分かれるところではあるが、AKP が政権を取ってからの2002年～2014年にかけて経済成長を実現してきたことは事実である。AKP は、2014年3月の地方選挙は信任選挙とって臨み、45%の得票率で勝利したので、国民の信任を得たとも考えられる。また、AKP は地方の保守層を抑えているため、一定程度の基礎票を全国的に抑えていると考えられる。

### ひとくちメモ 3 2014年8月、トルコ大統領選の結果

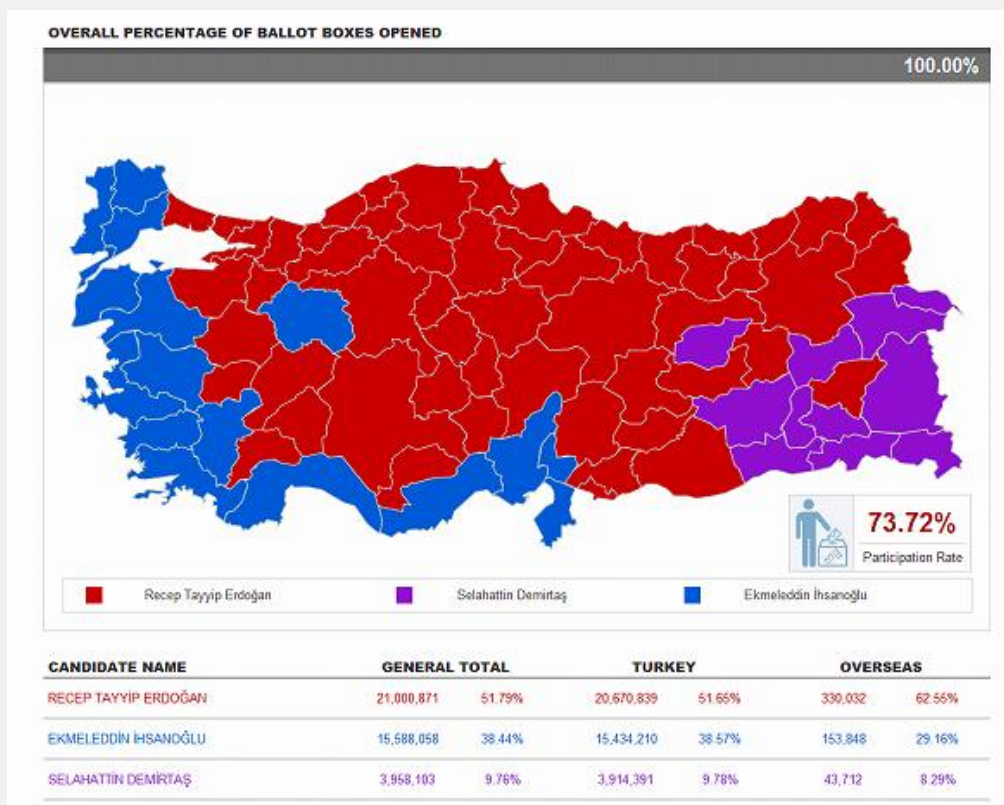
2014年8月10日、トルコ初の直接選挙に基づく大統領選が実施され、第一回投票においてエルドアンは約52%の得票を獲得し、大統領就任を果たした。

エルドアンの大統領選出馬については、トルコ国外でも多くの期待と懸念が存在していた。2003年の首相就任以降、エルドアンは積極的に経済開発を進め、実際にトルコは経済成長を遂げてきた。一方で、政教分離や言論の自由が憲法上保障されたトルコにおいて、親イスラミ的な政策を展開し、2013年にはデモを強圧的に鎮圧するなど、強権的指導者ともとれる姿勢を示してきたことも事実である。

こうした中に行われた大統領選において、エルドアンは圧倒的多数の県（下図の赤色）において最多得票を得た。一見して分かるように、地域毎に支持者が分かれた選挙であった。野党公認のイフサンオール候補は、イスタンブールを含むマルマラ地方やエーゲ海地方（下図の青色）での最多得票となった。一方、クルド人のデミルタシュ候補は南東アナトリア地方（下図の紫色）での最多得票となった。

結果として、エルドアンの支持基盤は、開発政策の恩恵に預った内陸部にあり、経済発展と人口集中の進む都市部では指示者が少なかったことが分かる。

2014年8月10日大統領選における県別最多得票者



(出所) Daily Sabah ウェブサイトより作成

### 3. 国会

トルコの立法府はトルコ大国民議会（Türkiye Büyük Millet Meclisi, TBMM）による一院制である（憲法 7 条）。1920 年のトルコ革命の折、アンカラで組成された大国民議会を起源とする。定数は 550 名であり、任期は 4 年（2007 年の憲法改正まで任期は 5 年）である。選挙では、全国に 81 ある県を単位に選挙区とする比例代表制選挙で選出される。

### 4. 内閣

トルコの内閣は、首相、副首相 4 名、大臣 21 名で構成される。閣僚名簿は、下記のとおりである。

図表 4 トルコ閣僚名簿（2014 年 9 月 1 日時点）

役職名	氏名	
首相	Pr. Dr. AHMET DAVUTOĞLU	アーメット・ダヴットオール
副首相	BÜLENT ARINÇ	ビュレント・アルンチュ
副首相	ALİ BABACAN	アリ・ババジャン
副首相	YALÇIN AKDOĞAN	ヤルチュン・アクドーアン
副首相	Pr.Dr. NUMAN KURTULMUŞ	ヌーマン・クルトゥルムツシュ
法相	BEKİR BOZDAĞ	ベキル・ボズダー
家族・社会政策相	Doç. Dr. AYŞENUR İSLAM	アイシェヌル・イスラム
EU 相	VOLKAN BOZKIR	ヴォルカン・ボズクル
科学・工業・技術相	FİKRİ İŞİK	フィクリ・ウシュック
労働・社会保障相	FARUK ÇELİK	ファールク・チェリック
環境・都市計画相	İDRİS GÜLLÜCE	イドリス・ギュルルジェ
外相	MEVLÜT ÇAVUŞOĞLU	メヴルト・チャヴシュオール
経済相	NİHAT ZEYBEKÇİ	ニハット・ゼイベクチ
エネルギー・天然資源相	TANER YILDIZ	タネル・ユルドウズ
青年・スポーツ相	AKİF ÇAĞATAY KILIÇ	アーキフ・チャータイ・クルチュ
食品・農業・酪農相	MEHDİ EKER	メヘディ・エケル
税関・商業相	NURETTİN CANIKLI	ヌーレットイン・ジャニクリ
内相	EFKAN ALA	エフカン・アラ
開発相	CEVDET YILMAZ	ジェヴデット・ユルマズ
文化・観光相	ÖMER ÇELİK	オメル・チェリック
財務相	MEHMET ŞİMŞEK	メハメット・シムシェック
国民教育相	Pr.Dr. NABİ AVCI	ナービ・アヴジュ
防衛相	İSMET YILMAZ	イスメット・ユルマズ
森林・水産相	VEYSEL EROĞLU	ヴェイセル・エロール
保健相	MEHMET MÜEZZİNOĞLU	メハメット・ミュエツジンオール
運輸・海事・通信相	LÜTFİ ELVAN	リュトフィ・エルヴァン

（出所）トルコ首相府ウェブサイトより作成

## 5. 政党

トルコには、77 の政党が現存しているが、トルコ大国民議会で勢力を有するのは公正発展党、共和人民党、民族主義者行動党の3党である。

第一党の公正発展党は、経済政策では欧州連合（EU）加盟や自由市場を目標とする政党である。一方、イスラム主義系政党である福祉党、及びその後継政党である美德党を前身としており、イスラム主義的な政党としてみなされることが多い。事実、イラク戦争時の米軍によるトルコ領空通過や民法改正（姦通罪設置）など、イスラム的価値観を含む政策判断の際には、多くの公正発展党所属議員が法案に反対している。

図表 5 トルコの主要政党

略称	党名	政治的立場	2014年統一地方選挙 得票率	トルコ大国民議 会議席数
AKP	公正発展党	中道右派	45.6%	313
CHP	共和人民党	中道左派	27.8%	131
MHP	民族主義者行動党	右派	15.2%	52
DBP(旧BDP)	民主地方党	左派	4.2%	2
SP	幸福党	中道右派	2.0%	0
	その他	-	5.20%	52

(出所) haberler.com <http://secim.haberler.com/2014/>より作成

政党の地域別分布としては、中道右派の公正発展党が全国的な影響を持つ。一般的に東部地域は保守寄りとされるが、イラク国境付近の東部及び南東部アナトリア地方では左派の民主地方党の支持が厚い。一方、リベラルな政治文化を持つエーゲ海及びマルマラ地方西部においては中道左派の共和人民党の支持が厚い。

2014年の統一地方選挙の結果、公正発展党が45.6%を得票し、トルコ全土からの支持を集める結果となった。エルドアン政権の親イスラムともとれる政権運営の結果、東部地域の保守層を取り込むことに成功したと考えることもできる<sup>4</sup>し、リベラルな政治文化を持つ西部においても経済成長の実績を評価され支持を集めることができたとも考えられる。

<sup>4</sup> 一方、AKP内部でも、エルドアンと宗教指導者ギュレン師の間で派閥抗争が生じてきているとの見方もある。これまではイスラム寄りのAKPか、世俗主義のCHPかという対立であったが、CHPに勢いがいない現状で、イスラム勢力の中での対立が激化している。

図表 6 地域別政党勢力分布状況（2014 年統一地方選挙結果）



(出所) haberler.com <http://secim.haberler.com/2014/>より作成

## 6. 行政単位

トルコの行政区画は7地域における総計81の県(il)から構成される(憲法126条)。各県の政策立案及び執行は、4年任期で民選される県議会が担い、県知事は県議会の決定に従って職務を遂行する。県知事は、内務官僚の中から選任される。

県の内部においては、郡又は市区(ilçe)が設置され、県庁所在地(merkez ilçesi)以外の地域には、内務省より行政官が選任される。なお、郡内の人口2万人以上の地域には街(belde)、2万人未満の地域には町(belde belediyesi)、2,000人以下の地域には村(köy)としての行政単位が付与される。市及び町については、条例制定権も付与されている。

図表 7 トルコの県一覧

エーゲ海地方	アフィオン県, アイドゥン県, デニズリ県, イズミール県, キュタヒヤ県, マニサ県, ムーラ県, ウシャク県
黒海地方	アマスィヤ県, アルトピン県, バルトゥン県, バイブルト県, ボル県, チョルム県, デュズジェ県, ギレスン県, ギュミュシュハネ県, カラビュック県, カスタモヌ県, オルドゥ県, リゼ県, サムスン県, スィノプ県, トカト県, トラブゾン県, ゾングルダク県
中央アナトリア地方	アクサライ県, アンカラ県, チャンクル県, エスキシェヒル県, カラマン県, カイセリ県, クルクカレ県, クルシェヒル県, コンヤ県, ネヴシェヒル県, ニーデ県, スィヴァス県, ヨズガト県
東アナトリア地方	アール県, アルダハン県, ビンギョル県, ビトリス県, エラズー県, エルズインジャン県, エルズルム県, ハツキヤリ県, ウードゥル県, カルス県, マラティヤ県, ムシュ県, トウンジェリ県, ヴァン県
マルマラ地方	バルケスィル県, ビレジク県, ブルサ県, チャナッカレ県, エディルネ県, イスタンブール県, クルクラーレリ県, コジャエリ県, サカリヤ県, テキルダール県, ヤロヴァ県
地中海地方	アダナ県, アンタルヤ県, ブルドゥル県, ハタイ県, ウスパルタ県, カフラマンマラシュ県, メルスィン県, オスマニエ県
南東アナトリア地方	アドゥヤマン県, バトマン県, ディヤルバクル県, ガズィアンテプ県, キリス県, マルディン県, シャンルウルファ県, スィイルト県, シュルナク県

## 7. 司法

トルコの法体系は大陸法に基づくものであるが、司法制度については複雑である。我が国における民事裁判・刑事裁判に加えて行政裁判、軍事裁判、憲法裁判に細分化されており、それぞれ管轄する裁判所が異なっている<sup>5</sup>。

日本で言う一般の民刑事事件を取り扱う裁判所は司法裁判所と呼ばれている。民事事件について司法裁判所は、各郡に設置された裁判所が基本的に管轄し、治安裁判所に割り当てられた事案以外は第一審民事裁判所が管轄する。刑事事件について、司法裁判所は軽度の事件を扱う第一審刑事裁判所と重度の事件を行う重罪裁判所に分化して設置されている。上訴審は主に控訴院にて行われる。

司法裁判所とは別の系列の裁判所としては、行政裁判所（行政裁判）、軍事裁判所（軍事裁判）、財産監査裁判所（会計監査・処分決定）、管轄紛争裁判所（管轄裁判所の決定）、憲法裁判所（憲法裁判）がある。これらに加え、各種特別裁判所が設置された事例もある。

図表 8 トルコの裁判種別と管轄裁判所

裁判分類		第一審裁判所	控訴審裁判所	最高裁判所	
裁判権	憲法裁判	憲法裁判所	—	—	
	行政裁判	通常行政裁判	行政裁判所	地方行政裁判所	国家評議会
		軍事裁判	軍事裁判所	最高軍事控訴院 最高軍事行政裁判所	—
	通常裁判	民事裁判	治安裁判所 第一審民事裁判所	高等控訴院	最高控訴院
		刑事裁判	第一審刑事裁判所 重罪裁判所	高等控訴院	最高控訴院
	管轄裁判所をめぐる係争	管轄紛争裁判所	—	—	
	会計監査	財産監査裁判所	—	—	

（出所）各種資料より作成

<sup>5</sup> 田中民之「中東諸国の法律・司法制度—歴史的パースペクティブから—1. トルコ」中東協力センター<http://www.jccme.or.jp/japanese/11/pdf/2012-04/josei03.pdf>



## 8. 外交

### (1) 総論

トルコは、欧州、中東、CIS 諸国、アフリカなどと国境を接し、地政学的な要衝に位置しているため、全方位的かつ平和的な外交を展開してきた。多くの国民がイスラム教徒でありながらも、欧米諸国との協調を続け、NATO、OECD、OSCE（欧州安全保障協力機構）にも加盟している。

昨今の最大の外交目標は EU 加盟である。1987 年に EC への加盟申請をして以来、2005 年 10 月には EU との加盟交渉が開始された。EU 加盟をめぐることは、EU 担当省を設置し加盟交渉推進に注力しているが、2014 年 5 月段階では加盟の見通しは不透明である。

また、昨今の公正発展党政権は近隣地域の安定と経済関係の強化を目指す積極外交を展開している。例えば、混乱するシリア情勢に関し解決に向けて積極的に関与し、アフガニスタンやソマリアの復興支援への関与を深めるなど、外交領域の拡大に取り組んでいる。

### (2) 近隣諸国との関係

近隣諸国との外交におけるトルコの基本的姿勢は前述の通り全方位的かつ平和的な外交であるが、一部近隣国については対立関係にあった歴史を有する。

ギリシャについては、オスマン帝国以来のギリシャ独立戦争、祖国解放戦争で戦火を交えた経験もあり、ギリシャ系住民とトルコ系住民が居住するキプロスの帰属をめぐる、時に対立した。ただし、1999 年のマルマラ大地震（トルコ）やアテネ大地震（ギリシャ）の際には相互に支援を行う等の交流も行っている。また、ギリシャはトルコの EU 加盟に対して反対を行っていない。このように、歴史的な因縁関係は否定できないもの、近年の平和的な関係を根底から覆すような深刻な対立には至っていないと考えることもできる。

アルメニアとの関係についても歴史的には対立関係があった。オスマン帝国末期、アルメニア人のオスマン帝国からの追放が行われ、その間アルメニア人に対する虐殺行為も行われた。さらに、トルコ共和国成立後にもアルメニアの一部領土がトルコに編入されるなど、歴史的確執は根深い。しかし、2009 年にはトルコとアルメニアの間に国交樹立が行われるなど、両国は関係改善に向けて取り組みを進めている。

イランとの関係については、2009 年の会談の中でエルドアンがイランの核保有の権利を是認する発言を行う等、二国間関係は良好である。2010 年にはギュル大統領（当時）がイランとの経済関係深化を強調し対イラン貿易拡大の方針が示された。こうした中、米国をはじめとする対イラン経済制裁発動国はトルコの姿勢に反発したものの、トルコはイランに対する自主外交路線を維持している。さらに、イスラム教国向けの自動車開発をイランと開始するなど、産業分野における二国間協調も進んでいる。

### (3) EU 加盟交渉

EU 加盟問題については、1987 年の EC 加盟申請以来大きな進展は見られず、2005 年に EU への加盟交渉が始まったものの大きな成果はあげられていない。背景には、前述のキプロス問題やアルメニア人虐殺に関する歴史問題、トルコ国内法制における人権保護制度未成熟の問題、EU へのトルコ人移民に対する受入国民の警戒感などもあるとされる。さらに、文化的・宗教的な問題も指摘される。現在、7,000 万人超の人口を持つトルコが EU に加盟すれば、EU 第二の人口大国となる。人口増加率や経済成長率を加味すれば、将来的にはトルコが EU 最大の国となることが予測される。さらに、トルコ国民の多くはイスラム教徒であることを考慮すれば、EU におけるイスラム教の影響力増大は否定しえない。こうした中、ヨーロッパ世界における多国間枠組みである EU がトルコの加盟について熟慮を続ける理由は推察できる。

### (4) 日・土外交関係

近代における我が国とトルコの二国間関係樹立は、1890 年のエルトゥールル号遭難事件に表象される。日本近海において座礁したエルトゥールル号乗組員に対し、日本は救援活動を行うとともに生活物資を支給し、両国民の心情的な梯が作られた。1904 年に始まる日露戦争では、日本は帝政ロシアを破り、露土戦争を通じてロシアと対立してきたトルコと勢力均衡上の利害関係を一致させた。共和国成立後の 1926 年には、現在の日本・トルコ協会の前身となる日土協会が結成され、日土友好が推進されていくこととなった。

第二次世界大戦においては、トルコは中立国を標榜していたものの、大戦末期の 1945 年 1 月 29 日に日本との国交を断ち、2 月 23 日に対日宣戦布告を行った。しかし戦後、我が国とトルコの国交は回復され、我が国企業の進出が進み、ボスポラス海峡にかかる第二ボスポラス大橋の建設など象徴的なインフラ建造プロジェクトも行われてきた。

1985 年には、イラン・イラク戦争の中でテヘランに取り残された日本人救出をトルコ航空が敢行し、エルトゥールル号事件の恩義を果たすなど、両国国民の友好関係が示されている。

#### ひとくちメモ 4 トルコは EU に加盟するのか？

トルコが EU に加盟申請していること、及び EU 側がトルコの EU 加盟について慎重になっていることは、本文にも記した通りである。一方で、トルコ側の加盟意欲はどうだろうか。

トルコは 1996 年に EU との関税同盟に加盟しており、経済面での市場一体化のメリットは、既に相当程度、享受している。正式加盟すれば、EU から構造基金、結束基金等の財政支援を受けられるが、一方で通貨統合にまで進めば金融政策の手段が狭まるなどの制約も見えている。現在の EU との関係は、ある意味でちょうどよい距離感を保ちつつ、経済的メリットを受けられ、最適な関係とみることもできるであろう。

トルコは全方位外交をとっているが、特に現在のエルドアン政権では、親イスラム的な首相の外交努力もあり、イラン、イラクをはじめ周辺のイスラム教国との関係も良好である。イランに対しては、西側諸国が人権侵害や核開発問題に対して制裁を科す中、自主外交路線を維持しているが、EU に加盟するとそのような外交姿勢にも影響が及ぶ可能性もあるだろう。

EU に対しては、引き続き加盟の意思を見せつつも、すぐに実現しなくても焦ることなく、周辺諸国との関係強化を図りたいというのが、現政権のスタンスではないかと推測される。

## 9. 軍事/国防

トルコは陸海空の三軍で 62 万人の兵力を有し、兵員数の点では NATO 加盟国で第二の軍事力を有する。国民徴兵制度が敷かれ、18 歳～40 歳のトルコ国籍保有男性には、身体の障害などの理由がない限り、12 ヶ月（大卒者は 6 ヶ月）の兵役が課される。良心的兵役拒否は認められていない。

トルコ国軍最高司令官（憲法 104 条）は大統領が兼任し、トルコ国軍の出動を決定する権限を持つ。また、内閣は、トルコ大国民議会に対して責任を負う（憲法 117 条）。一方、戦時には内閣の指名に従って大統領により任命された参謀総長が大統領に代わって最高司令官の任務を遂行する（憲法 117 条）。

このように、平時におけるトルコ国軍は行政府の長である大統領によって統括され、文民統制下に置かれる。一方、参謀総長の多くは陸軍出身者が就任しているため、戦時には三軍の統括が文民から離れることとなる。

さらに、1960 年及び 1980 年のクーデターを軍が主導するなど、政治的発言力の強い軍隊としてトルコ国民に認知されている。

## 第3章 経済概況

### 1. 経済概況

#### (1) GDP の推移

トルコ経済は、1990年代には脆弱な金融・財政構造を背景として、GDP成長率が乱高下する「ジェットコースター経済」と評されたこともあった。しかし、2001年の経済危機を経て構造改革が行われた結果、2002年以降は5~7%程度の経済成長を遂げてきた。

しかし、2007年以降には経済成長が減速し、2008年のリーマンショックを経て2009年にはマイナス成長を記録した。

2009年後半以降、内需の拡大を背景として堅調な回復が見られ、2010年には9.2%、2011年には8.8%の高成長を記録している。2012年には民間消費と投資の落ち込みにより2.2%の経済成長にとどまった。この背景としては、経済の過熱化により、中央銀行が引締政策を展開したことと、EU向けの輸出が落ちたことなどがあげられる。一方、2013年には内需の回復と政府支出の拡大により3.7%の成長を達している。内需回復と併せて2013年以降には再び成長率の回復が見込まれている。

トルコのGDPを消費面からみた際、総支出の最大の割合を占めるのは個人消費支出であり、総資本形成がこれに次ぐ。換言すれば、個人消費支出の増減がトルコ経済の成長を決定づける内需主導の経済である。昨今では、消費過熱が指摘されており、個人の多重債務者が増加してきたためにクレジットカード規制を導入するなど、消費抑制政策が展開されている。

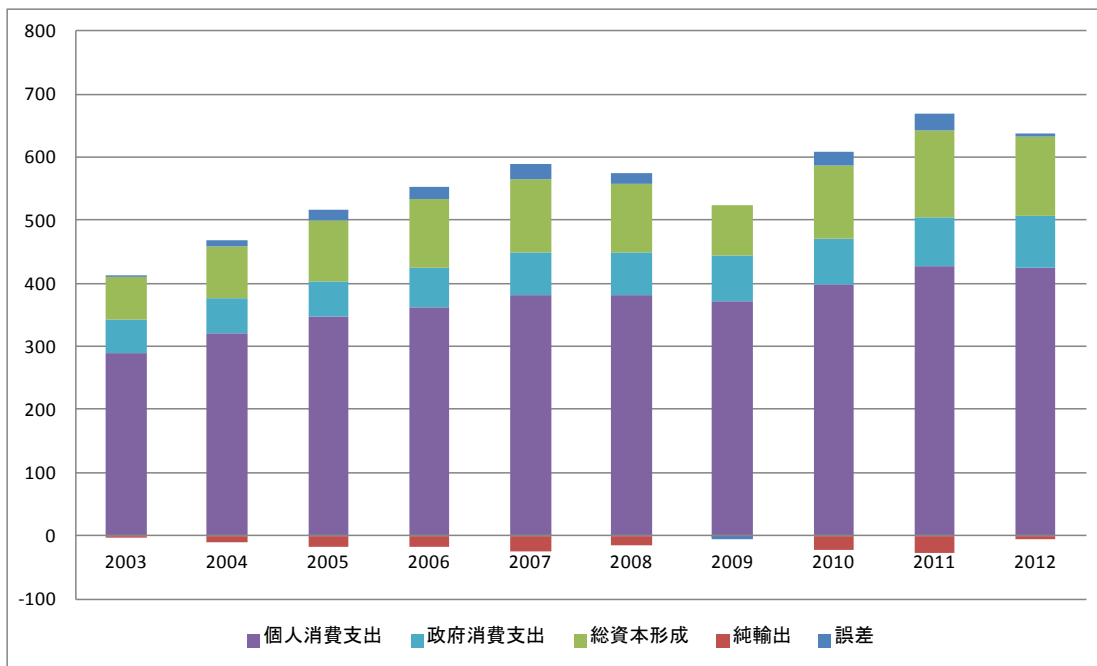
一人当たりGDPは2003年から2008年にかけて急増し、2008年には名目値で1万ドルを超えた。リーマンショック後に落ち込みは見られたものの、2010年には再び1万ドルを超えた2012年までは安定して推移してきている。

図表 9 トルコの国民総支出構成（単位：10億ドル）

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
国民総支出	410	457	500	535	564	559	519	587	642	633
政府消費支出	52	56	57	62	66	67	72	74	77	81
個人消費支出	289	321	346	362	382	381	373	397	428	425
総資本形成	69	82	97	109	116	110	79	117	136	126
財・サービス輸出	88	98	106	113	121	124	118	122	131	154
財・サービス輸入	90	109	122	131	145	139	119	144	159	159
誤差	1	10	17	19	25	15	-3	21	29	6
GDP成長率(%)	5.3	9.4	8.4	6.9	4.7	0.7	-4.8	9.2	8.8	2.2
一人当たり GDP(名目ドル)	4,595	5,867	7,130	7,736	9,312	10,379	8,626	10,135	10,605	10,666

(出所) World Bank “World Development Indicator” より作成

図表 10 トルコの国民総支出構成（グラフ 単位：10 億ドル）



(出所) World Bank “World Development Indicator” より作成

トルコの県別総生産のデータは、2001 年のトルコ統計局の調査を最後に、更新が止まっている。一方、現在もなおイスタンブールなどの大都市と内陸部の所得格差は指摘されているところである。

例えば、Daily News 紙の調査では、一人当たり所得 17,000 ドル以上に経済が成長しない「中進国の罠」の概念を用いてトルコの地域経済分析をしている。

図表 11 トルコ国内の経済格差



(出所) Daily News ウェブサイトより作成

同紙によれば、上図において緑色で示した 14 の県では、先進国と同等若しくはそれ以上の経済水準を達しており、トップ 10 の県（イスタンブール、アンカラ、ブルサ、エスキシェヒール、ビレジク、コジャエリ、サカルヤ、ボル、デュズジェ及びヨロヴァ）を合わせた国内総生産は、一部先進国を抜き、3,760 億ドルにのぼる。一方、青色で示した 40 の県は「中進国の罫」にはまる可能性のある地域であり、赤色で示した 27 の県は貧困線以下の経済水準に留まっている。

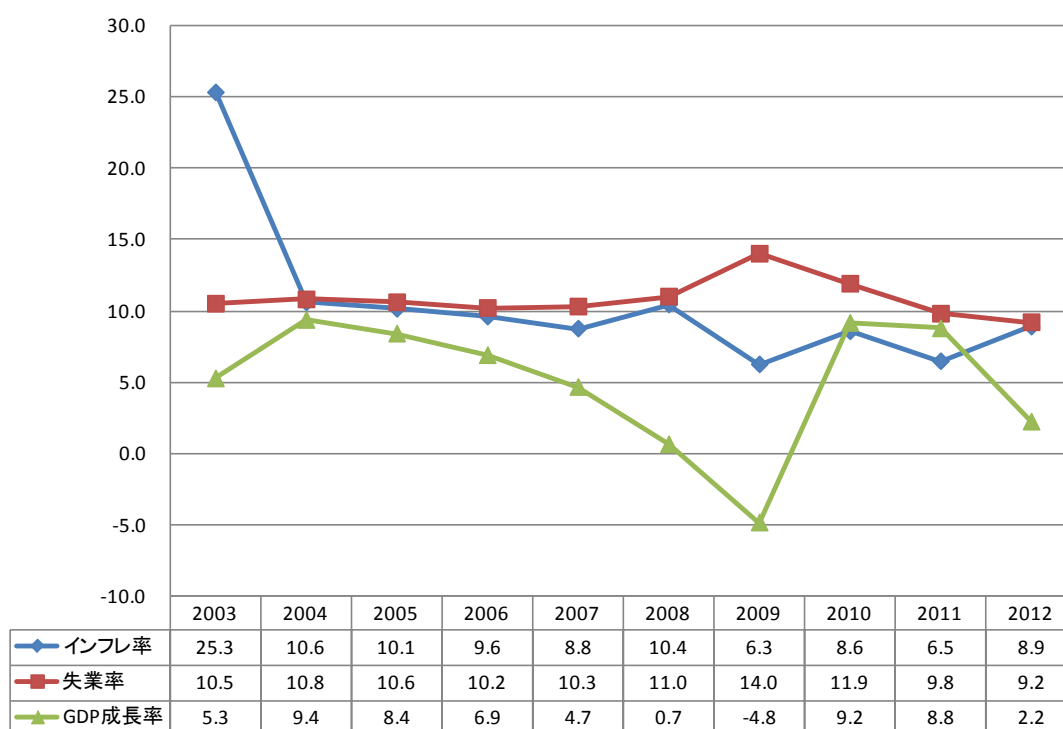
## (2) インフレと失業率

トルコは長年ハイパーインフレに悩まされ、2003 年までインフレ率は 60～70%近くで高止まりしてきた。しかし、2003 年にエルドアン政権下において IMF による経済構造改革プログラムを実行してきたことにより、2006 年以降のインフレ率は概ね 10%以下に収まっている。トルコ中央銀行は、インフレ率を 5%程度までに抑えることを目標としているが、2014 年 5 月段階では達成できていない。

また、GDP の項で述べたように、2008 年を除いてトルコ経済はプラス成長を遂げてきており、2010 年と 2011 年には GDP 成長率はインフレ率を上回る結果となった。

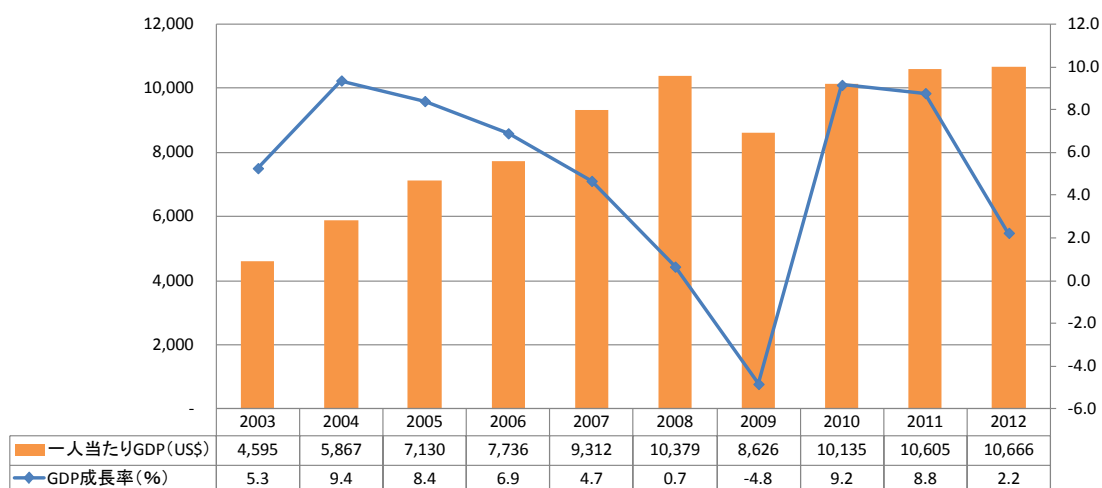
ただし、失業率に目を向けると継続して 10%近い失業率が続いており、雇用の創出と失業率の改善が今後のトルコ政府にとっての課題となっている。

図表 12 トルコのインフレ率、失業率、GDP 成長率の推移



(出所) World Bank “World Development Indicator” より作成

図表 13 トルコの実質 GDP 成長率と一人当たり GDP (名目) の推移



(出所) World Bank “World Development Indicator” より作成

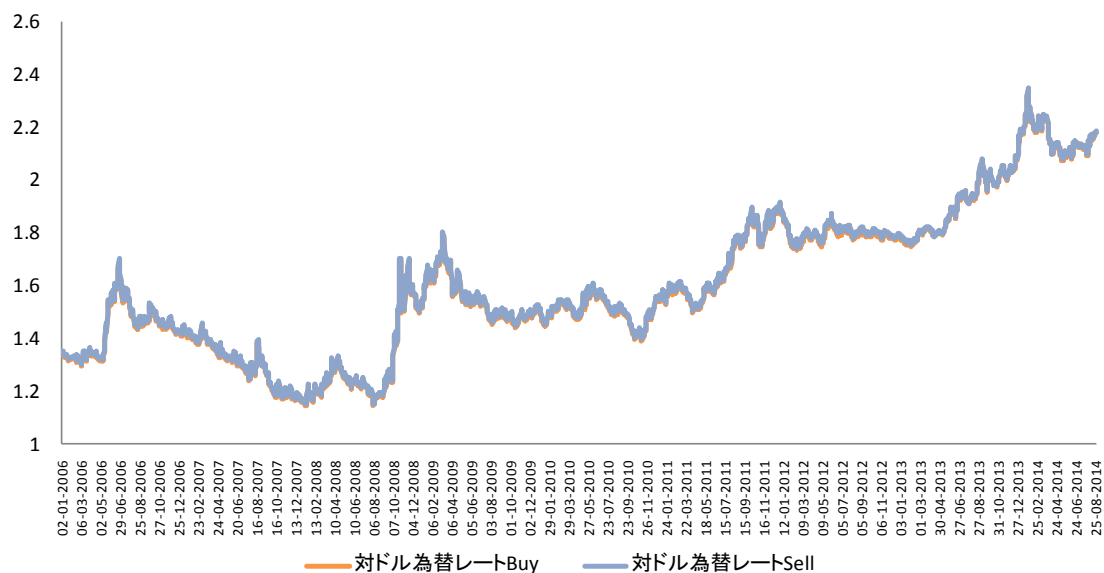


### (3) 為替の推移

トルコの通貨であるトルコリラ (TRY) は、長年のハイパーインフレを背景に 2005 年 1 月 1 日にデノミが行われた。デノミ後の通貨名称は「新トルコリラ」と呼称されたが、2009 年 1 月 1 日には再びトルコリラに戻されている。

デノミ後の新通貨が流通し始めた 2006 年以降の対ドルレートの推移を概観すると、2006 年に 1 ドル 1.3 リラ程度であった為替相場が、経済成長の減速と併せて 1.1 リラ程度までリラ高が進んだ。一方、2008 年 10 月以降には 1 ドル 1.5 リラ程度まで減価し、2011 年 6 月以降には 1.7~2.1 リラ程度で安定し、リラ安の状況が続いている。

図表 14 新トルコリラの対ドル為替レートの推移 (TRY/ドル)



(出所) Central Bank of the Republic of Turkey より作成

#### (4) 国際収支

既述のようにトルコ経済は成長を続けてきたが、経済成長の要因は海外からの資金流入に依存していた部分が多い。貿易収支、所得収支は赤字が継続しており、結果として過去10年間の経常収支は一貫して赤字であった。現状では、景気が良くなると消費が過熱化し、入超に陥り、経常赤字が拡大するという構造にある。一方、海外直接投資受入額を中心に金融収支は黒字を維持しており、かつ黒字幅も拡大してきた。こうした収支状況を補うべく、対外債務も膨らんできた。現状では、経済成長に伴って消費が過熱化すると輸入超過状況がさらに悪化し、経常赤字が拡大するという構造にある。つまり、海外からの資金流入が止まれば、成長が鈍化する可能性は否定できない。

こうした中、2014年1月29日、トルコ中央銀行は緊急の金融政策決定会合を開き、資金流出と通貨安を食い止めるため、主要政策金利をすべて大幅に引き上げることを決定した。通貨防衛を目的とした利上げにより、トルコの経済成長に下方圧力がかかる懸念もなされている。

長期的には、貿易収支の赤字を削減することで経常収支の安定化を図ることがトルコ政府には求められる。

図表 15 トルコの国際収支統計（単位：百万ドル）

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>A-経常収支</b>	-7,554	-14,198	-21,449	-31,836	-37,781	-40,372	-12,124	-45,420	-75,082	-48,497	-65,025
貿易収支	-13,489	-22,736	-33,080	-41,058	-46,852	-53,021	-24,850	-56,413	-89,137	-65,331	-79,931
サービス収支	10,472	13,030	16,016	13,985	13,954	18,884	18,625	16,684	20,152	22,562	23,055
所得収支	-5,494	-15,566	-21,793	-34,680	-37,387	-44,287	-14,098	-42,876	-77,677	-51,698	-62,862
経常移転収支	1,020	1,117	1,454	1,893	2,225	2,132	2,409	1,523	1,758	1,433	1,200
<b>B-資本収支</b>	0	0	0	0	-8	-61	-43	-51	-25	-52	-92
<b>C-金融収支</b>	7,162	17,702	42,685	42,689	49,287	34,763	9,880	59,511	66,986	70,311	72,734
FDI 流入額	-480	-780	-1,064	-924	-2,106	-2,549	-1,553	-1,464	-2,349	-4,074	-3,114
FDI 流出額	1,702	2,785	10,031	20,185	22,047	19,762	8,629	9,058	16,171	13,224	12,865
証券投資資産	-1,386	-1,388	-1,233	-3,987	-1,947	-1,244	-2,711	-3,544	2,688	2,657	2,619
証券投資負債	3,851	9,411	14,670	11,402	2,780	-3,770	2,938	19,617	19,298	38,132	21,090
その他投資資産	-986	-6,983	-553	-13,479	-4,969	-12,056	10,963	7,024	11,197	-707	1,836
その他投資負債	4,461	14,657	20,834	29,492	33,482	34,620	-8,386	28,820	19,981	21,079	37,438
<b>D-誤差脱漏</b>	4,489	838	1,964	-228	517	2,912	3,078	928	9,135	1,059	3,146
総計	4,097	4,342	23,200	10,625	12,015	-2,758	791	14,968	1,014	22,821	10,763
<b>E-外貨準備増減</b>	-4,097	-4,342	-23,200	-10,625	-12,015	2,758	-791	-14,968	-1,014	-22,821	-10,763
国内貯蓄	-4,047	-824	-17,847	-6,114	-8,032	1,057	-111	-12,809	1,813	-20,814	-9,911
対外債務	-50	-3,518	-5,353	-4,511	-3,983	1,701	-680	-2,159	-2,827	-2,007	-852
その他資金調達	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(出所) Central Bank of the Republic of Turkey より作成

## ひとくちメモ 5 「フラジャイル・ファイブ」(通貨安) から脱却できるか?

米連邦準備理事会 (FRB) の量的緩和縮小に伴って下落が進みやすい新興国通貨のことを、米国の証券会社が「フラジャイル・ファイブ」と名付け、トルコもそこに含まれるとされた。インフレ率が高く、経常収支が赤字で、成長資金を国外に頼っていると、マクロ経済構造が「脆弱な」(フラジャイル) 国が対象となっている。

実際に、トルコの国際収支を見てみると、モノの貿易は赤字が続いている。エネルギーや電子部品、高度な産業機械などを輸入に依存している。これらは国内の経済が成長すればするほど需要が増えるが、国内でまかなうことができないため、輸入が増える。このため、貿易赤字から脱却するのが難しい。輸入をするためにはトルコ・リラを売って外貨にする必要があり、通貨の価値は上がりにくい。

一方、自国の通貨安が続く中で輸入が増えると、物価は上昇し、インフレが起こる。インフレが起こるということは、通貨の実質的な価値(購買力)が下がるということであり、また通貨安につながる。

国内市場が急速に成長する中で、それに対応した供給の体制が追いつかないと、需要が過熱してインフレになることもある。特にインフラ整備には時間がかかるため、需要の成長速度に追いつかず、インフレになりやすい。

こういった状況に対して、トルコの国際収支を支えているのは、主に海外からの投資資金の流入である。中長期的に成長期待が高く、証券市場や直接投資などを通じて、海外の資金が入ってくることでバランスが保たれている。

このようなマクロ経済の構造から、トルコ・リラは下げ圧力がかかりやすい。そしてこれは構造的な要因によるものであり、短期間に改善するのは難しい問題である。

それでは、トルコに投資をしようとする企業にとって、このことはどのようなメリット、デメリットがあるだろうか。まずメリットとして、投資に必要な金額は、比較的安く抑えることが可能であろう。特に M&A をする場合には有利に働く。現地を輸出拠点として位置付ける場合、輸出競争力も高い。

一方でデメリットとしては、トルコ・リラ建ての売り上げが伸びても、為替レートが下落すると、ドルや円に換算した売上金額は相殺されて伸び悩む可能性がある。そもそも、上記のような構造上の問題を抱えているため、マクロ経済上のカントリーリスク(極端な例としては、1997年のアジア通貨危機のような状況に陥るリスク)が全くないわけではない。

投資をするにあたっては、このような構造上の問題を理解した上で、トルコをどのように活用するのか、戦略を立てる必要がある。

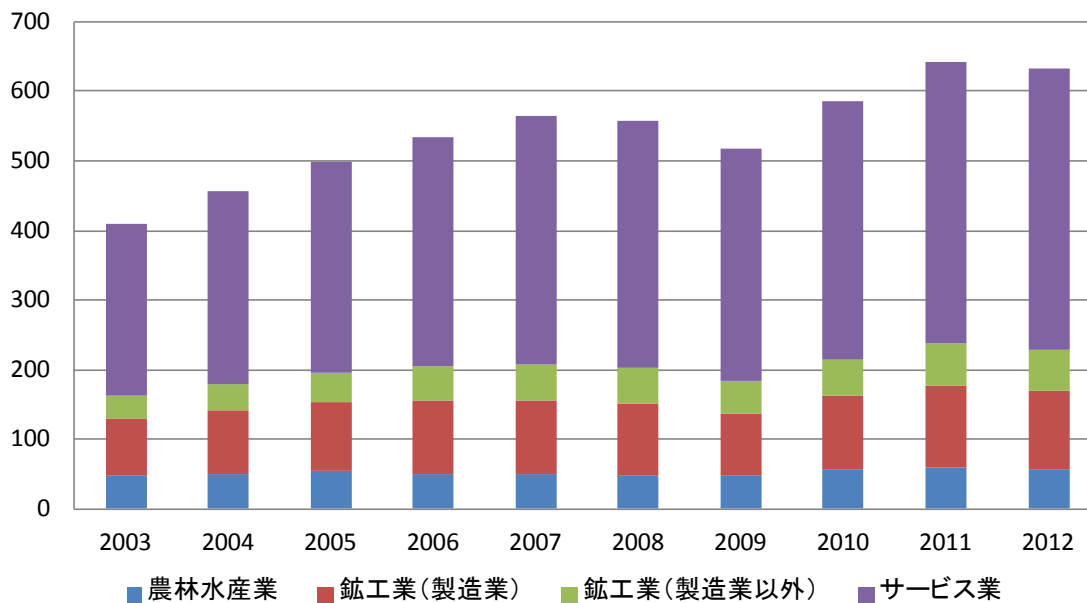
## 2. 産業構造

トルコは、GDPの60%以上をサービス業が占め、鉱工業のGDPへの寄与度は30%程度である。鉱工業の内訳としては、製造業の割合が大きい。

サービス産業を中心とした経済であることは否定し難いものの、観光産業や販売業に依存した産業構造ではない。例えば、事業者数ベースで成長産業を概観した際、建設業、情報通信業、管理・支援サービス業、科学技術専門業、運輸・倉庫業などは、年率10%超の増加を見せている成長産業である。販売業や宿泊・飲食業などの事業者も数多くみられるものの、増加率は高くはない。また、各産業の雇用者数ベースで見ても、上記成長産業の雇用者数の伸びは大きい。

鉱工業のうち、製造業についていえば、2003年に約23万社であった事業者数は2009年に約32万社に伸び、年率5.4%と堅実な成長が進んでいる。一方、雇用者数ベースでの増加率は2.9%に留まっており、大規模雇用創出を伴わない中小規模事業者の増加が中心となっていることが推察される。

図表 16 GDPの産業別構成（実質：2005年価格、単位：10億ドル）



(出所) World Bank “World Development Indicator” より作成

図表 17 トルコにおける産業別事業者数(単位：社)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	年平均 成長率
建設業	37,486	43,872	78,790	94,153	107,180	94,793	106,878	19.1%
情報通信業	10,900	13,460	15,444	20,671	25,152	26,663	25,783	15.4%
管理・支援サービス業	10,405	12,916	15,555	18,914	21,310	22,659	22,504	13.7%
科学技術専門業	71,782	83,690	91,577	105,777	117,168	120,651	130,882	10.5%
運輸・倉庫業	230,919	268,319	424,431	422,615	435,799	429,209	408,190	10.0%
芸術・娯楽業	7,888	9,646	11,938	13,376	14,378	14,996	13,584	9.5%
エネルギー関係業	176	195	187	210	243	257	279	8.0%
教育業	6,412	7,516	7,030	7,871	8,507	8,802	9,675	7.1%
不動産業	14,293	16,228	15,520	15,806	19,059	20,860	20,043	5.8%
鉱業及び採石業	1,710	1,909	2,532	2,164	2,244	2,442	2,393	5.8%
製造業	234,633	279,031	300,083	307,033	313,467	318,176	320,815	5.4%
その他サービス業	103,030	116,010	130,110	134,559	139,084	141,235	132,989	4.3%
卸・小売・自動車販売業	816,487	925,777	1,072,076	1,083,968	1,114,696	1,133,008	1,052,078	4.3%
宿泊・飲食業	161,386	187,017	191,290	207,496	209,232	210,809	201,767	3.8%
健康・社会福祉業	29,756	34,162	34,061	36,310	37,330	35,806	32,498	1.5%
水道、清掃、廃棄業	3,090	3,086	2,954	2,918	2,855	2,733	2,942	-0.8%

(出所) Turkish Statistical Institute より作成

図表 18 トルコにおける産業別雇用者数

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	年平均 成長率
管理・支援サービス業	210,454	273,278	369,451	442,232	470,406	494,490	560,374	17.7%
建設業	281,762	336,841	544,004	648,250	720,768	717,359	681,797	15.9%
健康・社会福祉業	101,765	116,702	135,974	152,375	173,251	193,188	189,314	10.9%
科学技術専門業	191,872	216,611	263,009	292,545	318,001	351,164	354,740	10.8%
教育業	93,368	116,576	122,755	143,630	155,463	170,846	169,472	10.4%
運輸・倉庫業	567,732	665,551	919,536	938,508	942,515	918,760	923,375	8.4%
不動産業	26,670	28,075	32,744	31,213	38,531	42,683	41,021	7.4%
水道、清掃、廃棄業	46,081	48,928	53,547	62,300	70,316	70,735	69,006	7.0%
芸術・娯楽業	22,689	24,401	26,989	28,995	32,274	36,704	33,531	6.7%
鉱業及び採石業	73,704	80,057	85,123	93,956	97,627	97,742	101,411	5.5%
卸・小売・自動車販売業	2,065,663	2,407,596	2,859,864	2,935,525	3,040,297	3,054,965	2,801,965	5.2%
宿泊・飲食業	474,994	481,688	568,848	578,154	607,650	665,514	608,773	4.2%
その他サービス業	159,677	162,554	193,786	207,505	199,098	215,430	201,282	3.9%
情報通信業	118,643	123,080	130,368	132,662	135,486	152,211	143,796	3.3%
製造業	2,172,190	2,392,614	2,568,013	2,667,080	2,761,349	2,841,298	2,584,773	2.9%
エネルギー関係業	66,704	66,900	65,883	64,546	66,029	64,662	62,139	-1.2%

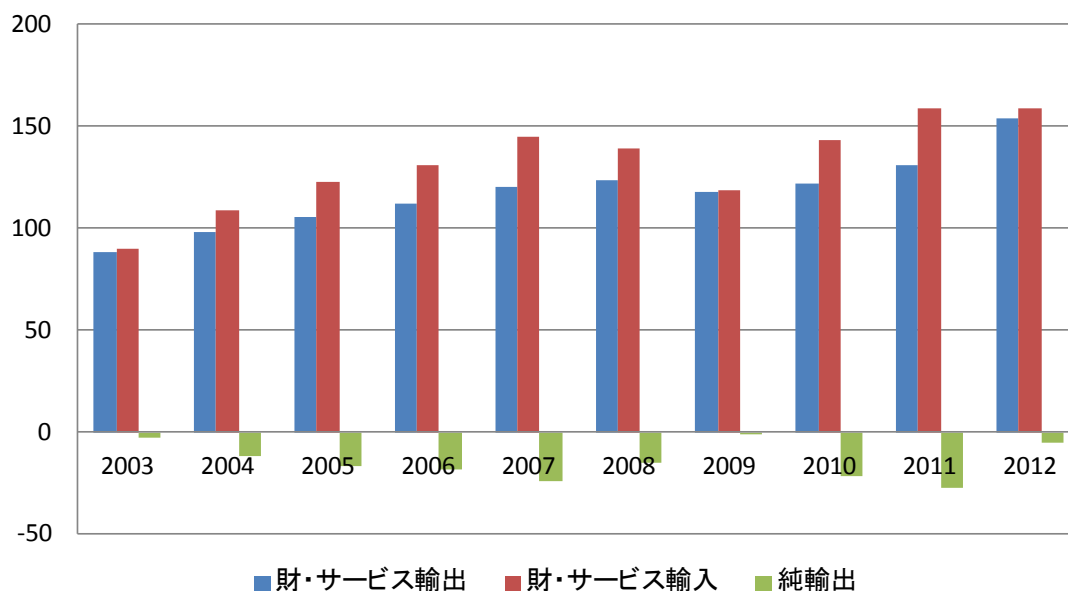
(出所) Turkish Statistical Institute より作成

### 3. 貿易構造

#### (1) 概観

トルコの貿易取引はリーマンショック後の落ち込みを除いて輸出・輸入ともに増加傾向にあり、入超の状況が継続している。輸入額については、内需の拡大に合わせて先進諸国からの高付加価値商品の輸入量が増えるとともに、工作機械や製造業向けの部品・原材料等の輸入が増加したことが理由としてあげられる。また、輸出額の増加については、EUとの関税同盟に加盟したことでEU加盟国に対する輸出競争力がついたことに加え、製造業等の成長により加工輸出が増大してきたことが理由としてあげられる。

図表 19 トルコの輸出入総額の推移（単位：10億ドル）



（出所）World Bank “World Development Indicator” より作成

#### (2) 輸出入品目

トルコは典型的な加工輸出型の貿易構造を持つ国であり、加工済製品を輸出するために、生産機械等の資本財や加工用原材料の輸入を行っている。輸出品目としては、消費財が輸出総額の40%を占め、中間材についても半加工原材料が30%近い割合を占めている。一方、輸入品目としては、中間材が輸出総額の70%近くを占め、消費財の輸入は10%強にとどまっている。

図表 20 トルコの輸出品目構成の推移（単位：百万ドル）

	2009	2010	2011	2012	2013	年平均 成長率
<b>総計</b>	204	228	270	305	304	10.4%
<b>資本財</b>	22	24	28	27	31	8.8%
資本財(輸送用機器除く)	12	13	15	16	18	11.3%
輸送用機器	11	11	13	11	13	5.9%
<b>中間材</b>	99	113	136	165	150	10.7%
未加工原材料	5	7	8	8	10	17.6%
半加工原材料	70	77	91	118	100	9.1%
未加工燃料	0	0	0	0	1	25.3%
投資財部品	6	7	9	9	10	14.5%
輸送用機器部品	10	13	16	16	18	16.1%
未加工食品類	1	1	0	1	1	8.4%
加工食品類	2	2	4	4	4	13.4%
加工済燃料	5	6	7	9	7	7.8%
<b>消費財</b>	81	91	104	111	121	10.5%
自動車	12	12	13	12	14	3.0%
耐久消費財	16	18	21	25	27	14.1%
半耐久消費財	21	24	26	27	30	8.5%
非耐久消費財	13	14	16	17	19	10.1%
未加工食品類	9	10	11	11	12	7.1%
加工済食品類	8	9	12	13	15	17.9%
ガソリン	2	3	5	6	6	23.1%
産業用輸送機器	1	1	1	1	1	3.5%
<b>その他</b>	1	1	1	1	1	4.3%
その他	1	1	1	1	1	4.3%

(出所) Turkish Statistical Institute より作成

図表 21 トルコの輸入品国構成の推移（単位：百万ドル）

	2009	2010	2011	2012	2013	年平均 成長率
<b>総計</b>	282	371	482	473	503	15.6%
<b>資本財</b>	43	58	75	68	74	14.4%
資本財(輸送用機器除く)	37	46	59	56	64	14.9%
輸送用機器	6	11	15	12	9	11.4%
<b>中間材</b>	199	263	346	350	368	16.6%
未加工原材料	16	25	32	31	28	14.9%
半加工原材料	87	117	151	147	172	18.5%
未加工燃料	2	2	3	2	2	-5.1%
投資財部品	17	18	22	22	25	10.6%
輸送用機器部品	16	21	25	22	24	11.0%
未加工食品類	4	6	9	7	7	13.3%
加工食品類	2	2	4	4	4	16.8%
加工済燃料	18	24	33	35	35	17.4%
その他中間材	37	47	69	79	71	18.2%

	2009	2010	2011	2012	2013	年平均 成長率
<b>消費財</b>	39	49	59	53	61	12.1%
自動車	9	14	17	14	18	20.9%
耐久消費財	5	7	9	9	10	17.3%
半耐久消費財	8	11	13	12	14	13.5%
非耐久消費財	10	11	12	10	11	2.2%
未加工食品類	1	1	2	2	2	9.1%
加工済食品類	2	3	4	3	3	12.7%
ガソリン	2	3	3	3	3	4.4%
産業用輸送機器	1	0	0	0	1	-18.0%
<b>その他</b>	1	1	1	2	1	-0.1%
その他	1	1	1	2	1	-0.1%

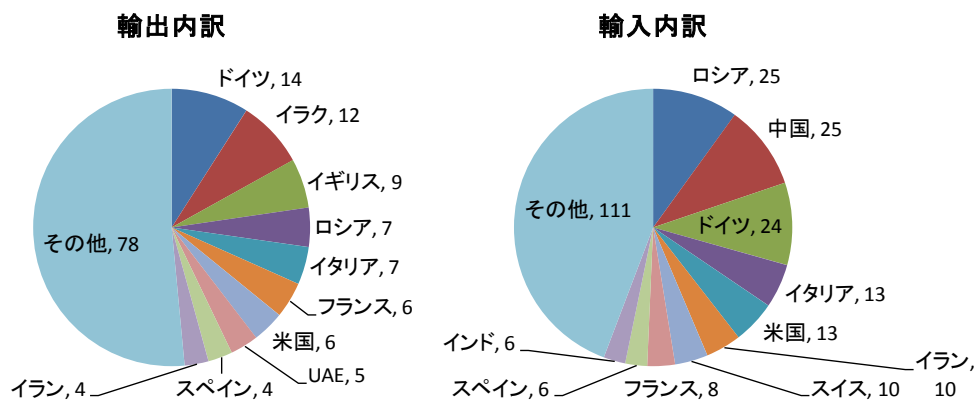
(出所) Turkish Statistical Institute より作成

### (3) 輸出相手国

2013年の輸出先上位3カ国はドイツ、イラク、イギリスであり、他の輸出先を見てもEU加盟国や中東諸国が中心となっている。また、輸入先上位3カ国については、ロシア、中国、ドイツであり、やはりEUや中東諸国が中心となっている。

輸出先であるドイツやイラク、イギリス等についてはトルコで加工がなされた製造業製品の輸出が行われている。一方、高付加価値の消費財等についてはドイツやイタリア、米国などから輸入するとともに、ロシアや中国からは製造業の加工用部材や安価な消費財等を輸入している状況である。

図表 22 トルコの国別輸出入内訳 (2013年 単位：百万ドル)



(出所) Turkish Statistical Institute より作成

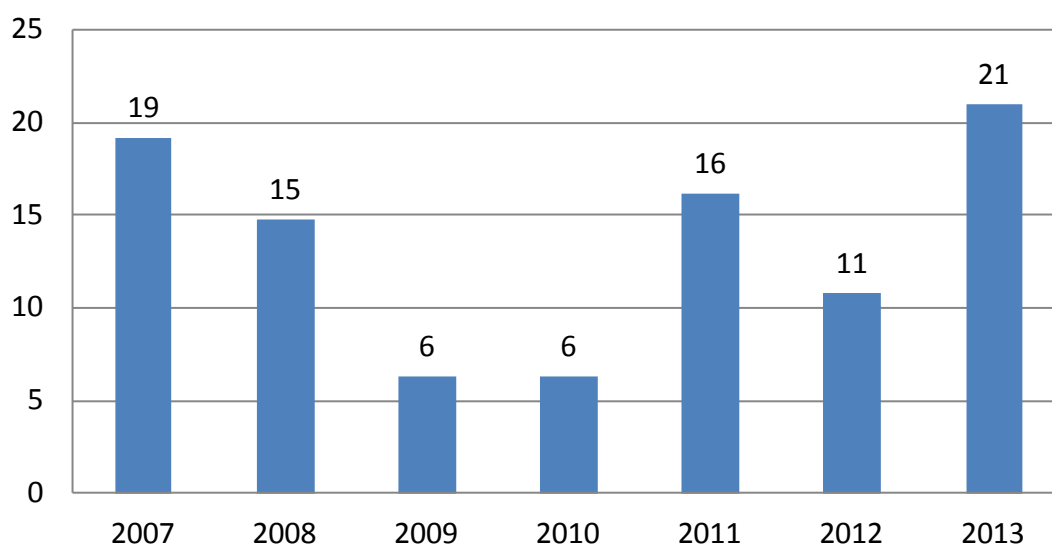


## 第4章 海外直接投資受入動向

### 1. 海外直接投資(FDI)受入動向

海外直接投資の受入状況については、2007年に190億ドルの受入実績があったものの、経済成長の鈍化とリーマンショックにより、2010年には60億ドルまで落ち込んだ。2011年以降には世界経済の回復を背景に海外直接投資受入額も回復し、2013年には210億ドルの受入を記録した。

図表 23 対トルコ FDI 受入額の推移 (単位：10 億ドル)



(出所) Central Bank of the Republic of Turkey より作成

### 2. 国別受入動向

2013年の海外直接投資受入額の国別内訳としては、ドイツが18.46億ドルと最も多く、かつ前年の額からの増加幅も大きい。2位以降は、オランダ(10.06億ドル)、ロシア(8.71億ドル)、アゼルバイジャン(7.76億ドル)、オーストリア(6.59億ドル)、レバノン(5.74億ドル)、スペイン(5.31億ドル)、日本(4.94億ドル)、カタール(4.69億ドル)、米国(3.46億ドル)の順である。他の国々についても、EU加盟国や中東諸国が中心である。なお、中国企業のトルコ進出については、企業数では韓国、日本を上回るが、投資額では限定的である。製造業では、トルコの期待水準を中国企業が満たしていないと認識する向きもあるが、トルコ市場での中国製品のシェアは拡大基調にある<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> JETRO ウェブサイト [http://www.jetro.go.jp/world/middle\\_east/tr/basic\\_03/](http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/tr/basic_03/)

図表 24 対トルコ FDI 国別受入額 (2013 年上位 20 カ国 単位：百万ドル)

	2009	2010	2011	2012	2013	年平均 成長率
ドイツ	497	597	665	491	1,846	38.8%
オランダ	717	486	1,425	1,381	1,006	8.8%
ロシア	12	2	762	11	871	191.9%
アゼルバイジャン	69	12	1,266	338	776	83.1%
オーストリア	1,019	1,584	2,418	1,519	659	-10.3%
レバノン	9	29	45	315	574	182.6%
スペイン	145	205	2,251	193	531	38.3%
日本	3	347	231	106	494	258.2%
カタール	0	52	50	46	469	-
米国	260	323	1,403	439	346	7.4%
イギリス	350	245	905	2,044	297	-4.0%
ルクセンブルグ	509	311	562	1,186	294	-12.8%
サウジアラビア	34	39	8	439	243	63.5%
フランス	617	623	999	86	222	-22.6%
韓国	0	0	0	0	221	-
クウェート	73	193	43	271	211	30.4%
スイス	163	123	233	454	202	5.5%
UAE	6	104	89	52	176	132.7%
イタリア	314	25	111	154	145	-17.6%
バーレーン	96	0	5	131	94	-0.5%

(出所) Central Bank of the Republic of Turkey より作成

### 3. 業種別受入動向

海外直接投資受入額の業種別動向としては、産業部門とサービス部門で概ね半々の割合となっている。

産業部門においては、電気・ガス・蒸気及び空調供給といったインフラ関係が 2013 年には 25.16 億ドルを計上し、製造業の 20.08 億ドルを上回った。製造業の内訳としては、コンピューター、電子・電気・光学機器の製造 (6.07 億ドル)、食品製品・飲料及びタバコの製造 (3.43 億ドル)、化学薬品・化学製品・薬品及び材料製造 (2.61 億ドル)、ゴム及びプラスチック製品の製造 (2.23 億ドル) などの割合が高い。

サービス部門においては、受入額 53.32 億ドルのうち、金融及び保険活動が 37.34 億ドルを占め、諸外国の金融機関のトルコ進出が進みつつあることが推察できる。金融分野以外のサービス部門では、卸売及び小売業 (3.56 億ドル)、運輸及び倉庫 (2.95 億ドル)、建設 (2.06 億ドル) 等があげられるが、サービス部門に占める割合はさほど高くない。

図表 25 対トルコ FDI 業種別受入状況 (単位: 百万ドル)

	2009	2010	2011	2012	2013	年平均 成長率
農業	48	81	32	43	49	1%
農業、林業及び漁業	48	81	32	43	49	1%
産業	1,126	2,887	8,037	5,479	4,811	44%
鉱業及び採石業	89	136	146	213	251	30%
製造	1,640	924	3,596	4,342	2,008	5%
食品製品、飲料及びタバコの製造	219	124	649	2201	343	12%
織物及び織物製品の製造	78	94	148	376	59	-7%
皮及び革製品の製造	11	0	0	0	0	-100%
木材及び木材製品の製造	0	1	0	84	3	
出版・印刷に使用するパルプ、紙、紙製品の製造	89	18	74	12	108	5%
コークス、石油製品及び核燃料の製造	61	3	1,255	179	46	-7%
化学薬品、化学製品、薬品及び材料製造	336	120	348	579	261	-6%
ゴム及びプラスチック製品の製造	34	7	128	485	223	60%
その他非金属鉱物製品	238	54	37	10	29	-41%
基本的な金属及び組立金属製品の製造	31	213	292	101	112	38%
機械及び機器 (未分類) の製造	220	64	76	32	5	-61%
コンピューター、電子・電気・光学機器の製造	59	177	464	143	607	79%
輸送設備の製造	224	38	93	121	75	-24%
未分類製品の製造	40	11	32	19	137	36%
電気、ガス、蒸気及び空調供給	2,153	1,824	4,293	924	2,516	4%
供給、下水道、廃棄物管理及び改善	5	3	2	0	36	64%
サービス	2,331	3,288	8,067	5,237	5,332	23%
建設	209	310	301	1428	206	0%
卸売及び小売業	389	435	709	221	356	-2%
運輸及び倉庫	230	183	222	130	295	6%
宿泊設備及び食品サービス活動	55	113	122	16	57	1%
情報及び通信サービス	173	36	36	133	122	-8%
金融及び保険活動	817	1,621	5,883	2,084	3,734	46%
不動産	210	241	300	173	130	-11%
専門、科学及び技術的な活動	81	94	103	78	106	7%
管理及びサポートサービス活動	22	17	55	234	142	59%
行政、防衛	0	0	0	0	0	
教育	1	17	68	60	14	93%
健康及び社会事業活動	105	112	232	546	105	0%
芸術、エンターテインメント及び娯楽	25	62	13	81	5	-33%
その他サービス活動	14	47	23	53	60	44%
世帯活動	0	0	0	0	0	
領土外の組織・機関の活動	0	0	0	0	0	
合計	6,266	6,256	16,136	10,759	10,192	13%

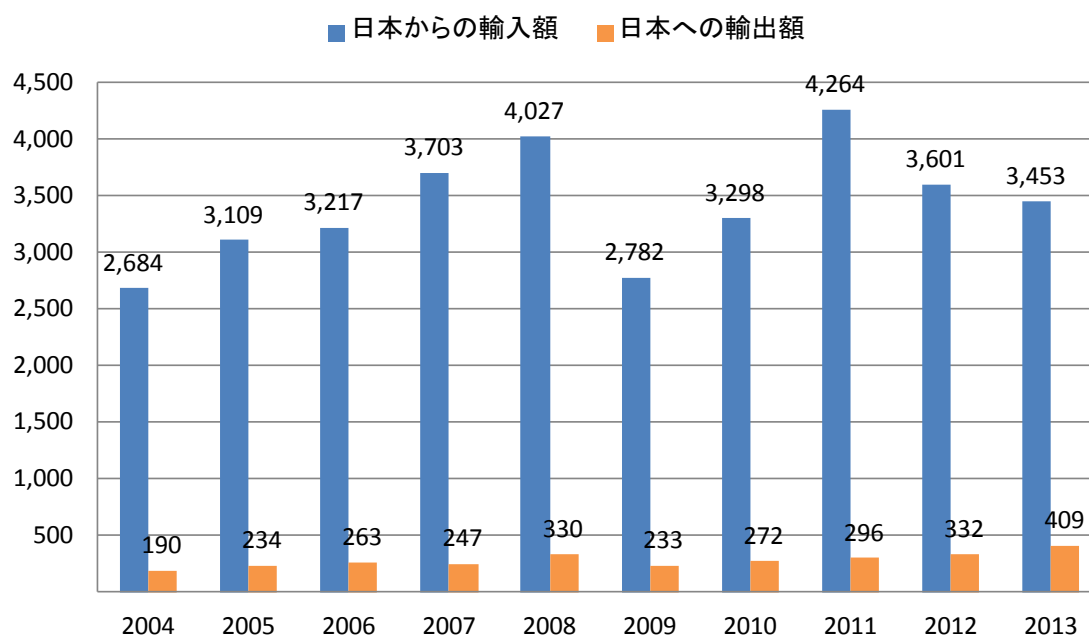
(出所) Central Bank of the Republic of Turkey より作成

## 第5章 日土経済関係

### 1. 日本とトルコの貿易

日本とトルコの貿易関係については、日本側の大幅な輸出超過が継続している。2013年の貿易統計では、日本側輸出額が34.53億ドルであるのに対し、トルコからの輸入額は4.09億ドルにとどまっている。構造的には、日本から機械類を輸出し、トルコから魚介類などの食料品、アパレルなどの繊維製品を中心とした工業製品を輸入する構造である。日本からの輸出品目としては、一般機械（34.0%）、輸送機械（17.6%）、鉄鋼（17.6%）が中心であり、トルコからの輸入品目としては、魚介類（11.0%）、繊維製品（8.9%）、ニット製品（8.6%）が中心である<sup>7</sup>。

図表 26 日本—トルコ輸出入額の推移（単位：百万ドル）



（出所） Turkish Statistical Institute より作成

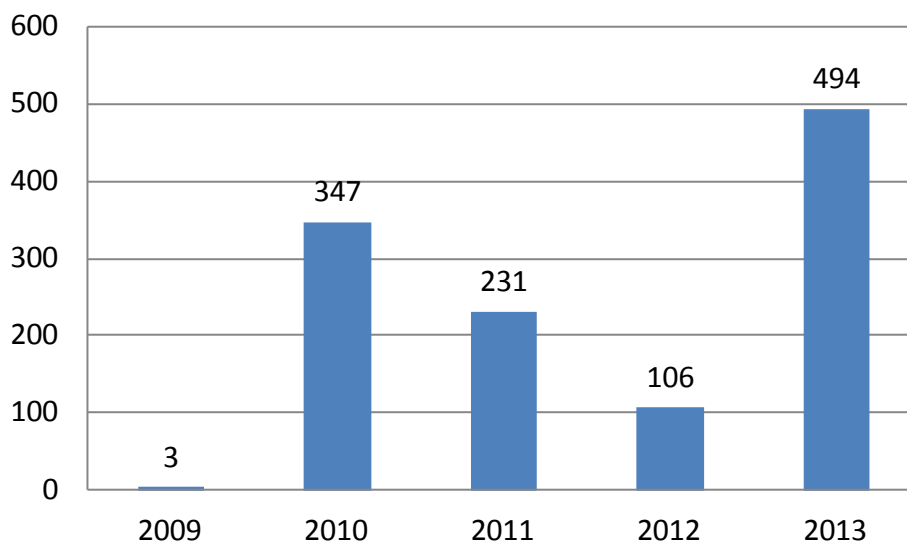
<sup>7</sup> JETRO ウェブサイト [http://www.jetro.go.jp/world/middle\\_east/tr/#basic](http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/tr/#basic)

## 2. 日本からトルコへの直接投資

トルコは日本企業にとって、EU 及び近隣諸国市場への生産拠点として地政学的に優位である上に、国内市場が成長過程にあるなど、注目を集めている。近年では、製造業の生産拠点設置に加えて、販売会社の設立なども行われている。

直接投資額としては、リーマンショック直後の 2009 年には 3 百万ドル程度に留まっていたものの、2010 年には 3.47 億ドルまで回復し、2013 年には 4.94 億ドルにまで増加してきている。

図表 27 我が国の対トルコ FDI 推移 (単位：百万ドル)



(出所) Central Bank of the Republic of Turkey より作成

## 3. トルコにおける日系企業

近年、日本企業のトルコ進出は増加傾向にあり、2014 年時点では 150 社程度の日本企業がトルコに進出している<sup>8</sup>。特に国内市場向け製品の製造・販売を目的とした製造業の進出が多く、自動車や医療機器、工作機械、電機、空調などの進出事例が目立つ。サービス・小売等については件数こそ少ないが、メガバンクや旅行業等も進出済みである。また、一部日本企業では欧州・中東地域の事業拠点を統括するための地域統括拠点としてトルコ拠点を位置づけるなど、トルコ近隣諸国を視野に入れた形でトルコ進出を捉える企業もある。

進出形態として、かつて我が国の大企業はコチ財閥やサバンジュ財閥などの財閥系企業と合弁を設立する形での進出が一般的であった。一方近年では、経営スタイルの相違から、

<sup>8</sup> JETRO イスタンブール事務所へのヒアリング

進出済みの日本企業が現地財閥との合弁を解消するなどの事例も見られる。また、アナトリア地方を出自とする新興財閥が台頭しつつあり、アナトリアンタイガーと呼ばれている。こうしたアナトリアンタイガーはイスラム色が強く、現政権とも関係が近い。一方、旧来の財閥の多くは世俗主義的であり、現政権に軽視されがちである。結果として、相対的にアナトリアンタイガーの影響は高まっており、現政権下ではアナトリアンタイガーとの提携をすることで、政府との折衝等が円滑化するという指摘もある。

日本の中小企業については、取引先である大手企業のトルコ進出に歩調を合わせ、トルコ進出を検討している場合が多い。トルコに進出した外資企業との取引を目指して独自の進出を遂げる本邦中小企業の事例は多くはない。

図表 28 トルコ進出済み本邦企業の一例

	設立	分野	事業内容
ブリヂストン	1974	自動車	自動車用タイヤの製造販売
富士重工業	1976	自動車	スバル自動車・同部品の輸入・販売
いすゞ自動車	1985	自動車	小型商用車の組立・販売
カゴメ	1987	食品	種苗育種の製造・販売
ダイキン工業	1989	空調	エアフィルタ製品の販売
オムロン	1991	電機	制御機器の販売
YKK	1991	繊維	ジッパー等の製造・販売等
ホンダ	1992	自動車	四輪車の製造、二輪車・四輪車の販売
日産自動車	1993	自動車	自動車の販売
日清食品	1993	食品	パスタ・即席麺の製造・販売
トヨタ自動車	1994	自動車	自動車の製造
丸紅	1994	エネルギー	BOT方式による売電事業
矢崎総業	1996	自動車	自動車用ワイヤーハーネスの製造・販売
住友商事	1997	貿易・商事	貿易・商事
トヨタ紡織	1998	自動車	自動車用シート等の製造・販売
ダイキン工業	1999	空調	空調・暖房機器の製造・販売
デンソー	2002	自動車	エアコン等の製造、オルタネーター等の販売
三五	2002	自動車	排気管等の製造・販売
バンドー化学	2003	電機	電動ベルト等の製造・販売
TPR	2004	自動車	エンジン用シリンダライナの製造
セキソー	2004	自動車	ブロー形成及びホーラスダクト組立
豊田通商	2004	物流・運輸	薄鋼板等の配送
アイシン精機	2005	自動車	自動車部品の製造
HIS	2005	旅行	旅行業
ヤマト	2005	自動車	マスク材及び内外装部品の加工・販売
ダイキン工業	2007	空調	空調機器の販売
関西ペイント	2007	樹脂	塗料の製造・販売
アマダ	2008	工作機械	金属可能機械の販売
第一三共	2008	医療	医薬品の販売
丸紅	2008	農機	クボタ製トラクター・部品の輸入・販売
オリンパス	2009	電機	映像関連製品の販売

	設立	分野	事業内容
オークマ	2009	工作機械	工作機械の販売・サービス
グローリー	2009	機械	通貨処理機の輸入・販売
旭化成メディカル	2010	医療	医療機器の販売
ピジョン	2010	消費財	育児用品・女性ケア用品の製造
NEC	2010	電機	通信機器・情報処理機器の販売
日本通運	2010	物流・運輸	運輸業
パナソニック	2010	電機	家電・システム商品の販売
味の素	2011	食品	調味料の輸入
三菱樹脂	2011	樹脂	複合材製品の販売
サカタのタネ	2011	食品	種子の販売
三五	2011	自動車	排気系部品等の製造・販売
資生堂	2011	消費財	SISEIDO の輸入・販売
NTN	2011	機械	軸受・等速ジョイントの製造・販売
三菱東京 UFJ 銀行	2012	金融	法人向け商業銀行業務全般
コニカミノルタ	2012	電機	複写機・資材等の販売
郵船ロジスティクス	2012	物流・運輸	総合物流業
住商アグロインターナショナル	2012	農業	農薬・肥料の販売
スターツ・コーポレーション	2012	不動産	不動産の仲介・管理・コンサルティング
東芝テック	2012	IT	ハードウェア・ソリューションの販売・保守
三菱電機	2012	電機	FA 機器の販売・サービス
日清食品	2012	食品	パスタ・即席麺の製造・販売
住友ゴム	2013	自動車	ラジアルタイヤの製造・販売
トヨタ紡織・三井物産	2013	自動車	シートカバーの製造・販売
東洋炭素	2013	素材	特殊黒鉛製品・機械用カーボンの加工・販売
森精機製作所	-	工作機械	工作機械の販売・サービス
富士フィルム	-	医療	内視鏡製品の販売・メンテナンス
JT	-	消費財	たばこ事業
NTT データ	-	IT	システムの設計・開発・運用
損害保険ジャパン	-	金融	損害保険業務

(出所) 東洋経済新報社『海外進出企業総覧』2014年より作成

#### 4. 日土 EPA

2014年1月初旬、安倍晋三首相とエルドアンの会談に基づき、日-トルコ EPA 交渉の開始が約束された。2014年8月段階では、EPAの対象製品等に関するスコーピングの検討を行う段階にあり、今後本格的な交渉が行われる見込みである。交渉においては、トルコ側から農業製品の輸出拡大の希望がなされ、日本側からは工業製品にスコープを絞る旨の希望がなされることが予想され、利害関係をどのように調整していくかが注目される。

日本企業に対する影響としては、日本からトルコに部品を輸出しトルコで組立を行う等の業態の場合、日本トルコ間の関税が撤廃されることによる恩恵を享受できるものと想定される。ただし、日本の製品をトルコに輸出し、トルコから EU に再輸出する場合には、再輸出関税が賦課されることには留意する必要がある。

## 第6章 外資導入政策と管轄官庁

### 1. 外資導入政策

トルコでは2003年に外国投資法を改正し、会社設立手続きの簡素化、審査承認制から届出制への変更、手続き期間の短縮、紛争解決における国際調停機関の介在保障など、外資に対する投資環境の改善を進めてきた。

また、2006年には首相直轄機関としてトルコ投資促進機関（ISPAT）を設立し、外資誘致のための投資制度・国内事情などの情報提供や現地法人設立時の所要手続きなど支援を行っている。

さらに、2010年には地域開発機関設立法（2009）に基づき、トルコ各地に地域開発機関が設立され、地域産業の振興に加えて外国投資の呼び込みや投資サポートを行っている。

### 2. 外資誘致体制

#### (1) トルコ投資促進機関（ISPAT）

トルコ投資促進機関（ISPAT）はISPAT法（2006）に基づき首相直轄機関として設立された外国投資促進機関であり、全国、地域及び地方レベルで投資の推進や誘致に従事している機関全体の連絡拠点としての役割も果たしている。本部をアンカラに設置し、イスタンブールにも事務所がある。また、日本を含む海外諸国にも事務所を設置している。

2014年5月時点で、トルコ投資促進機関（ISPAT）の組織は、産業別投資誘致部門（自動車、エネルギー及び関連設備、鉱山、機械、石油化学）別に分かれている。トルコでは、石油・ガスなどのエネルギー需要の7割を輸入に頼っていることもあり、エネルギーに多くの人員が割かれている。また、産業横断的な調査部門も設置されている。

なお、トルコ投資促進機関（ISPAT）アンカラ本部には、投資誘致部門に加え、政府関係部門も設置されている。政府関係部門の業務内容は各種申請の支援やインパクトアセスメントの提供などである。より具体的には、環境アセスメントなどの支援、投資インセンティブ申請の支援、土地の探索・紹介、PPP案件の民間企業への情報提供などである。

トルコ投資促進機関（ISPAT）の基本的事業は、外国投資家との折衝が中心である。どの国や産業分野についても広く投資誘致を行っており、ウェブサイトは12カ国語に翻訳されている。昨今の傾向としては、ドイツや中国、英国、スペイン、フランスからの進出希望が増えてきている。我が国との関係については、JETROとの綿密な連携の下、日本企業の誘致を行っている。2014年4月のトルコ投資促進機関（ISPAT）訪問時の説明によると、味の素、住友ゴム、三菱東京UFJ銀行、石川島播磨工業、三菱重工業なども良好な関係を築いてきている<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> トルコ投資促進機関（ISPAT）へのヒアリング



トルコ投資促進機関（ISPAT）は東京にも事務所を開設しており、トルコ進出を検討する日本企業は東京事務所の支援を無償で受けることができる。日本企業に対しても、投資の収益性を判断するための情報の調査・提供、提携先候補となる現地企業の紹介、工場立地の候補用地の調査、各種優遇制度の照会などを行っている。さらに、一定要件を満たす投資案件（日本円 25 億円以上の生産事業への投資）については日本企業の担当者がトルコを訪問した際の同行、訪問先手配なども無償で行っている。ただし、当機関のサポート対象は①工場建設などの新規・追加直接投資、②現地企業などとの合併事業、③現地企業の M&A、の優先順位となっている点には留意を要する。なお、貿易事業はサポートの対象にならない。

図表 29 トルコ投資促進機関（ISPAT）事業概要

INVEST IN TURKEY



**FOR MORE POWER  
TO YOUR GLOBAL BUSINESS  
PUSH THE BUTTON**

### ISPAT について

トルコ共和国首相府企業誘致促進エージェンシー (ISPAT) は、トルコの投資機会を世界の実業界に宣伝し、トルコへの参入前から参入後にわたり投資家を支援するため設立された公的機関です。

ISPAT は、外国人投資家の照会先であり、また全国、地域および地方レベルで投資の推進や誘致に従事している機関全体の連絡拠点としての役割を果たしています。

ISPAT は、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、日本、サウジアラビア、スペイン、ロシア連邦、英国、米国、および韓国に及ぶローカルコンサルタントとしてのネットワークを通じ、世界規模で活動を行い、窓口を一本化して投資家の皆様にさまざまなサービスを提供し、トルコから最高の成果を引き出すための支援にあたっています。ISPAT の専門家チームは、トルコ語だけでなく、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ロシア語、スペイン語で投資家の皆様にサポートすることが可能であり、投資家の皆様がトルコでの事業発展に成功するための支援に力を注いでいます。

ISPAT はさまざまなサービスを無料で提供しています。以下にその一部を紹介します。サービス提供にあたっては秘密保持が厳守されています。民間部門の取り組みに対し、政府機関の支援を一体化した内容となっています。

- ▷ 市場情報および分析
- ▷ 業界の概況および包括的な部門レポート
- ▷ 投資条件の評価
- ▷ 用地の選択
- ▷ 提携および合併事業の相手先となりうる企業の検索
- ▷ 関連政府機関との交渉
- ▷ 以下のような法定手続きおよび法的問題に関する支援

- 起業
- 奨励申請
- 認可取得
- 労働許可、在留許可

(出所) トルコ投資促進機関（ISPAT）ウェブサイトより作成

## (2) 地域開発機関

地域開発機関はトルコの各地域における産業発展や企業誘致、インセンティブ認定を担う公的組織である。地域開発機関設立法（2009年法律5449号）に基づき、地域開発機関の設立が閣議決定され、2010年に地域開発機関が事業を開始した。2014年4月時点で、トルコ全土で26の地域開発機関が設立されており、イスタンブール、アンカラ、イズミールの大都市はそれぞれ市の単位で地域開発機関が設立され、それ以外の地域は1つの地域開発機関が複数の都市を管轄している。

本機関の運営体制として、理事会（Board of Directors）に、知事、市長、商工会議所会頭、地方議会議員等が名を連ねている。またアドバイザーボードには、100名を超える評議員（大学、政府機関、NGO等）が指定されている。理事会はアドバイザーボードの監督を受ける関係にある。理事会の下、アンカラ開発機関内の組織としては、事業組成及び戦略担当、プログラムマネジメント、監理（モニタリング）・評価、広報、総務の組織構成となっている。

本機関の予算は、法律5449号の規定により、国庫及び地方政府、アドバイザーボード構成評議員メンバーである商工会議所等から支払われる会費によって賄われている。予算の80%は事業費で、人件費等の運営費は20%である。

地域開発機関の業務内容は、地域開発計画の策定、調査、広報活動、投資サポート、インセンティブの認定に大別される。

地域開発計画策定については、例えばアンカラ開発機関では、独自の地域開発計画の下、重点を置く産業としてICT、防衛産業、医療関係、建設機械などの優先分野を設定している。ただし、これら以外の産業分野を差別するわけではない。しかし、インセンティブのゾーン制定上、アンカラはより付加価値の高い産業の集積を図っており、繊維産業などはトルコ東部の低開発地域のターゲット産業になっている。

調査としては、各種インパクト調査に加え、アンカラ開発機関では『アンカラ貿易調査』、『建機市場調査』等を実施し刊行している。

広報活動としては、“Innovative Ankara project market”（アンカラにおけるエコシステム強化を目的とした企業を促進するため、アイデア等発表の場を提供）や“Global Entrepreneurship Summit”（マレーシア投資促進機関との協調による起業促進）等を実施した。また、外国大使館、経済関係機関、ドナー等と共同で企業誘致等を目的とした活動を行っている。

投資サポートとしては、テクニカルサポート（非営利組織向けの経営支援）、金融サポート（非営利組織向け：短期資金提供）、金融サポート（全ての組織向け：10～50百万ドル程度）があげられる。全て本機関の予算を用いた無償提供であるが、事業者は他の資金調達手段と併用することが義務付けられている。

投資インセンティブの認定については、法律5449号の規定により経済省から管轄地域への進出企業に対する付与インセンティブの認定権限を委譲されている。

こうした地域開発機関のサービスは、日本企業も享受可能である。2014年4月にアンカラ開発機関を訪問した際の話では、日本企業はトルコ投資促進機関（ISPAT）東京事務所に相談をすればよいとのことであった。その後、トルコ投資促進機関（ISPAT）東京事務所からトルコ投資促進機関（ISPAT）本部に連携され、トルコ投資促進機関（ISPAT）本部でトルコ投資促進機関（ISPAT）が担当すべき案件か、アンカラ開発機関が担当すべき案件か判断するとのことである。

図表 30 地域開発機関の例（アンカラ開発機関ウェブサイト）



(出所) アンカラ開発機関ウェブサイトより作成

写真 3 アンカラ開発機関



## ひとくちメモ 6 トルコ投資促進機関と地域開発機関による充実した支援

日本からトルコへの投資にあたっては、トルコ投資促進機関（Investment Support and Promotion Agency of Turkey, ISPAT）が窓口となり、投資を検討する企業に対して手厚い支援を行っている。

トルコ投資促進機関（ISPAT）は、2006年、首相府におかれた首相直轄の機関である。本部はアンカラにあるが、イスタンブールにもオフィスがある。日本は重要対象国として位置付けられ、イスタンブール・オフィスに日本担当者がおかれているのみならず、東京にもオフィスが設置され、日本人スタッフが日本の投資家に対して情報の提供や本国との連絡、各種のアレンジメントなどを支援している。

トルコ投資促進機関（ISPAT）は投資誘致のためのプロモーションを行う一方で、進出にあたって必要な各種政府機関との調整、申請手続きのワンストップ対応を行っている。進出時には各種の申請などが必要になるが、トルコ投資促進機関（ISPAT）は首相の直轄機関として、省庁の壁を越えて調整を行う。このため、投資家はトルコ投資促進機関（ISPAT）を窓口として進出の手続きを進めることができる。具体的な支援内容は以下の通りである。

- － 市場情報及び分析
- － 業界の概況及び包括的な部門レポート
- － 投資条件の評価
- － 用地の選択
- － 提携及び合弁事業の相手先となりうる企業の検索
- － 関連政府機関との交渉
- － 以下のような法定手続き及び法的問題に関する支援
  - ・ 起業、インセンティブの申請、許可取得、労働許可、在留許可

なお、トルコ投資促進機関（ISPAT）の支援対象は基本的に投資であり、貿易事業は対象外である。

国全体の窓口はトルコ投資促進機関（ISPAT）であるが、ある程度、投資先の地域が絞れてくると、地域開発機関がより現場に密着した支援を提供することも可能である。例えば首都アンカラにはアンカラ地域開発機関（Ankara Development Agency）がある。これはトルコ開発省管轄の地域開発機関であり、アンカラの産業発展及び企業誘致促進を担っている。

アンカラの場合、投資誘致の重点産業は情報通信、防衛産業、医療関係、建設機械などの高付加価値産業を優先セクターとして設定している。より具体的な立地場所の選定などは、地域開発機関と相談して進めていくことも可能である。

## 第7章 主要関連法規

### 1. 法体系

トルコは我が国と同じく大陸法系の法体系をとる国であり、明文化された憲法を頂点として、個別法が策定・執行されている。トルコ共和国成立以前には、オスマントルコ独自の法体系が存在していたが、共和国成立とともに漸次撤廃され、現在では完全に撤廃されている。また、政教分離を国是としているため、国民に占めるイスラム教徒の割合は多いものの、イスラム法（シャリーア）は適用されていない。

### 2. 憲法

トルコ共和国における最初の憲法は、共和国成立直後の1924年に制定された。独立直後ということもあり、特に国家主権の原則が維持され、トルコ大国民議会が「国民の唯一の代表機関」であるものと規定された。憲法（1924）は1961年と1982年の改正を経て、国民主権の原則が謳われるようになった。

憲法（1982）では、共和制であるトルコの国家はその領土及び国民を合わせた不可分の存在であり、法の支配のもとに永続的、民主的、社会的な地位にあることが規定された。すべての個人は、言語、人種、皮膚色、性別、政治的態度、思想信条、宗教及び教派、又は同様のいかなる理由にかかわらず、法の前では平等であり、いかなる差別も受けないという平等原則も明示されている。また、言論の自由、報道の自由、居住と移転の自由、宗教と良心の自由、思想と所信の自由、思想の表現と流布の自由、結社の自由、通信の自由、プライバシーの権利、財産の権利、集会とデモ行進の権利、法的救済の権利、法的審判の保障と情報入手の権利など、の基本的な人権も認められている。

### 3. 外国直接投資法

2003年6月17日、トルコ政府は49年ぶりに外国直接投資法を改正した。改正の最大の眼目は、①会社設立手続きの審査承認制から届出制への変更、②会社設立手続きの19段階から3段階への簡素化・迅速化、③紛争処理への国際調停機関による介入の保障であった。また、従来は投資申請に最低自己資本額5万ドルの拠出が必要だったが、これも廃止された。新法は全7条から構成される短いものであり、英語版で全4ページに収まるものである。外国直接投資法（2003）の概要と改正点は下記のとおりである。

図表 31 外国直接投資法（2003）の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 条：法の目的と意図</li> <li>・ 第 2 条：外国人投資家及び外国直接投資の定義</li> <li>・ 第 3 条：外国直接投資の原則 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 内外投資家を無差別・同等に取扱うと保障（新規定）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従来外国人投資家がトルコで会社を設立するには、まず財務省外国投資局から認可を取得し、その上で税関・商業省に会社設立を申請する必要があった。しかし、この外国投資家のみ課されていた財務省への認可申請は不要となり、申請に必要なだった資本移転のためのレター・オブ・インテント、定款、株主の委任状、公証付きパスポートのコピー、企業業績詳細、過去 2 年間の企業業績証明書といった文書の提出も不要となった。</li> <li>✓ 今後は、外国投資家も国内投資家同様、税関・商業省から会社設立許可(必要な業種のみを得た後、各都市の商業会議所が設置している商取引登録所（Trade Registry Office）で会社登録を行い、税務署で納税番号を取得する。2014 年 8 月現在、イスタンブールでの申請は商取引登録所のネットワークのみで受付がなされている。</li> </ul> </li> <li>b. 外国投資の没収と国有化は行わないことを保障（公共の利益の為に必要であり、対価を支払う場合を除く）</li> <li>c. 資本移転の自由を保障（ただし、銀行や私営金融機関を介することが条件）</li> <li>d. 紛争解決における国際調停機関の介在を保障（新規定）。</li> <li>e. 非現金資本はトルコ商法の規定に基づき評価。ただし、外国に所在する企業の株券・債券は外国人投資家の外国投資分と認める。外国法に基づき設立された会社が動産を投資対象とする場合、当該国の法令に基づく評価を基準とする。（新規定）。</li> <li>f. 外国人への労働許可は労働・社会保障省が発行（新規定）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従来は、外務省や内務省などの承認を経て、財務省外国投資局が発行していた。労働認可までの期間短縮が期待されていたが、かえって長期化する結果となっており、投資を阻害する要因として外国企業から改善を求める声が上がっている。</li> <li>✓ 外国直接投資として承認される会社の重要役職（規則で明記）の外国人 1 名に労働許可を発行する場合、5 人のトルコ国籍者を雇用するという義務は免除される。</li> <li>✓ 但し、2015 年 1 月以降、初回労働許可申請は国籍を有する国かトルコ在外公館でしか申請出来なくなる可能性がある。</li> </ul> </li> <li>g. 駐在員事務所（リエゾン・オフィス）の開設認可は経済省が行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ なお、2003 年 4 月 24 日付官報に公示された「所得税法 23 条第 14 項の廃止（一定の条件下にある駐在員事務所で雇用された従業員の給与に対する課税免除を廃止）」については、外資の反発が大きく、2003 年 8 月 7 日付の官報で正式に実施見</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
--

送りが発表された。

- ・ 第 4 条：投資統計提出の義務
- ・ 第 5 条：その他規定
- ・ 第 6 条：法の効力
- ・ 第 7 条：法の所管

(出所) JETRO ウェブサイトより作成

## 4. トルコ新会社法

2011 年 1 月 13 日、トルコ新会社法が国会で成立し、2012 年 7 月 1 日以降段階的に施行された。

新会社法においては、株主 1 名のみ株式会社の設立と出資者 1 名みの有限責任会社の設立が認められた。また、トルコで初めてグループ企業に関する規定が設けられ、グループ内の親会社と子会社が同一のグループ経営の傘下に置かれるという規定がなされた。同法 1524 条では、透明性担保の観点からグループの中核会社がウェブサイトを開設し、利害関係者向けに IR 情報を開示することを義務付けている。

これに加え、グループ中核会社は独立監査法人による監査を受ける義務が定められた。監査は国際会計基準に準拠したトルコの監査基準に即して行われることとなった。さらに、第 2012/4213 号内閣決議に規定される大企業については、2013 年 1 月 1 日以降は国際会計基準に準拠した財務報告を行う義務が規定された。

## 5. 新債務法

2011 年 1 月 11 日、不動産賃貸契約等を定めたトルコ新債務法が国会で成立し、2012 年 7 月 1 日に施行された。新債務法では債務に係る各種規定を EU 法の規定に準拠させたものである。新法では、負債発生原因に係る「契約の成立」の一環として、第 7 条に「未発注品の発送」という条文が新たに設けられた。また、電子署名法との整合を図る観点から、第 14 条及び第 15 条における「書面形式と署名」に電子署名が包含されることとなった。事業所の賃貸についても第 339 条にて明示的な規定がなされた。新設の規定としては、「第三者による債務負担」(201 条)、「契約への参加」(206 条)、「契約の共通条件」(20 条～25 条)、「マーケティング契約」(448 条～460 条)、「家庭内職契約」(461 条～469 条)などがあげられる。

## 6. 競争保護法

トルコの競争法は、1994 年 12 月 7 日に国会で可決され、同月 13 日までに段階施行され



た競争保護法である。施行以来、2007年と2008年に改正されてきている。同法では、競争保護法に係る権限を税関・商業省所属のトルコ競争庁に付与している。

規制の概要としては、公正な競争に対する妨害等の禁止（4条）、市場支配的地位の濫用（6条）、合併等を通じた支配的地位強化の禁止（7条、10条）などがあげられる。

法の目的と趣旨については我が国の独占禁止法に該当する。ただし、トルコの競争保護法では第7条の規定に見られるように「合併等をする事業者の売上高の合計が25兆トルコリラ以上になる場合<sup>10</sup>」については事前に競争庁に届け出る義務があるなど、一部では留意すべき点もある。

## 7. 二国間投資協定

### (1) 投資促進及び投資保護を目的とした二国間投資協定

1962年以降、トルコは将来的な投資関係強化を見込める国々と投資促進及び投資保護を目的とした二国間協定を締結してきた。2014年段階では75カ国との間に二国間投資協定が発効されている。二国間投資協定の目的は、当該諸国における投資家及び投資に係る待遇基準を設定することにより、経済協力強化につながる環境を確立することである。また、当事者間の資本の流れを強化すると同時に、安定した投資環境を確保することを目指している。さらに、国際仲裁に関する規定を設けることにより、投資家と投資受入国との間に起こり得る争議を平和的に解決する方法を規定することも目的としている。

### (2) 二重課税防止条約

トルコは80カ国と二重課税防止条約を締結しており、一方の国で支払われた税金を他方の国で相殺し、二重課税を防止する措置を講じている。

### (3) 社会保障契約

トルコは、22カ国と社会保障契約を締結し、両国の外国人労働者の社会保障の担保を目指している。今後は直接投資の出資国の拡大に伴い、締結国の数も増加する見込みである。

## 8. 関税同盟及び自由貿易協定 (FTA)

1996年、トルコはEUとの間に関税同盟協定を締結し、トルコ—EU間での貿易に関し、関税制限を撤廃した。このため、トルコで生産した製品については原則無関税でEUに輸

---

<sup>10</sup> 公報2010/4によれば、合併や譲渡（同第5条）により、競争庁から許可を得なければならない状況は、下記の通り（同第7条(1)）。①当事者のトルコでの総売上高が1億リラ以上で、当事者の内2人（2社）のトルコでの売上高がそれぞれ3千万リラ以上。又は②当事者の内の1人（1社）の全世界での売上高が5億リラ以上で、その他の当事者の1人（1社）のトルコでの売上高が5百万リラ以上。（鳥越弁護士事務所）

出することが可能であり、かつ EU の高付加価値製品を原則無関税で輸入することも可能である。

自由貿易協定については、2014 年段階で 22 カ国<sup>11</sup>と FTA を締結しており、我が国とも EPA 締結に向けて交渉を行っている。締結国との間では、取引対象となるほとんどの商品及びサービスについて関税、輸出入量等の制限、特恵などが排除される。

こうした関税同盟や自由貿易協定を活用し、安価ながら教育水準の高い労働力を用いてトルコで生産し、地政学的に有利な物流を用いてトルコ国内市場及び周辺国市場へと商品を販売することができる。

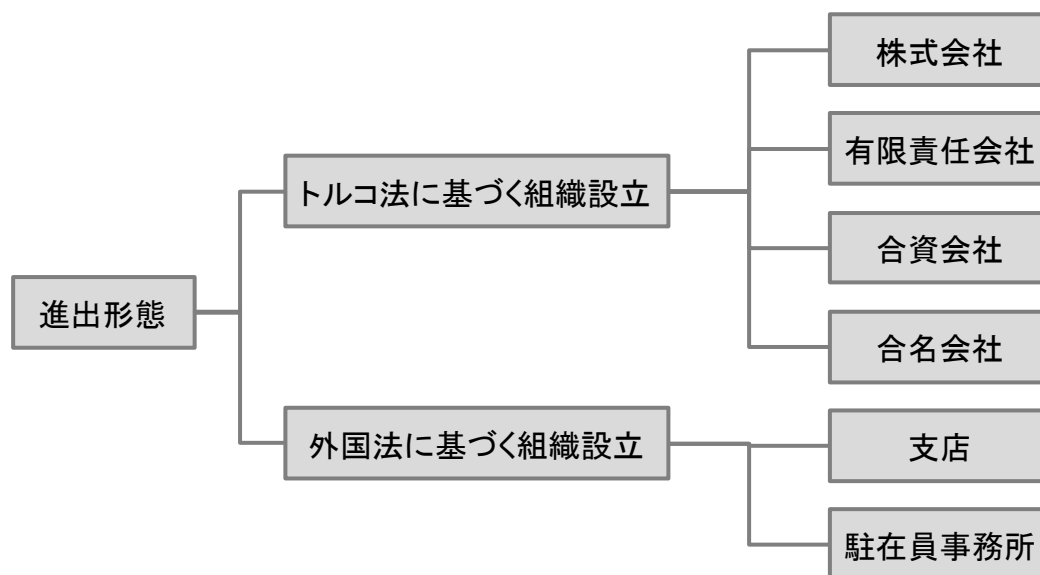
---

<sup>11</sup>締結後国内発効：17（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モロッコ、パレスチナ、グルジア、イスラエル、モンテネグロ、マケドニア、エジプト、セルビア、シリア、チリ、チュニジア、ヨルダン、韓国、モーリシャス、欧州自由貿易連合）  
締結後国内施行手続中：5（レバノン、マレーシア、コソボ、モルドバ、ガーナ）  
審議中：14（ウクライナ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、日本、シンガポール、コンゴ民主共和国、カメルーン、セイシェル、湾岸協力会議、リビア、メルコスール、フェロー諸島、ペルー）  
審議開始：10（米国、カナダ、タイ、インド、インドネシア、ベトナム、中米統合機構、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国、アルジェリア、南アフリカ共和国）

## 第8章 投資形態

トルコでは、トルコ法に基づく組織設立と外国法に基づく組織設立が認められている。

図表 32 トルコにおける進出法人形態



(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより作成

### 1. トルコ法に基づいて設立された組織

#### (1) 株式会社

一名以上の株主（実在の人物又は法人）及び資本金 50,000 トルコリラ以上<sup>12</sup>が求められる。株主の国籍等は問われず、100%外国人株主であってもよい。株主の株式会社に対する責任は、出資額が限度である。また、株主総会（年 1 回、決算後 3 ヶ月以内に開催）及び取締役会の設置も求められる。

#### (2) 有限責任会社

一名以上の出資者（実在の人物又は法人）及び資本金 10,000 トルコリラ以上<sup>13</sup>が求められる。取締役の定員・任期に規定はなく、取締役会の開催頻度についても規定はない。出資者の責任は出資額が限度である。

<sup>12</sup> 全額を定款で誓約する場合最低 5 万リラ、登録資本システムを導入している場合は、最低 10 万リラ（鳥越法律事務所）。

<sup>13</sup> ただし、外国人の労働許可申請時には、申請条件として、払込資本金額が最低 10 万リラ、又は税前販売額が最低 80 万リラ以上、又は前年度の輸出額が最低 25 万ドル以上でなければならない。この条件は会社の形態に関係なく課される。（現地事業者へのヒアリング）

### (3) 合資会社

合資会社は、商号を使用して営利事業を行うために設立された会社である。出資者の責任は出資額が限度とされるが、一部出資者には責任制限がない。最低資本金は規定されていない。また、出資者の権利と義務は定款に明示する義務がある。

### (4) 合名会社

合名会社は、商号を使用して営利事業を行うために設立された会社である。出資者は出資金額によらず無限の責任を負う。最低資本金は規定されていない。出資者は実在する個人に限定され、出資者の権利と義務は明示する義務がある。

## 2. 外国法に基づいて設立された組織

### (1) 支店

外国法人の支店は、設立にあたり税関・商業省の許認可が求められる。また、事業規模等に応じた出資金が求められ、外国本店へ余剰資金を送金する場合には、15%の源泉所得税が課されます。

### (2) 駐在員事務所

駐在員事務所の設置に際しては、税関・商業省の許認可が求められる。許認可の期間は、原則 5～10 年であるが許認可の際にその都度決定される。また、外国企業の駐在員は原則 1 名に限定される。営利事業が認められていないため、銀行口座の開設も 1 口座に限定され、資金調達手法も本社からの出資金で賄う必要がある。

## ひとくちメモ 7 トルコへの進出は、独資がよいか、現地パートナーが必要か？

トルコに進出するにあたって、自社単独で出るのが良いか、現地パートナーとの合弁（Joint Venture, JV）、あるいは現地企業の買収（Merger and Acquisition, M&A）が良いか、検討する必要がある。

例えば納入先企業から、現地で部品、原材料を生産・供給してほしいと依頼されて進出するようなケース、すなわち安定的な販売ルートが確保された状態で現地に進出するのであれば、特に現地のパートナーは必要ないであろう。

一方で、現地で販売ルートを開拓し、債権も確実に回収していくような、より現地の市場、社会に根差した事業展開を行う場合は、現地企業とのパートナーリングが効果的であろう。特に一般消費市場向けの製品であると、まだチェーンストア系の近代的な流通だけでなく、パパママショップ的な販売店を通じた商売も少なくない。そのような販路を開拓するに当たっては、現地パートナーのノウハウや顧客基盤が不可欠である。

トルコ政府は、M&A も含めたあらゆるタイプの投資に対して積極的に誘致する姿勢を見せている。最近では日本企業も M&A を行う企業が増えてきている。

ただし、政府と関係の強い企業との付き合い方には注意を要する。政権と関係の深いところは事業がしやすくても、政権が変わることで国内事業の受注が難しくなるようなことも起きている。また、パートナーといっても、十分な販売基盤を持つ企業でなければ、提携の効果が限られる。パートナーの見極めは、慎重に行う必要があることはいうまでもない。

## 第9章 主要投資インセンティブ

### 1. 投資インセンティブに関する基本方針

インセンティブ策定の基本的方針は、①産業の集積（クラスター）を形成すること、②東西間格差の解消に資するように配慮すること、③経常収支の赤字解消に資するよう配慮すること、の3点から構成されている。

インセンティブの内容そのものは「投資インセンティブに係る閣議決定」(Decree of the Council of Ministers 2012/3305)で規定されており、同決定の改正により新たな内容が策定された際には、古い内容は撤廃される。およそ2年から3年で更新されている。

2012年1月1日から有効になった新たな投資インセンティブ・システムは、一般投資インセンティブ・スキーム、地域投資インセンティブ・スキーム、大規模投資インセンティブ・スキーム、戦略的投資インセンティブ・スキームの4種から構成されている。

図表 33 インセンティブ・スキームと享受インセンティブの概要

サポート方式	一般投資	地域投資	大規模投資	戦略的投資	備考
付加価値税の免除	○	○	○	○	
関税の免除	○	○	○	○	
減税	-	○	○	○	
社会保障プレミアム・サポート(雇用主)	-	○	○	○	
所得税の控除額	-	○	○	○	(リージョン6のみ)
社会保障プレミアム・サポート(被雇用者)	-	○	○	○	(リージョン6のみ)
利率サポート	-	○	-	○	(リージョン3,4,5,6のみ)
土地分配	-	○	○	○	
付加価値税返金	-	-	-	○	投資額5億トルコリラ以上の場合のみ

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより作成

それぞれのサポート方式の内容は下記である。

#### (1) 付加価値税の免除

当該投資案件において輸入又は国内配送された機械及び機器の付加価値税を免除するもの。

## **(2) 関税の免除**

当該投資案件において輸入された機械及び機器の輸入関税を免除するもの。

## **(3) 減税**

当該投資の寄与額を上限として、所得税、法人税、その他各種税金を軽減するもの。

## **(4) 社会保険掛金の支援(雇用主)**

当該投資による新たな雇用に対し、合法的な最小賃金に基づき計算された社会保障プレミアムを政府が負担するもの。(リージョン 1~6 に対して適用)

## **(5) 所得税の控除**

当該投資による追加雇用者の所得税に対し、課税を控除するもの(リージョン 6 のみ対象、10 年間有効)

## **(6) 社会保険掛金の支援(被雇用者)**

当該投資による新たな雇用に対し、合法的な最小賃金に基づき計算された社会保障プレミアムを政府が負担するもの。(リージョン 6 のみ対象、10 年間有効)

## **(7) 金利支援**

当該投資に要した資金のうち、1 年以上の負債に対し、金利の一部を政府が支援するもの。

## **(8) 土地の無償提供**

当該投資案件向けに、土地を無償で提供するもの。

## **(9) 付加価値税の返金**

5 億リラ以上の戦略的投資において、建設費用に要した付加価値税を返金するもの。

## **2. 一般投資インセンティブ・スキーム**

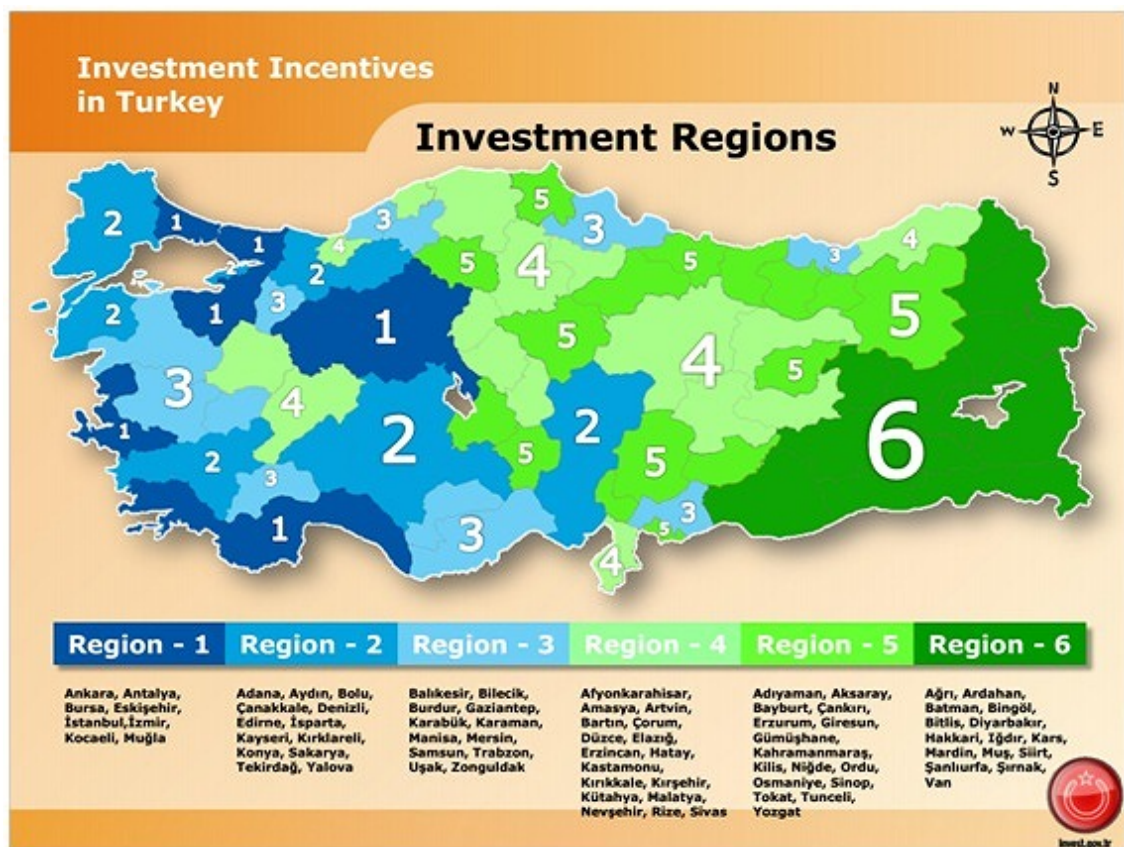
投資を行う地域にかかわらず、特定条件及び最小投資額を満たす全ての投資案件に適用されるスキームである。最小投資額はリージョン 1 及び 2 にあつては、100 万リラ、他の地域にあつては 50 万リラである。

主な付与インセンティブは、当該投資案件のために輸入した機械・機器の関税免除、当該投資案件のためにトルコ国内で購入された機械・機器の付加価値税免除である。

### 3. 地域投資インセンティブ・スキーム

トルコでは、投資先の地域を 6 つのリージョンに分け、それぞれについて投資奨励業種を設定するとともに、インセンティブを提供している。インセンティブの内容としては、付加価値税の返金を除く全てのインセンティブが付与されており、リージョン番号が大きくなるほど、それぞれのインセンティブは手厚くなる。一般に、産業集積が進んでいるマルマラ地方やエーゲ地方ほどインセンティブは低く、産業発展が遅れている東部及び南東部アナトリア地方ほどインセンティブが手厚くなる。

図表 34 トルコのリージョン区分



(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) 提供資料より作成



図表 35 リージョン毎の地域一覧

リージョン 1	リージョン 2	リージョン 3	リージョン 4	リージョン 5	リージョン 6
アンカラ	アダナ	バルックエシル	アフイオンカラヒサル	アドゥヤマン	アール
アンタルヤ	アイドゥン	ビレジク	アマスヤ	アクサライ	アルダハン
ブルサ	ボル	ブルドゥル	アルトビン	パイブルト	バトマン
エスキシェヒル	チャナッカレ <sup>14</sup>	ガジアンテプ	バルトゥン	チャンクル	ビンギョル
イスタンブール	デニズリ	カラビュク	チョルム	エルズルム	ビトリス
イズミール	エディルネ	カラマン	ドゥズジェ	ギレスン	ディヤルバクル
コジャエリ	ウスパルタ	マニサ	エラズー	ギュミュシュハ ネ	ハッキヤリ
ムーラ	カイセリ	メルシン	エルジンジャン	カフラマンマラシュ	ウードゥル
	クルクラレリ	サムスン	ハタイ	キリス	カルス
	コンヤ	トラブゾン	カスタモヌ	ニーデ	マルディン
	サカリヤ	ウシャク	クルツカレ	オルドゥ	ムシュ
	テキルダー	ゾングルダク	クルシェヒル	オスマニエ	シイルト
	ヤロワ		キュタヒヤ	シノツプ	シャンルウルフ ア
			マラトヤ	トカット	シュルナク
			ネヴシェヒル	トゥンジェリ	ワン
			リゼ	ヨズガト	ボズジャアダ及 びギョクチェアダ 地区
			シワス		

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) 提供資料より作成

図表 36 リージョン毎の基本インセンティブ

		リージョン						
		1	2	3	4	5	6	
付加価値税の免除		あり	あり	あり	あり	あり	あり	
関税の免除		あり	あり	あり	あり	あり	あり	
減税	減税率 (%)	50	55	60	70	80	90	
	軽減税率 (%)	10	9	8	6	4	2	
投資への寄 与率 (%)	工業団地外	15	20	25	30	40	50	
	工業団地内	20	25	30	40	50	55	
社会保険掛 金免除(雇 用主負担)	期間	工業団地外	2年	3年	5年	6年	7年	10年
		工業団地内	3年	5年	6年	7年	10年	12年
	上限 (%)	工業団地外	10	15	20	25	35	50
		工業団地内	15	20	25	35	50	50
土地無償提供		あり	あり	あり	あり	あり	あり	
金利支援 (%)	リラ建融資	なし	なし	3	4	5	7	
	外貨建融資	なし	なし	1	1	2	2	
社会保険掛金免除 (雇用主負担)		なし	なし	なし	なし	なし	10年	
源泉所得税預かり金の許容		なし	なし	なし	なし	なし	10年	

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより作成

<sup>14</sup> テネドス及びギョクチェアダを除く

図表 37 インセンティブ享受のための最低投資額

分野	リージョン 1	リージョン 2	リージョン 3	リージョン 4	リージョン 5	リージョン 6
畜産向け投資(証券投資含む)	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
農業(漁業・鶏卵業含む)	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(食品・飲料)	2 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(織物)	2 百万リラ(ただし化学繊維 10 百万リラ)	2 百万リラ(ただし化学繊維 10 百万リラ)	1 百万リラ(ただし化学繊維 10 百万リラ)	1 百万リラ(ただし化学繊維 10 百万リラ)	1 百万リラ(ただし化学繊維 10 百万リラ)	0.5 百万リラ
製造業(被服)	支援対象外	支援対象外	1 百万リラ(ただし拡大再生産に限る)	1 百万リラ(ただし拡大再生産に限る)	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(皮革染物)	1 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(皮革染物業)(イスタンブール皮革工業団地内での投資)	1 百万リラ	-	-	-	-	-
製造業(スニーカー、バッグ、靴等)	1 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(木工品)(家具除く)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(製紙)	10 百万リラ	10 百万リラ	10 百万リラ	10 百万リラ	10 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(化学製品)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(化学肥料、窒素化合物)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(農薬・農業化学品)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(医薬品)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(香水・化粧品・トイレット)	1 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(爆発物)	2 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(インナーチューブ、タイヤ)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(非金属鉱物製品)(焼粘土、セメント、コンクリート、ガラス、タイル、ブリケット、レンガ、建設資材を除く)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(ガラス)(多層断熱ガラス除く)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(セラミック)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(建設用コンクリート)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(非金属鉱物製品、建設、ライム、石膏用コンクリート製品)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(コンクリート、断熱材)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
鉄鋼以外の金属・金属製造	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
金属製品	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(ボイラー)(セントラルヒーティングのボイラーを除く)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(機械及び機械設備)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
金型	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(オフィス機器、計算機)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(電子機械)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(ラジオ、テレビ、通信機器)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(医療機器、光学機器)	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(産業用輸送機器)	50 百万リラ(ただし関連産業の場合は 4 百万リラ)	50 百万リラ(ただし関連産業の場合は 3 百万リラ)	50 百万リラ(ただし関連産業の場合は 2 百万リラ)	50 百万リラ(ただし関連産業の場合は 1 百万リラ)	50 百万リラ(ただし関連産業の場合は 1 百万リラ)	0.5 百万リラ
航空機修理サービス	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(バイク、自転車)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(家具)	4 百万リラ	3 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
ホテル	三ツ星以上	三ツ星以上	三ツ星以上	三ツ星以上	三ツ星以上	0.5 百万リラ
学生寮	収容数 100 人	収容数 100 人	収容数 100 人	収容数 100 人	収容数 100 人	0.5 百万リラ
冷蔵施設	1,000 平方 m	1,000 平方 m	1,000 平方 m	500 平方 m	500 平方 m	500 平方 m
倉庫	2 百万リラ	2 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ
教育(就業前及び成人教育以外)	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
病院、老人ホーム	1 百万リラ(ただし、老人ホ	1 百万リラ(ただし、老人ホ	0.5 百万リラ(ただし、老人	0.5 百万リラ(ただし、老人	0.5 百万リラ(ただし、老人	0.5 百万リラ

分野	リージョン 1	リージョン 2	リージョン 3	リージョン 4	リージョン 5	リージョン 6
	ホームの場合収容数 100 人)	ホームの場合収容数 100 人)	ホームの場合収容数 100 人)	ホームの場合収容数 100 人)	ホームの場合収容数 100 人)	
繊維(高度技術を要するもの)	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
廃棄施設	1 百万リラ	1 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ	0.5 百万リラ
製造業(石炭ガス)	50 百万リラ	50 百万リラ	50 百万リラ	50 百万リラ	50 百万リラ	0.5 百万リラ
温室	4 万平方 m	4 万平方 m	2 万平方 m	1 万平方 m	1 万平方 m	0.5 万平方 m

(出所) 投資インセンティブに係る閣議決定 Annex2 より作成

このように、地域別にインセンティブが設定される一方で、下記の要件を満たす場合、投資地域によらず、リージョン 5 のインセンティブを享受できる。

- ・ 文化・観光保護開発地区又は温泉観光において地域支援となり得る観光宿泊施設投資
- ・ 採鉱・精製に対する投資
- ・ 鉄道・海上での貨物・旅客輸送の投資
- ・ 最低投資額 2,000 万リラ以上の、特定の製薬業、防衛産業、航空産業の投資
- ・ 自動車産業、航空宇宙産業、又は防衛産業のためのテスト施設、風洞などの投資
- ・ 民間部門による幼稚園、保育園、就学前教育、小・中・高等学校への投資
- ・ 最小室内面積 5 万平方メートルの国際貿易見本市(宿泊施設・ショッピングモール以外)
- ・ 科学・工業・技術省、トルコ科学技術研究会議(TUBITAK)、中小企業開発機構(KOSGEB)により支援された R & D の成果物を製造するための投資
- ・ 3 億トルコリラ以上による自動車中核産業への投資
- ・ 7,500 万トルコリラ以上によるエンジン製品への投資
- ・ 2,000 万トルコリラ以上によるエンジン部品・トランスミッション部品、自動車電気系統に対する投資
- ・ エネルギー・天然資源省発行の鉱業免許に基づき、鉱業法第 2 条 4-b 類 3213 号に記述されている鉄類を使用する発電に対する投資
- ・ 年間 500TEP 以上のエネルギーを消費する現存製造工業施設を使用した化学製品に関し、20%以上の省エネが見込め、且つ投資額償還期間が最長 5 年である投資
- ・ 施設での余熱リサイクルによる発電への投資(天然ガス使用の発電所以外)
- ・ 最低 5,000 万トルコリラの LNG への投資と天然ガスの地下貯蔵への投資
- ・ 炭素繊維製造又は、炭素繊維から合成材製造への移行に係る投資(炭素繊維製造と共に行うことが条件)

の投資

## ひとくちメモ 8 投資先のリージョンを活かした有利なインセンティブの享受

トルコに立地する日本企業は、これまでは最大都市でありビジネスの中心でもあるイスタンブール近郊が多かった。日本からの直行便もイスタンブールに到着し、駐在員の生活にあたって都市的機能が充実しており、進出先の候補として真っ先に挙がる都市であることは間違いない。

しかし、投資インセンティブの観点でみると、必ずしもイスタンブール近郊が有利というわけではない。イスタンブール、アンカラ、イズミールといった大都市は「リージョン 1」に区分されるが、これらの都市には既に産業立地が進んでおり、今後の誘致対象は付加価値の高い産業に的が絞られている。

リージョン区分は1～6までに分類されているが、この数字が大きいほどインセンティブが手厚くなる。概ね、大都市から離れるほど、またトルコの東の方に行くほど、この数字が高くなる傾向がある。さらに、「リージョン 5」の地域内でも、工業団地に進出する場合は「リージョン 6」と同等のインセンティブの享受が可能である。

リージョン区分の数字の大きい地域は、通常は交通の不便な場所が多いが、中には開発が相対的に遅れているために、大都市からそれほど遠くなくても「リージョン 5」に設定されている地域もある。

例えば住友ゴム工業株式会社が進出したチャンクル県は、首都のアンカラから車で二時間半程度の場所にある。産業発展は比較的遅れており、開発の重点地区となっているため、「リージョン 5」に設定されている。さらに、工業団地内の立地のため、100ha に及ぶ土地の無償提供を受けるなど、非常に手厚いインセンティブを受けている。

同様の事例は、ブリジストンの現地子会社によるアクサライ（リージョン 5）における新工場の建設、東洋鋼鈹株式会社によるオスマニエ（リージョン 5）での工場建設などがある。

トルコは国内の航空路線も充実しており、イスタンブールから地方都市へのアクセスも良い。インセンティブの内容も勘案し、立地先を選定することも必要であろう。

写真 チャンクル県工業団地



#### 4. 大規模投資インセンティブ・スキーム

トルコの技術、研究開発能力、競争力の向上に資すると判断される 12 の分野において、一定額以上の大規模な投資がなされる際には、下記のインセンティブが付与される。

図表 38 大規模投資インセンティブ・スキーム対象業種と最低投資額

	投資対象	最低投資額(万里ラ)
1	石油製品の製造	1,000
2	化学製品の製造	200
3	港湾・港湾サービス	200
4	自動車	
	自動車 OEM	200
	自動車用品産業	50
5	鉄道機関車、路面機関車及び鉄道貨車と路面電車の製造	50
6	輸送パイプライン運送サービス	
7	エレクトロニクス産業	
8	医療機器、高精度機器、光学機器の製造	
9	医薬品の製造	
10	航空機、宇宙用機器、またそれに関するパーツの製造	
11	機械の製造（電気機械及び電気機器を含む）	
12	鉱業（金属製造を含む）	

（出所）トルコ投資促進機関（ISPAT）ウェブサイトより作成

図表 39 大規模投資インセンティブ・スキームにおけるインセンティブ

	リージョン							
	1	2	3	4	5	6		
付加価値税の免除	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
関税の免除	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
減税	減税率 (%)	50	55	60	70	80	90	
	軽減税率 (%)	10	9	8	6	4	2	
投資への寄与率(%)	工業団地外	<u>25</u>	<u>30</u>	<u>35</u>	<u>40</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	
	工業団地内	<u>30</u>	<u>35</u>	<u>40</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>65</u>	
社会保険掛金免除(雇用主負担)	期間	工業団地外	2 年	3 年	5 年	6 年	7 年	10 年
		工業団地内	3 年	5 年	6 年	7 年	10 年	12 年
	上限 (%)	工業団地外	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	無制限
		工業団地内	<u>5</u>	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	無制限	無制限
土地無償提供	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
社会保険掛金免除(雇用主負担)	なし	なし	なし	なし	なし	10 年		
源泉所得税預かり金の許容	なし	なし	なし	なし	なし	10 年		

（出所）トルコ投資促進機関（ISPAT）ウェブサイト、鳥越弁護士事務所提供資料より作成

注：太字下線が基本インセンティブと異なる点

なお、下記事業に限り、地域的投資支援と大規模投資支援の実施範囲で、減税と社会保障保険料援助（使用者の支払い分）において、ワンランク上のインセンティブが得られる。

- ・ 工業団地内での投資
- ・ 同一業種 5 社以上による共同投資事業
- ・ R&D プロジェクトにより開発された製品生産用の投資

## 5. 戦略的投資インセンティブ・スキーム

中間材及び最終製品の輸入を抑制し、貿易赤字の解消と国際競争力の強化を図る観点から、下記の要件を満たす戦略的投資案件についてはリージョン毎にインセンティブが設定されている。

- ・ 当該投資案件による製品の国内生産規模が、同製品の輸入量を超えないこと
- ・ 最低投資額 5,000 万リラ以上の投資案件であること
- ・ 投資による付加価値額が 40%以上であること（石油精製・石油化学は対象外）
- ・ 当該投資案件による製品と同種の製品の輸入額が過去 1 年間で 5,000 万ドル以上であること

図表 40 戦略的投資インセンティブ・スキームにおけるインセンティブ

		リージョン					
		1	2	3	4	5	6
付加価値税の免除		あり	あり	あり	あり	あり	あり
関税の免除		あり	あり	あり	あり	あり	あり
減税	減税率 (%)	90					
	軽減税率 (%)	2					
投資への寄与率(%)	工業団地外	50					
	工業団地内	50					
社会保険掛金免除(雇用主負担)	期間	工業団地外	7年				10年
		工業団地内	7年				10年
	上限 (%)	工業団地外	15				無制限
		工業団地内	15				無制限
土地無償提供		あり	あり	あり	あり	あり	あり
金利支援 (%)	リラ建融資	5					
	外貨建融資	2					
社会保険掛金免除(雇用主負担)		なし	なし	なし	なし	なし	10年
源泉所得税預かり金の許容		なし	なし	なし	なし	なし	10年
付加価値税の返金 <sup>15</sup>		あり	あり	あり	あり	あり	あり

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより作成

注: 太字下線が基本インセンティブと異なる点

<sup>15</sup>ただし、5 億リラ以上の戦略的投資における建設経費に対してのみ実施される。

## 第10章 外資規制業種

### 1. 規制の概要

原則的にほぼ全ての分野において外資に開放されており、外資比率や出資額、資本金などの制限は設けられていない。ただし、一部分野については外資規制が存在する。たとえば、放送メディア分野（払込資本金の最大 50%、外国投資家 1 機関につき 2 社以上の放送メディア企業の株式保有不可）、民間航空・国内海運・港湾業務・大学以外の教育施設（外資比率最大 49%）空港管理部門（外資比率制限なし、ただしトルコ軍からの許認可が必要）、石油事業（石油法第 12 条に基づく条件）などである。また、鉄道輸送インフラ部門は、トルコ国有鉄道協会のみが基盤事業を運営できる。漁業（生産を除く）には外資参入が認められていない。<sup>16</sup>

外国企業の土地保有に係る規制については、一定面積を上限として規制が行われている。2014 年 5 月時点では、外国人・企業が購入できる土地・不動産は 30 ヘクタール以下であり、閣議決定に基づく許認可が行われた際には最大 60 ヘクタールまでは拡大が認められる。また、トルコ各郡において総面積に占める外国人の土地保有は地区(ilçe)内私有地の 10%以下に規制されている。

上述のように、トルコではほぼ全ての分野において外資への開放が進んでいるが、開放分野の全てが政府のインセンティブ対象になっているわけではない。「閣議決定 2012 年 3305 号 (Decree on State Incentives in Investments)」の第 4 付属書においては、下記の通り対象外分野が定められている。

### 2. 支援対象外分野

#### A. 農業及び農業関係産業

- ・ 小麦粉、セモリナ粉（パスタの生産と統合セモリナ投資、コーン・セモリナを除く）、飼料（魚粉、魚油、魚用飼料、及び畜産と統合された形での飼料生産を除く）、デンプン及びデンプン由来の砂糖。
- ・ ケータリング
- ・ 角砂糖
- ・ 5 デカル（5,000 平方メートル）以下の温室への投資
- ・ 植物栽培（ただし、5 デカル以上の温室、キノコ栽培及び畜産と統合された形での飼

---

<sup>16</sup>第 1380 号水産法第 21 条によると、トルコ国籍を有していない者が、水産物を捕獲する目的で、トルコの領海と陸水にいることは禁じられている。しかし漁船を所有することが禁じられている訳ではないので、外国人が捕獲に直接携わらないことが重視される。（現地事業者へのヒアリング）

料作物栽培を除く)

- ・ 畜産（各地域の支援に基づき行われた統合的な畜産投資、付帯条件付きで認可された畜産を除く）
- ・ 一日あたり 5 トン以下の生産規模の生乳

## B.製造業、エネルギー及び鉱業

- ・ レンガ及び屋根用タイル（ただし、近代化を目的としたものを除く）
- ・ 綿織り機にかけられていない綿の処理工程
- ・ 糸及び織物（ただし、毛糸、1,500 万リラ以上の製糸への投資、500 万リラ以上の織物への投資、精密多機能技術によるテキスタイル・絨毯・ふさ・不織物・麻袋への投資を除く）
- ・ 天然ガスによる発電
- ・ ロイヤリティ契約に基づく鉱業（ただし、公的組織との契約に基づき公営鉱山で行われるものを除く）
- ・ 採炭（ただし、国連及び欧州委員会のカテゴリーで”Law C”に分類されるものを除く）
- ・ 第 5 付属書に規定される鉄及び鉄鋼製品（ただし、下記全てに該当する場合を除く<sup>17)</sup>
  - パートナー構造における株式保有比率が 25%以下である場合
  - 他の会社の資本の 25%以上を有していない場合
  - 従業員数が年間 250 人以下の場合
  - 年間純売上高が 5,000 万ユーロ以上であるかバランスシート上での価値が 4,300 万ユーロ以上である場合
- ・ 合成繊維及び合成糸（ただし、当該近代化投資と第 7 条で明記の条件を同時に満たす企業の合成繊維又は合成紙の押し出し製法による製造を目的としたものを除く）

## C.サービス業

- ・ 教育（ただし、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学、高等教育、技術・職業学校を除く）及び成人向け教育（コース、塾等）への投資
- ・ 医療投資（ただし、病院投資、医療センター、透析センター、分析研究所、MRI センターを除く）
- ・ 宿泊施設（ただし、ブティックホテル・ホリデーヴィレッジ・特別宿泊施設・山荘を除く）
- ・ 出版・放送（ただし、全国新聞出版サービス、テレビ・ラジオ放送業、印刷・出版社、梱包を除く）

---

<sup>17)</sup>上記 4 条件は、第 2009/15199 号閣議決定に従い作成された書類にも適用することが出来る。（鳥越弁護士事務所）



- ・ 映画館
- ・ 建築工事業、住宅建築
- ・ 旅客・貨物輸送を目的としたバス、牽引車、トレーラー（ただし自治体への投資を除く）
- ・ ハイパーマーケット、トレードセンター、ショッピングモール、駐車場への投資を含む卸・小売業
- ・ 陸上車両のメンテナンス、修理、サービスステーション
- ・ 石油製品（LPGを含む）配送、ガソリンスタンド
- ・ ドライヴイン、休憩所
- ・ レストラン、カフェ、娯楽場、観光（遠足）施設、温泉治療施設、ヘルスライフ施設、スイミングプール
- ・ ヨット輸出
- ・ レンタカー
- ・ 絨毯クリーニング
- ・ 不動産賃貸、作業活動（ただし、ソフトウェア、研究開発業、データベース業、データ処理、技術テスト及び分析業、梱包業、公演・展示・会議を除く）
- ・ 金融仲介業（ただし、ファイナンシャル・リーディングを除く）
- ・ 屋内面積 500 m<sup>2</sup>の冷却倉庫
- ・ 造船所の新設・拡大

### 3. 条件付支援対象分野

#### A. 農業及び農業関係産業

- ・ 150 頭以上の乳牛を伴う畜産
- ・ 150 頭以上の肉牛を伴う畜産
- ・ 150 頭/期の繁殖牛業（乳牛・肉牛）
- ・ 10 万羽/期の養鶏への投資
- ・ 1,000 頭/期の乳製品肉製品向け羊（繁殖を含む）

#### B. 製造業

- ・ 平式折機 60 台以上の織物業
- ・ 生コンクリートへの投資で、100 m<sup>3</sup>/h 以上の新規投資

#### C. サービス産業

- ・ 1 か所以上の通関・保険サービスを提供した保税倉庫、ハンドリング・パッキング・オートメーションサービスを総合的に提供する屋内面積 1 万 m<sup>2</sup>以上の総合物流への投資

には、運輸・海事・通信省発行の L2 証を投資期間終了まで提出することを条件に、支援証を発行することが出来る。貨物輸送用の車両は当該支援証の対象ではない。

- ・ パイプライン輸送業、石油・天然ガス商品、充填・貯蔵施設への投資においては、配送用車両とシリンダーを除き、固定施設への費用のみに対し、支援証を受けることが出来る。
- ・ 文化投資においては、文化・観光省から入手する文化証に基づいて支援証を発行することが出来る。但し、この目的の為だけに設立されたもの以外の飲料・スポーツ・娯楽・販売スタンド等は、含まれない。
- ・ 文化・観光省から入手する観光証を取得している娯楽センターとテーマパーク等の宿泊施設を含まない観光投資は、支援証に関連付けることが出来る。但し、この目的の為だけに設立されたもの以外の飲料・スポーツ・娯楽・販売スタンド等は、含まれない。
- ・ 文化・観光省から入手した文化証又は観光証対象の見本市・会議・展示・公演センターへの投資に対し、支援証を発行することが出来る。見本市と展示センターでは駐車場を除き屋内面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上、会議場は 1,000 席以上、公演センターは 2,500 席以上であることが条件である。
- ・ スポーツ施設への投資では、1,000 万リラ以上の一定投資を条件とする。
- ・ 空港地上ハンドリングサービスへの投資では、エプロンでのみ使用されるエンジン付き車両を支援投資対象とすることが出来る。乗用車は対象外である。
- ・ 航空会社とカーゴ輸送業への投資では、調達される飛行機の座席が 50 席/機以上、カーゴ専用機では 30,000kg 以上の搭載規模であることを条件とする。活動内容が現状航空業又はカーゴ輸送業である投資以外では、汎用サービスとエアタクシー業を目的とした投資に対し、支援証は発行されない。
- ・ 衛星、無線、ケーブル等通信環境を用いて電話通信・ラジオ・テレビ・データ信号を統合してワンセットでエンドユーザーに通信を提供するサービスへの投資では、エンドユーザーが使用する投資商品は、支援対象外である。
- ・ 公共機関、地方自治体、地方公共機関、組合、協同組合等機関の任務に対する投資では、プロジェクトベースで評価し、支援証を発行することが出来る。
- ・ クレーンサービスに対してのみの投資では、各クレーンの耐荷規模が 100 トン以上であることを条件とする。耐荷規模 500 トン以下で使用されたクレーンの輸入は、許可されない。
- ・ 洗濯・乾燥サービスへの投資は、200 万リラ以上の一定投資を条件とする。
- ・ ヨット造船への投資において支援証が発行されるには、ヨットの長さが 24m 以上でなければならない。

## 第11章 許認可・登記・撤退手続き

### 1. 会社設立手続きの概要

2003年に施行された新外国直接投資法により、トルコにおける会社設立手続きは大幅に短縮された。主な変更点は、①外資による会社設立手続きが、審査・承認制から届出制に変更されたこと、②19段階に及んだ手続きが3段階に、2ヵ月半に及んだ手続き期間は1日<sup>18</sup>に短縮されたことである。下記では、例としてイスタンブールでの株式会社設立に係る手続きを示す。

図表 41 イスタンブールにおける会社設立手続きの概要

- ① ネットワークシステム MERSİS 上で、株式会社設立に必要な全ての情報をインプットする。
- ② MERSİS 上で定款を作成し、MERSİS が発行した 6 桁の番号を公証役場に連絡する。
- ③ 公証役場が、MERSİS 上で定款を認証し、認証済定款を 3 部作成する。
- ④ 全ての書類をイスタンブール商業登記局に提出する。

#### 必要書類：

- ・ 請願書（様式あり）
- ・ 発起人による設立宣誓書（様式あり） 3部(外国資本の場合4部)
- ・ 発起人が自然人の場合；
  - 公認翻訳認証済パスポートコピー
  - 管轄税務署発行の仮納税者番号
  - 外国人用 ID 番号を記載した書類
  - 認証済滞在許可証のコピー（交付済の場合）
- ・ 発起人が法人の場合；
  - 法人登記証明書
  - 管轄税務署発行の仮納税者番号
  - 法人代理人の下記書類；
    - ◇ 公認翻訳認証済パスポートのコピー
    - ◇ 管轄税務署発行の仮納税者番号
- ・ 認証済定款 3部（最低一部は、直筆の署名付）
  - 定款には、全株主、取締役会役員、管理職の氏名、住所、国籍、トルコ共和国

<sup>18</sup> 制度上は1日とあるものの、実務面では余裕を持ってスケジュールを組んだ方が良く、大都市、特にイスタンブールでは、全ての書類が揃ってから3日くらいを想定したほうが無難（現地事業者へのヒアリング）

- ID 番号（外国人の場合は、納税者番号かトルコでの ID 番号）を明記すること。
  - 発起人/代表者が外国籍法人の場合、仮納税者番号を、定款内に明記すること。
  - 法人株主がイスタンブールに登録されていないトルコ法人の場合、登記されている商業登記局名、商業登記番号、納税者番号、MERSIS 番号を定款に明記すること。
- ・ 取締役会各役員の署名申告書 2 部
- ・ 発起人申告書（様式あり）
- ・ 資本金の 1 万分の 4 を競争局指定の口座に支払ったことを証明する銀行受領書
  - 銀行受領書には、銀行印・担当者署名が必須。
- ・ 法定最低払込額の株価を払込済であることを証明する、開設口座に振り込んだ株主の氏名（商号）、各自の払込額、総払込額を明記した銀行作成の残高証明書
  - 資本金の全額、若しくは一部の支払いを現金で支払うことを誓約した場合、現金での支払いを誓約された株の額面価値の最低 25% を設立登記前に、残額を設立登記後 24 カ月以内に支払わなければならない。
- ・ 商業会議所登録申告書（様式あり）
- ・ 現物出資の場合；
  - 管轄裁判所が任命する専門家による評価報告書と専門家任命書の原本と認証済のコピー
  - 出資財産になんら制限（担保等）がないことを示す関連当局作成文書の原本
  - 登録されている登記簿に、出資財産（不動産、知的財産権等）が、出資財産として記載されていることを証明する文書の原本
- ・ 設立において、税関・商業省又はその他の公的機関の許可が必要な会社の場合、許可証の原本
- ・ 株主でない者が取締役会役員なることを承認した任務承認書（様式あり）
  - 住所、国籍、トルコ人の場合は ID 番号、外国人の場合はトルコでの ID 番号か納税者番号を記載。外国人の場合、認証済パスポートのコピー、トルコ在住の外国人の場合は、認証済滞在許可証のコピーを添付。
- ・ 法人が取締役会役員に選ばれた場合、法人名と法人が任命した代理人の氏名、住所、国籍、トルコ ID 番号（外国人の場合、納税者番号かトルコでの ID 番号）を明記した認証済法人取締役会決議書のコピー。加えて、法人名義で外国人を代理人として任命した場合、任命された外国人のトルコ語に公認翻訳された認証済パスポートのコピー（トルコ在住者の場合、認証済滞在許可証のコピーも必要）
- ・ 取締役会役員として株主以外から任命された者が、外国法人である場合、当該法人のアポステイーユ済登記事項証明書（その他法人取締役会役員として必要な事項記載のもの）
- ・ 未成年の株主の両親、若しくは両親の内どちらかが会社の株主の場合、未成年の株

主に対する後見人選任判決の原本

- ・ 通関業者の株主又は外部から選任された通関責任者であって、認証済通関業許可証認定通関業者に該当する場合、株主が通関事務局から取得した認証済認定証
- ・ 設立される会社の発起人が、自治体その他地方行政機関又は公的協会の場合、これらの機関が発起人となることを許可する閣議決定のコピー

※トルコでの会社設立手続きを委任する場合の委任状

- ・ 自然人の場合；
  - トルコ大使館（トルコ滞在の場合は、トルコ国内の公証役場）で委任状を作成。
- ・ 日系法人の場合；
  - 日本の公証役場で委任状を作成し、アポストイーユ処理する。処理済みの委任状をトルコにおける公認翻訳者が翻訳し、トルコの公証役場で認証する。

※必要書類の内、日系法人が作成した文書は、日本の公証役場で認証後、アポストイーユ処理し、トルコにおける公認翻訳士がトルコ語に翻訳し、トルコ公証役場で認証する必要がある。日本の公的機関が作成した文書の場合は、アポストイーユ処理後、トルコにおける公認翻訳士がトルコ語に翻訳し、トルコの公証役場で認証する必要がある。

（出所）鳥越弁護士事務所提供資料より作成

## 2. 会社設立手続きの詳細

トルコ投資促進機関（ISPAT）のウェブサイトには、産業分野別に会社設立手続きが明記されており、自社の事業領域に併せて会社設立手続きを把握することができる。同ウェブサイトでは、手続きを「手続 1」から「手続 6」に分類しており、各手順における必要書類や所要日数等を参考にすることができる。

(1) 手続 1 法人設立申請

産業分野によらず、共通して下記の手続きが必要となる。

図表 42 トルコにおける会社設立手続き（詳細 1）

順序	手順	所要日数 <sup>19</sup>	最低費用 <sup>20</sup>
0	<b>委任状の作成、仮納税者番号の発行</b> 事業者自身で会社設立手続きを行う場合を除き、委任状が必要 - 法人の場合:日本の公証役場にて作成の委任状 - 自然人の場合:在日トルコ大使館にて作成の委任状 委任状に従って、仮納税者番号の発行を受ける。	委任先法人による	委任先法人による
1	<b>会社定款、経営責任者（経営幹部）の署名宣言書、及び商業帳簿の作成及び原本証明の施行</b> 必要書類 - 原本証明付きの会社定款(3部、うち1部は原本) - 原本証明付きの署名宣言書(2部) - 原本証明付きの経営責任者全員の身分証明書(2部) - 代表者任命に関する原本証明付き決議書(法人のみ)  法人設立に関する書類の印紙税は免除。会社定款及び署名宣言書に必要な費用はないが、証明サービスや重要書類にかかる費用、公証代、翻訳料等は発生。	1日	費用: 118.13トルコリラ 証明サービス:296.65トルコリラ 合計 =414.78トルコリラ
2	<b>資本金のうち所定の割合を公正取引機構の口座に入金</b> 商業登記所で登録するには、設立者がハルク銀行から領収証原本を取得する必要がある。この領収書は、トルコ共和国中央銀行又は国営銀行で資本金の0.04%が公正取引機構に入金されたことを示すもの。	1日	資本の0.04%
3	<b>当初資本金を銀行に入金及び資本金払込証明書の取得</b> 登記後3ヵ月以内であれば、事後的に入金すること可。また、登記後3ヵ月以内に資本金の25%を入金した場合、引受資本金の残額を設立の3年以内に入金する必要がある。	1日	無料
4	<b>法人設立通知書4部、誓約書、商業会議所登記証明書を商業登記所に提出<sup>21</sup></b> 設立者は、法人設立通知書、誓約書、商業会議所登録申請書を商業登記所に提出する必要がある。有限会社の設立には一部手続きが免除される。設立者は、下記の書類が用意でき次第、登録手続きを開始することが可能。 - 株主がトルコ国民又はトルコ人代理人の場合、身分証明書	2日	695トルコリラ(代表経営責任者が署名した商業登録証明書)+ 246.20トル

<sup>19</sup> 不備のない書類が完全に準備・提出された後に監督官庁で要する工数。日系企業が株主の場合、実際には、順序1だけでも2~3ヵ月要することもある。(現地事業者へのヒアリング)

<sup>20</sup> 会社形態や登記簿謄本の内容量、株主・出資者数によって、差が出る。また原本証明を必要とする書類全てには、アポストイーユ処理が必要。処理後の書類を、トルコ公証役場公認翻訳士がトルコ語に翻訳した後、トルコ公証役場で認証手続きが行われる。つまり、実態としては日本の公証役場での手数料、公認翻訳料、トルコの公証役場での手数料が必要。なお、商業会議所と公証役場での手数料は毎年更新される。(鳥越弁護士事務所)

<sup>21</sup> イスタンブールであれば、商業会議所の公式サイトからフォームをダウンロード可能。

順序	手順	所要日数 <sup>19</sup>	最低費用 <sup>20</sup>
	<p>の原本証明付き写し 2 部(株主毎)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法人設立通知書(“kuruluş bildirim formu”)の写し 3 部</li> <li>- 公証人が認証した会社定款の写し 3 部(1 部原本)</li> <li>- 公正取引機構の銀行口座に支払い(会社株式の 0.04%)を入金したことを証明する預金証書</li> <li>- しかるべき権限を有する会社代表者が署名した誓約書(“taahhütname”)</li> <li>- 有限会社設立者を代表する権限を有する者の署名の写し 2 部(代表者ごと)</li> </ul> <p>商業登録の完了後、商業登記所が税務署及び社会保障制度局に会社設立の通知を行う。商業登記所は、登記後から約 10 日以内に官報(商業登記編)に公示する。</p> <p>商業登記所が管轄税務署に通知した後、管轄税務署から納税者身分証明書を受け取る必要がある。</p> <p>雇用を行う場合、社会保障制度局から会社に対する社会保障番号を取得する必要がある。</p> <p>イスタンブール商業会議所の年会費(資本金ベース):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1~999トルコリラ(資本金): 115トルコリラ</li> <li>- 1,000~24,999トルコリラ(資本金): 125トルコリラ</li> <li>- 25,000~249,999トルコリラ(資本金): 175トルコリラ</li> <li>- 250,000~999,999トルコリラ(資本金): 230トルコリラ</li> <li>- 1,000,000トルコリラ以上(資本金): 260トルコリラ</li> </ul>		<p>コリラ(経営責任者 1 名追加ごと) +880トルコリラ(官報公告 1 語あたり) + 50トルコリラ(設立通知料)</p>
5	<p><b>公証人から法定帳簿の証明を受ける</b></p> <p>会社設立者は、会社が商業登記所に登録を行った日に法定帳簿を証明する必要がある。公証人は、商業帳簿証明について政務所に告知する義務がある。</p> <p>法定帳簿証明費用の一例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 証明書 100 ページまで: 45トルコリラ</li> <li>- 証明書 200 ページまで: 56トルコリラ</li> </ul>	1 日(前述の手続きと同時進行)	公証役場の料金表に準ずる
6	<p><b>商業登記所から通知を受けた後に、税務署での手続きを行う</b></p> <p>商業登記所が税務署及び社会保障管理事務所に、法人設立の通知を行う。実際には、登録手続きの迅速化のため、会社代表者が通知の行われたことを確認する。その後、税務署員が同社の本社を訪問し、決定報告書を作成する。決定報告書には、1 名以上の正式署名が必要。商業登記所が企業設立書式を送付する。同書式に税務署へ送られた納税者番号通知も含まれる。</p>	1 日	無料

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイト

## (2) 手続 2 管轄官公庁からの事業許認可の取得

許認可が不要な投資分野も一部ではあるが、基本的に産業毎に管轄官公庁からの許認可取得手続きが定められている<sup>22</sup>。投資対象分野が複数分野にわたる場合や、対象分野が必ずしも明確でない場合については、トルコ投資促進機関 (ISPAT) への問い合わせをすることができる。

## (3) 手続 3 労働・社会保障省による労働許可証の取得

労働許可証の申請は、トルコ国内又は国外で行うことができる<sup>23</sup>。トルコ国外に居住する外国人は、居住国又は国籍を有する国のトルコ領事館に申請することが求められる。一方、有効な在留許可証(有効期間が 6 ヶ月以上、教育目的の在留許可証を除く)を所有する外国人は、トルコの労働・社会保障省に直接申請することができる。

## (4) 手続 4 環境インパクトアセスメント (EIA) の実施

まず、環境・都市計画省にプロジェクト説明資料を提出し、環境インパクトアセスメント (EIA: Environment Impact Assessment)<sup>24</sup>の必要可否に係る判断を受ける<sup>25</sup>。手続きは、準備を含め下記の 4 段階となり、プロジェクト説明資料の提出から 25 営業日以内で完了する。

- ・ 環境・都市計画省へのプロジェクト説明ファイルの提出、同省による確認 (5 営業日)
- ・ 環境・都市計画省によるプロジェクト説明ファイルの評価 (15 営業日)
- ・ 環境・都市計画省による判断・決定 (5 営業日)

環境・都市計画省により、EIA が必要と判断された場合においては、申請者側で EIA 報告書を作成し、環境・都市計画省の承認を得る必要がある。承認までの流れは下記である。

- ・ 事業者によるプロジェクト説明ファイルの準備と環境・都市計画省への提出
- ・ 環境・都市計画省によるプロジェクト説明ファイルの評価、及び分析評価委員会 (AEC) の結成
- ・ 第三者の関与方針及び評価方法の策定

---

<sup>22</sup> まず税関・商業省から設立許可を得る必要があり、設立許認可後に会社設立手続きを行う。対象分野は、2012 年 11 月 15 日付官報及び設立・定款変更に必要な株式会社に関する公報第 5 条に記載がされる。(鳥越弁護士事務所)

<sup>23</sup> 2015 年 1 月 1 日以降、初回労働許可は、国籍を有する国か公式に許可を得て滞在している国のトルコ在外公館にて申請することになる公算が高い。(法律では「2014 年 4 月 11 日以降」との記載がある)(現地事業者へのヒアリング)

<sup>24</sup> トルコ語で ÇED(Çevre Etki Değerlendirmesi)。

<sup>25</sup> EK1 に明記の活動 (<http://www.csb.gov.tr/db/ced/editorDOSYA/ek-1.pdf>) に関しては、環境・都市計画省が、EK2 に明記の活動 (<http://www.csb.gov.tr/db/ced/editorDOSYA/ek-2.pdf>) に関しては、環境・都市計画省県支局が仮活動証、環境許可又は環境許可・ライセンスを付与する。EK1 又は EK2 に該当しない活動であっても、排気量関連法の限界を超えている場合、環境許可等の取得を求められる。なお、2013 年 11 月 1 日以降、電子申請環境が整備されている。(鳥越弁護士事務所)



- ・ 環境・都市計画省への EIA 報告書の提出
- ・ 評価形式に準拠しているか否かについての環境・都市計画省による確認
- ・ AEC による分析及びフィードバック
- ・ 環境・都市計画省への EIA 最終報告書の提出
- ・ 環境・都市計画省による承認

#### (5) 手続 5 自治体又は公共事業局長による建設許認可の取得

建築許可とは、許可申請対象<sup>26</sup>の建造物の建設を開始する目的で、所管自治体又は公共事業局長により付与される。市街地の場合は、Belediye(自治体)が、市街地以外の場合は、環境・都市計画県支局が認可する。建築許可を取得するためには、建造物の所有者又はその法定代理人が、以下の書類を関連当局（自治体又は公共事業局長）に提出する必要がある。書類提出後、審査は 15 日を限度とし、概ね 3 日から 1 週間程度を要する。

- ・ 申請書
- ・ 誓約書
- ・ 不動産権利証書
- ・ 委任状及び同意書（必要な場合）
- ・ 地籍図及び地籍簿の写し
- ・ 建築計画書
- ・ 騒音防止計画書
- ・ 電気、暖房、及び機械設備に関する計画書
- ・ 環境及び景観に関する計画書
- ・ 道路及びインフラ拠出金受領証
- ・ 地盤調査書
- ・ 安全工学に関するその他の文書（必要な場合）

上記申請により建築許可を受けた場合、2 年以内に建築作業を開始することが求められる。もし、許可交付から 2 年以内に建築作業が開始されなかった場合、若しくは許可交付から 2 年以内に開始されたものの、建築が 5 年以内に完了しなかった場合、許可は無効となる。

#### (6) 手続 6 労働・社会保障省による事業免許の取得

事業開始以前に労働・社会保障省の地域事務所に会社の登録申請を行う必要がある。申請後、労務環境が労働衛生及び安全に係る諸基準に準拠しているか、及び建築図面や計画書に基づく事業を営もうとしているか審査がなされる。審査を通過した場合、労働・社会保障省の地域事務所から事業免許が郵送される。なお、本事業免許の交付について、労働・社会保障省は手数料等を設定せず、無償で行っている。

<sup>26</sup> 第 3194 号建築法の対象となっている全ての建造物（第 27 条の例外を除く）（鳥越弁護士事務所）

### 3. 撤退手続き

他社との合併、別の会社形態への転換、特殊法人への転換の場合を除き、会社は正式な清算手続きを経て解散する必要がある。

有限会社の場合、定款又は出資者総会決議によって指定された管財人が不在の場合、会社の経営者が清算手続きを実施する。経営者は管財人の氏名を商業登記簿に登記し、1週間以内の間隔を空けて3回公表することが求められる。さらに会社の債権者は1年以内に申請し、必要書類を提出する必要がある。当局の監督下で執行される清算手続きには12~18か月を要し、当該期間中にすべての要件を満たすとともに手続きを完了させる必要がある。

株式会社の場合、定款又は株主総会決議によって指定された管財人が不在の場合、取締役会が清算手続きを実施する。手続きは有限会社の場合と同様であるが、経営者ではなく取締役会が清算の責任を負うことに違いがある。

## 第12章 税制<sup>27</sup>

### 1. 法人所得税

2006年、法人税法（2006年法律5520号）が施行され、旧法である法人税法（1949）及び同法附則は廃止された。2006年に成立した法人税法では、過少資本や移転価格に係る明示的な規定が導入されるとともに、国際基準との整合が図られている。

#### (1) 課税対象企業

課税対象となる企業については、下記の事業体である。

- ・ 株式資本を有する会社：トルコ商法に基づき設立された株式会社、有限会社、類似の法人形態の外国会社、及び資本市場委員会監督対象のファンド、類似形態のファンド。
- ・ 協同組合会社：協同組合法に基づき設立された協同組合、特別法に基づき設立された協同組合、及び類似の外国協同組合
- ・ 国営経済公社：「株式資本を有する会社」及び「協同組合会社」以外の商業、工業、農業機関で、継続的に事業活動を行い、中央・地方政府、地方自治体その他公共団体によって所有されているあるいは関連している企業
- ・ 「株式資本を有する会社」及び「協同組合会社」以外の商業、工業、農業機関であり、外国政府、外国地方公共団体、その他公共団体によって所有されているあるいは関連している企業
- ・ 財団や協会によって所有されている経済公社：「株式資本を有する会社」及び「協同組合会社」以外の商業、工業、農業機関であり、継続的に事業活動を行い、財団や協会によって所有されているあるいは関連している企業。なお、組合は協会として、集会は財団として取り扱う。
- ・ 合弁事業：法人税法の対象である事業体又は個人との間で共同責任の下、利益の共有を目的として業務を行うために設立されるもの。合弁事業の法人税債務を負う法人についてはパートナーの選択に任される（例：パートナー側が法人税債務を負う、若しくは合弁事業会社が法人税債務を負う）。

なお、上記分類においては、国営経済公社及び財団や協会によって運営される経済公社については、a)法人格、b)独立した会計システム、c)株式資本、d)自社の事業拠点を有するか否かに係らず、また営利目的であるか否かに係らず、所得に課税される。

#### (2) 適用地域

トルコに法律上又は事業上の拠点を有する納税者は、全世界での所得額に対して課税が

---

<sup>27</sup> 本章では、KPMG Turkey 作成の“Investment in Turkey 2014”を典拠とし、PwC Turkey の監修に基づき、トルコの税制について概観する。

なされる。トルコに法律上又は事業上の拠点が無い企業については、非居住者としての取り扱いがなされ、トルコ国内を源泉とする所得に対してのみ課税される。なお、法律上の拠点は定款に記載された場所を意味し、事業上の拠点は主たる事業活動場所を意味する。

### (3) 課税所得

課税所得は、年度末の純資産と前年度末の純資産の差額から資本の部を除外し、加算・減算調整を加味したものである。トルコ法人は、年次財務諸表における貸借対照表上の収益を起点に課税所得を算出し、税法上の調整を行うことが求められる。その際、損金不算入費用の加算、非課税所得及び繰越欠損金の控除がなされる。

2004年以降、インフレ会計の利用が認められている。ただし、a)当該年度を含む過去3カ年の累積インフレ率が100%を超えており、b)当該年度のインフレ率が10%である場合に限定される。

## 2. 損金算入

下記の通り損金算入の認められる費用と認められない費用が定められている。

図表 43 損金算入の対象・非対象費目

損金算入の認められる費用	損金算入の認められない費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親会社又は兄弟会社から管理費用としてトルコ法人への請求費用(ただし、トルコの移転価格税制に準拠していることが要件)</li> <li>・ 不動産税、印紙税、登録税、行政費用など物品に課せられる税金</li> <li>・ 特許権、著作権、ノウハウ、商標利用に係るロイヤルティ支払額</li> <li>・ 下記特定の貸倒引当金 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 裁判所で係争中の売掛金</li> <li>➢ 公正証書又は書面による支払い請求の後も支払いがなされていない売掛金(少額で裁判所で係争するに至らないもの)</li> <li>➢ 銀行法及び関連規則に規定される不良債権に係る特別引当金</li> </ul> </li> <li>・ 接待費用(ただし、目的及び接待相手先氏名が領収書に記載されている場合)</li> <li>・ 旅費(ただし、事業目的で発生し、事業目的に照らして合理的であると認められる場合)</li> <li>・ 政府、地方自治体、公共団体、民法規定で設立され免税認可を受けた財団及び科学研</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連企業間取引で、独立企業間価格の原則に準拠せずに分配された利益</li> <li>・ 法定準備金</li> <li>・ 費用配分(ただし、トルコにおける売上の創出及び継続に関係し独立企業間価格の原則に準じて配分された費用、トルコ拠点の監査及び監督に関して外国から派遣された人物の旅費を除く)</li> <li>・ 過少資本とみなされた場合の借入金に関する利息、為替差損、関連費用</li> <li>・ 外部借入金が自己資本を超過する場合、借入金の超過部分に係る利息、手数料その他の財務費用の一部(信用機関、金融機関、リース会社、ファクタリング会社は適用外<sup>28)</sup>)</li> </ul>

<sup>28</sup>ただし、財務費用のうち損金不算入の割合について政府が公表していないため、この制度は制度として導入されたものの、実務上は適用されていない (PwC)

損金算入の認められる費用	損金算入の認められない費用
究開発組織への寄付金(ただし、当該年度の課税所得の5%を上限とする) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育機関、保健施設、寮施設、保育所、介護施設、リハビリセンターの建設費用及び施設維持向けの寄付金</li> <li>・ 自然災害からの復興を目的とし、内閣により認められた寄付金及び現物の総額</li> <li>・ アマチュアスポーツ活動に対するスポンサー費用の全額及びプロスポーツ活動に対するスポンサー費用の半額</li> <li>・ 従業員給与、役員報酬及び監査役への報酬</li> <li>・ 支払利息(一括費用計上の支払利息又は資産計上した場合の償却費)</li> <li>・ 輸出、トルコ国外で提供された建設、保守サービス等から生じる費用で文書化されていない費用(ただし、対応する外貨建て所得総額の0.5%を上限とする)</li> <li>・ 労働組合費用(ただし、月次支払額が日時給与総額を超過しないことが条件)</li> <li>・ 特定年度に発生した欠損金は、法人税法上、将来5年間繰り越し、将来利益と相殺することができる。</li> </ul>	

(出所) KPMG Turkey “Investment in Turkey 2014” より作成

### 3. 非課税所得

非課税所得については、下記の例があげられる。

図表 44 非課税所得の例

配当(国内投資利益)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トルコ法人がトルコ居住法人から受け取る配当</li> <li>・ トルコの恒久的施設又は支店に支払われる配当</li> </ul>
配当(外国投資利益)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トルコ国外への投資により受け取る配当(ただし、投資割合 10%以上、投資期間 1年以上、課税される外国課税の税率が 15%以上、利益額が税務申告までにトルコに移転される場合、などの条件を満たした場合)</li> </ul>
外国企業への投資・子会社の株式売却に係るキャピタルゲイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トルコ国外の企業への投資又は外国子会社の株式売却によってトルコ居住法人(株式会社のみ)が取得したキャピタルゲイン。ただし、下記要件すべてを満たす場合。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ キャピタルゲイン発生の時点で、少なくとも 1 年以上継続して、トルコ法人の純資産額(現金同等物除く)の 75%以上を外国子会社への投資額が占める場合。</li> <li>➢ トルコの株式会社が上記外国子会社の株式を 10%以上保有していること。</li> <li>➢ 上記外国子会社が株式会社又は有限会社であること。</li> <li>➢ トルコに拠点を置く株式会社により、少なくとも 2 年以上にわたり上記外国子会社が保有されていること。</li> </ul> </li> </ul>

海外事業拠点を通じて得た利益	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外事業拠点又は法定代理人を通じて得た利益のうち、下記の条件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該国の税法に基づき、当該利益に15%以上の課税がなされている場合。</li> <li>➤ 利益を得た事業年度の法人税の申告日までに利益がトルコに移転される場合。</li> </ul> </li> </ul>
輸出免税	<ul style="list-style-type: none"> <li>トルコに事業拠点を置く企業又は恒久的代理人を設置している非居住者法人で、輸出目的でトルコで物品を購入し、トルコ国内で販売することなく物品を移転する場合の利益</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の額面金額と販売価格の差額である新株発行プレミアム</li> <li>海外で行われた建設、修理、保守、技術サービスから生じるオフショア所得。</li> <li>証券投資ファンドによるポートフォリオマネジメント収入、不動産投資ファンド・ベンチャーキャピタル・年金ファンド・住宅金融ファンド・資産運用会社の利益。</li> <li>トルコの取引市場における金及び貴金属に基づくポートフォリオマネジメント収入。</li> <li>不動産の売却、他社の参加株式、創設者株式、先買権、償還株式により生じたキャピタルゲインのうち、75%相当額(特定の要件を満たした場合)</li> <li>フリートレードゾーンにおける製造活動による所得(トルコが EU に加盟するまでの期間)</li> </ul>

(出所) KPMG Turkey “Investment in Turkey 2014” より作成

なお、トルコへ送金された利益に関してトルコ国外で支払われた税については、トルコで算出された法人所得税額を上限として控除を受けることができる(外国税額控除)。

### (1) 法人所得税の費目

トルコの法人税の税率は20%である。法人所得税を構成する税制上の費目としては、下記があげられる。トルコにおける一般的な会計年度は1月1日から12月31日までであるが、財務省の承認に基づきその他の会計年度に変更することができる。税務調査は、5年まで遡ることができる。

図表 45 法人所得税の種別例

名称	内容
配当にかかる源泉税	配当に対する源泉税は15%である。ただし、トルコの居住企業及び外国企業トルコ支店に支払われた配当については適用が除外される。また、利益剰余金を用いた増資は配当とみなされない。
中間配当	トルコ新会社法により、一定の要件の下で中間配当が認められる。
支店の利益にかかる源泉徴収税	非居住会社の支店から本国に送金が行われる場合、15%の源泉徴収税が賦課される。
法人税の予定申告納税(ACIT)	四半期ごとの所得の20%が予定法人税として課税される。予定納税額は年度末の確定申告と相殺される。予定納税額が実績額を上回った場合には、その他の税金との相殺や還付が認められる。
源泉徴収税	非居住者法人に対する支払い(租税条約上の取り扱いの確認が必要)、1

年以上に及ぶ建設又は補修工事、預金利子などに課税される。
------------------------------

(出所) KPMG Turkey “Investment in Turkey 2014” より作成

## 4. 移転価格税制

トルコにおける移転価格税制は、法人税法（2006）13条によって規定される。

関連企業との物品・サービスの売買取引を行う場合、取引価格が独立企業間価格の原則に一致しなければ、取引価格の操作によって恣意的に利益配分をしているとみなされる。独立企業間価格の設定に際しては、独立価格比準法、原価基準法、再販売価格基準法、利益分配法、取引単位営業利益法のいずれより当該取引の性質に照らして最適な手法を選択することが認められている。

移転価格税制に基づく納税者の義務としては、移転価格フォーム及び年次移転価格報告書の双方を作成する必要がある。

移転価格フォームについては、規定フォームに基づき当該年度に発生した全てのグループ間取引を記載するとともに、独立企業間価格の設定手法を明示する必要がある。

年次移転価格報告書に関しては、大企業管轄の税務署に登録された企業は国内外で行われた関連事業者との取引について、それ以外の企業は関連事業者との国際取引について年次報告書を作成する義務がある。

なお、独立企業間価格の設定手法は、企業が財務省と事前協議することができ、協議結果に基づく設定手法は最大3年間有効となる。

## 5. 間接税

### (2) 付加価値税（VAT）

付加価値税（VAT）納税者の登録は、法人税納税者の登録時に税務署で同時に行われる。VATの申告は月次で行い、当該月の申告内容につき翌月24日までに申告書を提出し、同26日までにリラ建てで全額を納付することが求められる。

VATの課税対象となる取引は下記である。

- ・ トルコ国内での商業、工業、農業又は個人の専門的活動における物品又はサービスの提供
- ・ トルコに輸入された物品又はサービス
- ・ 法律に規定される活動におけるサービス等

VATの標準税率は18%である。ただし、一部の物品・サービスについては、1%又は8%の軽減税率が適用される。

図表 46 トルコの付加価値税（VAT）税率と対象

標準税率(18%)適用	・ 下記の軽減税率や免税が適用されないもの
1%の軽減税率適用	・ 新聞及び雑誌 ・ 一部食品及び飲料 ・ 中古乗用車 ・ ファイナンスリース(特定条件を満たした場合)
8%の軽減税率適用	・ 一部食料品及び飲料 ・ 書籍 ・ 薬品及び医療製品 ・ 建設機器 ・ 既製服、衣料品、繊維製品 ・ 映画、劇場、オペラの入場料
非課税	・ 物品及びサービスの輸出 ・ 海上・空路輸送のための港湾及び空港で提供されるサービス ・ 油田採鉱従業者への供給 ・ 投資証明書保有者への物品の供給 ・ 防衛産業局に対する売上 ・ 互惠主義に基づく外交官又は外交組織に対する売上 ・ 国際輸送
部分免税	・ 個人による不動産賃貸 ・ 金融取引 ・ 特定文化団体への供給 ・ 特定政府組織による又は特定政府組織に対する供給 ・ 農業用水 ・ 未加工の金、外貨、株式及び債権、印紙、金属スクラップ、プラスチック等の供給 ・ 保税倉庫又は臨時保管場所で開催される保管サービス ・ フリートレードゾーンでの物品又はサービスの供給

(出所) KPMG Turkey “Investment in Turkey 2014” より作成

### (3) 特別消費税

特別消費税は 2002 年に導入された物品税であり、物品の輸入、製造、取得に対して課税される。課税範囲と課税対象者は特別消費税法に基づき、下記の 4 グループに分類される。特別消費税は、VAT と異なり 1 度のみ課税される。

図表 47 特別消費税の対象

	課税範囲	納税対象者
I	石油製品、天然ガス、潤滑油、溶剤及び溶剤派生品に関するもの	当該製品の製造業者(製油所を含む)及び輸入業者
II	乗用車及びその他の車両、二輪車、航空機、ヘリコプター、ヨットに関するもの	当該乗物の販売業者、輸入業者(特別目的の場合)、オークションで売却した者
III	たばこ及びたばこ製品、アルコール飲料、コーラに関するもの	当該製品の製造業者、輸入業者、オークションで売却した者
IV	高級品(耐久白物家電、携帯電話、ダイヤモンド等)に関するもの	当該製品の製造業者、輸入業者、オークションで売却した者

(出所) KPMG Turkey “Investment in Turkey 2014” より作成



## 第13章 用地取得

### 1. 工業団地の一般事情

#### (1) 組織化産業地帯

トルコにおいて外国企業の進出に積極的な工業団地は、組織化産業地帯(OIZ: Organized Industrial Zone)と呼ばれる地域である。OIZ では、エネルギーインフラ（水道、天然ガス、電気、廃棄物処理）や物流インフラ、通信インフラなどに加えて、入居企業用の福利厚生施設などが整備されるとともに、各種企業支援サービスも実施している。

2014年8月時点では、トルコ全土に278カ所あり、198カ所が既に稼働している。残り80カ所は建設途中である。

OIZ では、投資インセンティブに加え、下記のような優遇措置を入居企業に対して提供している。

- ・ 土地取得に係る付加価値税を免除
- ・ 建物建設後5年間にわたり、固定資産税を免除
- ・ 水道、天然ガス、通信料金に係る減免
- ・ 区画の統合、分割に関する税の免除
- ・ 建物建設及び使用に係る地方税を免除
- ・ 固形廃棄物に関する地方税を免除（行政による廃棄サービスを未導入のOIZのみ）

図表 48 OIZ の設置されている県一覧



(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより引用

図表 49 OIZ 一覧

県	OIZ 名
アダナ	アダナハジュサバンジュ
	コザン
アドウヤマン	アドウヤマン
	ベスニ
	アドウヤマン・ギョルバシュ
	アドウヤマン・キャハタ
アフイヨンカラヒサル	アフイヨンカラヒサル
	アフヨンカラヒサール・ボルワディン
	アフヨンカラヒサール・ディナル
	アフヨンカラヒサール・エミルダー
	イスジェヒサルメルメル
	サンドウクル
	アフヨンカラヒサール・ダズクル
	アフヨンカラヒサール・シュフト
	アフヨンカラヒサール・メルケズ 2
アール	アール
アクサライ	アクサライ
アマスヤ	アマスヤ
	アマスヤ・メルジフォン
	スルロワ
アンカラ	オスティム
	アンカラ-イウエディック
	アンカラ・アナドル
	アンカラ・ポラットル
	アンカラ工業会議所 I.シンジャン
	アンカラ工業会議所 II & III
	バシュケント(首都)
	シェレフリコチヒサール
	アンカラ・ポラット商業会議所
	アンカラ精錬業専用
アンタルヤ	アンタルヤ
	コムルジャ食品専用
アルダハン	アルダハン
アイドウン	アイドウン
	アイドウン・アスティム
	オルタックラール
	ソケ
	アイドウン・ナジルリ
	ブハルケント
	チネ
バルックエシル	バンドウルマ
	バルックエシル
	バルックエシル II
	バルックエシル・ギョネン革専用
	オリーブ及びオリーブ製品の製造専用(ZeytinveZeytinUrunleriIsleme)
バルトゥン	バルトゥン・メルケズ(セントラル) I

県	OIZ 名
バトマン	バトマン
バイブルト	バイブルト
ビレジク	ビレジク I.
	ビレジク II.
	ボズユク
	パザールエリ
	オスマンエリ
	ソーウット
ビンギョル	ビンギョル
ビトリス	ビトリス
ボル	ボル混合・繊維専用
	ボル-ゲレデ
	ゲレデ革専用
	イエニチャーア
ブルドウル	ブルドウル
	ブルドウル-ブジャック
	ブルドウル II.
ブルサ	ニリュフェル
	イネギョル
	ブルサ
	グルス
	デミルタシュ
	ケステル
	ハサナガ
	ムスタファケマルパシヤ
	ムスタファケマルパシヤ大理石業者
	イエニシエヒル
	ブルサ専用革
	テキシルボヨハネネレ
	イネギョル家具・木工業専用
	チャナツカレ
チャナツカレ	
チャンクル	チャンクル-コルグン
	チャンクル・シャバンオズ
	チャンクル・チェルケシュ
	クルシュンル・チャウンドウル
	チャンクル・ヤクンケント
チヨルム	チヨルム
	チヨルム-シングルル
デニズリ	デニズリ
	デニズリ・チャルダック・オズデミル・サバンジュ
	デニズリ革専用
	デニズリ・タワス
ディヤルバクル	ディヤルバクル
デュズジェ	デュズジェ
	デュズジェ II.
	チリムリ

県	OIZ 名
エディルネ	エディルネ
エラズー	エラズー
エルジンジャン	エルジンジャン
エルズルム	エルズルム・メルケズ(セントラル) I
	エルズルム・メルケズ(セントラル) II
	エルズルム・オルトウ
エスキシェヒル	エスキシェヒル商業会議所
	シヴィルヒサル
ガジアンテプ	ガジアンテプ
	ニジップ
	イスラヒエ
ギレスン	ギレスン
	ギレスン II.
ハーネ	ハーネ
ハッカーリ	ハッカーリ
ハタイ	アンタクヤ
	ハタイ・パヤス
	イスケンデルン
	ハタイ・エルジン
	ハタイ・イスケンデルン II
ウードウル	ウードウル
イスパルタ	ウスパルタ・スレイマン・デミレル
	ウスパルタ革専用
	ウスパルタ-ヤルヴァッチ
イスタンブール	イスタンブル・イキテルリ
	イスタンブル・アジア側
	イスタンブル革
	組合
	イスタンブル・ドウドウルル
	イスタンブル・トウズラ
	イスタンブル・ベイリックドゥズ
	イスタンブル-トウズラ化学工業業者
	イズミール
ティレ	イズミール・ブジャ(エーゲ衣類)
アリアー化学専用	イズミール・ケマルパシヤ
ITO B	ITO B
オデミッシュ	オデミッシュ
ベルガマ	ベルガマ
イズミール・パンジャル	イズミール・パンジャル
クヌック	クヌック
メネメン・プラスチック専用	メネメン・プラスチック専用
トルバル	トルバル
バーユルドウ	バーユルドウ
カハラマンマラシュ	カハラマンマラシュ
	エルビスタン

県	OIZ 名
	テュルクオール
カラビュク	カラビュク
カラマン	カラマン
カルス	カルス
	カルスベッセ
カスタモヌ	カスタモヌ
	トスヤ
	セイディレール
	カスタモヌ・タシュキョプル
カイセリ	カイセリ
	カマン
	ムジュル
クルクカレ	クルクカレ I.
	ケスキン
	クルクカレ・兵器工業専用
クルクラレリ	クルクラレリ
	パグデル・アスラン私営
	クルクラレリ・リユレブルガズ・ビュユックカルシュトウラン改良
	クルクラレリ・リユレブルガズ-エヴレンセキズ改良
クルシェヒール	クルシェヒール
	カマン
	ムジュル
キリス	キリス
コジャエリ	ゲブゼ
	TOSB 自動車副次産業専用
	コジャエリ・ゲブゼプラスチック業者
	コジャエリ・ゲブゼ・ギュゼルエール
	コジャエリ・ゲブゼ・ディロワス
	コジャエリ・アルスランベイ
	アスム・キバル
	コジャエリ・アリカハヤ
	コジャエリ・ゲブゼIV.(iMES) 機械専用
	コジャエリ・ゲブゼ V.(化学) 専用
	機械専用
	コジャエリ・ゲブゼ石炭業者専用
	カンドウラ食品専用
コンヤ	コンヤ
	コンヤ I.
	コンヤ・エレーリ
	ベイシェヒル
	アクシェヒール
	セイディシェヒール
	クル
	チュムラ
	カラプナール
キュタハヤ	キュタハヤ
	キュタハヤ・メルケズ(セントラル)II.

県	OIZ 名
	シマウ
	キュタハヤ・タウシャンル
	ゲディズ OSB 企業団体委員長会
マラトヤ	マラティヤ I. マラトヤ I
	マラティヤ II. マラトヤ II
	ダレンデ
	マラトヤ・アクチャダー大理石専用
マニサ	マニサ
	アキヒサル
	サーヒルリ
	マニサ・トゥルグトル I.
	クラ革専用
	アクヒサール・オリーブ・オリーブオイル・派生商品
	ソマ
マルディン	マルディン
	マルディン II.
メルシン	タルスス
	シリフケ
ムーラ	ムーラ・ミラス
ムシュ	ムシュ
ネヴシエヒル	ネヴシエヒール・アジュギョル
	ネヴシエヒール改良
ニーデ	ニーデ
	ニーデ・ボル混合 & 革専用
オールドウ	オールドウ
	オールドウ・ファトサ
	ウンイエ
オスマーニエ	オスマーニエ
	オスマーニエ・カディルリ
リゼ	リゼ
	リゼ・アルデシエン
サカルヤ	サカルヤ I.
	サカルヤ II.
	サカルヤ III.
	カラス
	フェリズリ
	カイナルジャ
サムスン	サムスン・メルケズ(セントラル)
	サムスン・バフラ
	サムスン・カワック
	ギダ サムスン食品
	サムスン・ハウザ農産品生産 & 農業機器専用
シイルト	シイルト
シノップ	シノップ
	シノップ・ボヤバット
シバス	シワス・メルケズ(セントラル)I..
	シワス・メルケズ(セントラル)II..

県	OIZ 名
	シワス・ゲメレク
	シワス・シャルクシュラ
シャンルウルファ	シャンルウルファ
	シャンルウルファ・ウィランシエヒール
	シャンルウルファ II.
	シャンルウルファ・ビレジク
シュルナク	シュルナク
	シュルナク・ジズレ
テキルダー	チエルケズキョイ
	ジョルル デリ チョルル革
	ハイラボル
	マルカラ
	ウエリメシエ
	ウエリキョイ
	ムラツトル
	エルゲネ I.
	エルゲネ II.
	テュルクグジュ
	カラアーチ
	ヤルボユ
	テキルダー
トカット	トカット・メルケズ(セントラル)
	トカット・エルバア
	トカット・トウルハル
	トカット・ニクサル
	トカット・ズイレ
トラブゾン	アルシン トラブゾン・アルシン
	トラブゾン・ベシクドゥズ
	トラブゾン・ヴァクフケビル
	トラブゾン・シニック
トウンジェリ	トウンジェリ
ウシャク	ウシャク
	デリ カルマ ウシャック革(混合)
	ウシャック・カラハルル
ヴァン	ヴァン
	エルジシュ
ヤロワ	ヤロワ鑄型製造専用
	車両副次産業専用
	ヤロワ船舶専用
ヨズガト	ヨズガト
	カレセラミックオゼル カレセラミック私営
ゾングルダク	ゾングルダク・チャイジュマー
	ゾングルダク・エレーリ
	ゾングルダク・アラップル

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) 「トルコ地域別 OIZ の一覧」

## ひとくちメモ 9 ワンストップで支援してくれる工業団地管理会社

本邦企業、特に製造業がトルコにおける生産拠点を設置する際、各地の工業団地が設置場所の候補地として検討対象となる。工業団地では、電力・ガス・水道・物流網など生産活動に必要な各種インフラの整備に注力がなされており、工業団地外に生産拠点を設置するよりもより円滑な生産活動が可能になるとアピールがなされている。

ただし、トルコにおける工業団地入居のメリットは上記のようなインフラ整備面での優位性だけではない。各地の工業団地は、入居のメリットをより魅力的に見せるべく、各種の支援サービスを行っている。

例えば、土地購入後の生産拠点設置に必要な各種行政手続きは、様々な行政機関に対して複数の様式を提出する必要がある。こうした行政手続きを工業団地管理会社が一括して代行申請し、入居企業の設立手続きに要する事務負担を軽減している。海外事業展開の経験が十分でない本邦企業にとっては、有益なサポートであると考えられる。

また、生産活動以外でも様々な福利厚生施設を設置することで、入居企業及び入居企業職員に対する支援が行われている。たとえば、TOSB 工業団地では工業団地内に医療機関や研修設備、消防設備、教育機関（高等学校）、カンファレンス設備等も完備されており、レストランやホテル、工科大学の設置も進められている。GOSB 工業団地でも会議場、医療施設、消防施設、スポーツ施設、アートセンター、各種清掃サービス、職業訓練校の設置がなされている。こうした福利厚生施設等は、本邦企業が個社で設置することはコスト負担の面でも容易ではないため、工業団地による支援は有益であると考えられる。

写真 TOSB 内に配備された消防・救急・除雪等の施設



(出所) TOSB 紹介冊子より作成



## (2) 技術開発地区 - テクノパーク

トルコにおける R&D 拠点向けの工業団地は技術開発地区 (TDZ: Technology Development Zone)である。入居企業の R&D 活動及び先端技術分野に係る投資誘致を目的としている。

2014年5月現在、トルコ全土に50カ所のTDZが設置されており、うち35カ所が既に稼働中である。地域別には、アンカラに6カ所、イスタンブールに5カ所、コジャエリに4カ所、イズミールに3カ所のTDZが設置されている。未稼働の15カ所も既に政府の承認を終え建設段階にある。

技術開発地区法(第4691号法)によって、該当地区に適用される支援と免除は下記の通りである<sup>29</sup>。

### ① 経営会社に対して

- ・ 技術開発地区設立の為に必要なインフラ・管理ビル・ビジネス支援センターの建設、研究開発と新規事業の支援を目的とした、「経営会社」(同法に準じ且つ株式会社として設立された、技術開発地区での管理と経営を司る会社)が運営するビジネス支援プログラム、技術トランスファー・オフィス・サービス、技術共同プログラムに関する支出の内、一部が科学・工業・技術省から支援される。
- ・ 「経営会社」に対して、法定文書・業務に対し印紙税と法定手数料は課されない。
- ・ 第4691号の実施の範囲内で「経営会社」が得た利益は、2023年12月31日まで、所得税と法人税の対象外である。
- ・ 下水処理場を管理する技術開発地区では、下水料は徴収されない。
- ・ 技術開発地区内の国庫又は国有不動産への地益権設置又は使用許可を要求された場合、財務省は「経営会社」に対して5年間無料、それ以降は投資対象不動産の固定資産税価値の0.2%で地役権を設置するか、使用を許可する。地益権又は使用が許可された者は、当該不動産でなす活動によって得られる収益は得られない。財務省は、首相府国家計画庁が明らかにする社会経済的発展度の順によって、上記の方法と基準を決め、地役権又は使用権許可料金を、県毎に差をつけ、ゼロにまで下げる権限を有する。

### ② 事業家に対して

- ・ 技術開発地区で活動する所得税と法人税納税者は、技術開発地区でのソフトウェアと研究開発活動によって得た収益に関して、2023年12月31日まで、所得税と法人税が免除される。
- ・ 上記に限り、技術開発地区で製造された、管理システム、管理データ、実務用・業界固有のインターネット、モバイル、軍用の指揮統制ソフトという形での納品及びサービスも、消費税が免除される。
- ・ 技術開発地区で勤務する研究開発スタッフとアシスタント・スタッフの給与において

---

<sup>29</sup> 鳥越弁護士事務所提供資料(2014年8月15日時点での内容)

は、2023年12月31日まであらゆる税金が免除される。但し、免除対象範囲のアシスタント・スタッフの数は、研究開発スタッフの数の10%を超えてはならない。

- ・ 但し、技術開発地区における研究開発プロジェクトに従事する研究開発スタッフは、技術開発地区で遂行中の任務に関し、「経営会社」の承認を得て、技術開発地区外で経過する期間に対する給与の一部についても所得税の対象外とできる。所得税対象外の給与額は、財務省の承認を得て作成される社内規則で提示される。「経営会社」の承認を得て技術開発地区で経過する期間が、技術開発地区で遂行中の任務と関係ないことが確認された場合、損害を被った税金と処罰に対し関連の会社が責任を負う。
- ・ 技術開発地区で開始・終了した研究開発プロジェクトを通じて得られた技術を用い、技術開発地区の会社が商品の製造を行うために必要な投資は、「経営会社」が承認し、科学・工業・技術省が許可することを条件に、技術開発地区で行うことができる。当該投資に係る技術商品製造許可証は、科学・工業・技術省の了承に基づき付与される。この投資に関する活動は、1961年1月4日付第213号国税通則法により台帳への記帳が求められ、投資する企業の技術開発地区で遂行する研究開発活動とは別に管理される。また、技術開発地区の従業員及び投資利益は、技術開発地区外で活動する企業及び従業員に適用される基準に従って課税される。

### ③ 大学教員に対して

- ・ 技術開発地区で勤務する大学教員が技術開発地区で得た収入は、大学の流動資産外と見なされる。
- ・ 大学教員は、大学管理委員会の許可に基づく研究成果を商品化する目的で、技術開発地区で会社を設立し、会社のパートナーや経営者に着任することが出来る。

第5746号法の範囲で事業者が免除される事項は下記である。

- ・ 研究開発活動への支援に関する法（第5746号法）に基づき、技術開発地区に設置された会社で勤務する研究開発スタッフ・アシスタント・スタッフ、及び技術開発地区法（第4691号法）により所得税免税対象である従業員の給与額から算出される社会保障保険料の使用者負担額の50%は、従業員毎に5年間、財務省予算に組み込まれる補助金から支払われる。

財務省法人税コミュニケ（2007年4月3日付第26482号官報掲載）に基づく事項は下記である。

- ・ 技術開発地区でソフトウェア活動と研究開発活動を行う会社は、同活動の結果発生した商品を大量生産品目として販売した場合、同商品販売の利益について、ライセンス、特許等の無形財産に当たる部分を移転価値ベースで区別し、課税対象外とすることが出来る。

- ・ 課税対象外の研究開発プロジェクトの場合、TÜBİTAK 及び関連機関による補助金額、その他の機関による各種寄付・支援については、支援機関の利益と見なされ、課税対象外として扱われる。
- ・ 「経営会社」が行う賃貸に対し支払われる賃貸料は、課税対象ではない。

図表 50 TDZ の所在する県の一覧



(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより引用

図表 51 県別 TDZ の一覧

県	TDZ 名
アダナ	Cukurova Technopolis* チュクロワ
アンカラ	METUTECH* ODTÜ テクノパーク
	ハジュテッペ テクノポリス* ハジュテペ大学
	ビルケント サイバーパーク*
	アンカラ大学技術開発ゾーン*
	ガーゼ テクノパーク* ガージ・テクノパーク
	ASO テクノパーク ASO テクノパーク
アンタルヤ	アンタルヤ テクノポリス* 西地中海テクノケント
ボル	ボル技術開発ゾーン*
ブルドウル	メフメト アーキフェルソイ大学技術開発ゾーン
ブルサ	ウルテック技術開発ゾーン*
チャナッカレ	チャナッカレ技術開発ゾーン
チョルム	チョルム技術開発ゾーン
デニズリ	パムッカレ大学技術開発ゾーン*
ディヤルバクル	チグリズ大学技術開発ゾーン* デイジュレ大学
デュズジェ	デュズジェ技術開発ゾーン*
エディルネ	トランキヤ大学技術開発ゾーン* トラクヤ大学エディルネ

県	TDZ 名
エラズー	フィラット技術開発ゾーン*
エルズルム	アタテュルク大学アタ テクノシティ* エルズルム・アタ・テクノケント
エスキシェヒル	エスキシェヒル技術開発ゾーン*
ガジアンテプ	ガジアンテプ テクノパーク* ガージアンテップ大学
イスパルタ	レイクス区テクノシティ* ギョルレル地区
イスタンブール	ITU ARI テクノパーク* İTÜ・アル・テクノケント
	ユルドゥズ技術大学テクノパーク* ユルドゥズ工科大学
	イスタンブール大学技術開発ゾーン*
	ボアズィチ大学技術開発ゾーン*
	イスタンブール技術開発ゾーン
イズミール	イズミール技術開発ゾーン*
	イズミール科学技術開発ゾーン
	ドクズ エイリュル技術開発ゾーン
カハラマンマラス	カハラマンマラス ストゥジュ イマーム大学技術開発ゾーン*
カイセリ	エルジエス テクノパーク* エルジエス大学
コジャエリ	ティユビタック マルマラ リサーチ センター* TÜBİTAK テクノケント
	ゴスプ テクノパーク* GOSB(ゲブゼ OSB)テクノパーク
	コジャエリ大学テクノパーク(KOU テクノパーク)* コジャエリ大学
	モアリムコイ技術開発ゾーン ムアリムキョイ
コンヤ	コンヤ テクノポリス - セルチュク大学技術開発ゾーン* セルチュク大学
キュタヒヤ キュタハヤ	キュタヒヤ ドウンムピンナル タサリム技術開発ゾーン キュタハヤドゥムルプナール・デザイン
マラティヤ マラトヤ	イノニュ大学マラティヤ技術開発ゾーン* マラトヤ
マニサ	チェラル バヤル大学技術開発ゾーン
メルシン	メルシン技術開発ゾーン*
ニーデ	ニーデ大学技術開発ゾーン*
サカリヤ サカルヤ	サカリヤ大学技術開発ゾーン* サカルヤ大学
サムスン	サムスン技術開発ゾーン
シャンルウルファ	ハラン大学技術開発ゾーン ハルラン大学
シバス シワス	ジュンムリエット テクノシティ* ジュムフリイェット
テキルダー	ナミク ケマル大学技術開発ゾーン ナムック・ケマル大学
トカット	トカット技術開発ゾーン
トラブゾン	トラブゾン技術開発ゾーン*
ヴァン	ユズンジュ イル大学技術開発ゾーン

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) 「トルコ地域別 TDZ の一覧」

(注) \*:稼働中のもの

### (3) フリーゾーン

トルコにおいて輸出加工向けの工業団地に該当するのがフリーゾーンである。フリーゾーンは、輸出を目的とした投資誘致を目的としており、トルコ国内に所在しながら関税賦課領域外にあると見なされる。このため、通常トルコ国内で適用される法令については、フリーゾーンでは適用除外とされるか部分的な施行の対象となる。

2014年5月時点では、地中海、エーゲ海、黒海等の沿海部を中心として20カ所のフリーゾーンが設置されており、うち19カ所が既に稼働中である。残り1カ所については、現在建設途上にある。

フリーゾーンでは、一般的な投資インセンティブに加えて、下記の優遇措置を受けることができる。

- ・ 関税及びその他の関連する税を全額免除
- ・ 製造業に対して法人税を全額免除
- ・ 付加価値税（VAT）と特別消費税を全額免除
- ・ 従業員の給与所得税を全額免除（ただし、フリーゾーン内で製造した商品をFOB価格の85%以上で輸出する企業が対象）
- ・ 商品を無期限にフリーゾーン内に留保可能
- ・ フリーゾーンでの事業活動で得られた利益を無制限にトルコ国内外に送金可能

図表 52 県別フリーゾーンの設置状況



(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより引用

図表 53 県別フリーゾーン一覧

県	フリーゾーン名
アダナ	アダナユムルタリク フリーゾーン*
アンタルヤ	アンタルヤ フリー ゾーン*
ブルサ	ブルサ フリーゾーン*
デニズリ	デニズリ フリーゾーン*
エルズルム	東アナトリア フリーゾーン
ガジアンテプ	ガジアンテプ フリーゾーン*
イスタンブール	イスタンブール アタテュルク空港フリーゾーン*
	イスタンブール皮革工業フリーゾーン*
	イスタンブール トラキア フリーゾーン*
イズミール	エーゲ フリーゾーン*
	イズミール メネメン皮貿易フリーゾーン*
カイセリ	カイセリ フリーゾーン*
コジャエリ	コジャエリ フリー ゾーン*
	テュビタク マム技術フリーゾーン*
マルディン	マルディンフリーゾーン*
メルシン	メルシン フリーゾーン*
リゼ	リゼ フリーゾーン*
サムスン	サムスン フリーゾーン*
テキルダー	欧州フリーゾーン*
トラブゾン	トラブゾン フリーゾーン*

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) 「トルコ地域別 TDZ の一覧」

(注) \*:稼働中のもの

## 2. 工業団地の例

### (1) OSTIM

#### ① 本工業団地の概要・沿革

本工業団地はアンカラ近郊に位置し、1967年に設立された。2000年代には地下鉄駅が近隣に開設され、入居企業への通勤もしやすくなった。

写真 4 OSTIM 管理会社と入居企業（高層マンションは入居企業勤務者向け）



#### ② マネジメント体制

本工業団地では業種毎に 6 種の産業クラスターを組成し、共同プロジェクトを組成したり、団地内でのサプライチェーン形成などを促進している。

組成済クラスターとしては、建設機械クラスター、航空防衛産業クラスター、再生可能エネルギークラスター、医療産業クラスター、鉄道産業システムクラスター、ゴム技術クラスターがある。

クラスター毎に理事会を設置しており、毎月 1 回、それぞれ違う三大学から三人の研究者がアドバイザーとして参加している。企業側は研究者からアドバイスを求めたい一方、研究者は企業の実際の活動をより詳しく知りたいというニーズがあることから、研究者には無償で参加してもらっている。このため大学との連携が円滑になされている。

### ③ 面積

500 万平方メートルの敷地に、中小企業を中心に約 5,000 社が入居しており、50,000 人の雇用が創出されている。入居企業の敷地面積としては、250 m<sup>2</sup>が最小規模であり、450 m<sup>2</sup>が中心である。複数の区画をレンタルするなどの方法で広い場所を確保できる。土地の提供については所有しているケースとリースがあるが、全体で見るとリースが中心である。

### ④ 対象企業・重点分野

現状、2014 年 4 月の訪問時点で、重点的に誘致をしている分野としては、17 種の製造業（機械、金属、電気、建物、自動車、プラスチック、建設機械など）であるが、工業団地内には研究開発、大学、従業員用の居住地域、金融業（銀行 4 行）、行政機関の出先、医療機関も進出しており、一つの街を形成している。

### ⑤ 入居企業の特徴

入居企業は事業を続けているうちに成長し、違う場所にメインの拠点を移転することがよくあるが、それでも OSTIM 内の拠点も残しているケースが多い。こうした企業は OSTIM の拠点をショールームとして使ったり、取引先とのコミュニケーションなどのために使っている。事実、アンカラの大企業は、OSTIM で事業を始めて、ここから成長して大企業になっていった企業が多い。

### ⑥ 空き区画の状況

工業団地の拡張計画として、OSTIM2 が既存工業団地から 6km の地点に整備されつつあり、2 年以内に完成する見込みである。地下鉄の駅も設置される予定で、5000 m<sup>2</sup>~20,000 m<sup>2</sup>ぐらいのロットで整備される予定である。

### ⑦ 入居手続

OSTIM では、工業団地管理会社の下に複数の子会社が設立されており、土地や建物の取得については、OSTIM Real Estate Inc.が不動産販売・賃貸を行っている。特定の条件を満たした場合、無償での建物の提供が行われる場合もある。また、資金面でのサポートについては OSTIM Investment Inc からの支援を受けることができる。各種行政手続き等については、工業団地管理会社からの支援を受けることが可能である。



図表 54 OSTIM Real Estate Inc.による施設提供の例



(出所) OSTIM Real Estate Inc. ウェブサイトより引用 (2014年5月時点)

### ⑧ 入居のメリット

本工業団地の長所としては、全てのインフラが完全に整備された形で入居企業を募集している点である。こうした工業団地は OSTIM の他にない。例えば、電力インフラとしては、天然ガスを用いた 35 メガワット級の発電設備が高品質な電気を安価で安定供給している。

### ⑨ 労働市場

給与水準などは工業団地側では把握していない。ただし、本工業団地近郊には住宅社マンション等が整備され、工業団地近郊から通勤することも可能であるので、通勤の負担は少ない。

### ⑩ 工業団地管理会社によるサポート

本工業団地管理会社は、アンカラに位置することから政府との結びつきも強く、経済省やアンカラ開発機関などからの支援も受けられる。例えば米国食品医薬品局の認証を得るためのコンサルティングに対する金銭的な支援、研修等の実施のために必要な海外からの人の招聘、海外のコンベンションへの出典費用なども支援される。

また、工業団地管理会社自体が大学（中東工科大学）との連携プロジェクトやエコビジネスの組成促進（再生可能エネルギーの実験を行うエコパーク事業等）、研修事業の実施等の事業を営んでおり、入居企業は様々なサービスを楽しむことができる。例えば、Engineering & Designing Center では、アンカラ開発庁と入居企業の共同で、ユーザーフレンドリーな医療機器の開発につなげるための研究なども行っている。

入居企業の輸出を支援する組織もある。自社で輸出できない企業の場合、その組織が製品を買い取り、OSTIM のブランドをつけて輸出している。

管理会社は電力供給やセキュリティサービスなど行政機能も果たしているが、入居企業からは、管理費として月に 20 ドルを徴収しているだけである。

## (2) TOSB

### ① 本工業団地の概要・沿革

当工業団地は、イスタンブール近郊（イスタンブール—アンカラ間の高速道路沿線）に位置しており、アクセスも良く、トルコ経済にとっても重要な位置づけとなっている。Sabiha 空港まで 15km、Eskhisia 港までは 17km であり、渋滞等はない地域なので物流の定時性はある。なお、Kocaeli 市街までは 58km である。

沿革としては 1993 年に用地を取得し、2001 年に入居企業が生産を開始した。土地の取得にあたっては、TAYSAD（トルコ自動車・自動車部品工業会：TOSB 内に所在、約 300 社が加盟）が国の政府から購入した。

- ・ 1990 年：用地取得申請
- ・ 1992 年：工業団地として設立認可
- ・ 1993 年：第一期用地取得
- ・ 1996～1997 年：建設・インフラ整備
- ・ 1999 年：開所式
- ・ 2001 年：第 1 号として HP Pelzer Pimsa 社の工場が設立され生産を開始
- ・ 2004 年：天然ガスの供給を開始、Gebzse 地域では初の試み
- ・ 2005～2006：合計 1 万平米のレンタル工場を建設開始
- ・ 2007 年：管理棟完工

### 写真 5 TOSB 管理会社と入居済本邦企業の例



## ② マネジメント体制

管理事務所 (TOSB) は 15 名の経営委員会 (Enterprising Committee、うち 5 名は社外委員、社長は Kocaeli 知事が兼務、他に商工会議所などが参加) によって運営がなされている。その下に理事会 (Board of Directors、5 名、うち 2 名は社外で商工会議所等から) を設置している。理事会直下に地域マネージャーを設置し、地域マネージャーが技術部門、法務部門、経理・総務部門を統括している。

## ③ 面積

総計 2,784 エーカー (約 1,126ha)。うち、1,829 エーカー (約 740ha) は入居企業用、414 エーカー (約 167ha) は共用設備、369 エーカー (約 149ha) は緑地帯である。2008 年以降、4 万平米の建物設備が賃貸により貸し出されている

## ④ 対象企業・重点分野

TOSB とは、TAYSAD (トルコ自動車・自動車部品工業会) の OSB (工業団地) の略称であり、入居は自動車産業のみが対象である。

## ⑤ 入居企業の特徴

自動車産業を対象とした工業団地であり、トルコにおける自動車産業の製造拠点の要となっている。入居企業数は 79 社であり 70 の工場が立地 (内 16 社が外国企業) している。なお、13 区画では工場の建設途上段階にある。

日本企業で当工業団地に進出しているのはデンソー、三五、セキソー、豊田通商、豊田鉄工の 5 社である。

当工業団地には、自動車用研究・テストセンターも設置されている。700 m<sup>2</sup>の施設があり、民間企業が運営している。イスタンブール工科大学、TAYSAD 等の支援を受けて、今年の 2 月から稼働している。個別の企業で見ると、入居企業のうち 13 社が R&D 活動をしている。例えば、ヘキサゴン (トルコ企業) は自動車関連も含む設計・デザインを行っている。

## ⑥ 空き区画の状況

2014 年 4 月現在、空き区画は 9 区画あるが、そのうち 6 区画は民間企業の所有となっており、工業団地が所有しているのは 3 区画である。

工業団地が所有している 3 区画は合計 100,000 m<sup>2</sup>で、各区画ともほぼ同程度の大きさである。そのうちの 2 区画は隣り合っている。

入居者は、土地を購入してもよいし、TOSB が土地を保有したまま工場を建設し、そこに入居することも可能である。

土地を取得した場合、月次の維持費用が生じる。更地の場合 0.70 リラ/平米、建物を建設

した後は 0.50 リラ/平米である。これ以外に、光熱費も徴収される。

#### ⑦ 入居手続

入居企業希望は、TOSB に対して申請書を提出する。提出された申請書に基づき、TOSB 内の理事会で審査を行う。承認条件としては、既に TOSB 外部にトルコ法人としての登記がなされており、TAYSAD の会員であることが求められる。理事会は月 2 回行われており、従って理事会の承認可否は遅くとも申請から 15 日以内に通知する。承認後、入居希望企業が土地の購入手続き等を行う。

土地購入後の各種行政手続きなどは TOSB が一括して代行申請を行う、いわゆる One Stop Service を提供している。TOSB とだけ交渉すればよいことになっている。

#### ⑧ 入居のメリット

インセンティブについては、国の法律により決まっているので、TOSB としては操作性がない。ただし、地域としてはリージョン 1 に該当するが、TOSB 内に工場を建設すればインセンティブは 1 つ上がり、リージョン 2 としてのインセンティブを受けられる。

また、電気や天然ガスは安定供給されている。トルコの電力は自由化されており、工業団地が大口の年間契約を結ぶことで、利用料金は外部よりも 10%ほど安い。さらに、水道設、備廃水処理設備も供給する。水処理は、通常の家排水程度のものであれば無料で処理しているが、汚染度合いの高いものは団地外の 1/4 程度の料金で処理している。除雪や道路整備などのインフラメンテナンスも行っている。

#### ⑨ 労働市場

KOSGEB(トルコ中小企業庁)との協調により、産業人材育成のための高等学校も設置している。自動車技術分野に関する専門教育を行っており、入居企業へのインターンシップも提供している。インターン経験者は入居企業への就職義務こそないが、双方のニーズが合えば入居企業への就職も可能である。自動車産業への就業が期待されている。

#### ⑩ 工業団地管理会社によるサポート

強みとしては、福利厚生設備が多くあることである。工業団地内に医療機関や研修設備、消防設備、教育機関(高等学校)、カンファレンス設備等も完備されている。2013年10月以降、ホテルを建設中である。レストランも2014年中に完成予定である。24時間体制の救急設備も完備している。

また、自動車に関連した学科を設けた大学も建設中であり、2016~2017年に開校を予定している。

### (3) GOSB

#### ① 本工業団地の概要・沿革

本工業団地は、1986年に設立された。イスタンブール近郊に位置し、空港、高速道路、港、鉄道にアクセスが容易である。2014年時点では、約20,000人が働いている。

#### 写真 6 GOSB 入居本邦企業と近隣を行きかうトラック



#### ② マネジメント体制

5名のメンバーによる理事会（Board of Director）からなる。メンバーには政府や商工会議所等からの社外役員は入っていない。

#### ③ 面積

総計 537 ヘクタール。約 78%が工場用に用いられており、他の部分はテクノパーク (2.2%) など多岐にわたる。工場用地では、生産活動を行うよう義務付けており、物流用スペースなどに用いることは認可していない。なお、地価としてはトルコ国内の工業団地で最も高い。

#### ④ 対象企業・重点分野

入居企業の属性としては自動車、プラスチック、食品、機械、IT が多い。業種の指定などはしていないが、爆発物等の危険物を生産する企業については、法令に基づき一定の制限を課す。

当工業団地には 130 工場以上が進出しており、うち 44 工場は外国企業である。日本企業ではバンドーベルトの 1 社のみである。

#### ⑤ 入居企業の特徴

GOSB はトルコで唯一、工業団地内にテクノパークを有する。そこには、工業団地とは別に 108 社が進出しており、R&D やテクノロジーセンターとして活動している。IT、設計、エンジニアリングなどの企業が入居している。

入居動向については、2009～2010年に、全プロットが入居企業で埋まった。金融危機後には、ある程度までは影響はあったが、他地域よりも回復は早かったものと思われる。

#### ⑥ 空き区画の状況

既に空き区画はない。2009～2010年の間に、全ての区画が売り切れている。

#### ⑦ 入居手続

入居企業の中には工業団地内の土地を売却しようとしている企業もある。直接こうした企業から土地を買うことはできる。土地売買の目途が立ち、工業団地管理会社の理事会が承認すれば進出可能である。

#### ⑧ 入居のメリット

電気は電力会社と企業が直接契約しており、大口契約で電力料金も一般の料金より18%ほど安価に抑えられている。通信インフラについても自社投資をしているため、通常の19～20%程度、価格が抑えられている。

1999年には当地域で大規模な地震が生じたが、本工業団地では建物の倒壊等が全くなく、迅速に復旧することができた

#### ⑨ 労働市場

工業団地側では詳細な把握をしていない。

#### ⑩ 工業団地管理会社によるサポート

各種申請について、ワンストップで様々な申請代行に対応可能である。また、会議場、医療施設、消防施設、スポーツ施設、アートセンター、各種清掃サービスがあり。職業訓練校もある。社会活動もあり、他の工業団地と比べて魅力的である。サービスが充実していることもあり、土地代が多少高くても進出企業が多い。

#### ⑪ その他

トルコの輸出額150億ドルのうち、約50億ドルがGOSB入居企業による輸出である。ハイテク製品が中心となっている。イスタンブール商工会議所公表の大企業500社のうち、15～20社がGOSBの入居企業である。

## 第14章 知的財産権

### 1. 知的財産権の保護

#### (1) 関連法令の概要

トルコにおける知的財産権保護に係る法令としては、下記の法令があげられる。

##### ① 特許関連法令

「特許権の保護に関する法令第 551 号」、「特許権の保護に関する法令第 551 号の適用に関する規則」、「特許協力条約 (PCT)」、「欧州特許条約」、「関税法第 4458 号」。

##### ② 実用新案関連法令

「特許権の保護に関する法令第 551 号」、「特許権の保護に関する法令第 551 号の適用に関する規則」、「関税法第 4458 号」

##### ③ 意匠法

「意匠の保護に関する法令第 554 号」、「意匠の保護に関する法令第 554 号の適用に関する規則」、「意匠の国際寄託に関するヘーグ協定 (ジュネーブ条令)」、「関税法第 4458 号」。

##### ④ 商標法

「商標権の保護に関する法令第 556 号」、「商標権の保護に関する法令第 556 号の適用に関する規則」、「マドリッド議定書」、「関税法第 4458 号」。

##### ⑤ 不正競争防止法

「競争保護に関する法令第 4054 号」、「輸入での不正競争防止に関する法令第 3577 号」、これに加え、使用者と従業員間の競争禁止に関しては、第 6098 号債務法第 444 条～第 447 条、不正競争に関しては、第 6102 号トルコ商法第 54 条～第 63 条。

##### ⑥ 著作権法

「文学的及び美術的著作物に関する法律」、「映画及びビデオ及び音楽に関する法律」、「関税法第 4458 号」。

#### (2) 特許法 (特許権の保護に関する法令第 551 号) の詳細

トルコでは、オスマン帝国時代の 1879 年に特許法が初めて制定された。同法は、1995 年の改正を経て現行の特許法 (第 551 号) となった。現行のトルコの特許法においては、

知的財産権に係る特別裁判所の設立（第 148 条）も定められている。

また、トルコは、パリ条約や世界知的所有権機関（WIPO）設立条約、WTO 協定のほか、欧州特許条約（EPC）や特許協力条約（PCT）にも加盟しており、法的枠組みの整備状況に関しては EU 加盟国と遜色ない状況にある。

**図表 55 トルコの批准している知的資産保護関連条約**

- ・ パリ条約（Paris Convention）
- ・ 特許協力条約（PCT）
- ・ 欧州特許条約（European Patent Convention）
- ・ 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約（Budapest Treaty）
- ・ WIPO 設立条約（WIPO）
- ・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（International Trademark Registration Protocol）
- ・ 国際特許分類に関するストラスブール協定（IPC）
- ・ 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定（Hague Agreement）

（出所）特許庁ウェブサイトより作成

他方、トルコの特許制度における特徴のひとつに、権利化過程における実体審査の有無選択が挙げられる。出願人は、出願した発明の技術水準調査をトルコ特許庁に請求し、調査結果を踏まえて実体審査を行うか否かを選択する。実体審査を経て付与された特許権は 20 年の権利期間を有する。一方、実体審査を経ずに登録することも可能であるが、その場合の権利期間は 7 年となる。実体審査を経ずに登録された場合にも、出願日から 7 年以内であれば実体審査を請求することができ、同審査を経た特許権の権利期間は出願日から 20 年となる。なお、同国には別途実用新案制度も存在し、権利期間は 10 年である。

### （3）商標法（商標権の保護に関する法令第 556 号）

トルコでは、オスマン帝国時代の 1871 年に商標法が制定された。1995 年の抜本改正と 2009 年の改正を経て、現在の商標法（第 556 号）となった。

トルコの商標制度は、出願審査制度を採用しており、商標権は出願から 10 年の権利期間を有し、10 年ごとの更新が認められている。（40 条）。出願公告（33 条）後、3 ヶ月以内に異議申立可能である（35 条）。また、登録商標の無効判断は裁判所によりなされる。なお、立体商標は登録され得るが、色そのものは登録できない。

近年の動向としては、憲法裁判所における解釈と立法措置の遅れによる混乱があげられる。2008 年 7 月、トルコ憲法裁判所は商標法に定められた商標権侵害に関する刑事罰について違憲解釈を提示した。一方、トルコ大国民議会における商標法改正に関する立法活動



が遅れたため、商標権侵害に関する刑事罰について法令上の空白期間が生まれた。その結果、商標権侵害事件について想定外の無罪判決が生じ、商標権侵害を受けた日本企業の主張が認められない状況が生じた。

一方、昨今のビジネス動向を踏まえた法改正も行なわれている。2009年の商標法改正では、第9条第2段落e(商業的効果を生じさせるかたちでのインターネット上での商標の使用の禁止)が新設された。インターネット上の商取引が増加する中、個別取引において商標の使用が行われたか否か判断することが困難になっていた。このような最近の問題に対応するため、インターネット上の商標権侵害に関して明文化した規定である。

またトルコでは、ニース協定、マドリッド協定議定書、商標法条約、ウィーン協定等の国際条約も批准しており、EU諸国との制度調和が進んでいる。欧州広域で商標権を取得するには、EUの商標制度であるCTM(欧州共同体商標出願)をOHIM(欧州共同商標意匠庁)に出願することになる。

#### (4) 侵害対策関係機関

##### ① 地方裁判所

上記法令の規定に従い、知的財産権民事裁判所、知的財産権刑事裁判所が、知的財産に関する執行を含む一切の問題を審理する。同裁判所は、イスタンブール、アンカラ及びイズミールに設置されている。その他の都市では、各都市における第三民事及び刑事裁判所が、知的財産に関する執行を含む一切の問題についての特別裁判所の役割を果たすよう定められている。

##### ② 税関

税関法第4458号第57条により、税関当局は、輸出入時に模倣品と認められた物品の通関手続を停止することにより、知的財産権侵害を防止する権限を有している。

##### ③ 知的財産権保護に係る課題

以上のように、トルコでは知的財産権保護に係る法令整備が進んでおり、EU諸国との制度調和も目指されている。一方で、模倣品等の対策については、企業が引き続き注意すべき状況にある。例えば2010年、我が国の経済産業省は日本企業がトルコで模倣品の被害を受けたとして、同国の法制度などの実態調査に着手した<sup>30</sup>。2009年の商標法改正により、改正前に製造・販売した模倣品を取り締まれなくなったためである。法改正により被害を受けたのは電子情報技術産業協会(JEITA)に加盟している複数の企業であった。これら

---

<sup>30</sup> 2010/6/15 1:59 日本経済新聞 電子版

企業は、知的財産権を侵害されたとしてトルコで刑事裁判を起こしたが、無罪判決が言い渡された。捜査の際に押収した模倣品が製造・販売業者に戻り、さらに流通する恐れが出た。そこで、同省はトルコ政府との二国間協議や世界貿易機関(WTO)の紛争解決手続等を通じて改善を求めた。また、EU 諸国も知的財産権の保護につき、関税同盟発足時に約束された条件をトルコ側が完全に履行していないと指摘を行っている。トルコ政府には、早期の是正・履行が求められる。

## 第15章 環境規制

### 1. 環境関連法と管轄組織

トルコでは、1996年のEUとの間における関税同盟発効以来、EU基準との調和を進め、諸制度もEU基準に準拠し始めている。2004年にはCEマーキングの導入も始まった。同制度の運用においてはEUと異なる面があり、トルコへの輸出業者側で混乱が懸念されたものの、輸入者側の落ち着きある対応が功を奏し、さほどの混乱は生じなかった模様である。

2008年、EUの環境規制である有害物質使用制限指令（RoHS）が公示され、2009年6月1日に施行された。ただし、電気電子廃棄物指令（WEEE）の批准及び国内法制化が進まない状況であった。こうした中、2012年5月、WEEE及びRoHS規則が公布され、即日発効された。これに伴い、旧RoHS規則は廃止された。WEEE及びRoHS規則においては下記の規定が設けられている。

#### 【第5条】

次の6物質を電気電子機器に非含有とする。

水銀（0.1wt%）

六価クロム（0.1wt%）

PBB（0.1wt%）

PBDE（0.1wt%）

鉛（0.1wt%）

カドミウム（0.01wt%）

（ ）内は最大許容濃度

ただし、附属書において適用除外が27項目設定されている。

#### 【第6条】

適合宣言書を環境・都市計画省に毎年提出させ、宣言登録証を交付する。

#### 【第9条】

製造者（輸入者も含む）の義務は次の通りである。

a)第5条の順守義務

b)技術基準適合証明情報、商品を市場に提供した日から10年間にわたる書類保管義務

c)"Complies with EEE Directive"ラベルの貼付義務

d)適合宣言書を毎年2月に提出する義務

（出所）ここが知りたい RoHS 指令 中小企業ビジネス支援サイト、鳥越弁護士事務所  
提供資料より作成

トルコ版 WEEE&RoHS 規則の適用範囲は、医療機器、監視・制御機器を含む8製品群

(カテゴリー)、電球及び家庭用照明器具<sup>31</sup>である。規制物質は RoHS 指令と同様の 6 物質 (群) で、規制物質ごとの閾値も同様に設定された。適用除外項目は 27 項目あり、すでに RoHS 指令では除外項目から外されている Deca-BDE (デカブロモジフェニルエーテル) は除外対象とされている。また、製造者の義務には次のような異なる点がある。

- ・ 技術基準適合証明情報、書類を登録後 10 年間保管する必要がある。
- ・ トルコ版 WEEE&RoHS 規則 9 条 (c) に規定される「この製品は電気電子機器における特定有害物質の使用制限に関する規則に適合している製品である」旨の表示ラベルをトルコ語で明記する必要がある。英語での表示は不可とされトルコ語で表示しなければならない。
- ・ 同規則の附属書 3 に提示される適合宣言書のフォームに基づき、適合宣言書を毎年 2 月末までに提出することが求められる。同宣言書はすでに前年提出していても毎年更新し提出する必要がある。

## 2. トルコの環境問題

トルコでは、急激な工業化に伴い大気汚染や海洋汚染等の問題が生じており、工業地帯においても環境汚染の報告がなされている。また都市部においても急速な人口増加は生活排水や一般廃棄物の量的な拡大をもたらし、処理施設等整備が追い付いていない点が指摘される<sup>32</sup>。

### (1) 大気汚染

トルコの大気汚染については、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub> の排出量が OECD 平均よりも高い水準にある。PM についても、トルコでの観測量は 36.7 μg/m<sup>3</sup> であるのに対し、隣国であるギリシャやブルガリアは 30-100 μg/m<sup>3</sup> となっており、高い水準となっている。

### (2) 水質汚染

ボスポラス海峡は黒海と地中海を結ぶ海上交通の要衝であるが、幅が最大でも 3700m、最小では 800m と非常に狭く、船舶の衝突事故が多いことが問題となっている。例えば、1994 年 3 月に起きたキプロス籍タンカー船 Nassia 号の衝突・爆発事故は、2 万トンの原油流出を招いた。同様に、1999 年にはロシア籍タンカー船である Volgoneft-248 が原油流出事故を起こしている。こうした原油流出事故に対し、トルコ政府はボスポラス

---

<sup>31</sup> 第 2 条(1)より、EK1/A に下記の 10 項目が規定されており、詳細は EK1/B に記載されている。1. 大型家電、2. 小型家電、3. 情報・通信機器、4. 消費器具、5. 照明器具、6. 電気・電子機器 (大型と固定工業機器を以外)、7. 玩具、娯楽・スポーツ器具、8. 医療機器、9. 監視・制御機器、10. 自動販売機 (鳥越弁護士事務所)

<sup>32</sup> 経済産業省「平成 23 年度 海外の環境汚染・環境規制・環境産業の動向に関する調査報告書」

海峡を通行する船舶に対して、危険物質の運搬の報告義務を課した。しかし、1936年締結のモントルー条約により、ボスポラス海峡における商船の自由航行が保証されているため、報告の確実化には課題が伴っている。

産業排水に関しては対策が進んでおらず、特に染料等の化学物質の利用がある繊維産業での排水処理が問題となっている。

### (3) 汚泥汚染

トルコにおける汚泥処理は、散水ろ過や活性汚泥処理などの生物処理から始まり、近年新設されたプラントでは嫌気性安定化法や脱水処理装置など、より高度な設備による処理が始まっている。乾燥された汚泥は埋め立てか農業分野で利用される場合が多い。ただし、トルコの汚泥は TOC（全有機炭素）、DOC（溶存有機炭素）の割合が高いことも問題点として挙げられる。

## 第16章 貿易管理・為替管理<sup>33</sup>

### 1. 輸入規制

#### (1) 管轄官庁

経済省（Ministry of Economy）の The General Directorate of Imports が管轄官庁である。ただし、技術調整基準に関しては経済省の輸入総局、知的財産権に関しては税関・商業省の輸入局が管轄である。

#### (2) 輸入品目規制

関係省庁の許可が必要な品目として、医薬品や殺虫剤がある。麻薬、蚕卵、農業用原料、賭博ゲーム機器、法が定める一部ブランドなどの商標及び製品、偽ブランド商品、一部塗料用品、産業廃棄物及び一部の化学物質の輸入を禁止している。

1996年に輸入ライセンス制度が廃止されて以来、輸入は原則自由である。ただし、特別法で輸入が禁止、許可されていない品目は対象とはならない。なお、医薬品や家畜用医薬品、殺虫剤などは特別許可品目として指定されている。その他、輸入に際して条件が付けられているものがある。また、中古医療機器の輸入は、2011年6月7日付け官報 27957号で禁止された。

バーゼル合意に準拠して、環境・都市計画省は産業廃棄物、一部の化学物質の輸入を禁止している。また、麻薬、蚕卵、農業に用いられる土、葉、軸、茎、自然肥料、一部の賭博ゲーム機器（ルーレット、ピンボールなど）、The International Contracts on the Industrial Ownership（1930年）、及びハーグ改正（1925年）、パリ合意（1883年）に準拠した一部ブランドなどの商標及び製品、偽ブランド商品、一部の塗料も輸入が禁止されている。

2005年1月に、繊維産業で用いる化学染料、オゾン層の保存に関する「ウィーン条約」「モントリオール宣言」に反するもの、化学兵器などが輸入禁止及び特別許可品目として追加されている。

#### (3) 輸入品目認可申請

2012年以降、輸出入商品の安全・品質管理向上と手続き短縮のためのオンライン申請システム TAREKS（Risk-Based Trade Control System）が発効した。認可申請先などその他の手続きに変更はないが、認可申請先は定期的に変更される可能性があるため、注意を要する。

---

<sup>33</sup> 本章では、JETRO 公表内容に基づき、トルコの貿易管理・為替管理の状況について解説を行っている。

図表 56 輸入品目認可申請先

産品	認可申請先
工業製品	トルコ規格院(TSE)
テレコム機器、ラジオ、サテライト通信関連機器、医療機器、おもちゃ、建材、苗木など	経済省・製品安全管理局
農産品(生鮮野菜・果物、乾燥果実、豆類、植物油、綿花)	農業・畜産省の食品管理局管轄下にある外国取引基準検査局
燃料、くず金属、バッテリー、アキュムレーターの廃棄物	環境・都市計画省
化学品	保健省
たばこ、アルコール飲料	たばこ・アルコール市場規制局
食肉、魚類、生きた動物	食品・農業・酪農省(但し品目によっては関連研究機関)

(出所) JETRO ウェブサイトより作成

アフターセールスサービスが必要とされる自動車、家電、事務機器、工業機械などの輸入品に関しては、事務所設立あるいは現地代理店によるサービス、スペア・パーツの提供を保証し、科学・工業・技術省の消費者保護・競争局 (General Directorate of Consumer Protection and Competition) から認可を得ることになる。またテレコム機器などに関しては、経済省の製品安全管理局 (General Directorate of Product safety and Control) からの承認が必要とされる。

食品・食器の輸入に関しては、「人体に害が無い」ことが明記された当該省庁の認証を受けた衛生証明書が要求される。しかし日本の厚生労働省のように衛生証明書を発給しない場合は、厚生省が認可した検査機関の証明を受け、厚生省の承認を得るか、関連商工会議所の認可を得た上でトルコ大使館商務部の認可を受ければ、輸入は可能となる場合もある。しかし「人体に害が無い」ことを明記する証明を受けることは、現状では実質的に不可能とされる。

一部の繊維・衣類製品の輸入品に関しては、2009年11月より AZO 検査が開始された (2011年12月31日付官報 28159号のコミュニケ (2012/15))。生産国での AZO 検査合格書類を提示しても実施されるケースがあり、トルコ側で不合格となった場合には商品の廃棄処理、若しくは返品を選択できる。

#### (4) 輸入地域規制

輸入先に関する規制はない。ただし国連制裁には準拠する。また、食肉に関しては牛海綿状脳症 (BSE) 発生国からの牛肉輸入を禁止するなど、国別の措置を実施している。

#### (5) 輸入関連法

第 2976 号外国貿易の調整に関する法が主な法令である。また、毎年年度末に改定交付される輸入枠組みに係る政令 (Import Regime Decree) についても関連法令である。

輸入枠組みに係る政令では、製品を以下の6つのカテゴリーに分類している。

- ・ リスト1. 農産物
- ・ リスト2. 工業製品
- ・ リスト3. 農業加工品
- ・ リスト4. 魚介類及びその加工品
- ・ リスト5. 一時的な関税免除製品 (Suspension List)
- ・ リスト6. 民間航空機及び関連品

また、輸入枠組みに係る政令における国別の分類は以下のとおりである。

- ・ EU：関税同盟による特惠関税適用には A.TR movement certificate が必要。
- ・ EFTA：FTA による特惠関税適用には EUR.1 movement certificate が必要。
- ・ FTA 締結国：FTA による特惠関税適用には EUR.1 movement certificate が必要。
- ・ GSP 諸国<sup>34</sup>：特惠関税適用には原産地証明 Form A が必要。

#### (6) 輸入管理の動向

関連制度としては、輸入業者登録制度、輸入に係るセーフガード及び監視政令、輸入保護規定、商業権保護規定等があげられる。

トルコのセーフガードは、WTO 非加盟国に対する「特定国産品の輸入に係るセーフガード措置と監視に係る規定」、WTO 加盟国に対する「輸入における保護措置規定」と「輸入における監視実施規定」の2つの法令に依拠している。また、トルコ商業権保護規定が1995年12月31日に発効している。また、2004年5月に発効した輸入セーフガード規制によって、「輸入セーフガード評価評議会」が設置されている。なお、アンチダンピング税は、WTO との協定に従い適用される。

#### (7) 輸出品目規制

図表 57 規制対象の輸入品目

区分	品目
輸出禁止品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化及び自然遺産</li> <li>・ インド大麻</li> <li>・ タバコの種及び苗木</li> <li>・ 輸出許可が必要な品目リストに掲載されていないあらゆる猟の獲物と野生動物(生死にかかわらず、一部あるいは加工品の場合も含む)</li> <li>・ くるみ、くわ、さくらんぼ、なし、すもも、イチイ、トネリコ、ニレ、シナノキの幹・丸太・材木、厚板等</li> <li>・ 輸出が禁止されている野生花の球根</li> </ul>

<sup>34</sup> ベラルーシ、日本、カナダ、ロシア、ウクライナ、ニュージーランド



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薪及び炭</li> <li>・ ソゴウコウノキ（蘇合香）</li> <li>・ サワグルミ属の植物(pterocarya carpinifolia)</li> <li>・ ダッチャ産ナツメヤシ(Phoenix the ophrasti crenter)</li> <li>・ オリーブ、イチジク、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ、ブドウの苗木(それぞれ登記済且つ国有種リストとして公表されている種類で、国内で公認されたもの以外)</li> <li>・ 蘭(サレップ、あらゆる形式)</li> </ul>
要許可品目	<p>法令により、監督官庁からの許認可を必要とする下記品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督対象の軍用機器、軍用品及びスペアパーツ、軍用爆発物及び関連技術</li> <li>・ アヘンとハシシの実</li> <li>・ 麻葉</li> <li>・ 危険廃棄物の国外輸送と除去の監督に関するバーゼル契約書の範囲の物質</li> <li>・ 生死に係らずイノシシ、オオカミ、ジャッカルの、キツネ、イタチ、アナグマ、蛇、亀、トカゲ及び同動物を使用した既製服</li> <li>・ 肥料(化学肥料以外)</li> <li>・ 種(森林の木々の種とその他の栽培材料以外)</li> <li>・ アンゴラ・ヤギ</li> <li>・ 漁獲が完全に禁止されている水産物</li> <li>・ 競走馬</li> <li>・ 飼料法の範囲の飼料</li> <li>・ 動物用注射</li> <li>・ 輸出割当又は規制対象の野生花の球根</li> <li>・ 飼育用動物</li> <li>・ 野生のキノコ(EU 諸国への輸出のみ)大西洋産黒マグロ(生魚、新鮮冷蔵、冷凍、加工)</li> <li>・ 原子力及び原子力二重用途製品のうち規則対象の物品</li> <li>・ ミサイル制御技術体制に係る備品、ソフトウェア、関連材料</li> <li>・ 砂糖</li> <li>・ 森林の木々の種とその他の栽培材料</li> <li>・ 第 21-87/12028 号決議に基づく爆発物質(軍兵器と軍用品以外)</li> <li>・ オリーブの苗(登記済且つ国有種リストとして公表されている種類で、国内で公認されたもの)</li> <li>・ ワッセナー・アレンジメント軍用品リストの範囲の材料</li> <li>・ 葉タバコ、タバコくず</li> </ul>
管理品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格安定基金課徴金の対象となる品目</li> <li>・ 二国間協定で決められた特別会計枠内での輸出品目</li> <li>・ ロシアからの天然ガス輸入に対するバーター輸出</li> <li>・ 特定国より輸出割当を貸された商品、その他、オリーブ油、カンゾウの根、鋼管・鋼板、大理石、セメント、ピスタチオ、穀物</li> <li>・ その他法令に記載の品目及び価格安定基金課徴金の対象となる品目</li> </ul>

(出所) JETRO ウェブサイトより作成

## 2. 輸出管理

### (1) 輸出地域規制

輸出先に関する規制はないが、国連制裁には準拠する。また、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により、同議定書に調印していない国への規制対象物質の輸出を禁じている。

### (2) 輸出関連法

輸出枠組みに係る政令及び規制（1996）、輸出コミュニケ(1996)、輸出及び関税割り当てに係る政令（1995）、輸出加工制度に係る政令（1995）、輸出制度の決議(1995)、輸出規則（2006）、オゾン層を希薄化物質の輸出に関する公報（2014/1）、海・空輸機への輸出搭載（政令 2013/2）が主たる関連法規である。

### (3) 輸出業者の資格規制

トルコで輸出を行う資格を持つのは、経済省管轄下にある輸出業者連合（Exporters' Union）に加盟する a)納税者番号を持つ個人あるいは法人（輸出で取り扱う分野を商業登記に明記していること）、b)商工業組合に加盟する商工業者、c)合弁企業、d)コンソーシアムのいずれかに限られる。

### (4) 輸出管理の動向

1996年1月1日のEUとの関税同盟により、トルコの輸出制度は段階的にEUの輸出制度と合致しつつある。すべての商品の輸出はトルコ輸出制度の枠内で自由に行うことができるが、若干の品目規制及び輸出業者の資格規制がある。1987年設立のトルコ輸出入銀行（Turk Eximbank）は、輸出比率や競争力の高い業界向けに融資や信用保証を行っている。

輸出の形態による規制としては、a)輸出信用による輸出、b)仲介輸出、c)委託輸出、d)仮輸出があげられ、経済省あるいは関連指定機関に申請、許可を得る必要がある。

申請先としては関税局（特別措置不要の輸出、要登録輸出、通貨貿易）、輸出業者組合（信用貸輸出、委託輸出、見返購入での輸出）、輸出総局（商業貸貸による輸出）などがあげられる。

### 3. 為替管理

#### (1) 為替管理制度

2001年2月の金融危機後、トルコの為替管理制度は、中央銀行が基準為替レートを変更する制度であるクローリング・ペッグ制から変動相場制へ移行した。これに伴い、中央銀行は、為替の変動幅が経済に悪影響を及ぼさない限り、市場に介入しないことを原則としている。

#### (2) 貿易取引における決済手段

支払方法は信用状、現金、信用供与などを用いることができる。輸入に係る決済などは税関・商業省の管轄下に置かれている。2009年3月10日以降、金融機関は自由に決済通貨を選択できるようになった。この結果、指定受領通貨に係る制限は撤廃され、各国との合意に基づき、各国通貨での決済が可能となった。

#### (3) 貿易外取引

OECD 貿易外取引自由法に準拠している。外国投資奨励に係る認可を受けていれば、特許権、ノウハウなどのロイヤルティ契約に関して規制は受けない。自国保険主義と呼ばれるものはないが、輸出貨物にはトルコの保険会社が付保するのが慣例となっている。また、輸出入取引や無形財産に関する取引を除く5万ドル以上の対外取引に関して、銀行及び金融機関は30日以内に中銀に報告する必要がある。旅行者は、トルコへの入国時に申告した場合に限り、最大5,000ドル（あるいは同相当の現地通貨）の持ち出しを認められている。

#### (4) 資本取引

##### ① 対内及び対外直接投資に関する規制・許認可

個人、法人が企業を設立する場合に必要なとされた最低投資額の5万ドルは、2003年6月に撤廃された。居住者は最大500万ドル相当を外国（国内フリーゾーンを含む）へ自由に投資できるが、5万ドル以上の投資には税関・商業省の認可が必要となる。また資本移動に関与した銀行は30日以内に財務省に報告する義務がある。

##### ② 証券投資に関する規制・許認可

特段の規制は行われていない。証券取引に係る政令で、非居住者（投資会社を含む）は、居住者にあらゆる種類の証券を売却することが認められている。2010年12月にキャピタルゲインに対する新税制が導入され、あらゆる金融商品から得た利益に対して国内投資家、海外投資家ともに10%の源泉徴収税が課税されるようになった。

### ③ 対外借入・貸出に関する規制・許認可

居住者による対外借入・貸出金額に制限はない。但しプレ・ファイナンス・ローンの期間は18ヵ月。また1年以上の対外クレジットに関する協定は成立後30日以内に税関・商業省に報告する必要がある。

2009年6月、法人向け外貨建て貸出の規制緩和に向け、通貨価値保護法が改正された。これによって、国内銀行は、当該法人の外貨収入の有無にかかわらず、金額が500万ドル以上で期間が1年以上であれば、あらゆる法人に対して、外貨建て資産を担保とする外貨建て融資が可能となった。なお個人は、原則的に外貨関連貸出が禁止されているが、トルコ在住者の場合には輸入・輸出制度に従って外貨建て商品借款を受けることができる。

### ④ 預金勘定取引

居住者、非居住者にかかわらず外貨及び現地通貨建ての預金口座を開設できる。

### ⑤ 利子、配当、利益など対外送金に関する規制・許認可

外国人投資家の利益及び配当は税控除後、国外へ自由に移動させることができる。送金を希望する者は銀行に対しては、a) 財務諸表及び徴収事務所の証明のある納税申告書、b) 納税証明、c) 利益処分表を提出する必要がある。

トルコ外在住者は、各種動産及びその他資本市場商品を、資本市場関連法で指定された銀行及び仲介者を介して購入・売却し、利益及び売却額を自由に送金することが出来る。

外国の投資家は、外国投資局及び財務省に申請することにより、保有する株式がトルコの会社登記簿に登録された外国資本であることを証明し、配当金などの外貨送金を保証する株式証明を取得することができる。この証明により、投資家は中銀又は商業銀行からの円滑な外貨供給を保証されるが、これは為替リスクまでを保証したものではない。

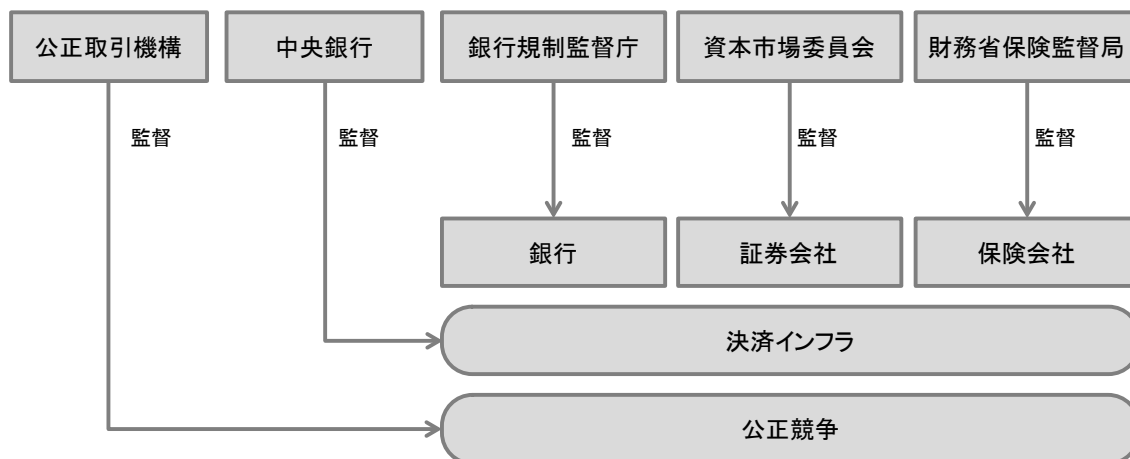
株式については、トルコの国内外を問わず自由に売却できるが、トルコの法人又は個人に売却される場合は、その20～100%が、イスタンブール証券取引所（IMKB）において、適正な市場価格で売買されなければならない。その場合、資本市場評議会（SPK）及び税関・商業省の認証が必要となる。

なお、トルコ国内での活動により得た利益、配当又は株式売却益の全部又は一部を他の分野へ再投資することについて、規制はない。

## 第17章 金融制度

### 1. 金融監督体制

図表 58 トルコの金融監督体制



(出所) 中銀、銀行規制監督庁、資本市場委員会、財務省ウェブサイトより作成

#### (1) 公正取引機構

公正取引機構（CA）は、市場における健全な競争環境の実現を目指す公的組織である。公正取引機構の主な任務と権限は以下である。

- ・ 申請又は当局の判断により、公正競争規約に規定する活動や公的取引につき、検討、照会、調査を行う。法令への抵触が認められた際には、必要な措置を講じる。
- ・ 適用除外の申請について審査を行う。公正な競争を阻害する恐れのない適正な契約を締結している場合には、適用除外承認証を与える。
- ・ 適用除外やネガティブ・クリアランス（欧州委員会による不問証明）の決定に係る市場について追跡調査を行い、当該市場又は市場関係者の地位に変更があったことが確認された場合は、これらの申請の再審査を行う。
- ・ 企業の合併買収活動を審査し、一定の基準に従って承認する。

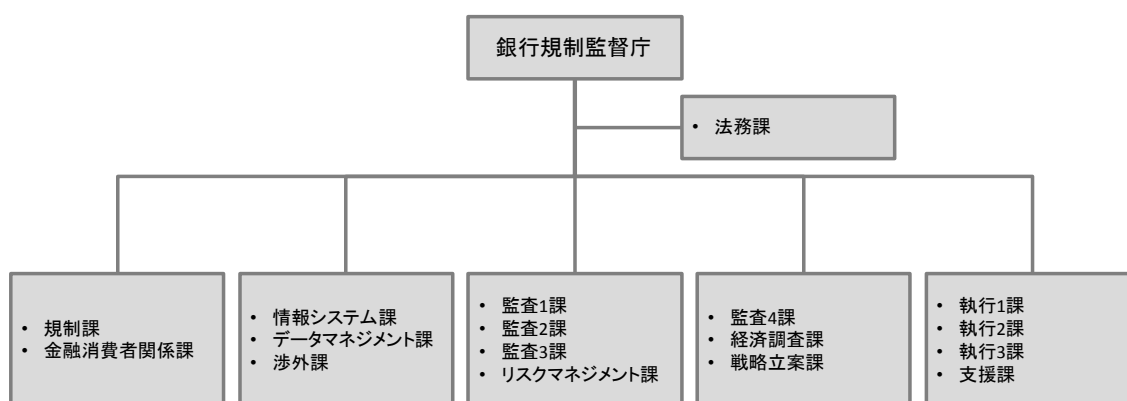
#### (2) 銀行規制監督庁

銀行規制監督庁（BRSA）は、預金者の権利と利益を保護し、秩序ある安全な銀行業務を危険にさらす、又は経済に悪影響を及ぼすおそれのある一切の業務や取引を未然に防止し、信用制度の効率的な実施を目指す公的組織である。銀行規制監督庁の主な所掌は、下記の通り。

- ・ 銀行部門の効率化、競争力強化を図る。
- ・ 銀行に対する信頼を維持する。

- ・ 銀行部門の経済に対する潜在的な悪影響を最小限に抑える。
- ・ 銀行部門の安定性を向上させる。
- ・ 預金者の権利及び利益を保護する。
- ・ 貸付制度を効果的に機能させる。
- ・ 監査対象の機関が、健全に、規則正しく且つ支障なく活動する為に必要な措置を取る。

図表 59 銀行規制監督庁の組織図



(出所) 銀行規制監督庁ウェブサイトより引用

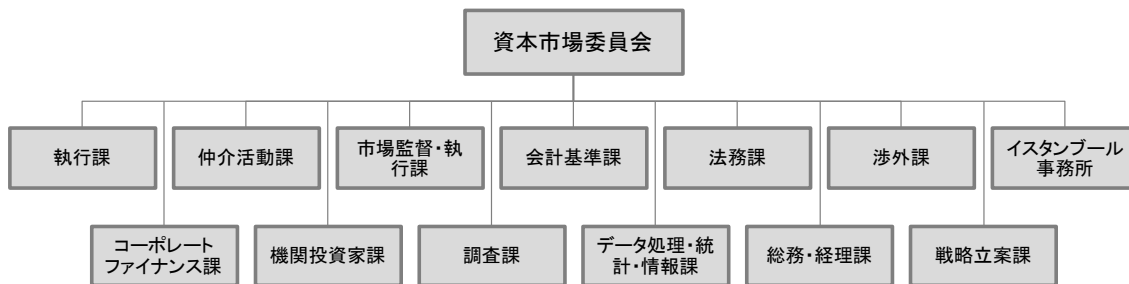
### (3) トルコ資本市場委員会

トルコ資本市場委員会 (CMB) は、トルコの証券市場を規制、監督する公的組織である。CMB は資本市場法 (2012) に基づき、市場の組織化、資本市場の機能強化、公正性の確保と秩序維持、投資家の権利保護、制度整備、等を担ってきた。

具体的には、各種規程の策定により、トルコ資本市場を監視することでその公正性、効率性、透明性を確保し、国際競争力を強化することを目指している。トルコ資本市場委員会の主な所掌は下記である。

- ・ 証券市場と証券関連機関を規制、監督する。
- ・ 資本市場の原理、原則を決定する。
- ・ 投資家の権利と権益を保護する。

図表 60 トルコ資本市場委員会の組織図



(出所) 資本市場委員会ウェブサイトより作成

2014年5月時点で、イスタンブール証券取引所には276社が上場しており、これら企業についても資本市場委員会の監督対象である。

## 2. 銀行セクター

### (1) 銀行業界の概要

2001年に79行あった銀行は2014年8月時点で46行に統合されてきている。特筆すべきは、IMFの介入の際に、ING、パリバ、シティバンクなど欧米系の銀行がトルコの金融機関の株式を取得する形で市場参入したため、トップ10の地場銀行のほとんどには外資系銀行の資本が入っている点である。

外国銀行の資本が入っていないのは、国有銀行3行とイシュバンクに留まる。主要銀行の外資出資者については、AK銀行：シティバンク（米）、ギャランティ銀行：サンタンデル（西）、ヤプクレディ銀行：ユニクレディート（伊）、デニズバンク：ズベルバンク（露）、TEB：パリバ（仏）などがあげられる。

### (2) 銀行間の競争環境

地場銀行や外資系銀行の店舗では、ATM機械などについては最新のものが導入され、インターネットバンキングなども進んでいる。例えば、個人口座でも、ドル建て、ユーロ建て、リラ建て、ゴールド（金）という口座を開設でき、個人の口座間で為替変動に対応して組み換えなどもしている。家賃や不動産取引などにはドル建てやユーロ建てが用いられることも多いようである。

また、地場銀行による個人向け融資は行われており、信用情報機関もある。ただし、信用情報のデータセットは正確ではないとの指摘もある。

法人向け融資としては、ドイツ銀行やシティバンクなど外資系銀行は、支店を設置しているが、出資先の地場銀行を通じた業務がメインとなっている模様である。支店を設置しても、現地の優良企業は地場銀行が顧客として抱えてしまっている場合もある

自己資本比率等に基づけば、地場銀行の経営状況は健全ではあるが、貯蓄額が少ない国

であるので融資超過に陥る可能性が指摘される。そこで、各行はシンジケートローンの組成により、ユーロ債の発行などで融資原資を確保しつつ案件組成に努めている模様である。

このように、銀行間での競争環境はある程度厳しいものであることが想定される。

### (3) 財源使用税

税制との関連では、海外からの資金調達に関し、期間が3年以下の場合には3%の財源使用税が賦課される。従って、海外の銀行からの与信は3年超の長期のみを原則とする銀行もある。ただし、トルコ国内の銀行向けの与信については、財源使用税は対象外である。

運転資金、特に材料や製品の輸入に当たっては先払証明がないと6%の課税となるので、融資を受けてでも先払いをしようとする事業者もいる。しかし、1年未満の外貨建て融資だと3%の税金が賦課され、LIBORにプレミアムを載せると、6%以上になる。このため、融資は3年以上の案件でないと成立しにくい環境にある。

図表 61 トルコにおける銀行別資産・預金・融資残高（単位：10億リラ）

	2010.12			2011.12			2012.12		
	資産	預金	融資	資産	預金	融資	資産	預金	融資
1 Türkiye İş Bankası A.Ş.	150.8	88.5	69.1	183.9	98.8	99.0	201.1	106.0	115.2
2 Türkiye Garanti Bankası A.Ş.	136.8	79.1	70.2	163.5	93.2	90.7	179.8	97.8	100.1
3 Akbank T.A.Ş.	120.1	71.7	57.7	139.9	80.8	74.4	163.5	90.7	92.4
4 Türkiye Cumhuriyeti Ziraat Bankası A.Ş.	152.2	126.1	58.5	162.9	113.8	73.2	165.1	119.7	73.2
5 Yapı ve Kredi Bankası A.Ş.	92.8	-	54.7	117.5	-	70.1	131.5	-	78.8
6 Türkiye Vakıflar Bankası T.A.O.	76.8	48.1	44.6	93.5	61.8	58.2	108.0	68.4	69.3
7 Türkiye Halk Bankası A.Ş.	73.0	54.6	44.3	92.2	66.2	56.3	109.1	79.8	65.9
8 Finans Bank A.Ş.	39.3	24.0	24.9	47.2	29.0	30.3	55.4	32.7	36.4
9 Denizbank A.Ş.	33.9	20.1	22.0	44.8	26.9	28.7	56.5	36.6	36.1
10 Türk Ekonomi Bankası A.Ş.	21.2	13.2	12.9	40.5	24.1	27.0	45.9	30.0	31.0
11 ING Bank A.Ş.	18.2	9.3	12.9	23.3	11.4	17.2	27.2	14.4	20.0
12 HSBC Bank A.Ş.	17.8	10.7	9.7	24.2	13.2	13.8	25.3	14.2	15.4
13 Şekerbank T.A.Ş.	11.7	7.8	7.0	14.9	9.2	8.6	15.2	10.2	10.1
14 Türkiye Sınai Kalkınma Bankası A.Ş.	8.4	-	4.6	10.1	-	6.3	10.9	-	6.8
15 Anadolubank A.Ş.	5.2	3.2	3.5	6.7	4.3	4.4	7.4	4.7	4.9
16 Alternatifbank A.Ş.	4.3	2.4	3.2	6.5	3.6	4.3	8.0	4.2	5.2
17 Tekstil Bankası A.Ş.	2.6	1.8	1.9	3.5	2.5	2.5	3.7	2.7	2.7
18 Burgan Bank A.Ş.	4.5	1.9	1.6	5.1	2.2	2.3	4.6	3.2	2.9
19 Türkiye Kalkınma Bankası A.Ş.	1.6	-	1.2	2.8	-	1.9	-	-	-
20 BankPozitif Kredi ve Kalkınma Bankası A.Ş.	1.7	0.1	1.2	2.1	0.1	1.5	1.9	0.1	1.3
21 Arap Türk Bankası A.Ş.	1.2	0.3	0.5	3.1	2.0	0.9	2.8	1.0	0.7
22 Turkish Bank A.Ş.	1.1	0.6	0.4	1.0	0.5	0.3	1.0	0.6	0.4
23 Merrill Lynch Yatırım Bank A.Ş.	0.4	-	-	0.9	-	0.0	1.9	-	0.0
24 Taib Yatırım Bank A.Ş.	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0

(出所) トルコ銀行協会データベースより作成※表中に記載のない銀行は、データ非公表



### 3. ファイナンスカンパニー

2014年8月時点では、割販会社は、トルコにおいて未成熟<sup>35</sup>であり、本邦企業の進出もない。メーカーの販売会社などが金利を含めて分割払い契約を設定している状況である。また、地方都市では、個人間の信頼関係に基づき、家電の分割払いなどが行われている。例えば、個人経営の電気店が近隣住民に対してテレビを「つけ」で販売するようなケースもある。こうしたケースにおいては、売り手が利子を負担しているケースが多いとの指摘もある。

### 4. 保険会社

保険業界の監督官庁は財務省保険監督局であり、保険会社及び再保険会社の監督、査察、クレーム処理等を所掌している。トルコでは、1990年以降、国外への再保険を自由化したことにより、保険業が急速に活性化してきた。

2014年5月現在、トルコ保険業協会には62社の保険会社の登録があり、損害保険を手掛ける保険会社が59社、生命保険を手掛ける保険会社が28社ある（両事業を展開する25社を含む）。

保険業界の特徴としては、上位10社で市場シェアの60%以上を構成し、上位20社となるとシェアの80%以上を構成していることにある。本邦企業の進出例としては、損保ジャパンが現地企業を買収した形で進出を遂げた事例があげられる。

図表 62 保険業界上位 20 社のシェア

順位	企業名	2013年2月		2014年2月	
		保険契約金額 (リラ)	シェア (%)	保険契約金額(リラ)	シェア (%)
1	Anadolu	476,740,912	10.56	517,048,489	10.79
2	Axa	447,648,209	9.92	472,658,358	9.87
3	Allianz	335,818,025	7.44	414,722,135	8.66
4	Ak	297,330,085	6.59	342,357,637	7.15
5	Mapfre Genel	275,315,290	6.10	324,370,903	6.77
6	Groupama	195,596,410	4.33	235,061,132	4.91
7	Gunes	175,936,884	3.90	233,036,064	4.86
8	Yapı Kredi	243,049,223	5.39	209,373,289	4.37

<sup>35</sup> 2014年5月13日付官報において、銀行カード・クレジットカードに関する規則第26条が改正された。個人の負債額を一刻も早く最小限に減らす為、下記の規定が設けられた。「自然人が物品又はサービス購入後、一定の料金を支払って、負債額を分割又は支払い日を延期した期間を含め、クレジットカードで物品又はサービスを購入した日から完済までの期間は9カ月を超えてはならない。クレジットカードでの遠距離通信機器（携帯等）、貴金属、外食、食品、燃料、ギフトカード、ギフト小切手と、これらの類似品やサービス購入においては、分割してはならない。」（鳥越弁護士事務所）

9	Acibadem Saglik ve Hayat	151,585,246	3.36	195,975,514	4.09
10	Ziraat	133,693,585	2.96	174,623,409	3.64
上位 10 社総計		2,732,713,870	60.56	3,119,226,930	65.10
11	Ziraat Hayat ve Emeklilik	264,341,781	5.86	156,238,483	3.26
12	Eureko	202,198,053	4.48	149,373,895	3.12
13	Sompo Japan	84,611,541	1.88	114,706,568	2.39
14	Halk	107,904,964	2.39	107,265,630	2.24
15	HDI	80,504,088	1.78	106,145,037	2.22
16	Ergo	99,429,041	2.20	95,864,915	2.00
17	Zurich	76,165,678	1.69	68,444,088	1.43
18	Neova	38,190,428	0.85	57,680,825	1.20
19	Ray	45,933,646	1.02	55,937,935	1.17
20	Garanti Emeklilik	51,163,684	1.13	53,771,454	1.12
上位 20 社総計		3,783,156,774	83.84	4,084,655,758	85.25

(出所) トルコ保険業協会データベースより作成

## 5. 証券会社

イスタンブール証券取引所には 542 社（2014 年 8 月）が上場しており、未上場企業ではあるが資本市場委員会に登録されている企業を併せると 600 社程度の企業が存在する。こうした上場企業及び未上場企業の発行済み株式総額は、2014 年段階で 5,740 億リラに至っている。

証券会社は 281 社程度あり、銀行数の 6 倍以上の企業が存在する。一方、ベンチャーキャピタルについては、5 社に留まり投資総額も約 8 億リラ程度に留まっている。

図表 63 証券市場の概要

		2011	2012
資本市場委員会への届出企業数		628	600
時価総額(百万リラ)		381,152	552,897
イスタンブール証券取引所における投資家数		1,097,786	1,088,566
金融介在業者数		140	141
	銀行数	40	41
	証券会社数	100	100
ベンチャーキャピタル数		4	5
	ベンチャーキャピタル投資総額(百万リラ)	598	796
独立会計監査事務所数		92	92
格付会社数		9	10

(出所) 資本市場委員会 アニュアルレポート 2012 より作成

## ひとくちメモ 10 販売金融事業の拡大に向けた課題

トルコにおいて販売金融事業に関する外資規制等は独断設けられていない。ただし、近年の動向としては、2012年にリース法が改正され、ファイナンスリース会社において禁止されていたオペレーティングリースが解禁される一方で、最低資本金が約10億円に引き上げられる等の変更があった。

	リース会社	コンシューマー ファイナンス会社	オペレーティング リース会社	法改正のポイント
業務内容	ファイナンスリース オペレーティングリース	個人向けファイナンス	オペレーティングリース (レンタル)	オペレーティングリースが解禁
当局	金融庁 (BRSA : The Banking Regulation and Supervision Agency)		商務省	
外資規制	外資100% 出資可能			
最低資本金	約10億円 (TL 20 Mil) ファイナンスリース会社の法定最低資本金はTL1,000と規定されているものの、当局は7.5milを求めた経緯あり		有限会社: 約26万円 (TL 5F) 株式会社: 約260万円 (TL 5万)	約4億円 (TL 7.5mil) から引上げ (既存会社も3年以内に増資する必要あり)
	【支店開設】1支店につきTL1milの払込資本金が必要。 (最低資本金では20支店まで開設可)		NA	
貸出上限	総貸出残高は株主資本の30倍まで		NA	
その他	法改正前は、ファイナンスリースのみの取り扱い	アセットに紐づくファイナンスのみ。使途自由のパーソナルローン不可	ファイナンスリースは不可	

(出所) 経済産業省「我が国販売金融事業者の国際展開に関する調査」より引用

トルコにおいて、建設機械や自動車及び家電等の販売台数が増加している昨今、販売金融事業の事業機会は拡大しているものと想定され、さらに販売金融を活用した各種販売事業の活性化も期待される。

ただし、大都市を除いて販売金融という業態は新しいものであるという意見もある。例えば、メーカーが家電を販売する際には、販売会社自らが金利を含めて分割払い契約を設定している事例も見られる。また本調査でのヒアリングによれば、地方都市部では個人間の信頼関係に基づき、家電の分割払いなどが行われているようである。

もちろん、トルコの地場銀行も個人向け融資を行っているが、与信に必要な信用情報のデータセットの正確性が十分に担保されておらず、リスクを加味した結果高金利となってしまう、結果として個人向け融資の件数は多くないようである。

このように、販売金融事業が制度面で整備される一方で、販売金融事業の普及拡大については、販売金融会社の経営努力に負うところが大きいものと考えられる。

## 第18章 資金調達

### 1. 銀行借入

2014年8月時点では、リラ建ての貸出金利は概ね14%程度である。同年4月にトルコ国内の銀行を訪問した際には、ユーロ建てやドル建ては低金利でこそあるものの、リラ建ての融資が大半を占めているとのことであった。また、トルコに進出した本邦企業は、トルコの現地系銀行や邦銀トルコ拠点から融資を受ける事例は稀であり、邦銀のEU拠点からユーロ建てで融資を受けている事例が多いとのことであった。

トルコにて外貨の短期資金を企業が借りる際には、財源使用税（RSF）が賦課されるため、財源使用税の賦課されない長期資金のほうが融資を受けやすいのが現状である。仮に、低金利の外貨に着目して融資を受けても、返済の頃にはリラが減価して返済額がかさんでしまうといった問題が起きることを回避するため、少額（500万リラ以下）の外貨の短期借り入れを制限する銀行もある。このため、外貨建てにするか、リラ建てにするかは、販売・調達で用いている通貨のバランスやリラ安のトレンドも踏まえて検討する必要がある。

与信については、大企業であれば情報開示が進んでいるが、トルコの中小企業の企業信用情報が分からないので与信審査に苦慮している銀行もある。このような状況の中、銀行の融資条件はある程度厳格に審査が行われていることが推察される。例えば、担保があるからといって、すぐに融資審査が通るわけではなく、Loan to Valueを踏まえた審査がなされる。

元来、トルコは国全体として貯蓄が少ない国である。個人向け1ヵ月定期預金金利は7~9%程度である。しかし、貯蓄を行える経済的余力がない国民が一定数存在するため、人口の30%程度は銀行口座を保有していない。これは、かつてゴールド（金）を重視する文化であったことも影響していると思われる。結果的に、国民貯蓄が少なく、銀行としても融資資金に乏しい状況である。2014年8時点で、商業銀行全体で240%の貸出超過状態である。

## 2. 資本市場からの調達

### (1) 株式市場

トルコの株式市場は、民間企業にとって重要な資金調達先である。株式市場はグループ A～C の 3 市場で構成されており、公募株式総額や株主資本が最も大きいのがグループ 1 であり、我が国の上場一部に該当する。各市場の上場基準は下記である。

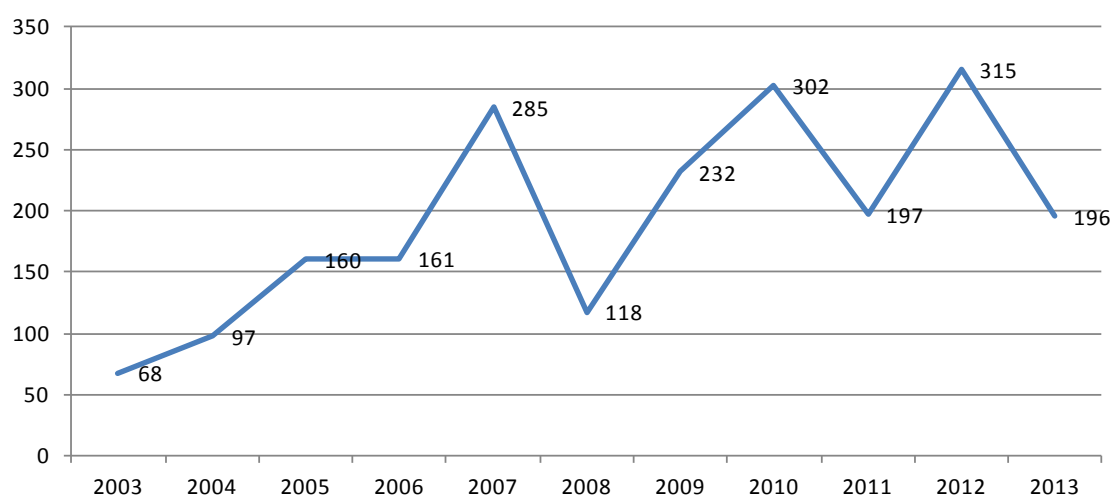
図表 64 トルコにおける上場基準

	グループ A	グループ B	グループ C
事業実績	会社設立後、3 年以上にわたって事業が営まれており、直近 3 年の監査済財務諸表が開示されること。		
公募株式総額 (百万リラ)	110	55	27.5
税引き前利益の黒字	直近 2 年のうち 1 回以上	直近 2 年のうち 1 回以上	直近 2 年
最低クリーンフロー	-	5%	25%
株主資本 (百万リラ)	27.5	17.6	11

(出所) TSPAKB

株式市場の近年の傾向をみると、2007 年まで時価総額の上昇が続き、2008 年には金融機器等の影響で落ち込みを見せたものの、2009 年には回復を見せ、2012 年には過去最高額である 3,150 億ドルを記録した。2013 年には、デモや閣僚の贈収賄等により、下落が見られたものの、1,960 億ドルを記録した。

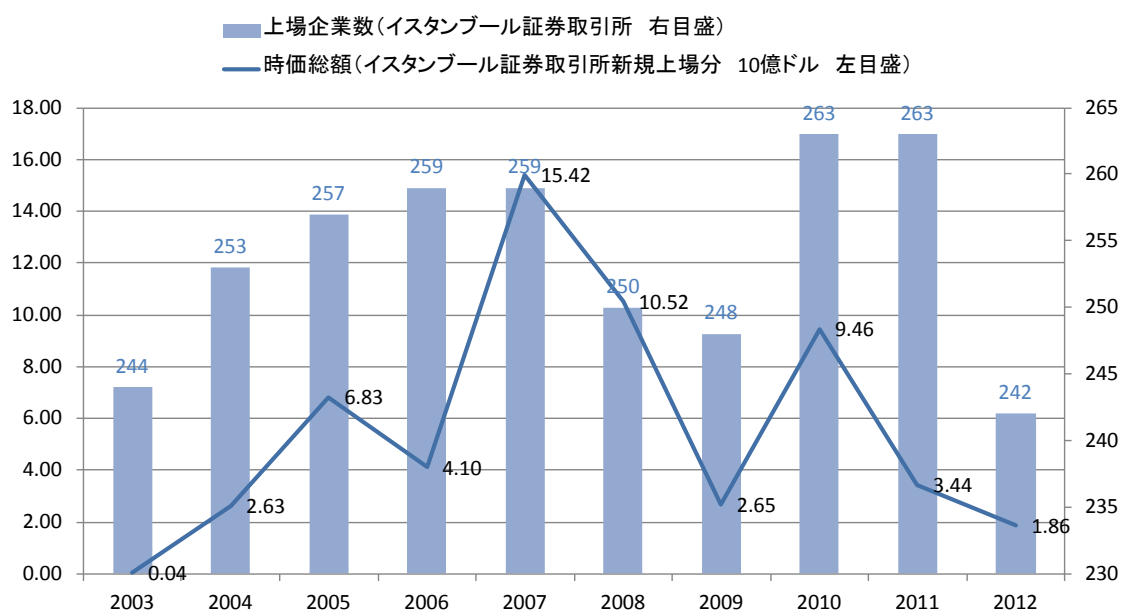
図表 65 株式時価総額 (イスタンブール証券取引所上場企業分 10 億ドル)



(出所) World Federation of Exchanges

新規上場企業の動向については、イスタンブール証券取引所では240～260社程度の上場企業があり、上場及び上場廃止が毎年行われている。2014年8月時点では上場企業数は423社にのぼっている。新規上場企業の株式発行状況に関しては、金融危機以前の2007年には154.2億ドルの時価総額を記録したものの、ここ数年では下落傾向にあり、2012年には18.6億ドルに留まっている。

図表 66 イスタンブール証券取引所における上場動向



(出所) World Federation of Exchanges

トルコの株式市場は、外国人投資家に対しても広く開かれている。1989年のトルコ通貨価値保護に関する第32号決議により、外国人投資家のトルコ証券に投資に対する全ての規制が廃止され、トルコの仲介機関を利用する限り、外国人投資家は自由に株式の売買が可能になっている。一方で、企業間の株式持ち合い比率が高く、少数の財閥一族が大多数の上場企業の株式を保有するなど、財閥による企業支配の状況が継続していることも指摘される<sup>36</sup>。

<sup>36</sup> 糟谷英輝「アジア/G20 株式市場のいま 第14回 トルコの株式市場」国際通貨研究所『月刊資本市場』2011年8月号 p57～67

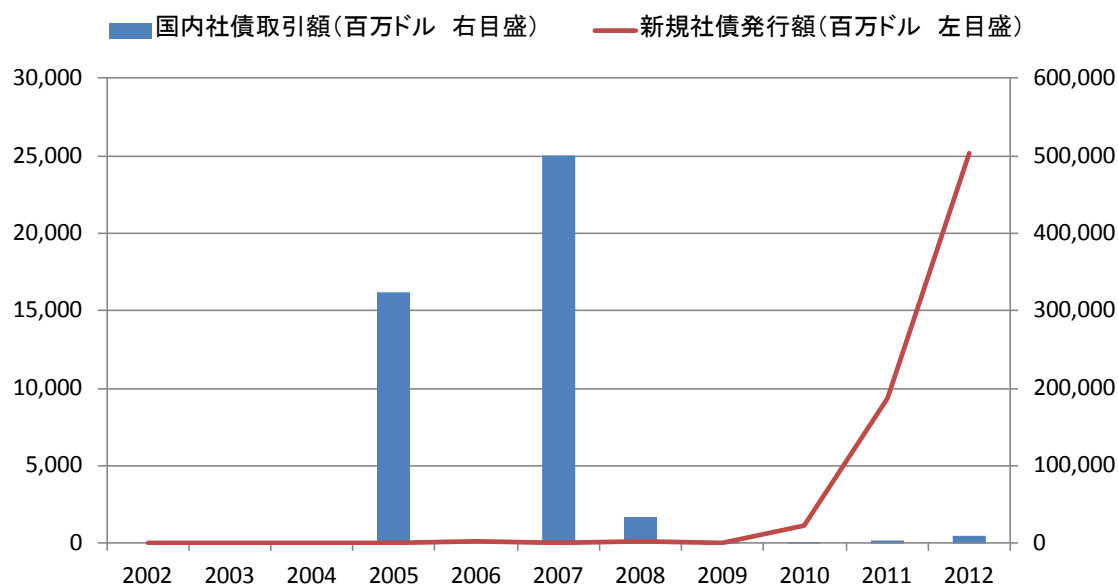
## (2) 債券市場

トルコでは、株式発行と融資による資金調達手段が中心であり、債券については海外で発行される金融債が大半であった。社債は国内債がわずかに発行される程度ではあったが、2010年以降には新規発行額が急激に増加している。

これは、2011年初頭にトルコにおいてユーロ債市場がオープンし、銀行や企業がクーポンに係る諸税を免除された形でユーロ債を直接発行可能になったためである<sup>37</sup>。ユーロ債市場の開設がトルコの経済成長に伴ってなされたことで、多くの民間企業がユーロ債を発行するとともに、外国投資家を呼び込むことができています。

現状では、株式市場ほどの規模には至っていないが、社債市場が発展するにつれ、企業にとっての有益な資金調達手法として確立されることが期待される。

図表 67 トルコにおける社債市場の推移



(出所) World Federation of Exchanges

<sup>37</sup> Financial Bond Information <http://em.cbonds.com/countries/Turkey-bond>

## ひとくちメモ 11 トルコ進出が進む本邦金融機関

トルコ進出というと自動車産業や医療機器産業を中心とした製造業が主な事例としてイメージされることもあるが、本邦金融機関のトルコ進出も徐々に進んできている。例えば、2013年までにトルコに拠点を設置した本邦金融機関としては下記があげられる。

- ・ 銀行現地法人：トルコ三菱東京 UFJ 銀行
- ・ 銀行駐在員事務所：みずほ銀行
- ・ 銀行支店出張所：三井住友銀行
- ・ 保険会社現地法人：損害保険ジャパン
- ・ 証券会社支店：Nomura Istanbul Corporate Advisory Service

(出所) 国際金融情報センター

例えば、トルコ三菱東京 UFJ 銀行は資本金 3 億ドルにて、2013 年 11 月 28 日に設立された。1986 年から同社の駐在員事務所はあったが、新規の銀行免許申請が認められてこなかった。しかし、2001 年以降に銀行業界の再編が進み、80 社近くあった商業銀行は 50 社程度に再編され、金融ガバナンスが強化されてきた。こうした環境の中で、同社は格付けも高く、法人間取引で収益性も上がると判断し、トルコへの法人設立を決めた。主な事業内容は法人向け預金業務、融資業務、送金、決済、外国為替業務である。

一方、みずほ銀行は駐在員事務所設置による進出を果たしている。現地法人開設の場合には最低資本金 3 億ドルが中央銀行から要求されるため、事業規模を考慮してまずは駐在員事務所の設置とした。トルコでは過去から主力銀行向けの協調融資や、ブルーチップ企業大手向けの融資等を行ってきた。融資は当行のロンドン支店から実施している。近年は日本企業のトルコ進出が進んだため、イスタンブールに駐在員事務所を開設し、日本企業との折衝を行っている。

三井住友銀行についても 2012 年にイスタンブール出張所を設置した。2013 年 2 月にはトルコの手銀行であるギャランティバンク/Turkiye Garanti Bankasi A.S.と、輸出信用機関の保証・保険付案件(ECA ファイナンス)、プロジェクトファイナンス/ストラクチャーファイナンスの分野におけるファイナンシャルアドバイザー業務での協働、及び、トルコ共和国での日系企業向け金融サービスでの協力を狙いとした業務協力協定を締結している。

保険分野では、損害保険ジャパンが 2010 年に地場保険会社フィバ シゴルタ社 (Fiba Sigorta Anonim Sirketi) の普通株式 93.36%を取得している。また証券分野では、野村ホールディングスが Nomura Istanbul Corporate Advisory Service を設置している。



## 第19章 労働事情

### 1. 労働法の体系

トルコにおける雇用関係の主な法令は、労働法（2003）である。労働法では、被雇用者を雇用契約に基づき賃金を獲得するための個人と規定している。また、雇用者については、被雇用者を雇用する個人又は法人と規定する。雇用の場所については、物理的な場所に限り、雇用者によって財や役務の生産のために組織された場所と規定する。ただし、下記の場合については労働法の規定は適用されない。

- ・ 海運業（海岸や港湾港、乗船場での荷役を除く）及び航空運輸業（地上職除く）
- ・ 農業及び林業であって、被雇用者が 50 名未満
- ・ 3 親等以内の親族のみで営まれる家内制手工業
- ・ 家事
- ・ 見習工（職業上の健康及び安全に関する規定は適用対象）
- ・ プロスポーツ選手
- ・ 職業訓練中の被雇用者等
- ・ 法律第 507 で職人及び商人として規定される 3 名以下の被雇用者の雇用の場所
- ・ 家での手工芸に関する業務（絨毯織等）

#### (1) 雇用契約

雇用契約には、労働条件、日次及び週次労働時間、賃金及び手当等を記載する必要がある。雇用契約に署名することで雇用関係が始まる。雇用契約には最長 2 カ月間の試用期間を設定することが出来、この期間内であれば、通知期間や賠償金無しに解雇又は辞職できる。試用期間後も雇用を継続する場合は正社員となるが、雇用契約開始日は、試用期間初日とみなされる。

#### (2) 公平性の義務

採用に当たっては、被雇用者の言語、人種、性別、政治的信条、宗教等に基づくいかなる差別も禁じられており、同種同職に属する者の男女間での賃金格差も認められていない。ただし、50 名以上の被雇用者を有する事業者の場合、身体障害者（総雇用者の 3%）と服役経験者（総雇用者の 2%）を雇用する義務が課せられる<sup>38</sup>。

#### (3) 労働時間

法定労働時間は、週 45 時間であり各労働日に均等に労働時間を配分することが原則であ

---

<sup>38</sup>第 4857 号労働法第 30 条により、毎年 1 月 1 日に施行される内閣制定の割合が適用される（鳥越弁護士事務所）

る。しかし、1日11時間以下で被雇用者の同意が得られる場合には、不均等な労働時間配分も認められる。

#### (4) 休暇

法定年次休暇は、6日間の祝祭日のほか、宗教上の理由による休暇（砂糖祭3.5日、犠牲祭4.5日）が認められるとともに、勤続1年以上の労働者に対しては年次有給休暇も与えることが義務付けられている。なお、出産関連休暇としては、産前産後に各8週間（双子以上の場合産前10週間、産後8週間）の休暇を与えることが求められるとともに、被雇用者の要望に基づき任意で最大6ヶ月間の無給休暇を与えることが求められる。

#### (5) 雇用契約の終了

雇用契約の終了にあたっては、雇用期間の定めのない雇用の場合、勤続年数に応じた事前通知期間を設定した上で雇用契約を解除するとともに、事前通知期間に対応する給与等を支払う必要がある。また、従業員数20名以上の事業所において、被雇用者数の一定以上の人数を集団解雇する場合には、30日以上前に所属する労働組合の代表・支部及びトルコ労働機構に対して書面で通知する必要がある。

## 2. 労働市場と雇用関係

### (1) 概要

トルコには、若く豊富な労働力があり、高等教育を受けた若手労働者（高卒70万人/年、大卒60万人/年）が労働市場に供給されている。このため、本邦企業がトルコに進出し、人材の採用を行う際にも労働市場は大きく、雇用も比較的行いやすいものと考えられる。一方で、技術や経験を有する優秀な人材については、各企業で獲得に奔走している部分もあり、長期的な雇用が容易であるとは言えない。各企業は、優秀な人材を自社に定着してもらうべく、諸々の工夫を行っている。下記では、トルコに進出した本邦企業の例を基に、意見や工夫、取り組みを紹介する。

### (2) トルコに進出した本邦企業の事例

#### ① 製造業（インフラ系）

- ・ トルコ人は人柄のよい人物が多く、多くは真面目である。
- ・ 日本本社との調整は日本語で行うことになるため。採用に当たっては日本語能力は必須であるし、日本企業の慣行を知っている人物が望ましい。一方で、トルコの業界筋や政界に入り込み、ネットワークを作れる人材も重要である。ただし、こうした優秀な人材の獲得は容易ではない。

## ② 製造業（消費財）

- ・ トルコ人は、他人の話聞く、違う文化に対して尊敬の念を持つという傾向もある。
- ・ 当社では、トルコの大学の博士号や修士号を持っている有能な社員を管理職として採用している。外国、特に米国への留学経験者も増えている。このため、基礎的な教育の水準は高い。
- ・ トルコでは、西側諸国に対して遅れているという意識も強く、みなハードワーカーであると考えられる。競争に勝つために一生懸命に働く。「家族のために働く」という意識が高く、モチベーションも高い。工場労働者としても有能である。欧米と違って、失業に対する政府からの保護がないということが要因の一つにあるかもしれない。

## ③ 製造業（自動車系）

- ・ トルコ人は問題が顕在化した後の解決には迅速である。ただ、問題が顕在化するまでに時間を要する。自分の責任範囲外のことについては関知しない傾向があるため、全体感が見えづらいのかもしれない。一方、自分の責任範囲内のことについては、非常に強い責任感を持っている。
- ・ 一方で、イノベーション能力は低い感がある。基礎技術力の不足に加え、自分たちで開発するというマインドが薄い。歴史的にも「良いものは買ってくる」といった商社的な活動を行ってきた国ではあるが、今後は基礎研究を重視した人材育成政策が行われるべきである。
- ・ 当社でも、独立志向のある職員が優れた産業機械の製造販売をしたいと言いたしたが、それにあたって日本から設計図を買って事業を始めたいと言う。本来は設計から始めて製品の特質を理解しなければ、良い機械をつくり、顧客に必要なメンテナンスを行うことができないはず。
- ・ トルコでは社長の権限が絶大であり、トップダウンで物事が決まる。また自分の責任を回避するのがうまい。いろいろと主張していても、最後には“up to you”と言って、こちらに決めさせる。但し、若者や欧米で働いた経験のある人たちは少し性格が異なる。40歳前後で働き方が異なる。

## ④ 製造業（自動車系）

- ・ 労働者の質は比較的高い。まじめで、品質維持、改善意欲、勤勉性などに取り組んでくれている。
- ・ 従業員のうち、多くは直接雇用の契約社員として5ヵ月間の契約で雇っている。企業によっては、期間を6ヵ月にしたり、人材派遣会社を通して間接雇用にしていることもある。
- ・ 有期契約の場合、契約期間は1回に限り延長できるが、同じ会社での契約は2回までである。優秀な人材の場合は、その後、正社員になる人もいる。正社員になった職員

の定着率は高い。本年、全従業員の10%以上の人数が勤続10年の表彰を受けている。

- ・ 当社ではトルコ人の管理職への登用も進めている。例えば、課長級以上の職員に対しては、新車を一台貸与して社用車として使うことを許可している。この点で、待遇の良さを実感してもらい、管理職に昇進するメリットを提示している。トルコ人は序列を意識する傾向があるので、有用な方策と考えている。

#### ⑤ 製造業（自動車系）

- ・ オフィスワーカーの学歴は高く、英語も通じる。また、根がまじめであり、真摯に職務に従事してくれる。とはいえ、ジョブホッピングをしながらキャリアを築いていく傾向にある。
- ・ 工場ワーカーについては、高卒レベルが中心であり、育成が必要である。ただし、やはり根は真面目である。現在、男性労働者しかいないが、女性も優秀であり、女性ワーカーも採用したいと考えている。ただ、採用しても職場が合わないと思ったら急に来なくなる者もいる。

#### ⑥ 製造業（自動車系）

- ・ トルコが若い労働力を豊富に有していることに異論はないが、人件費は能力に比例している。ジョブホッピングの文化もある。優秀な人材を探すのは苦勞する。
- ・ 当社工場のワーカーは工場近隣に居住する高卒レベルの人材が多い。事務スタッフについては、高卒と大卒が混在している。エンジニアについては、多くの人数は求めている。
- ・ トルコ人職員に関しては、会社の規定やオペレーションを伝えれば遵守してくれるので、生産管理等はやりやすい。ただし、プラスアルファのことまで自主的に対応してくれるわけではない。やるべきことを明確化し、十分な対応時間を与えてあげなければならない。
- ・ 当社では現地採用の職員にも昇進の機会を与えている。例えば、工場長：1名、部長代理（経理・財務）：1名、課長レベル：5名、チーフリーダー：3名、ラインごとの現場リーダー：7名については現地採用職員を登用している。

#### ⑦ 通信業

- ・ トルコ拠点には60名以上の職員が在籍しているが、日本人は3名であり、他は全てトルコ人である。技術者はトルコ国内の大学を卒業した通信系の技術者が多い。
- ・ トルコでは日本の技術力の高さが知られていることもあり、定着状況は比較的安定している。ただし、一般的には、履歴書を見ると数年単位で転職する傾向にあるので注意している。事実、競合先から当社に転職してきた人物もいる。
- ・ 福利厚生については、一括して給与に組み込んでいく。残業代も給与に組み込んでい

るという位置付けで、別途残業代は出していないが、それでも必要があれば自発的に残って仕事をしている。

#### ⑧ サービス業

- ・ 業界の中で当社の知名度は上がってきており、日本語で会話できるスタッフが 9 割を占めるなど、人材採用は比較的うまくいっている。トルコは教育熱が高く、日本語を話すスタッフは日本語と英語双方が使える者が多い。
- ・ 一方、イスタンブールには出稼ぎで来ている者が多く、全人口の中で、教育レベルが高い人物は少数である。一般的に町中で英語が通じないのは当然ともいえる。
- ・ 地場企業と打合せをしようとしても、英語が通じないことが多い。トルコ語が分からないと蚊帳の外になってしまう。監査法人に関しても、中小規模の監査法人では英語が話せるのは半分程度である。いわゆる Big4 などでは、新卒の英語力はまあまあというレベルで、シニアになるとかなり話せるようになる。
- ・ 当社では職員の定着率は高いとは言えない。同じ所で何年も働くような文化ではない。ただし、日系企業同士ではスタッフの情報を共有していて、人柄や給料水準等について情報交換をしている。トルコ人スタッフが転職活動をしている場合、面接先の企業の日本人から当社での評判を聞かれるということもある。

#### ⑨ 金融業

- ・ 外資金融機関が数多くある国なので、経験者採用が採用しやすく、ポストにふさわしい人材は市場に多い。外国金融機関で働いた経験のある人物にとっても、「日系金融機関をトルコで立ち上げる」という仕事に意欲を持ってくれるため、公式に採用募集をしなくても履歴書が送られてくることもある。トルコ人にとっても、日系金融機関で働くということが経験・実績になるものと考えている。
- ・ トルコ人の職員の中には、将来ロンドンで勤務したいという者や、他国でも金融機関立ち上げに関する業務をやりたいという者がいる。職員にいろいろな世界を見せてあげたい。
- ・ 一方、企業文化の創出と共有は一筋縄ではいかない。日本企業はボトムアップで稟議をしていくが、トルコ企業はトップダウンでの意思決定が行われる。この点で、経験者の採用に当たっては、お互いに異なる意思決定の仕組みを用いていることを相互に理解すべきである。

#### ⑩ 建設業

- ・ トルコ人ワーカーは手先が器用であるが、作業に時間がかかることが多い。また、日本人薦職とのチーム組成については、言葉の壁があるため意思疎通に時間がかかる。
- ・ トルコ人エンジニアは潜在能力こそ高いが、現時点での専門性については懸念も残る。

ただし、当社の手掛けるプロジェクトにはトルコのトップ3の大学からエンジニアが集まってきている。トルコは終身雇用が定着していない国であるので、外国企業でのキャリアや著名プロジェクトへの従事経験を求めている。

#### ⑪ 製造業（自動車系）

- ・ 真面目に働く人は取りやすい。当社の生産拠点付近には工業高校や大学があり、技術者の人材も豊富である。
- ・ 採用に際しては、日本語能力は採用要件にはしていない。現場の班長、ライン長などで日本語を話せる者は、10~15%程度である。
- ・ 定着率については、特段良くも悪くもないと感じている。

### 3. 賃金

#### (1) 概要

トルコにおける法定最低賃金は、16歳以上の場合、額面で約1,134リラ、手取りで約891.03リラ程度(2014年8月時点)と、日本と比べて安価である。ただし、標準的な賃金となると、製造業のワーカーで約4,000リラ、非製造業の営業職で約3,000リラなど、法定最低賃金よりも高い給与を支給していることが分かる。さらに、課長クラス以上の管理職となると、ワーカークラスの3~4倍の賃金が支払われるなど、職階間での賃金格差は我が国よりも大きい。

図表 68 トルコの賃金水準（2013年）

	分野	職階	米ドル	トルコリラ
標準的賃金 (月額)	製造業	ワーカー(一般工職)	2,274	4,373
		エンジニア(中堅技術者)	2,600~3,380	5,000~6,500
		中間管理職(課長クラス)	5,200~7,800	10,000~15,000
	非製造業	スタッフ(営業職)	2,600~3,380	5,000~6,500
		店舗スタッフ(アパレル)	1,560~2,600	3,000~5,000
		店舗スタッフ(飲食)	1,560~2,600	3,000~5,000
法定最低賃金(月額)	16歳以上	額面	531	1021.50
		手取	418	803.68

(出所) JETRO ウェブサイトより作成※

さらに、技術や経験のある有能な職員を採用し、長期的に雇用しようとした場合、上記の標準的な賃金よりも高額な給与設定をする企業が見られる。下記では、2014年4月に行ったインタビュー結果に基づき、トルコに進出した本邦企業における給与水準の例を示す。

## (2) トルコに進出した本邦企業の事例

### ① 製造業（自動車系）

- ・ 当社の職種別の平均時間給（2013年）は、工場労働者で17.81リラ、オフィスワーカーで55.47リラと、3.5倍の開きがある。
- ・ オフィスワーカーの賃金は高い。マネージャークラス（40歳くらい）であれば、12,000リラ～14,000リラ（税込）の月給が要求される。マネージャーには、車も貸与し、ガソリン代も支給する。携帯電話も貸与し、利用費用も支給する。欧州のスタンダードに準じている。
- ・ 一方オペレータークラスであれば、1,900リラ～2,000リラ程度の給与であるが、2ヵ月+2ヵ月のボーナス分も含めて支給する必要があるため、年間の給与に換算する場合は16ヵ月分で計算する必要がある。
- ・ 今年の昇給率は10.5%で妥結した。CPIは為替レートと比例関係にあり、8.44%だった。実質的な賃金上昇は5%程度である。一方、中道左派の支援を受ける労働組合（トルコメタル）の要求する水準は15%であった。当社従業員は組合に加入していない。組合と同じかそれ以上の手当を与えることで、3%の組合費を払うよりもよいだらう、ということで納得してもらっている。
- ・ 重要なのは、給料の先払いである。より高度な職務を任せて、できるようだったら給料を上げよう、というロジックは通らない。「もらったから頑張ろう」というモチベーションの働かせ方が必要。より多くのことを任せようとしたら、まずその分の報酬を求めてくる。

### ② サービス業

- ・ 新卒初任給は1,800リラ、マネージャーでは3,000～3,500リラの月給を設定している。給与はそれほど高くは設定していないと考えている。

## 4. 福利厚生

### (1) 総論

福利厚生については、通勤用のサービスバスの運行や作業服等の支給などに加え、イスラム教徒向けの礼拝所の設置など文化宗教面における福利厚生施策の展開がなされている。

## (2) トルコに進出した本邦企業の事例

### ① 製造業（自動車系）

- ・ 地下に避難施設の設置が義務付けられているが、日常的にはロッカールーム、シャワールーム、卓球場として活用している。
- ・ 従業員向けには通勤用のサービスバスを運行している。自宅の近くまで送迎している。

工場のワーカーを募集する際には、可能な限り既存のバスルートに合う人物を採用するようにしている。

#### ② 製造業（自動車系）

- ・ 福利厚生については、サービスバスや昼食、礼拝所、作業服などの提供を行っている。
- ・ 研修については、現場のリーダー候補を含め、日本で研修を実施する。タイに送っても英語でのやり取りになるので、むしろ日本に送って日本語で研修をした方がよい。

#### ③ 製造業（自動車系）

- ・ イスラムの考え方では、富める者が貧しいものに施しをするのが当たり前で、会社は富める者という位置づけになっているため、サービスバス、作業服、食事等は福利厚生の一環として、全額会社持ちである。
- ・ CPIの上昇（昨年度4月－3月で8.39%）に応じて様々なコストが上昇するが、人件費も10%前後賃上げになった。バス、食事、物流コストも10%近く上昇した。
- ・ サービスバスは、近隣地域だけでなく、従業員の居住する各地に向けて網の目のように走らせている。1台5~10人ずつぐらい乗せている。

#### ④ 製造業（自動車系）

- ・ 通勤費用（労働法に準拠）と昼食費用は支給する必要がある。年に一回、従業員でピクニックに行く。

#### ⑤ 製造業（自動車系）

- ・ イスラム文化への対応として、宗教を尊重し配慮もする。地下に礼拝ルームも設置している。ただし、生産計画は遵守させる。例えば、サマータイム中の金曜日の礼拝は長い時間がかかるので、その分だけ昼休みの時間を延長している。一方、ラマダンの時期であっても生産計画に代わりはなく、実際生産性はそれほど落としていない。

## 5. 労使関係

### (1) 概要

労使関係については、労働法で労働組合の組成が認められており、一部企業では労使対立としてみなされる事態も生じている。一方で、日常的な待遇の向上を図ったり、十分なコミュニケーションをとったりすることで、労使協調に基づく企業経営をしている本邦企業もある。



## (2) トルコに進出した本邦企業の事例

### ① 製造業（自動車系）

- ・ 人事、労務について信頼のおける現地人を置くことが、成功に向けての重要なポイントである。これがないと失敗する可能性がある。会社の成長が自分の給料にもはねかえってくる、といった考え方を理解してもらう必要がある。
- ・ 労働争議は時折生じる。例えば、残業の拒否、スローダウンがメインである。団交もある。政府自体は労働組合の活発化に賛同していないが、EU加盟を目指す手前、労働組合を組成しやすいよう法改正を進めている。
- ・ 労働訴訟については、解雇をすると、多くの確率で不当解雇の裁判を起こされる。だいたいは企業側が敗訴する。そうすると、職場復帰命令が出るが、実際には和解金を支払って収める形となる。

### ② 製造業（自動車系）

- ・ 当社従業員は労働組合に非加盟である。トルコの組合は比較的保守派に近い性向をもった組合であり、レイオフの窓口になっていることもある。

### ③ 製造業（自動車系）

- ・ 労使対立については、普段のケアを良くすることで、問題が深刻化しないように心がけている。近隣の日系企業と相談しつつ、歩調を合わせ対応していく。なお、当社の従業員で労組に加盟している者はいない。

### ④ 製造業（自動車系）

- ・ 日系企業に勤務するトルコ人は、労組がなくとも福利厚生が充実し、安定した雇用状況が得られることを求めているように感じている。例えば、当社では3ヵ月ごとの賞与、パフォーマンスに応じた賞与なども用意しているため、高い組合費を払うよりも安定しているという認識を持ってもらっている。
- ・ 勤勉さや改善意欲、品質維持という点では、トルコ工場職員の意識の高さは感じ取れる。

### ⑤ 製造業（自動車系）

- ・ 当社ではトルコメタル組合のみ加盟を認めているが、マネージャー、事務スタッフ、運転手は非組合員である。工場のワーカーのみが組合員である。
- ・ 労使間に介在するMESS（金属製品製造業者協会）と2年契約を結び、労使交渉は基本的にMESSを通じて行っている。労働者と直接交渉することはないが、トルコでは一般的なことである。

## 6. 外国人就労規制と労働許可の取得

外国人の労働許可証の申請については、トルコ国内又は国外で取得できる<sup>39</sup>。トルコ国外に居住する外国人の場合、居住国又は国籍を有する国のトルコ領事館に申請することとなる。一方、有効な在留許可証（有効期間が6ヵ月以上のもの。教育目的の在留許可証を除く）を所有する外国人は、労働・社会保障省に直接申請することができる。

手続きとしては、申請者本人又は申請者の委任状を持つ第三者がトルコ大使館又は領事館（有効な在留許可証のある場合は労働・社会保障省）に対して、パスポート、申請書、写真、雇用契約書の写しを提出する。また、申請者を雇用する企業は労働・社会保障省に対して、6日以内にオンライン申請を行う。（労働・社会保障省に直接申請する場合は10日以内）提出書類に不備がない場合、承認結果が電話又は電子メールで通知が行われ、30日以内に労働許可証が発行される。労働許可証の受領は、申請者本人が行うことが求められる。

2011年11月、トルコ政府は外資系企業などに対し、外国人社員1人につき5人のトルコ人を雇うよう通達を行った。適用対象は、払込資本金100,000リラ以上、売上総額800,000リラ以上、前年度輸出総額250,000ドル以上のいずれかの要件を満たす事業所である。ただし、外国人職員1名のみの場合には適用が除外されている。これにより、対象事業所で2人以上の外国人の労働許可を申請する場合、外国人職員2人目から、1名毎にトルコ国民5人以上の雇用が義務付けられている。

なお、2014年6月現在、2人目以降の申請についても当該のポストの業務に専門的な技術知識が必要でトルコ人の人材では実行できないなどが証明できる等の要件を満たす場合、例外的に適用が除外されることがある。詳細についてはトルコ投資促進機関（ISPAT）東京事務所などに相談されたい。

---

<sup>39</sup> 2015年1月1日から、初回は国籍を有している国か公式に滞在している国のトルコ在外公館に申請しなければならない予定（現地事業者へのヒアリング）

## ひとくちメモ 12 人材の評価は概して高いが、優秀なマネジャークラスは不足

トルコに進出している日系企業の間で、現地の人材に対する評価は、工場の労働者からマネジメント層まで、概ね良好である。トヨタ自動車のトルコ拠点は、同社の世界の拠点の中でも特に生産性の高い工場としても知られている。

ただし、能力に応じて給与水準が決まってくるため、有能な人材を採用、維持しようと思えば相応の費用がかかる。

若い労働力が多い国ではあるが、既に工業団地が形成され、多くの企業が進出しているような地域では、人材も徐々に採用が難しくなりつつある。一方、まだ就業機会の少ない地域、例えば投資インセンティブの地域区分でいえばリージョン5、6といった地域では、十分な労働供給が期待できる。地元でも雇用創出に対する期待が非常に高い。

ジョブホッピング（転職）も、特に若いうちはよく見られるが、30歳代後半ぐらいから徐々に定着していく。このため、経験を積んだマネジャークラスの人材が労働市場において不足しがちである。

日系企業は、従業員が組合に参加するのを認めていない企業が多い。給与を含めた福利厚生を良くすることで、組合費を払うよりもメリットがある、という認識をもってもらっている。

トルコの製造業は、分野によっては地場企業も高い競争力を持つが、技術面では外資系企業からの支援を得ていることが多い。現場での改善意識や研究開発における独創性など、言われたとおりのことを実行するだけではない、一歩先に進んだ業務については、積極的に機会を与えて育てていく必要がある。

トルコの人材は素質、能力は高いと評価する企業が多い。最初から高望みはできないが、自社で様々な経験を積んでもらう中で、能力を伸ばし、世界に誇る高い生産性を実現してもらうことも可能であろう。

## 第20章 物流・インフラ

### 1. 空港

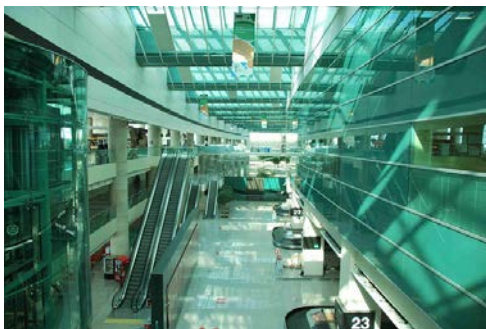
トルコには34の国際空港と18の国内空港、計52空港が設置されており、イスタンブールやアンカラなどの大都市をハブとしてトルコ国内外各地に航空路線が就航している。なおイスタンブール第3空港や各種地方空港の整備計画がある。イスタンブール北部に新都市を整備し、第3空港は同新都市に立地する予定である。

図表 69 トルコにおける空港所在地と主な国内路線



(出所) トルコ航空局アニュアルレポート 2012 年より作成

写真 7 アンカラ空港ターミナル



図表 70 トルコの空港一覧

都市名	ICAO	IATA	空港名
国際空港			
Adana	LTAF	ADA	Adana Şakirpaşa Airport
Ankara	LTAC	ESB	Esenboğa International Airport
Antakya	LTAK	HTY	Hatay Airport
Antalya	LTAI	AYT	Antalya Airport
Bodrum	LTFE	BJV	Milas-Bodrum Airport
Bursa	LTBR	YEI	Yenişehir Airport
Dalaman	LTBS	DLM	Dalaman Airport
Erzurum	LTCE	ERZ	Erzurum Airport
Eskişehir	LTTY	AOE	Anadolu Airport(航空大学用)
Gaziantep	LTAJ	GZT	Gaziantep Oğuzeli Airport
Istanbul	LTBA	IST	Atatürk International Airport
Istanbul	LTFJ	SAW	Sabiha Gökçen International Airport
İzmir	LTBJ	ADB	Adnan Menderes International Airport
Kayseri	LTAU	ASR	Erkilet International Airport
Konya	LTAN	KYA	Konya Airport
Kütahya	LTBZ	KZR	Zafer Airport
Malatya	LTAT	MLX	Malatya Erhaç Airport
Nevşehir	LTAZ	NAV	Nevşehir Kapadokya Airport
Samsun	LTFH	SZF	Samsun-Çarşamba Airport
Şanlıurfa	LTCS	GNV	Şanlıurfa GAP Airport
Trabzon	LTCG	TZX	Trabzon Airport
Batman	LTCJ	BAL	Batman Airport
Denizli	LTAY	DNZ	Denizli Çardak Airport
Elazığ	LTCA	EZS	Elazığ Airport
Isparta	LTFC	ISE	Isparta Süleyman Demirel Airport
Istanbul	LTBW	-	Istanbul Hezarfen Airfield
Kars	LTCF	KSY	Kars Airport
Kastamonu	LTAL	KFS	Kastamonu Airport
Kocaeli	LTBQ	KCO	Kocaeli Cengiz Topel Airport
Sinop	LTCM	NOP	Sinop Airport
Sivas	LTAR	VAS	Sivas Airport
Tekirdağ	LTBU	TEQ	Tekirdağ Çorlu Airport
Van	LTCI	VAN	Van Ferit Melen Airport
Zonguldak	LTAS	ONQ	Zonguldak Airport(閉鎖中)
国内空港			
Adıyaman	LTCP	ADF	Adıyaman Airport
Ağrı	LTCO	AJI	Ağrı Airport
Amasya	LTAP	MZH	Amasya Merzifon Airport
Antalya	LTGP	GZP	Alanya Gazipaşa Airport
Balıkesir	LTBF	BZI	Balıkesir Airport
Balıkesir	LTFD	EDO	Balıkesir Koca Seyit Airport
Bingöl	LTCU	BGG	Bingöl Airport

都市名	ICAO	IATA	空港名
Çanakkale	LTBH	CKZ	Çanakkale Airport
Diyarbakır	LTCC	DIY	Diyarbakır Airport
Erzincan	LTCD	ERC	Erzincan Airport
İğdir	LTCT	IGD	İğdir Airport
Kahramanmaraş	LTCN	KCM	Kahramanmaraş Airport
Mardin	LTCR	MQM	Mardin Airport
Muş	LTCK	MSR	Muş Airport
Siirt	LTCL	SXZ	Siirt Airport
Şırnak	LTCV	NKT	Şırnak Airport
Tokat	LTAW	TJK	Tokat Airport
Uşak	LTBO	USQ	Uşak Airport

(出所) トルコ航空局アニュアルレポート 2012 年より作成

## 2. 鉄道

### (1) 長距離鉄道

トルコの長距離鉄道はトルコ国営鉄道により運行がなされており、総延長は10,000kmを越える。トルコ国内だけではなく、ヨーロッパ方面や中東方面に発着する国際列車も運行されている。将来計画としては、主要都市29都市間を鉄道で結び、5,000kmの高速鉄道と2,500kmの在来線を整備する計画である。ただし、現状では国内旅客の2%程度しか鉄道を利用していない状況であり、整備が遅れている。既存の路線の改修も必要な段階にあると考えられている。

イスタンブールーアンカラ間的高速鉄道については、2014年7月25日に完成し、3.5時間で両都市が結ばれた。なお、車両はHyundai ロテムがトルコ国内に合弁で車両工場を設置しているほか、イタリア、スペインの会社の工場も国内にある。

図表 71 トルコの長距離鉄道路線網



(出所) トルコ国営鉄道 年次統計集 2008-2012 より作成

写真 8 長距離鉄道の例



(出所) トルコ国営鉄道局より作成

## (2) 都市交通

主要 5 都市（アダナ、アンカラ、イズミール、ブルサ、イスタンブール）には地下鉄が整備されているが、路線網は 2014 年 5 月時点でも拡張が続いている。例えば、イスタンブール地下鉄は路線総延長を現在の 150km から 2023 年までに 4 倍程度の 641km まで拡張する予定である。例えばイスタンブール第 3 空港と市内を結ぶ 3 本のメトロ路線が 2019 年以降開通する見込みである。イスタンブールでは道路の渋滞が深刻化しており、公共交通の整備は重要な課題となっている。

図表 72 イスタンブールの地下鉄及びトラム路線図（点線は整備中の路線）

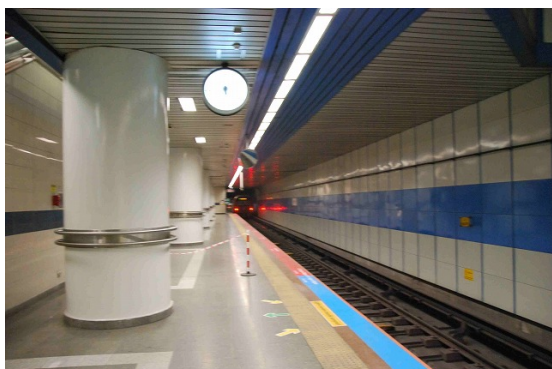


(出所) イスタンブール交通局ウェブサイトより作成



特に、ボスポラス海峡を横断する地下鉄の整備に円借款を活用することも決定している。交通量の増加に伴い、ボスポラス大橋だけでは慢性的な交通渋滞が発生するようになり、また排気ガスによる大気汚染も見られるようになったことが背景である。地下鉄の整備により、交通渋滞と大気汚染がともに緩和されることが期待される。

写真 9 新しく快適な都市交通の例（自動改札もある）

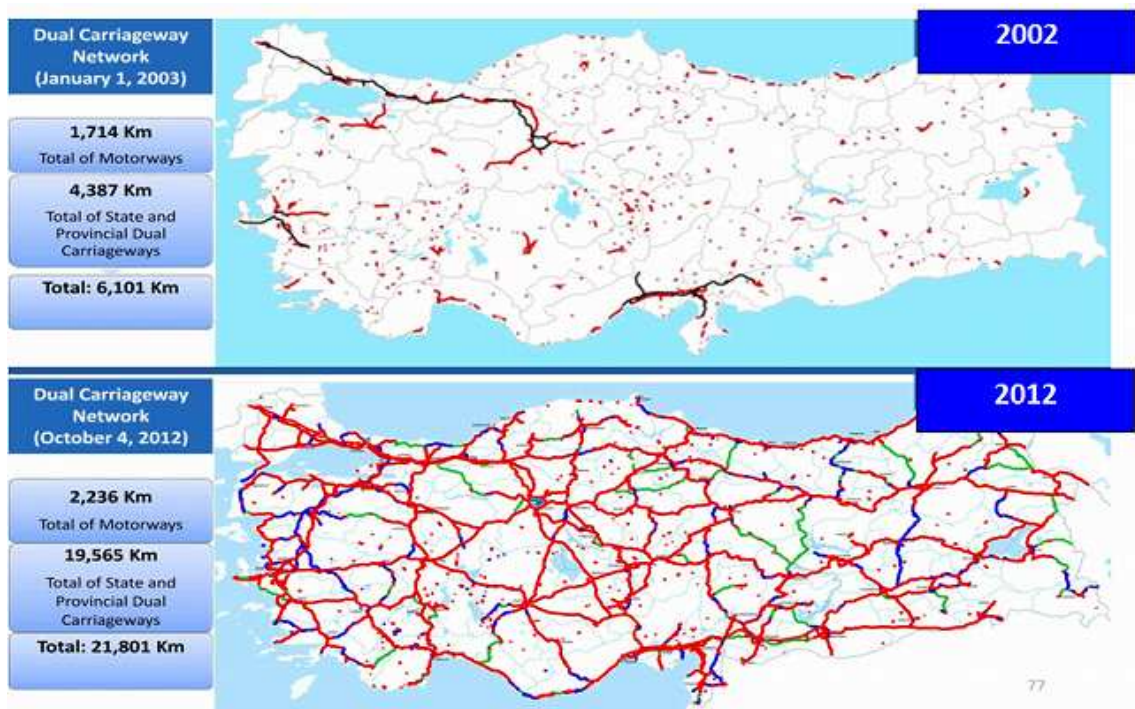


### 3. 道路

#### (1) 高速道路

トルコには全国的に道路網が整備されているが、高速道路についてはイスタンブールーアンカラ間及びアダナーシャンルウルファ間、イズミール近郊の一部のみに留まっている。2023年までに5,300kmの高速道路と16,800kmの幹線道路を整備する計画がある。これにより、アンカラ - アダナ間が高速道路によって結ばれ、ヨーロッパとアジア間の道路輸送網整備に大きく貢献することが期待される。

図表 73 トルコの道路網



(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) 提供資料より作成

写真 10 舗装が進む郊外の道路 (アンカラ近郊)



## (2) イスタンブール近郊の道路

イスタンブール近郊では、ヨーロッパ側とアジア側を結ぶ 2 本の高速道路が整備されている。しかし、経済発展に伴う交通量の急増により、渋滞が慢性化している。特に、ボスポラス海峡に設置された 2 本のボスポラス海峡大橋の拡張は容易でないため、既存高速道路の車線拡張により、渋滞の緩和を目指すことは難しい。そこで、3 つ目のボスポラス海峡大橋を整備し、イスタンブール近郊の高速道路網をさらに拡充することが計画されている。

図表 74 イスタンブール近郊の主要道路網



(出所) トルコ道路局ウェブサイトより作成

既存の 2 つのボスポラス海峡大橋のうち、第 1 大橋はイギリスの援助により、第 2 大橋については日本の援助により設置されたものである。

第 2 大橋は円借款の活用により、1985～88 年に建設された。橋長 1,510 メートル、幅員 30.8 メートル (8 車線) の規模である。

1999 年、イズミールでの大地震を経験したトルコ政府は、日本の耐震技術に注目し、将来の地震に備えるため、イスタンブール市内の橋梁の耐震工事のために円借款を要請した。第 1 ボスポラス橋、第 2 ボスポラス橋、新・旧ゴールデンホーン橋、の 4 つの橋 (第 1 ボスポラス橋を除き、全て日本の円借款により建設) の耐震工事が実施される予定である。

上記工事は、我が国企業である株式会社 IHI インフラシステムがトルコの有力ゼネコンである MAKYOL 社との合弁事業を組成し、トルコ共和国運輸省道路庁より受注した。IHI

インフラシステムは、第 1 ボスポラス橋のハンガーケーブルの架け替えや、両橋への除湿装置の設置などを担当する予定である。工期 18 ヶ月の後、2015 年に完成が目指されている<sup>40</sup>。

写真 11 ボスポラス海峡大橋（第二大橋）と渋滞



---

<sup>40</sup> IHI インフラシステム プレスリリース

## ひとくちメモ 13 イズミット大橋建設、第1・第2ボスポラス橋補修工事

IHI インフラシステムでは、橋梁を中心に、ODA プロジェクトにて BOT による建設プロジェクトを受注してきた。主な実績としては、ゴールデン・ホーン橋プロジェクト（1971年）、第二ボスポラス大橋建設（1985年）、ゴールデン・ホーン拡幅工事（1994年）、イスタンブール市内における橋梁耐震工事（2006年）などがあげられる。

2011年には、地場有力ゼネコンである Nurol 社をはじめ、トルコとイタリアの建設業者6社から構成される NOMAYG JV との「イズミットワン横断橋建設工事」に係る EPC 契約を締結した。IHI インフラシステムは、イズミット大橋の吊橋部の上下部工の設計、下部工の施工、上部工製作、架設一式を請負っている。

イズミット大橋は、2,907m の世界有数の吊橋として BOT 方式で建設される予定である。イスタンブールとイズミールを結ぶ 420km の高速道路の一部として位置づけられ、現在車で 1 時間程度を要するゲブゼーヤロワ間を 6 分で結ぶ機能を持つ。大橋と高速道路が開通すれば、トルコ北西部から西部地域への物流網の改善が期待される。



また、2013年にはトルコの有力ゼネコンである MAKYOL 社との JV で、トルコ共和国運輸省道路庁より「第1・第2ボスポラス橋補修工事」を受注した。契約金額は、約 247 百万トルコリラ（約 12.5 億円）で、IHI インフラシステムは、第1ボスポラス橋のハンガーケーブルの架け替えや、両橋への除湿装置の設置などを担当する予定である。工期 18 ヶ月で、2015年に完成が見込まれている。

背景となったのは、1999年の Kocaeli 地震であり、地震後にマルマラ海側でも同規模の地震が発生する確率が高いことが判明したことにある。そこで、本工事では橋桁のワイヤーを張る方式の変更など、構造変更を伴う大規模な工事であり、改めて耐震性能の担保が求められている。

工法上の特徴としては、防錆目的の除湿システムの設置があげられる。橋桁は塗装し直すことで錆を防止できるが、ケーブルは交換できない。このため、ケーブルの錆を現状以上に進展させないことが目的である。

このような橋梁整備により、イスタンブール—地方都市間やイスタンブールにおけるヨーロッパ側—アジア側間の道路インフラは改善されていくことが期待される。

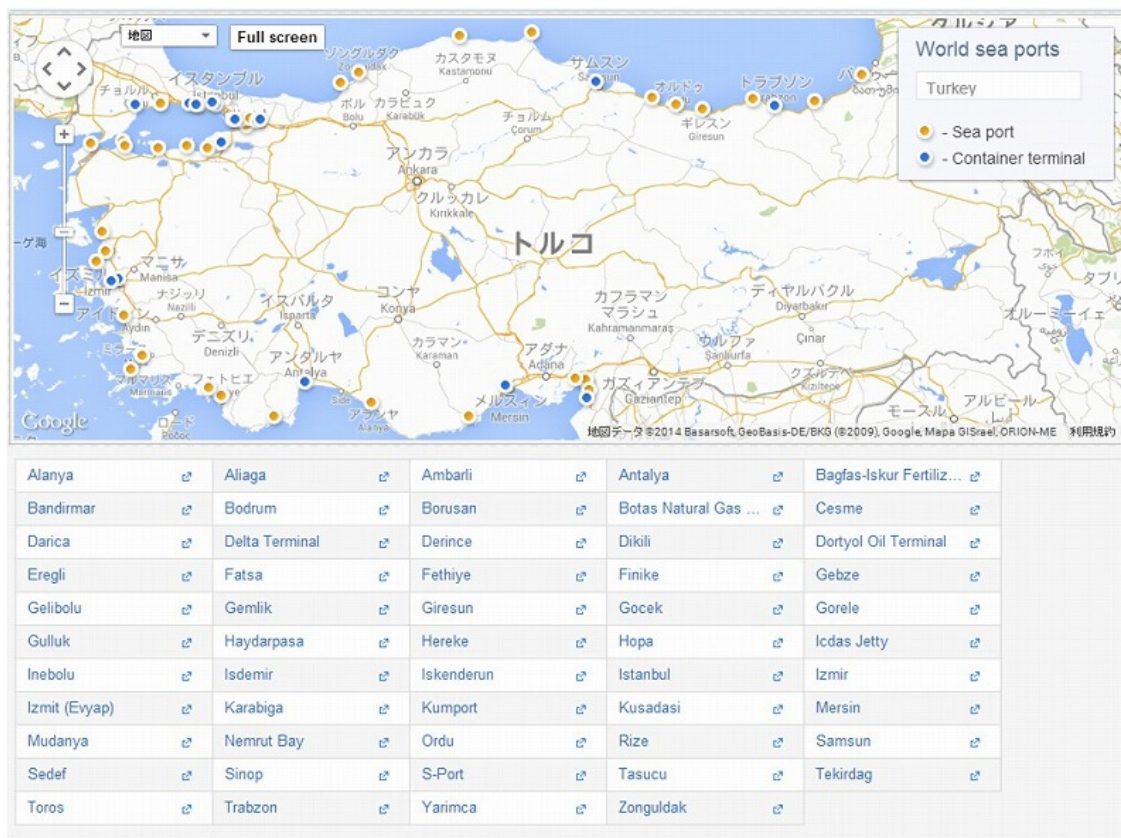
## 4. 港湾

トルコにおける港湾の運営主体は国営企業と地方自治体、民間企業に分類されるが、主要港湾は国営企業であるトルコ国営鉄道により経営がなされてきた。近年では、いくつかの港湾は民営化が進んでおり、将来的には全て民営化される予定である。既存港湾のうち、地方自治体により経営されてきた港湾は比較的小規模なものが多く、隣接市町村の地元ニーズに応えることが主たる目的である。また民間経営の港湾については、生産拠点発着の産業関連産品に特化した形で経営がなされていることもある。

トルコにおける港湾の問題点としては、多くの港湾が鉄道輸送網との接続を持たないことがあげられる。鉄道との接続を持つのは、Limak 港、Mersin 港、Izmir 港、Nemport 港、Samsun 港、TTK Zonguldak 港、Derince 港、Evyap 港、Haydarpasa 港、Bandirma 港、Tekirdag 港 Yilport Yarimca 港に留まっている。

さらに、老朽化とキャパシティ不足にも懸念がなされている。港湾設備の更新と拡充を図るために民営化が行われている。例えば、オーストラリアの業者が受注し、欧州復興開発銀行が 8,000 万ドルの融資を行った事例もある。将来的には港湾隣接の鉄道駅も設置するなど、海運から鉄道への物流の連携を強化する予定もある。

図表 75 トルコの港湾立地状況



(出所) Sea Rates.com ウェブサイトより作成

写真 12 ボスポラス海峡と航行船舶

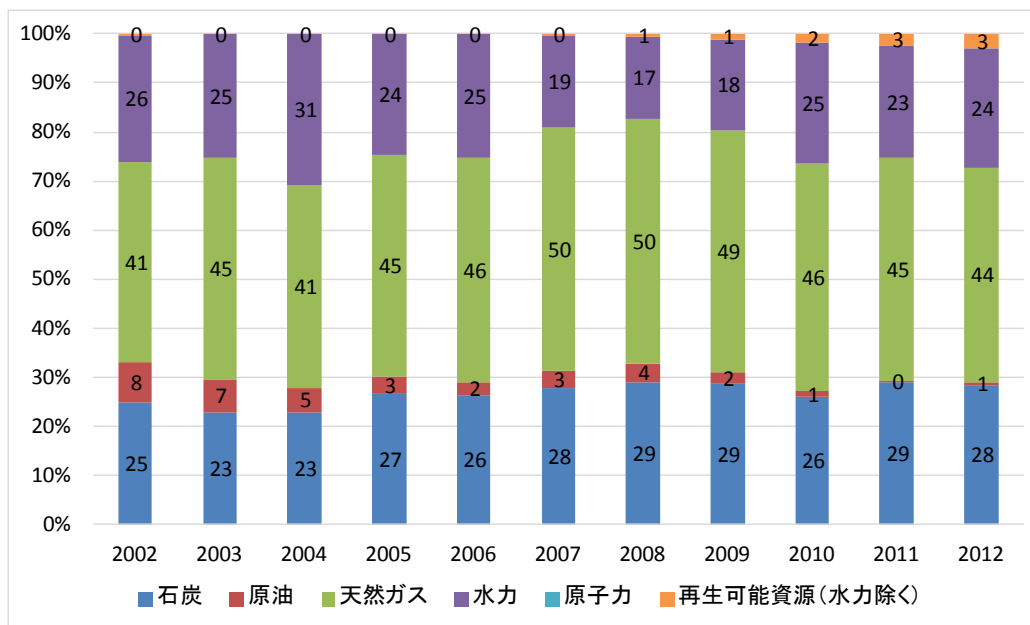


## 5. 電力

トルコでは、2001年に電力自由化が進められ、民間事業者が発電事業に参入する制度環境が整備されてきた。自由化以前の国営発電公社（EUAS）は、国営の形態を維持したまま配電公社、発電公社、電力商事公社に分離再編された。発電事業に参入した事業者<sup>41</sup>が発電した電力は、電力商事公社等の卸売電力事業者によって売電され、配電公社の設備を使用し、配電会社に供給されている<sup>42</sup>。

エネルギー資源別の発電状況としては、石炭、原油、天然ガス等の火力発電が全体の70%以上を占めており、水力発電は25%程度である。2008年以降は再生可能エネルギーの活用もわずかながら進んでいる。なお、原子力発電については、トルコ国内に原子力発電所が存在しなかったが、2014年には日本とトルコの間で「平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定」が締結された。同協定に基づき、黒海沿岸のシノップ地区に4基の原子力発電所を建設・運営するプロジェクトが組成され、三菱重工株式会社をはじめとした本邦企業が推進している。

図表 76 エネルギー資源別発電比率 (%)



(出所) World Bank “World Development Indicator”より作成

<sup>41</sup> 2013年10月2日より、「電気市場におけるライセンス無しで電力生産することに関する規則」が発効され、再生可能エネルギーを利用して最高500KWまでライセンス無しで個人でも電力を生産出来、必要使用量を超える電力を売ることが可能となった（鳥越弁護士事務所）

<sup>42</sup> 東京電力 「トルコの電力事情」

[http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu09\\_j/images/090914b.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu09_j/images/090914b.pdf)



なお、組織化産業地帯（OIZ）の中には、独自の発電設備を持つOIZもあり、OIZ外での発電機トラブルによらず、電力を安定供給可能な状態にしている事例も見られる。

## 6. 通信

トルコにおける通信インフラの所管官庁は、運輸・海事・通信省である。関連法規としては電子通信法（2008）や無線通信法（1983）などがあげられる。

2002年より国営企業であったトルコ・テレコム（Turk Telekom）の民営化計画が進められ、2004年3月には政府保有株式の売却が発表された。2005年7月には、サウジアラビア及びレバノン資本の合弁であるOger-Telecomが総額65億ドルでトルコ・テレコム株式の55%を取得した。残りの株式についても、上場銘柄として投資家による株式投資の対象として取引がなされている。

通信インフラの一般家庭への普及状況としては、ブロードバンドは2011年段階でも10%程度にとどまっていたが、携帯電話については88.7%まで普及し、固定電話を大きく上回る普及率を見せている。

図表 77 通信インフラの普及状況

		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
ブロードバンド	累計加入件数	4,754,000	5,750,000	6,456,000	7,080,000	7,576,000
	普及率	6.80%	8.10%	9.00%	9.70%	10.30%
携帯電話	累計加入件数	61,976,000	65,824,000	62,780,000	61,770,000	65,322,000
	普及率	88.50%	92.80%	87.40%	84.90%	88.70%
固定電話	累計加入件数	18,201,000	17,502,000	16,534,000	16,201,000	15,211,000
	普及率	26.00%	24.70%	23.00%	22.30%	20.70%

（出所）ITU-World Telecommunication “ICT Indicators Database”

このように、民営化と通信インフラの普及が進む中で、トルコの通信事情は改善傾向にある。ただし、2013年のデモに際して、トルコ政府がfacebookやtwitterへのアクセスを規制したように、インターネットの閲覧規制については行政裁量が大きく残されている。

一方、2014年4月に訪問した企業においては、インターネットを中心とした通信インフラを問題視しているとの声は殆ど聞かれなかった。このため、一般的な事業を営む上で特段の問題はないとも考えられる。

## 7. 水道

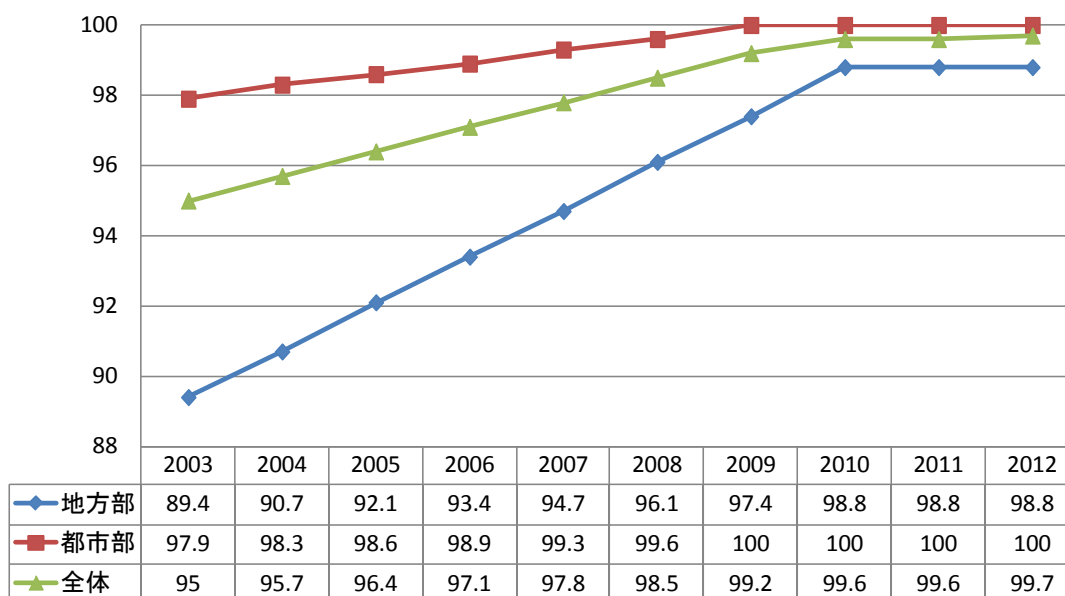
トルコにおいて水道インフラを所管しているのは、環境・都市計画省の国家水利総局であり、1953年の国家水利総局設立法に基づき設立された。同局の所管は、水資源及び水資源計画、水インフラの管理・運用に係る業務である。具体的にはダムや水力発電所、水供給、灌漑などがあげられる。

国家水利総局の監督の下、各地方には地方水道公社が設立され、水源及び水インフラの管理がなされている。

水資源の用途としては、2011年の統計に基づけば、農業用水が73.82%、工業用水が10.72%、家庭水道水が15.46%と農業用水の比率が最も高くなっている<sup>43</sup>。

家庭水道水については、地方部における上水道の未整備が課題となっていたが、昨今では改善がみられつつある。例えば、浄水へアクセス可能な人口比率は、2003年時点では地方部で89.4%、都市部で97.9%と開きがあった。しかし、2012年には、地方部で98.8%、都市部で100%と格差が縮小している。

図表 78 浄水へのアクセス可能な人口比率の推移 (%)



(出所) World Bank “World Development Indicator”より作成

工業用水については、外国企業の多く入居する組織化産業地帯 (OIZ) などでは OIZ 外よりも積極的に整備を進め、工業用水の安定供給をメリットとして企業誘致を試みている事例もある。

<sup>43</sup> World Bank “World Development Indicator” 2012～2013年はデータなし

## ひとくちメモ 14 新興国としてはよく整備されているトルコのインフラ

トルコのインフラ環境については、進出している日系企業の間で、取り立てて大きな不満は聞かれない。主要都市間の道路は概ね舗装されており、工業団地や都市部における電力供給、水の供給、通信環境など、大きな問題はない。国内の空港、港湾もよく整備されており、輸出入も事業運営上、問題ないという声がほとんどである。

国内の空港整備と航空ネットワークも充実しており、イスタンブール以外の地方都市に進出しても、乗り換えはスムーズである。

ただし、例えば道路インフラの質や量については、まだ十分ではない。モータリゼーションの進展に道路インフラの供給が追いつかず、大都市内や大都市間を結ぶ道路で、時間帯によっては大渋滞が起こっている。混雑しているのは通勤時間帯が中心で、基幹路線の容量が限られているため、合流、合流と基幹路線に入ってくるところで混雑が起こっている。地方部の道路は、舗装されていても表面がでこぼこしており、車に乗っていると疲れるほど揺れることもある。

今後のインフラ整備にあたっては、トルコ政府自身、財政にそれほど余裕があるわけではないため、極力官民パートナーシップ（Public Private Partnership, PPP）で整備したいという意向である。しかし、基礎的なインフラは必ずしも投資収益性がよいわけでもないため、公共投資によって整備されるのには、時間がかかるものも出てくると予想される。

それでも、インドのように、進出企業を感じる現地の課題として 1 にも 2 にもインフラ不足が挙げられる状況とは大きく異なる。全く工業団地が整備されていないところに進出するとなると、行政側のインフラ整備に時間がかかることもあるが、既存の工業団地に進出するぶんには、インフラが事業のボトルネックになるほどではないだろう。

## 第21章 トルコ投資環境の優位性と留意点

### 1. ビジネスのしやすさと国際競争力の世界ランキング

ビジネスのしやすさを検討する際、主要な参照先としては、世界銀行が発表している世界 189 カ国のビジネス環境ランキングがあげられる。同ランキングでは、ビジネスの始めやすさや各種許認可の取得の容易性など、10 の観点からポイントを付与し、総合順位や地域内順位を定めるものである。

2014 年版で、トルコの順位は 69 位であり、189 カ国のうち概ね上位 40%以内であった。前年度には 72 位であったため、若干の改善がみられる。

トルコは、特にビジネスの始めやすさや融資申請及び清算の容易性という点において、地域内の他国と比べて高いポイントが付与されている。事実、ビジネス開始までの最低所要日数は、中東欧及び中央アジア諸国の平均で 12.8 日、OECD 加盟国で 11.1 日であるが、トルコは 6.0 日という短期間で組成が可能である。一方、電力供給については、地域内でも非常にポイントが低く、納税や貿易、契約履行についても優れているという評価は下されていない。

図表 79 中東欧及び中央アジア諸国のビジネス環境ランキング

	順位		ポイント									
	総合順位	地域内順位	ビジネスの始めやすさ	建築許可の取得	電力供給	不動産登記	融資申請	投資家保護	納税	国際貿易	契約履行	清算
グルジア	8	1	3	1	3	1	1	2	3	4	9	18
リトアニア	17	2	5	3	6	4	10	15	9	1	4	3
ラトビア	24	3	13	8	8	10	1	15	8	2	5	2
マケドニア	25	4	2	6	7	18	1	2	2	12	19	6
アルメニア	37	5	1	8	12	3	13	4	16	16	21	13
キプロス	39	6	10	10	11	22	16	9	4	3	20	1
モンテネグロ	44	7	17	11	5	21	1	9	14	5	25	4
カザフスタン	50	8	9	16	10	8	20	4	1	24	7	7
ハンガリー	54	9	14	5	13	12	16	23	17	6	3	11
ブルガリア	58	10	16	12	16	15	10	12	13	9	18	20
ベラルーシ	63	11	7	2	20	2	22	19	19	19	2	12
キルギス	68	12	6	7	24	5	5	4	18	23	17	25
トルコ	69	13	23	17	2	13	20	9	11	11	11	24
アゼルバイジャン	70	14	4	23	25	6	16	4	12	22	8	17

	順位		ポイント									
	総合順位	地域内順位	ビジネスの始めやすさ	建築許可の取得	電力供給	不動産登記	融資申請	投資家保護	納税	国際貿易	契約履行	清算
ルーマニア	73	15	15	14	23	16	5	12	20	8	16	22
モルドバ	78	16	20	20	19	9	5	17	15	20	6	19
サンマリノ	81	17	25	13	1	26	26	12	6	7	10	5
コソボ	86	18	24	14	15	14	10	19	7	17	26	16
クロアチア	89	19	19	18	4	23	13	26	5	14	15	21
アルバニア	90	20	18	26	17	24	5	1	22	10	24	9
ロシア	92	21	22	22	14	7	22	21	9	21	1	8
セルビア	93	22	11	24	9	11	13	17	23	13	23	23
ウクライナ	112	23	12	4	21	20	5	23	24	18	14	26
ボスニア・ヘルツェゴビナ	131	24	26	21	18	19	19	21	21	15	22	14
タジキスタン	143	25	21	25	26	17	25	4	26	25	12	15
ウズベキスタン	146	26	8	19	22	25	24	25	25	26	13	10

(出所) World Bank “Ease of doing business Index 2013” (189 カ国対象)より作成

もうひとつ、世界的に参照されるランキングに、世界経済フォーラム（WEF）による国際競争力評価がある。同ランキングは148カ国を対象として、12種153指標から国別の競争力を順位づけたものである。2014年の国際競争力ランキングにおいてトルコは44位であり、調査対象となった中東欧・中央アジア諸国においては地域内1位を達成した。特に、市場規模の面では全世界16位の順位を達成しており、物品市場の効率性、ビジネスの洗練度についても比較的上位であった。一方、労働市場の効率性については、順位が低い状況であった。

図表 80 中東欧・中央アジア諸国の国際競争力ランキング

	国際競争力総合順位	基礎順位			効率性促進順位							革新順位		
		制度・法令	インフラ	マクロ経済環境	健康と初等教育	高等教育と訓練	物品市場の効率性	労働市場の効率性	金融市場の効率性	準備性	テクノロジー活用の	市場規模	ビジネスの洗練度	革新性
トルコ	44	56	49	76	59	65	43	130	51	58	16	43	50	
セルビア	101	126	90	136	69	83	132	119	115	60	69	137	112	
ルーマニア	76	114	100	47	84	59	117	110	72	54	46	101	97	
ポーランド	42	62	74	65	42	37	57	80	38	43	20	65	65	
モンテネグロ	67	52	70	112	37	50	64	58	49	49	135	89	54	
マケドニア	73	60	86	59	79	76	44	79	62	67	109	100	86	
リトアニア	48	61	41	58	50	27	49	69	87	35	78	48	44	
ラトビア	52	57	59	29	41	40	40	26	45	38	95	67	70	
ハンガリー	63	84	51	84	57	44	78	85	74	46	52	96	47	
クロアチア	75	93	42	68	66	51	111	114	78	45	74	88	79	
ブルガリア	57	107	75	30	45	69	81	61	73	44	63	106	105	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	87	71	83	104	46	63	104	88	113	73	98	110	63	
アルバニア	95	118	99	94	56	78	97	67	128	92	107	122	119	

(出所) WEF Global Competitiveness Index 213-2014“より作成”

## 2. 投資環境の優位性

トルコの投資環境の優位性としては、下記にまとめることができる。

- ・ 豊富な労働力の安定供給が中長期にわたって期待できる。
- ・ 高等教育機関が整備されており、優良な人材を雇用ができる。
- ・ 地域別の投資優遇制度をはじめとして各種インセンティブが配備されている。
- ・ 工業団地がトルコ全土に整備されつつある。
- ・ トルコ投資促進機関（ISPAT）などの公的組織から手厚い支援を受けることができる。
- ・ 親日的であり、対日感情に基づくビジネスリスクは低い。
- ・ ヨーロッパ、アジア及び中東の結節点として地政学的優位性がある。

### (1) 労働力の安定供給

国連人口統計局の推計に基づき、2015年の生産年齢人口の上位20カ国を抽出した際、トルコは18位であり、生産年齢人口が5,200万人に達することが予測される。先進国では既に顕在化し、長期的には中進国においても予想される高齢化の結果、中国、ロシア、日本、ベトナム、ドイツ、タイでは、2050年に向かって生産年齢人口の減少が生じる。一方トルコは、2050年に5,900万人にまで生産年齢人口が増加していく見込みである。

このため、世界的な人口減少局面が想定される中であっても、トルコでは安定して生産年齢人口の供給がなされ、労働力及び購買力の向上が期待できる。

図表 81 生産年齢人口の長期推移予測（単位：100万人）

	2015	2020	2030	2040	2050	見通し
中国	1,015	1,004	988	909	849	減少
インド	849	908	1,005	1,072	1,098	増加
米国	214	217	221	232	242	増加
インドネシア	170	183	201	208	210	増加
ブラジル	140	147	151	151	144	増加
パキスタン	118	130	155	175	188	増加
バングラデシュ	106	116	129	135	134	増加
ロシア	100	95	88	84	75	減少
ナイジェリア	97	112	151	200	260	増加
メキシコ	82	88	97	99	99	増加
日本	77	74	69	61	55	減少
ベトナム	66	68	71	70	65	減少
フィリピン	64	70	82	94	105	増加
イラン	56	58	64	66	62	増加
エチオピア	55	64	85	106	126	増加
ドイツ	54	52	47	43	40	減少
エジプト	54	58	67	76	80	増加
トルコ	52	54	59	60	59	増加



タイ	49	48	45	40	35	減少
コンゴ民主共和国	37	44	58	76	96	増加

(出所) 国際連合人口統計局

## (2) 優良な人材の供給

私立 71 校、国立 108 校の計 179 校の大学が教育活動を行っており、高等教育を受けた若手労働者（高卒 70 万人/年、大卒 60 万人/年）が労働市場に供給されている。このため、専門各分野の知識はもとより、語学等についても能力を期待することができる。トルコの大学では日本語教育も拡充されてきているため、トルコにおいて本邦企業が日本語で業務を行う場合であっても、業務に対応可能な人材が輩出されている。

また、トルコを統括拠点としてトルコ近隣諸国への事業展開を狙う際、英語能力は必須となる。トルコにおいては英語が公用語ではなく、英語力に長けた人物は多いとは言えなかったが、近年では英語の習熟度が飛躍的に向上してきた。例えば、グローバルに活動する民間教育機関の Education First は、非英語圏 60 カ国における英語習熟度指数（EPI: English Proficiency Index）を発表している。2012 年の調査結果によれば、トルコは 60 カ国中 41 と順位は高くないものの、2009 年調査と比較すると 60 カ国中最もスコアの向上が高い結果となった。こうした傾向が続けば、トルコにおける英語習熟度も向上していくものと考えられる。

図表 82 英語習熟度指数の向上度合い

国名	EF EPI 2009	EF EPI 2012	スコア変化
トルコ	37.66	49.52	11.86
カザフスタン	31.74	43.47	11.73
ハンガリー	50.80	60.41	9.61
インドネシア	44.78	53.44	8.66
ベトナム	44.32	52.27	7.95
ポーランド	54.62	62.25	7.63
インド	47.35	54.38	7.03
ロシア	45.79	51.08	5.29
ペルー	44.71	49.96	5.25
タイ	39.41	44.44	5.03
アラブ首長国連邦	45.53	50.37	4.84
スペイン	49.01	53.51	4.50
コロンビア	42.77	47.07	4.30
オーストリア	58.58	62.66	4.08
スロバキア	50.64	54.58	3.94
ポルトガル	53.62	57.52	3.90
チリ	44.63	48.20	3.57
マレーシア	55.54	58.99	3.45
中国	47.62	50.77	3.15
チェコ共和国	51.31	54.40	3.09

スイス	54.60	57.59	2.99
エジプト	45.92	48.89	2.97
ブラジル	47.27	50.07	2.80
スウェーデン	66.26	68.69	2.43
エクアドル	44.54	46.90	2.36
リビア	42.53	44.65	2.12
台湾	48.93	50.95	2.02
ベネズエラ	44.43	46.44	2.01
イタリア	49.05	50.97	1.92
ドイツ	56.64	58.47	1.83
ベルギー	57.23	58.74	1.51
フィンランド	61.25	62.63	1.38
コスタリカ	49.15	50.23	1.08
アルゼンチン	53.49	54.43	0.94
シンガポール	58.65	58.92	0.27
パナマ	43.62	43.61	-0.01
クウェート	47.01	46.97	-0.04
韓国	54.19	53.46	-0.73
香港特別自治区	54.44	53.54	-0.90
日本	54.17	53.21	-0.96
デンマーク	66.58	65.15	-1.43
メキシコ	51.48	49.91	-1.57
モロッコ	49.40	47.71	-1.69
オランダ	67.93	66.19	-1.74
ウルグアイ	53.42	51.49	-1.93
グアテマラ	47.80	45.72	-2.08
エルサルバドル	47.65	45.29	-2.36
ノルウェー	69.09	66.60	-2.49
フランス	53.16	50.53	-2.63
カタール	48.79	45.97	-2.82
イラン	52.92	49.30	-3.62
アルジェリア	47.13	43.16	-3.97
サウジアラビア	48.05	41.19	-6.86
エストニア	—	65.55	
スロベニア	—	60.19	
ラトビア	—	57.66	
ウクライナ	—	53.09	
スリランカ	—	51.47	
ヨルダン	—	46.44	
イラク	—	38.16	

(出所) Education First “EF EPI 2012”より作成

### (3) 各種インセンティブ

トルコにおける投資インセンティブ制度については既に述べたが、投資インセンティブをうまく活用し、リージョンや投資規模等の条件に応じて、利便性ある地域ながらも手厚い優遇措置を受けることができる。下記では、リージョン 5 に進出を決めた住友ゴム株式

会社の事例を紹介する。

#### ① 住友ゴム株式会社の例

住友ゴム株式会社は 2012 年にトルコ最大手のタイヤディストリビューターである AKO 社と JV を設立し、チャンクル県に製造・販売拠点を設置し、2015 年に生産を開始する予定である。

チャンクル県はアンカラ空港から車で 1 時間程度の場所に位置し、アンカラ - イスタンブールを結ぶ高速道路 E80 からのアクセスも良い。また、鉄道路線も通じている。こうした利便性にもかかわらず、イスタンブールから最も近いリージョン 5 として手厚いインセンティブを受けることができる。例えば、法人税 20% の 2% への減免、社会保険料の 10 年間補助、必要な土地の無償提供などを受けることができている。チャンクルは保守的な地域と言われ、開発が後手に回っていた。しかし、エルドアン政権下で国土の均衡ある発展計画に基づき、開発が急速に進んでいる。

2014 年 4 月に住友ゴム株式会社を訪問した際の話では、インフラはかなりのレベルで整っており、特に事業をするうえで問題になるとは考えていないとのことであった。例えば、アンカラへの物流網は整備されており、港湾ではサムスン港やメルシン港を利用することが可能である。電力については、不安定な時期があるものの、タイヤの生産には支障はきたさないレベルとの認識であった。

一方で、住友ゴムの生産拠点建設が進められている工業団地では、工業団地によるインフラ整備と入居企業による工場建設が同時並行で進められていることが特徴的である。このため、今後は、天然ガスの配管、電気設備（変電施設含む）、交差点、付近の鉄道駅などを県庁の予算で賄いつつ、整備が進む予定である。2014 年 4 月にチャンクル県知事を訪問した際の話では、グリーンフィールドに投資をしてくれた住友ゴムに対し、深い謝意を表明していた。

#### (4) 工業団地

工業団地については、イスタンブール近郊の利便性の高い工業団地は既に埋まりつつあるが、現在もなお 80 カ所の OIZ、15 カ所の TDZ、1 カ所のフリーゾーンが建設中であり、外国企業の誘致が積極的に行われている。

#### (5) 公的組織からの支援

投資誘致機関の項で述べたように、トルコ投資促進機関（ISPAT）や各地の地域開発機関から企業設立に係る各種支援を受けることができる。例えば、インセンティブの内容や就労ビサの申請支援、会社登記の申請支援などもトルコ投資促進機関（ISPAT）が行っている上、会社設立後も情報提供サービスなどを受けることができる。

## (6) 親日性

トルコはしばしば親日の国であると言われる。頻繁に引き合いに出されるのは、1890年のエルトゥールル号遭難事件と1985年のイラン・イラク戦争下におけるトルコ航空による邦人救出である。

エルトゥールル号遭難事件とは、オスマン帝国の軍艦エルトゥールル号が、現在の和歌山県串本町沖にある、紀伊大島の檜野埼東方海上で遭難し500名以上の犠牲者を出した事件である。檜野埼灯台下に流れ着いた生存者に対して大島村（現在の串本町）檜野の住民たちは、言葉が通じない中、総出で救助と生存者の介抱に当たった。また、食糧貯蓄が少ない中であるにもかかわらず、衣類や食料を生存者に対して供出し、救護に努めた。この結果、エルトゥールル号乗組員のうち、69名が救出され生還することができた。

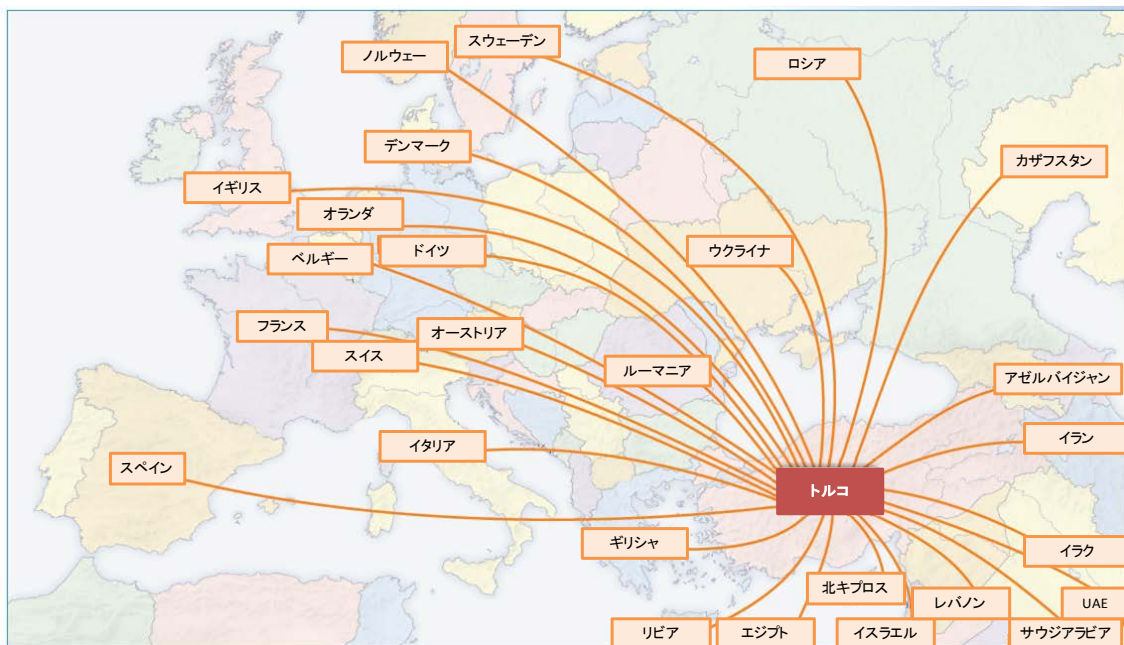
一方、1985年、イラク軍によるイランの首都テヘランに対する空爆が始まる中、イラクのフセイン大統領は「3月19日20時半以降はイランの上空を飛ぶすべての飛行機を撃墜する」という声明を発した。しかし、当時日本では自衛隊の海外での活動は禁止されており、民間航空会社のチャーター便派遣の調整も難航した。そのため、在イラン日本人は脱出方法が見つからずに生命の危機に瀕していた。こうした中、在イラン日本大使館から在イラントルコ大使館へ救助要請がなされ、2機のトルコ航空機が215人の在留邦人をイランから救出した。

言うまでもなく、エルトゥールル号遭難事件とトルコ航空による邦人救出は、あくまでそれぞれ独立の歴史的出来事である。ただし、エルトゥールル号遭難事件の恩返しとして、トルコ航空による邦人救出が語られる局面もあり、日本とトルコの友好を示すエピソードの一つとなっている。

## (7) 地政学的優位性

トルコは、豊富な人口と経済成長による国内市場成長が期待できるだけでなく、近隣市場へのアクセスの良さも魅力の一つである。トルコからは54カ国に4時間以内でアクセスでき、欧州や中東諸国、北アフリカ、中央アジア、ロシア、CIS諸国への移動も短時間で可能である。そもそも、トルコ近隣には文化的・宗教的・歴史的結びつきが強い諸国が複数あり、地政学的にも魅力である。これらの周辺諸国への参入も考慮に入れた場合、トルコへの進出は選択肢の一つになるだろう。

図表 83 トルコ発着の主な国際線



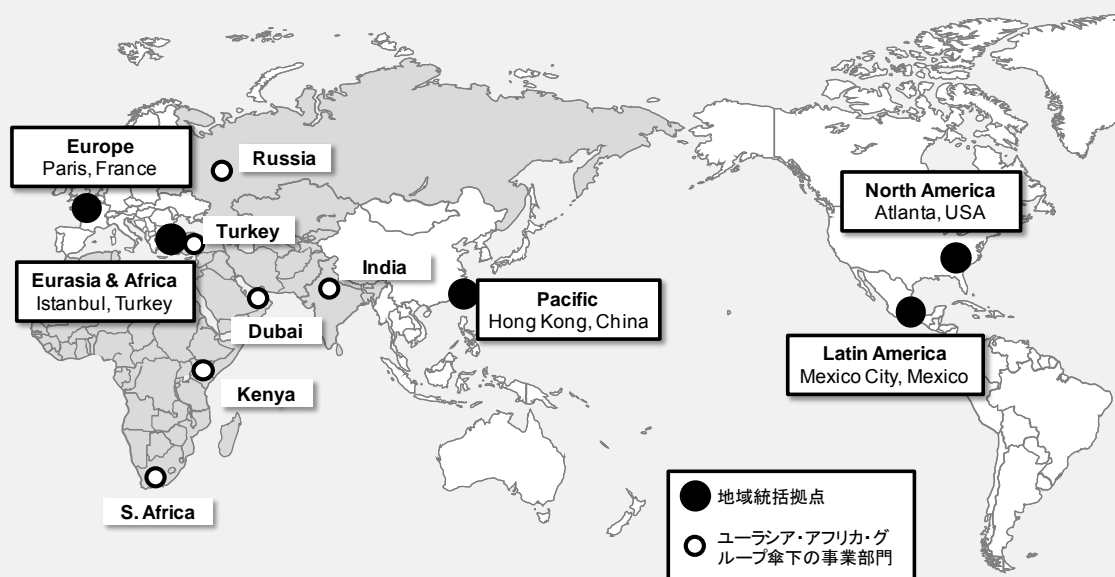
(出所) トルコ航空局アニュアルレポート 2012 年より作成

## ひとくちメモ 15 トルコから広がる大市場—中央アジアからアフリカまで

いま、トルコが注目されている最大の理由の一つが、広域的な拠点性である。すなわち、トルコを拠点として、トルコ国内だけでなく、周辺国の市場へ展開する際の足がかりとすることができるのではないかと、ということである。

先例としては、例えばコカ・コーラ社はトルコを広域の統括拠点として位置付けており、東はロシアから西はアフリカ大陸まで、90か国を管轄している。

コカ・コーラの5つの地域統括拠点とトルコの管轄範囲



注) ハッチをかけた国がトルコで管轄している市場

出所) コカ・コーラ社へのインタビュー及び同社 HP より作成

1970年代頃より、国内だけでは市場規模が限られていたため、建設産業を中心に中東市場やコーカサスへと出ていき、テュルク語系の言語を話す中央アジアの国々（トルクメニスタン、カザフスタン、ウズベキスタン等）を経てロシアに至るまで、市場を伸ばしていった。

西欧との付き合いは従前より深かったが、1996年に欧州連合（EU）との関税同盟が成立して以降は関税が撤廃され、事実上、EUと一体的な市場となった。

近年はエルドアン政権の全方位外交、イスラム色の強い政権の特色を背景にイラン、イラクとの関係も強く、イラクの復興需要は大半をトルコ企業が受注しているとも言われる。日本企業にとって相手にしにくいこれらの国々の市場へも、トルコ経由で参入できる可能性もあろう。

さらに、アフリカもイスラム国をはじめとしてトルコ企業が次々と市場に参入している。

ニッチな製品分野に強みを持つ、特色ある中小企業が意欲的に市場を開拓している。

日本企業としても、このようなトルコのポテンシャルを最大限に活用するべく、広域的な統括拠点として活用する動きが出てきている。ある日系企業では、それまでは別々のオペレーションであったアルジェリア、エジプト、イラク、チュニジア、モロッコ、イランといった周辺国の事業を、トルコ拠点の傘下へと位置づけを変えたという。しかし、現状ではまだ移行期にあり、トルコが統括拠点としての機能を発揮したり、傘下に置かれた各拠点もトルコを通しての指揮命令系統に慣れるまでにはまだ時間がかかりそうだという見通しを示している。

これからトルコを広域的な拠点に位置づけようとしている企業は、ガバナンスの体系や各国間の事業連携体制も整備することで、トルコの地域統括拠点としての位置づけを明確にし、実行性を担保することも必要になるであろう。

### 3. 投資環境の留意点

トルコに投資する上での留意点としては、インフラ面での留意事項、現地調達面での留意事項、人材獲得面での留意事項、競合環境面での留意事項などがあげられる。

#### (1) インフラ面での留意事項

物流インフラについては改善が続いている中ではあるが、長距離鉄道の整備は長年の課題となっている。また、物流費や電力料金も値上がり傾向にあり、経済成長と併せてインフラに係るコストも増加していく可能性はある。

#### (2) 現地調達面での留意事項

2014年8月時点ではリラ安が進んでいるため、製造業において部品等の現地調達比率を高める活動が行われている。企業の中には、部品の殆どを現地調達に切り替えた企業もあるが、精密金属加工部品や工作機械などの高度な技術を要するものについては、引き続き日本からの輸入で対応しなければならない部分も残る。

#### (3) 人材獲得面での留意事項

優秀な人材であるほど、企業間での獲得競争が行われるのは日本と同じであるが、トルコの場合は数年単位で転職を行ってキャリアアップを図ろうとする人材が多く存在することは留意すべきである。こうした優秀な人材を獲得し、長期間雇用をするためには、十分な待遇や昇進機会、やりがいのある業務等を与える配慮が必要である。

#### (4) 競合環境面での留意事項

トルコは市場が魅力的である分、各国企業が参入してきており、競合環境は決して緩いものではない。例えば、欧州企業はトルコにおいて長い事業実績とブランドイメージを有している。また各種市場が拡大する中、欧州企業は関税同盟を用いて有利な価格で商品をトルコに供給することも可能である。このため、競争力のある商品を除き、日本からの輸入品は輸送費と関税でコスト高になるので、有利な立場にはなり難い。さらに、昨今では中国や韓国などの製造業もトルコ進出を果たしており、価格競争力を武器にトルコ市場の開拓を進めている。こうした中、日本企業が最終顧客に訴求していくためには、価格競争力によらない強みを一層高めていくことが求められる。ただし、トルコの最終顧客のニーズは、欧州や中東諸国におけるニーズとは必ずしも一致しないため、トルコ市場に適合する形で商品をカスタマイズすることも有用と考えられる。





コ国内での販売事業はサバンジュだけが担っていたが、2014年時点ではトヨタのサウジアラビアのディーラーであるALJに国内販売事業を譲渡されている。

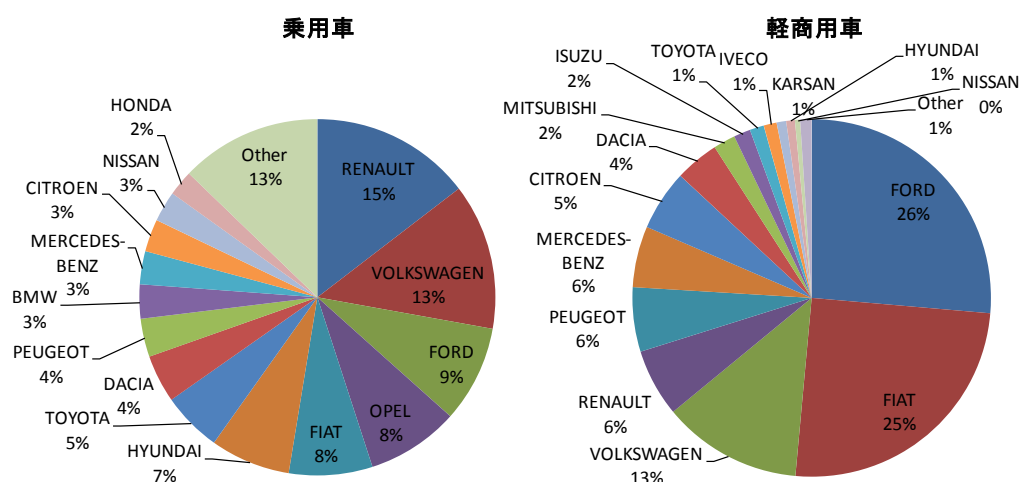
ブリジストンの提携先もサバンジュ財閥である。サバンジュのブランドイメージを活用してマーケットシェア1位を維持している。

### 写真 13 メーカー製品の例（白物家電・消費財は欧米系、黒物家電は韓国系）



自動車産業を例にとった際、本邦企業が必ずしもトルコ市場で優越的な立場を築いていない状況も推察できる。例えば、2013年1~12月のトルコにおける自動車販売台数は、乗用車（Passenger Car）で664,655台、軽商用車（Light Commercial Vehicle）で188,723台であった。乗用車、軽商用車ともに欧州メーカーや米国メーカーのシェアが高く、日本車のシェアは乗用車でトヨタ：5%、日産：3%、ホンダ：3%に留まった。軽商用車においても、三菱：2%、トヨタ：1%であった。

図表 85 乗用車及び軽商用車の市場シェア（2013年1月～12月）



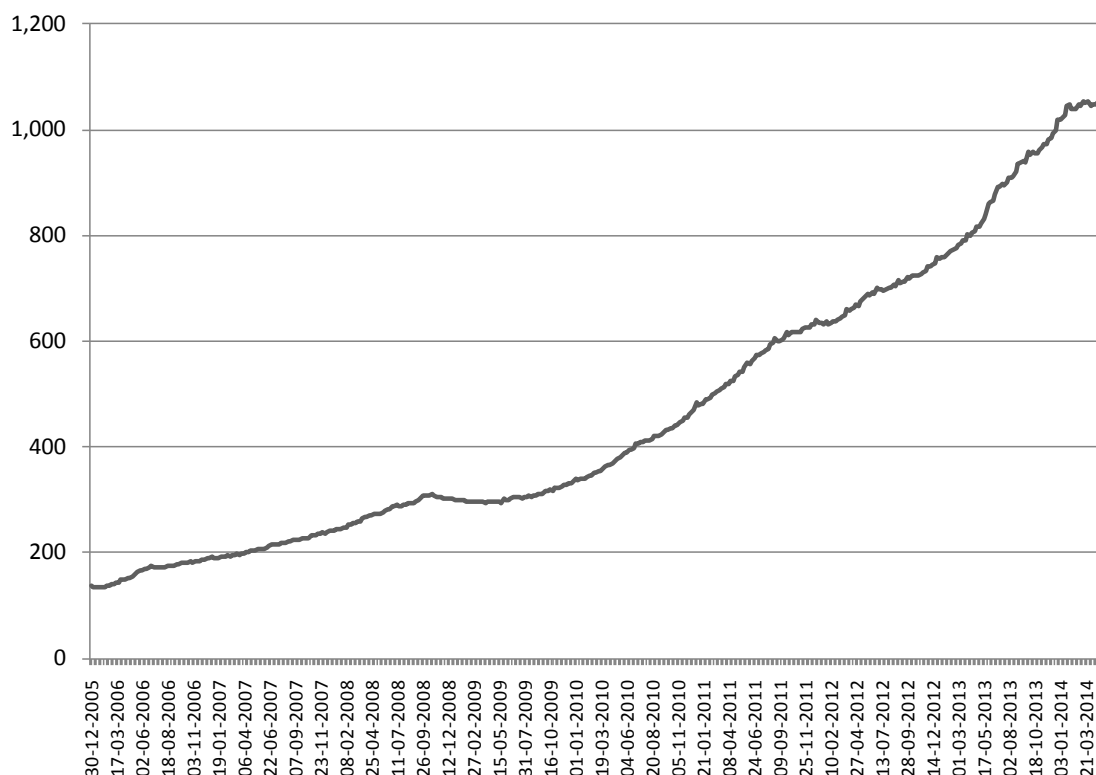
(出所) トルコ自動車販売車協会より作成

## 2. 金融業

トルコでは、IMF の介入の際に、ING、パリバ、シティバンクなど欧米系の銀行がトルコの金融機関の株式を取得する形で市場参入した。邦銀では、三菱東京 UFJ 銀行が現地法人を、みずほ銀行、三井住友銀行が駐在員事務所を設置している。現状銀行業務を行っている邦銀は、三菱東京 UFJ 銀行のみであり、進出済み日本企業を主な顧客としている。直近では、中国商工銀行などが進出の検討をしているが、韓国の銀行の進出検討は進んでいない模様である。

トルコにおける銀行の信用供与額は増加傾向にあり、企業等への融資は増加を続けてきた。こうした中、2014年1月29日、トルコ中央銀行は緊急の金融政策決定会合を開き、資金流出と通貨安を食い止めるため、主要政策金利をすべて大幅に引き上げることを決定した。今後、銀行業界における融資額の推移と経済成長の相関に注目が集まっている。

図表 86 週次信用供与額の推移 (単位：10 億リラ)



(出所) トルコ中央銀行データベースより作成

### 3. ICT 産業

近年エルドアンは、特に IT やナノテクノロジーなどの関連企業に対する積極的な誘致姿勢を示しており、IT 産業集積地の建設も目指している。一方、トルコ企業におけるパソコンやインターネットなどの情報通信手段の普及は近年進んできたものである。例えば、2009 年時点でパソコンを業務に用いない企業の割合は 9.3%、インターネットを業務に用いない企業の割合は 11.2%であった。2009 年以降は情報機器の普及に伴い、パソコンやインターネット等の普及が進み、ICT 産業の拡大に寄与しているものと考えられる。

図表 87 トルコの企業における情報機器の使用状況

		従業員規模							
		全体		10~49人		50~249人		250人以上	
		パソコン	インターネット	パソコン	インターネット	パソコン	インターネット	パソコン	インターネット
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
全体	2005	87.8	80.4	86.0	78.0	96.3	92.3	99.8	99.2
	2007	88.7	85.4	87.0	83.3	95.0	93.6	99.3	99.2
	2008	90.6	89.2	89.3	87.5	95.3	95.0	98.4	98.1
	2009	90.7	88.8	89.5	87.5	97.7	96.9	99.3	99.0
製造業	2005	84.7	78.1	81.4	73.6	97.6	95.2	100.0	100.0
	2007	88.4	84.4	85.7	81.1	97.5	95.6	100.0	100.0
	2008	90.8	89.1	88.9	86.8	95.7	95.1	99.5	99.4
	2009	91.4	89.5	89.7	87.5	98.5	97.5	99.9	99.9
建設業	2005	79.8	70.4	78.0	67.8	86.7	80.0	100.0	100.0
	2007	82.5	79.7	81.8	78.3	83.4	83.4	100.0	100.0
	2008	83.3	83.1	79.7	79.4	94.3	94.3	100.0	100.0
	2009	83.9	81.9	81.7	79.4	98.3	98.3	100.0	100.0
卸売業・小売業	2005	91.2	83.1	90.6	82.4	97.5	88.8	98.5	98.5
	2007	91.6	88.1	90.9	87.2	97.3	96.0	99.5	99.5
	2008	93.5	92.2	92.8	91.4	98.5	98.5	99.1	97.0
	2009	92.7	91.0	92.2	90.4	99.3	99.2	99.2	99.2
宿泊施設	2005	97.7	84.1	97.1	80.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	2007	97.4	96.8	96.0	95.2	100.0	100.0	100.0	98.2
	2008	98.9	98.5	98.4	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0
	2009	98.9	97.7	98.8	97.6	99.0	98.0	100.0	96.8
運輸・倉庫業	2005	92.7	87.3	91.8	86.3	97.1	91.2	100.0	100.0
	2007	92.5	90.7	91.2	89.2	97.2	95.9	100.0	100.0
	2008	94.1	91.6	93.6	90.4	95.2	95.2	99.5	99.5
	2009	91.0	88.9	89.8	87.4	99.1	99.1	99.3	99.3
不動産業	2005	95.4	90.8	95.0	90.0	96.0	94.0	100.0	93.1
	2007	83.9	82.4	79.2	78.1	94.4	91.6	95.7	95.7
	2008	85.4	83.2	83.8	80.8	87.7	87.7	93.1	93.1
	2009	89.3	87.2	89.0	86.9	87.4	84.4	97.0	96.6

(出所) トルコ統計局データベースより作成

例えば、携帯電話オペレータの新規参入や、2G から 3G へとといった技術的な移行がなされる中で、ICT 企業にとってのビジネスチャンスが生じるものと考えられる。

我が国企業の進出事例としては、NEC の事例があげられる。NEC では 1960 年代よりトルコ政府を顧客として通信インフラやレーダーシステムの販売を行ってきた。過去には、衛星地上局、テレビ放送の送信機、郵便自動化システム (OCR) の納入が多かったが、昨今ではマイクロ波通信機器 (携帯の基地局情報を無線で送信する) がメインになっている。

写真 14 携帯電話ショップ (左) とスーパーのセルフレジシステム (右)



## ひとくちメモ 16 トルコの財閥

トルコでは、産業分野によっては現地の財閥が古くから事業展開をしており、市場に対して競争力、影響力を有していることが少なくない。「財閥」には必ずしも正確な定義がないため、何社あるのか把握するのは難しいが、複数の業種にまたがって事業を行い、国際的に展開しているような企業を総称して「財閥」と呼ばれている。

中でもコチとサバンジュは二大財閥と呼ばれ、日本企業との合弁実績も多い。それ以外にもドウシュ、ドウアンなど建設分野で特に強い財閥や、中堅財閥なども含めると多数の企業がある。

伝統的な財閥は、比較的イスタンブールに集中しており、欧州や中東などとのつながりが強い企業が多い。一方、最近では「新興財閥」と呼ばれるような企業も出てきている。彼らはアジア側の内陸部出身で、急速に業績を伸ばし、「アナトリアン・タイガー」と呼ばれるような企業もある。イスラム色の強い地域コミュニティから出てきたような企業が含まれていることもあると言われている。

トルコは新興国とはいえ、特に歴史ある大財閥などは国際的なビジネス・スタンダードにのっとり、欧州企業などとも競合しながら事業展開をしてきたというプライドや自負がある。資金力や事業規模を見ても、先進国の多国籍企業に見劣りしないような企業がある。そのような企業との合弁事業の場合は、経営方針等を巡って、意見が対立することもありうる。相手を尊重し、トップ同士が腹を割って話し合えるような関係をつくっておくことが重要である。

## 第23章 駐在員の生活と最近のトピックス

ここでは、トルコ進出済みの日本企業に対して行ったインタビューをもとに、駐在員の生活状況や留意点などについて概説する。

### 1. 生活環境・治安

生活環境については概ね良好であり、治安上も危険地域への立ち入りさえ行わなければ特段問題ないという声が寄せられた。2年程度イスタンブールで生活をした駐在員によれば、日本と全く同じ生活ができないのは当然のことであるが、現地に順応しつつ様々な工夫をすれば特段の問題はないということであった。

政治デモについては我が国でも報道されているところではあるが、暴徒化することは殆どなく、過度な心配は不要という声も聞かれた。一方、最近では警察が容易に催涙弾を発砲することが問題視されている。トルコでは、サッカーの試合の後にも暴動が発生し、警察が催涙ガスを使用することが多かった。しかし、2013年のデモ鎮圧の光景が世界中に報道されたことから、今後は警察側も配慮するとも考えられる。

また、治安については、数字だけをみると東京と比べて2~3倍程度の犯罪件数があるが、特定危険地域に集中しているため、こうした危険地域に立ち入らなければ、普通の生活を送れるという声も聞かれた。特に駐在員の住宅は治安のよい地域にあることから、家族で暮らしていて犯罪に巻き込まれる危険性を感じた駐在員は多くはないとのことである。

一方、トルコの市中では英語が通じない局面が多々あるため、トルコ語の習熟は必須であるとのことである。例えば、スーパーマーケットでの買い物や水道管の修理などでは、トルコ語でなければ対応が難しいという声も聞かれた。

### 2. 医療・健康

衛生状況は地域にもよるが、アンカラなどの内陸部では乾燥・低温の地域なので、疫病等の危険性は少ないとのことであった。仮に病気になった場合には、外国人患者を受け入れる病院に行けば、高度な医療を受けることが通例とのことである。また、イスタンブールなどの沿海部でも大都市では医療機関が整備されている。一方、小規模都市では外国人患者受け入れ態勢の整った医療機関は少ないため注意を要する。

### 3. 教育

イスタンブールにはヨーロッパ側に日本人学校（生徒数約70名）があり、他にもインターナショナルスクールが整備されている。一方、アンカラでは、日本人学校はない。アン



カラにはインターナショナルスクールが3~4校あるものの、定員が埋まってしまっていて、待機せざるを得ない場合もある。なお、現在、アンカラ在住日本人の就学年齢児童は百数十名程度。補習校の設定を、大使館も含めて検討しているところとのことであった。

#### 4. 住居

インタビューを行った駐在員の多くは、民間のアパートに居住している者が多く、サービスアパートメントなどはないとのことであった。イスタンブールでは、就学児童がいる家族帯同者は日本人学校があるヨーロッパ側に居住することが多く、単身者はアジア側が多いとのことであった。

家賃については、かなり高額になっているケースも多く、ヨーロッパ側では月額3,500~4,500ドル近くする場合も数多くあるとのことである。一方、アジア側は環境が良い割に2,000リラ程度に留まるとのことであった。2008年の経済危機以降、ヨーロッパ側からアジア側に引っ越した日本人駐在員も多いようである。

住居選定において注意すべきは、同じアパートの建物内であっても、部屋毎に大家が異なり、価格設定や賃貸条件に差異があることがある点である。このため、部屋毎に大家との交渉が不可欠であるとのことである。

その他生活費用についても、日本よりも高いものもある。シャツのクリーニングが手作業のため、一枚500円もするのが一般的とのことである。地下鉄も生活水準を考えるとやや高めである。

写真 15 イスタンブールの駐在員居住地区と公園



#### 5. ドライバー・家事手伝い等

駐在員が専属のドライバーや家事手伝いを手配するかは、企業や駐在員によって異なる。例えば、駐在員による車の運転は禁止している企業では、運転手を雇うことを奨励している。運転手への支払いは月間グロスで2,000リラ程度（残業代除く）である。ドライバー

は残業代で稼いでおり、残業代を入れると 1.5 倍ぐらいになる。一方、企業によっては駐在員が自分で車を運転している場合も多々あるようである。家事手伝いについても同様であり、居住形態や生活スタイル、企業の方針等により、雇用の是非を検討すべき点である。

## 6. 食事

食事については、インタビューを行う中で「日本食が殆ど手に入らない」という声が数多く聞かれた。醤油や味噌などが入手できても、日本とは味が違ったり、高価であったりして、日本食の味を再現することが難しいようである。またイスラム教徒が多いため、豚肉の入手も容易ではないとのことである。

食品の輸入規制は厳しい状況であるが、政府間での調整が続いている。駐在員の話によれば、遺伝子組み換え食品の規制で、豆腐が手に入りにくくなったことがあったとのことである。その際には、スーパーで豆腐売っていたとしても一丁 14 リラ (約 700 円) もした。醤油についても価格は日本の 4~5 倍 (ロンドンだと 3 倍程度) で販売されることが多い。

こうした状況の下、駐在員の中には欧州になどに出張に行った際にまとめて調達する者もいる。また、大企業の中には、会社でまとめて日本食材を日本から調達する企業もある。

外食についてもレストランの数は多いが種類はあまり多くないとのことである。例えば、イタリアンレストランはある程度あるが、中華は豚肉が使えないこともあって少ない。日本食レストランも数は多くはないが存在する。日本食レストラン経営の食材店では冷凍のさしみや加工品も販売している。ただし、価格についてはランチで 30~50 リラはかかる。地元企業との接待には、ボスポラス海峡沿いの魚介類レストランが好まれ、お酒も入ると一人 200~300 リラぐらいはかかる。

現政権になってから、缶ビールが 1 リラから 6 リラに値上がりした。煙草も 2 リラから 5 リラに値上がりした。RAKI (トルコの蒸留酒) ですら 40 リラ近くに値上がりしている。

こうした点がある一方で、トルコ料理は世界三大料理のひとつであるため、トルコ駐在中にはトルコ料理を楽しむというのも生活の一つのあり方であろう。

写真 16 トルコ料理の例 (左: サチカブルマ、右: ドネルケバブ)

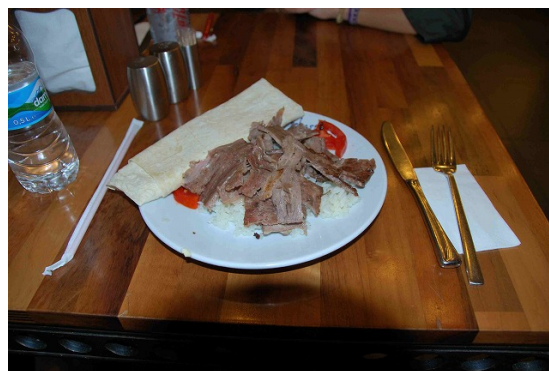


写真 17 大規模ショッピングセンターと日本食材コーナー、冷凍食品コーナー

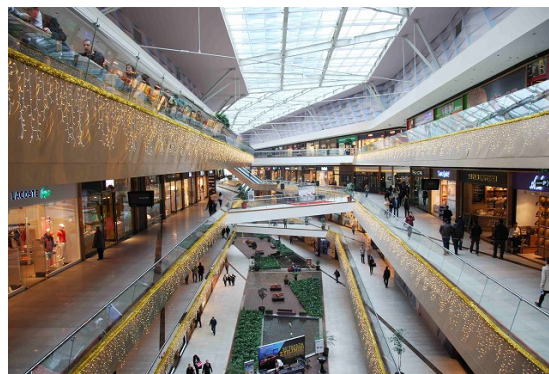


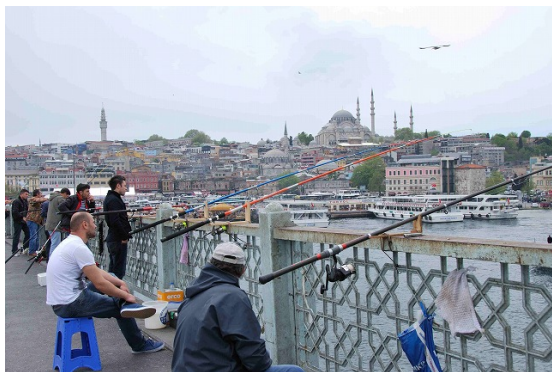
写真 18 地元マーケット（魚は切り身にせず販売される）



## 7. 娯楽

トルコ国内の旅行地は非常に恵まれているし、欧州へのアクセスは良い。旅行を娯楽だと思えば、非常に恵まれている。また、イスタンブール市内では釣りをできる場所があり、家族連れにも人気である。一方、ゴルフ場はイスタンブール近郊の2カ所に留まる。

写真 19 イスタンブールにおける娯楽の例（釣りやクルージングなど）



## 8. 地方都市での生活

大都市と地方との格差は大きく、地方に駐在する場合には、保守的な要素（女性のスカート、禁酒など）が強まるので、生活スタイルには留意する必要がある。酒類を入手できる場所は限られる。また、独身者の場合、女性と交際をする際には結婚することが前提として求められることもある。

生活の利便性から、地方都市に職場がありながらも日本人学校のあるイスタンブールに住み、職場まで片道1～3時間かけて通勤している駐在員もいる。

## ひとくちメモ 17 駐在員の生活拠点：不動産賃貸の状況

トルコにおける不動産事業者としては、スターツ社（Starts Istanbul Construction Real Estate Consultancy & Trade Co., LTD.）が日本語・英語にて駐在員向けの住宅・短期サービスアパートメントをはじめ、オフィス・短期サービスオフィス・店舗などの仲介を行っている。

スターツ社によれば、イスタンブールの主な駐在員向住宅街は下記地域があげられる。



（出所）スターツ社 ウェブサイトより引用

- ・ Etiler (エティレル) /Ulus (ウルス)
  - 日本人学校がエリア内にあり、子息帯同の駐在員の多くが居住。
- ・ Levent (レベント) /4Levent (ドルト・レベント)
  - 高層マンションに、配偶者帯同者・単身者が多く居住。
- ・ Sisli (シシリ) /Osmanbey (オスマンベイ) /Fulya (フルヤ)
  - コンパクトな間取りをもつマンションが多い
- ・ MASLAK (マ斯拉ック)
  - オフィス街やシェラトンホテルに加え高級ショッピングセンターが近接
- ・ Atasehir (アタシェヒル)
  - アジア側にオフィスや工場がある主に単身者が中心

住宅は主に複数棟の低層住宅から構成されている「シテ」といわれる住宅と、タワーレジデンスが中心である。契約は1年契約が中心でその後自動更新となる契約形態が多く、2年契約もあるとのことである。

## ひとくちメモ 18 治安状況

2007年以降、トルコ警察は犯罪統計を公表しておらず、最新の統計データは2006年中のものであるが、同年中に発生した一般犯罪は約78万5,000件で、うち窃盗事件が約35万1,000件と最も多く、全体の44.8%を占めている。また、凶悪犯罪では、殺人が約2,600件及び強盗が約8,900件発生している。日本の人口10万人当たりの発生件数と比較すると、凶悪犯罪（殺人、強盗）の発生率は日本の3倍以上となっており、我が国外務省は「十分注意する必要がある」との指摘をしている。

また、内戦状態が続くシリアとの国境付近においては、シリアからの砲弾等の飛来により死傷者の発生や物的損害等の被害事例も見られる。このため、外務省はシリア及びイラク国境地帯について、「渡航の延期をお勧めします。」、ハッカーリ県、シュルナク県（イラク国境付近を除く）について、「渡航の是非を検討してください。」との勧告を行っている。

一方、本調査でヒアリングを行った駐在員によれば、治安面につき大きな問題に直面したという声は聞かれなかった。ある駐在員によれば、数字だけをみると東京と比べて2～3倍程度の犯罪件数があるが、特定地域に集中しているため、駐在員の住宅近隣では殆ど問題ないとのことである。また、他の駐在員についても、犯罪の発生しやすい地域に立ち入ることさえしなければ、被害にあうことは稀であるとの意見が寄せられた。事実、在トルコ日本大使館も、2013年4月には「トルコは比較的治安もよく、日本人が生活する上で安全面の心配はあまりないと言われています。」という見解を外務省の海外安全情報ページにて示している。

ただし、トルコ日本大使館は日本人が実際に被害にあった事件として、盗難、すり、ひったくり、ニセ警官による金品詐取及び強盗、路上強盗、詐欺、暴力バー、性犯罪等の事例を紹介しており、一見して外国人と分かる日本人は、犯罪のターゲットとなり易く注意が必要という注意喚起を行っている。

総じて言えば、駐在員は治安の良好な駐在員向け住宅街に居住するとともに、犯罪多発地域に関する知識を身につけ、犯罪多発地域に立ち入らないようにし、普段の基本生活においても注意を行わないようにすることが重要であると考えられる。

なお、治安に関する情報については、刻一刻と変化する者であるため、外務省の海外安全情報ページを参照するとともに、現地のニュースや新聞等も確認することが重要である。

## ひとくちメモ 19 世界三大料理のひとつ、トルコ料理と食事情

トルコ料理は世界三大料理のひとつとされる。ケバブ料理、煮込み料理、ヨーグルト、豆のペースト、トルコ風のパン、餃子風の料理などは、東はモンゴル、ロシア、中央アジアから、インドやパキスタンなど南西アジア、中近東、東ヨーロッパを経てエジプトなどの北部アフリカまで、広範囲で見られる。日本では中華料理やイタリア料理と比べるとマイナーな印象もあるが、世界的に見ればその影響範囲は広く、まさに三大料理と呼ぶにふさわしい。

イスラム教徒が多いため、豚肉は使わず、肉類はマトン（羊）、牛、鶏が中心である。日本人の味覚にも合いやすい味つけではあるが、マトンや脂っこい料理は、なじまない人もいるかも知れない。

イスラム教徒が多いものの、アルコールについては比較的寛容で、水と混ぜると白く濁る、ブドウから造られた蒸留酒「ラク」はトルコ原産である。地元産のビールもある。豚肉は食べなくてもアルコールは飲む、というトルコ人は少なからずいる。

自国の料理があまりにも偉大であるからか、一般的にトルコ人は食に関して保守的であると言われている。新しいレストランができて、最初のうちは物珍しさで食事をして、なかなか定着しない。このため、トルコ料理以外の良いレストランを探すのは難しい。豚肉を基本的には食べないことから、中華料理もあまり流行っていない。日本料理も、トルコ人にとっては味付けが薄く感じるようで、イスタンブールでもまだ広く認識されているのは数軒程度である。

日本人の駐在員としては、本格的に日本の食材を買おうと思うと、西欧の国まで買い出しに出かけなければいけない。大都市でもそのような状況であるため、地方にいくとさらにトルコ料理以外のものを口にするのは難しくなる。

世界的に日本食は健康食としてブームになっているが、トルコで日本食がブームになるまでには、まだ時間がかかりそうだ。

## ひとくちメモ 20 トルコの日本人学校

駐在員にとって重要な生活環境の一つは、子弟のための学校であろう。日本人学校は、イスタンブールの欧州側に1校あり、生徒数は約70人である。送迎バスも運行されている。

イスタンブールとその近郊に会社のある企業の場合、学齢期の子どもがいる社員の場合は、欧州側に居住することが多い。ある企業のイズミットで勤務する従業員の場合、子どもの通学のためにイスタンブールに居住し、イズミットまで毎日1~3時間かけて通勤している人もいるという。

イスタンブールにはこのほか、補習校があり、毎週土曜日の午前中に授業が行われている。補習校も70名前後の生徒が在籍している。

一方、首都のアンカラには現在、日本人学校はない。アンカラ在住の就学年齢児童は100数十人程度と、イスタンブールと同程度にまで増えてきているとみられ、現在、補習校の設置を、大使館も含めて検討しているところである。

その他には、インターナショナルスクールがあるものの、学校によっては定員が埋まってしまっていて、待機せざるを得ない場合もある。



## 付録 1 日本国内の相談窓口

名称	所在地	電話/FAX
駐日トルコ共和国大使館 <a href="http://www.turkey.jp/jp/embassy.htm">http://www.turkey.jp/jp/embassy.htm</a>	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2 丁目 33-6	Tel: 03-6439-5700 Fax:03-3470-5136
トルコ共和国福岡名誉総領事館	〒812-8566 福岡市博多区博多駅前 3 丁目 25 番地 21 号	Tel: 092-474-7260 Fax: 092-474-2737
トルコ共和国大阪名誉総領事館	〒540-8511 大阪市中央区馬場町 3-15 NTT 西日本ビル	Tel: 06-4793-5578 Fax:同上
トルコ投資促進機関( ISPAT ) 東京事務所 <a href="http://www.invest.gov.tr/ja-JP/Pages/Home.aspx">http://www.invest.gov.tr/ja-JP/Pages/Home.aspx</a>	〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-1-43-801	Tel: 03-6450-4357
国際協力銀行 ( JBIC ) <a href="http://www.jbic.go.jp/ja">http://www.jbic.go.jp/ja</a>	〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1	Tel: 03-5218-3579 Fax: 03-5218-3968
日本貿易振興機構 ( ジェトロ ) 貿易投資相談窓口 <a href="http://www.jetro.go.jp/services/advice/">http://www.jetro.go.jp/services/advice/</a>	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階	Tel:03-3582-5651
日本・トルコ協会 <a href="http://www.tkjts.jp/index.shtml">http://www.tkjts.jp/index.shtml</a>	〒107-0061 東京都港区北青山 2-5-1 伊藤忠ビル	Tel: 03-3497-8039 Fax: 03-3497-8038

## 付録 2 トルコ共和国内の相談窓口

名称	所在地	電話/FAX
在トルコ日本国大使館 <a href="http://www.tr.emb-japan.go.jp/index_j.htm">http://www.tr.emb-japan.go.jp/index_j.htm</a>	Resit Galip Caddesi, No.: 81, G.O.P., 06692 Cankaya, Ankara	Tel:+90-(0)-312-446 05 00 Fax: +90-(0)-312-437 18 12
在イスタンブール日本国領事館 <a href="http://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/index_j.html">http://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/index_j.html</a>	Tekfen Tower 10th Floor, Buyukdere Caddesi No.209, 4.Levent, 34394, Istanbul	Tel: +90-212-317-4600 Fax: +90-212-317-4604
日本貿易振興機構（ジェトロ）イスタンブール事務所	Büyükdere Caddesi, Maya Akar Center, B Block, Kat 14, Daire 54 Esentepe, 34394 Istanbul	Tel:+90-212-275-5180 Fax:+90-212-288-0739
ISPAT Ankara Headquarters <a href="http://www.invest.gov.tr/">http://www.invest.gov.tr/</a>	Kavaklıdere Mahallesi Akay Caddesi No:5 Çankaya, Ankara	Tel: +90-312-413 8900 Fax:+90-312-413- 8901
ISPAT Istanbul Office <a href="http://www.invest.gov.tr/">http://www.invest.gov.tr/</a>	Dünya Ticaret Merkezi A1 Blok Kat:8 No:296 Yeşilköy, Istanbul	Tel: +90-212-468 6900 Fax:+90-212-465- 7272
Ankara Development Agency <a href="http://www.ankaraka.org.tr/en/default.asp">http://www.ankaraka.org.tr/en/default.asp</a>	Aşağı Öveçler Mah. 1322. Cad. No: 11, 06460 Çankaya, Ankara	Tel: +90-312-310-0300 Fax:+90-312-309-3407
トルコ三菱東京 UFJ 銀行	Fatih Sultan Mehmet Mahallesi, Poligon Caddesi Buyaka 2 Sitesi No: 8B, Kat: 20-21, 34771, Tepeustu/Umraniye, Istanbul	Tel:+90-216-600-3000 Fax:+90-216-600-3033
みずほ銀行イスタンブール 駐在員事務所	Office 813, Tekfen Tower 8th Floor, Buyukdere Caddesi No. 209, 4.Levent, 34394 Istanbul	Tel:+90-212-371-8474
三井住友銀行ドバイ支店イ スタンブール出張所	Metrocity Is Merkezi, Kirgulu Sokak No: 4 Kat: 7/A D Blok, Esentepe Mahallesi, Sisli 34394, Istanbul	Tel:+ 90-212-371-5900 Fax:+ 90-212-371-5901

### 付録3 主な周辺諸国・地域の概要と主要経済指標

国・地域	トルコ (2013)	ルーマニア (2013)	ブルガリア (2011)	ロシア (2013)	エジプト (2013)	UAE (2013)	サウジアラビア (2012)
面積	780,576	238,391	110,000	17,098,200	1,001,450	83,600	2,150,000
首都	アンカラ	ブカレスト	ソフィア	モスクワ	カイロ	アブダビ	リヤド
宗教	イスラム教(99%)、 他にキリスト教等	ルーマニア正教 (86.5%)、カトリック (4.6%)	ブルガリア正教、回 教、キリスト教等	ロシア正教、キリス ト教、イスラム教、ユ ダヤ教、仏教等	イスラム教(92%)、コ プト・キリスト教(6%)	イスラム教	イスラム教
政体	共和制	共和制	共和制	連邦共和制	共和制	首長国連邦制	君主制
元首	レジェップ・タイップ・ エルドアン	トライアン・バセスク	ロセン・プレヴネリエ フ	プーチン・ウラジーミ ル・ウラジーミロヴィ チ	アブドゥルファッター ハ・エルシーシ	ハリーファ・ビン・ザ ーイド・アール・ナヒ ヤーン	アブドラー・ビン・ アブドルアジーズ・ アール・サウード
議会	一院制	二院制	一院制	二院制	一院制	一院制	なし
主要産業	サービス業、工業、 農業	金属(鉄鋼、アル ミ)、工業(機械機 器、繊維)、鉱業(石 油)、農業(小麦、ト ウモロコシ)	農業(穀物・酪農)、 工業(化学・石油化 学、食品加工)	鉱業(石油、天然ガ ス、石炭、鉄鉱石、 金、ダイヤモンド 等)、鉄鋼業、機械 工業	農業、製造業、石 油・天然ガス、小 売・卸売	石油・天然ガス、建 設、サービス	石油、LPG、石油化 学
輸出額 (億米ドル)	1,518	660	202 (億ユーロ)	5,271	242	571	3,839
輸入額 (億米ドル)	2,516	552	224 (億ユーロ)	3,179	575	2,054	1,441
貿易収支 (億米ドル)	-998	-108	-22 (億ユーロ)	2,092	-333	-1,483	2,398
主要輸出品目	自動車、機械類、鉄 鋼	自動車・輸送用機 器、原材料、農産食 料品・飲料水・タバ コ	衣服、靴、鉄類、 非鉄金属、機械類、 石油製品	石油、石油製品、天 然ガス、鉄鋼、機 械・設備	原油、原綿、衣料品 等	原油、天然ガス、原 油製品	原油、石油製品、 LPG
主要輸入品目	石油・天然ガス、機 械類、鉄鋼	自動車・輸送機器、 化学製品・関連製 品、鉱物性燃料・潤 滑油	繊維、原油・天然ガ ス、機械類、運送設 備、プラスチック・ゴ ム	機械・設備、自動 車、食料品、医薬品	燃料、中間財、原材 料等	自動車、機械、電化 製品	機械機器、自動車、 食料品、化学・金属 製品、繊維製品
主要輸出国	ロシア(10.0%)、中 国(9.8%)、ドイツ	ドイツ(18.6%)、イタ リア(12.8%)、フラン	ドイツ、イタリア、ル ーマニア、トルコ、ギ	オランダ(14.6%)、中 国(6.8%)、ドイツ	イタリア(7.9%)、イン ド(6.9%)、アメリカ	日本(16.5%)、インド (15.1%)、イラン	アメリカ(14.3%)、日 本(13.2%)、中国

国・地域	トルコ (2013)	ルーマニア (2013)	ブルガリア (2011)	ロシア (2013)	エジプト (2013)	UAE (2013)	サウジアラビア (2012)
	(9.6%)	ス(7.5%)	リシャ	(6.8%)	(6.9%)	(10.0%)	(12.9%)
主要輸入先国	ドイツ(9.0%)、イラク(7.9%)、英国(5.8%)	ドイツ(17.1%)、イタリア(11.3%)、ハンガリー(8.7%)	ロシア、ドイツ、イタリア、ルーマニア、トルコ	中国(16.5%)、ドイツ(12.2%)、ウクライナ(5.7%)	中国(9.4%)、アメリカ(7.5%)、ドイツ(6.7%)	インド(16.9%)、中国(13.8%)、アメリカ(10.5%)	アメリカ(13.5%)、中国(12.7%)、ドイツ(7.1%)
対日輸出額 (億ドル)	4.09	5.11	74 (億円)	196	61 (2012年)	425	549
対日輸入額 (億ドル)	34.53	3.12	49 (億円)	135	96 (2012年)	84	82
対日輸出品目	電子機器(8.7%)、衣服(8.6%)、輸送機器(8.5%)	木材及びコルク(30.4%)、衣類及び同付属品(24.9%)、木製品及びコルク製品(除家具)(14.5%)	衣類、バッグ類、医薬品	自動車(55.1%)、自動車の部分品(7.7%)、ゴム製品(5.2%)	鉱物性燃料(90.4%)、カーペット等敷物(1.0%)	鉱物性燃料(98.6%)、アルミニウム製品(1.2%)、銅製品(0.1%)	鉱物性燃料(98.3%)、有機化学品(0.9%)、プラスチック品等(0.2%)(2013年)
対日輸入品目	一般機械(43.0%)、輸送機器(17.3%)、鉄鋼(6.3%)	輸送用機器(30.9%)、電気機器(25.1%)、一般機械(19.7%)	原動機、農業用機械、重電機器	原油および粗油(43.1%)、液化天然ガス(26.6%)、非鉄金属(6.7%)	輸送機器(43.9%)、一般機械(22.5%)、ゴム製品(6.3%)	輸送機器(54.6%)、一般機械(14.3%)、ゴム製品(6.2%)	輸送機器(52.1%)、一般機械(13.8%)、鉄鋼(7.1%)(2013年)
日本からの直接投資	507億円	n.a.	67.5 (百万ユーロ)	447百万ドル	4,500万ドル	-2億6,900万ドル	2,700万ドル
在留邦人数 (人)	1,725	351	136	2,528	1,113	3,459	780

(出所) 外務省 各国・地域情勢 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>

JETRO 国・地域別情報 (J-FILE) <http://www.jetro.go.jp/world/>

※特段の注記がない限り、表頭の年次のデータを引用

## 付録 4 主な周辺諸国・地域の投資環境比較

国・地域	トルコ (2013)	ルーマニア (2013)	ブルガリア (2013)	ロシア (2013)	エジプト (2013)	UAE (2013)	サウジアラビア (2013)
人口(百万人)	76	21	7	142	84	9	29
名目 GDP (10 億米ドル)	827	189	53	2,118	271	396	745
1 人当り名目 GDP (米ドル)	10,815	8,910	7,328	14,818	3,225	43,875	24,847
GDP 成長率(前年 比、%)	4.29	3.48	0.86	1.28	2.1	4.8	3.8
インフレ率 (前年比、%)	7.5	4.0	0.4	6.8	6.9	1.1	3.5
カントリーリスク	E	E	E	D	G	C	C
失業率(%)	9.7	7.3	13.0	5.5	13.0	n.a.	5.5
法人税(%)	法人税率 20% (Corporation Tax Code No; 5520)	16%	10%	法人税に相当する ものとして企業利 潤税: 20%	通常 20%	一部の業種を除い て法人税なし	外国資本に係る法 人税は 20%。欠損 は次年度以降に繰 り越すことができ る。
その他税制	付加価値税(基本 税率 18%)、特別消 費税(品目によって 異なる)、住宅開発 基金課徴金等	個人所得税: 一律 16% 付加価値税 (VAT): 24%等	個人所得税: 10%、 付加価値税: 標準 20%、他	付加価値税(基本 税率は 18%、一部 10%や 0%の軽減税 率)、物品税、通関 手数料等	個人所得税、販売 税(基本税率 10%) 等	基本的に非課税。 ただし、アパート 税、事業資産税な どが徴収される場 合がある	個人所得税や消費 税等はない
賃金水準/月 (2014.1 月 JETRO 調査、 米ドル)	ワーカー: 2,274 エンジニア: 2,600 中間管理職: 5,200 法定賃金: 509(16 歳以上)	ワーカー: 342 エンジニア: 683 中間管理職: 1,548 法定賃金: 234	ワーカー: n.a. エンジニア: n.a. 中間管理職: n.a. 法定賃金: n.a.	ワーカー: 1,056 エンジニア: 792 中間管理職: 792 法定賃金: 370	ワーカー: 170 エンジニア: 320 中間管理職: 512 法定賃金: 規定な し	ワーカー: 950 エンジニア: 3,793 中間管理職: 6,461 法定賃金: n.a.	ワーカー: 479 エンジニア: 1,136 中間管理職: 3,095 法定賃金: 802

(出所) IMF world Economic Indicator April 2014 <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/01/weodata/index.aspx>

日本貿易保険 国・地域ごとの引受方針 <http://nexi.go.jp/cover/>

JETRO 国・地域別情報 (J-FILE) <http://www.jetro.go.jp/world/>

KPMG 「2014 年 世界法人税・間接税調査」の結果について <http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/pages/tax-survey-2014.aspx>

※特段の注記がない限り、表頭の年次のデータを引用

## 図表一覧

図表 1	トルコの地域区分	2
図表 2	トルコの通貨（紙幣）	4
図表 3	イスタンブールに立地する大学一覧	8
図表 4	トルコ閣僚名簿（2014年9月1日時点）	13
図表 5	トルコの主要政党	14
図表 6	地域別政党勢力分布状況（2014年統一地方選挙結果）	15
図表 7	トルコの県一覧	15
図表 8	トルコの裁判種別と管轄裁判所	16
図表 9	トルコの国民総支出構成（単位：10億ドル）	21
図表 10	トルコの国民総支出構成（グラフ 単位：10億ドル）	22
図表 11	トルコ国内の経済格差	22
図表 12	トルコのインフレ率、失業率、GDP成長率の推移	24
図表 13	トルコの実質GDP成長率と一人当たりGDP（名目）の推移	24
図表 14	新トルコリラの対ドル為替レートの推移（TRY/ドル）	25
図表 15	トルコの国際収支統計（単位：百万ドル）	26
図表 16	GDPの産業別構成（実質：2005年価格、単位：10億ドル）	28
図表 17	トルコにおける産業別事業者数（単位：社）	29
図表 18	トルコにおける産業別雇用者数	29
図表 19	トルコの輸出入総額の推移（単位：10億ドル）	30
図表 20	トルコの輸出品目構成の推移（単位：百万ドル）	31
図表 21	トルコの輸入品国構成の推移（単位：百万ドル）	31
図表 22	トルコの国別輸出入内訳（2013年 単位：百万ドル）	32
図表 23	対トルコFDI受入額の推移（単位：10億ドル）	33
図表 24	対トルコFDI国別受入額（2013年上位20カ国 単位：百万ドル）	34
図表 25	対トルコFDI業種別受入状況（単位：百万ドル）	35
図表 26	日本—トルコ輸出入額の推移（単位：百万ドル）	36
図表 27	我が国の対トルコFDI推移（単位：百万ドル）	37
図表 28	トルコ進出済み本邦企業の一例	38
図表 29	トルコ投資促進機関（ISPAT）事業概要	41
図表 30	地域開発機関の例（アンカラ開発機関ウェブサイト）	43
図表 31	外国直接投資法（2003）の概要	47
図表 32	トルコにおける進出法人形態	51
図表 33	インセンティブ・スキームと享受インセンティブの概要	54

図表 34	トルコのリージョン区分.....	56
図表 35	リージョン毎の地域一覧.....	57
図表 36	リージョン毎の基本インセンティブ.....	57
図表 37	インセンティブ享受のための最低投資額.....	58
図表 38	大規模投資インセンティブ・スキーム対象業種と最低投資額.....	61
図表 39	大規模投資インセンティブ・スキームにおけるインセンティブ.....	61
図表 40	戦略的投資インセンティブ・スキームにおけるインセンティブ.....	62
図表 41	イスタンブールにおける会社設立手続きの概要.....	67
図表 42	トルコにおける会社設立手続き（詳細 1）.....	70
図表 43	損金算入の対象・非対象費目.....	76
図表 44	非課税所得の例.....	77
図表 45	法人所得税の種別例.....	78
図表 46	トルコの付加価値税（VAT）税率と対象.....	80
図表 47	特別消費税の対象.....	80
図表 48	OIZ の設置されている県一覧.....	81
図表 49	OIZ 一覧.....	82
図表 50	TDZ の所在する県の一覧.....	91
図表 51	県別 TDZ の一覧.....	91
図表 52	県別フリーゾーンの設置状況.....	93
図表 53	県別フリーゾーン一覧.....	94
図表 54	OSTIM Real Estate Inc.による施設提供の例.....	97
図表 55	トルコの批准している知的資産保護関連条約.....	104
図表 56	輸入品目認可申請先.....	111
図表 57	規制対象の輸入品目.....	112
図表 58	トルコの金融監督体制.....	117
図表 59	銀行規制監督庁の組織図.....	118
図表 60	トルコ資本市場委員会の組織図.....	119
図表 61	トルコにおける銀行別資産・預金・融資残高（単位：10 億リラ）.....	120
図表 62	保険業界上位 20 社のシェア.....	121
図表 63	証券市場の概要.....	122
図表 64	トルコにおける上場基準.....	125
図表 65	株式時価総額（イスタンブール証券取引所上場企業分 10 億ドル）.....	125
図表 66	イスタンブール証券取引所における上場動向.....	126
図表 67	トルコにおける社債市場の推移.....	127
図表 68	トルコの賃金水準.....	134
図表 69	トルコにおける空港所在地と主な国内路線.....	140

図表 70	トルコの空港一覧.....	141
図表 71	トルコの長距離鉄道路線網.....	143
図表 72	イスタンブールの地下鉄及びトラム路線図（点線は整備中の路線）.....	144
図表 73	トルコの道路網.....	146
図表 74	イスタンブール近郊の主要道路網.....	147
図表 75	トルコの港湾立地状況.....	150
図表 76	エネルギー資源別発電比率（%）.....	152
図表 77	通信インフラの普及状況.....	154
図表 78	浄水へのアクセス可能な人口比率の推移（%）.....	155
図表 79	中東欧及び中央アジア諸国のビジネス環境ランキング.....	157
図表 80	中東欧・中央アジア諸国の国際競争力ランキング.....	159
図表 81	生産年齢人口の長期推移予測（単位：100万人）.....	160
図表 82	英語習熟度指数の向上度合い.....	161
図表 83	トルコ発着の主な国際線.....	165
図表 84	月次工業生産指数の推移（2010年月次平均=100）.....	169
図表 85	乗用車及び軽商用車の市場シェア（2013年1月～12月）.....	171
図表 86	週次信用供与額の推移（単位：10億リラ）.....	172
図表 87	トルコの企業における情報機器の使用状況.....	173



## 写真一覧

写真 1	アタテュルク廟（左）とアンカラ市街（右） .....	2
写真 2	イスラム教寺院ブルーモスクとその内部 .....	3
写真 3	アンカラ開発機関 .....	44
写真 4	OSTIM 管理会社と入居企業（高層マンションは入居企業勤務者向け） ....	95
写真 5	TOSB 管理会社と入居済本邦企業の例 .....	98
写真 6	GOSB 入居本邦企業と近隣を行きかうトラック .....	101
写真 7	アンカラ空港ターミナル .....	140
写真 8	長距離鉄道の例 .....	144
写真 9	新しく快適な都市交通の例（自動改札もある） .....	145
写真 10	舗装が進む郊外の道路（アンカラ近郊） .....	146
写真 11	ボスポラス海峡大橋（第二大橋）と渋滞 .....	148
写真 12	ボスポラス海峡と航行船舶 .....	151
写真 13	メーカー製品の例（白物家電・消費財は欧米系、黒物家電は韓国系） ...	170
写真 14	携帯電話ショップ（左）とスーパーのセルフレジシステム（右） .....	174
写真 15	イスタンブールの駐在員居住地区と公園 .....	177
写真 16	トルコ料理の例（左：サチカブルマ、右：ドネルケバブ） .....	178
写真 17	大規模ショッピングセンターと日本食材コーナー、冷凍食品コーナー ...	179
写真 18	地元マーケット（魚は切り身にせず販売される） .....	179
写真 19	イスタンブールにおける娯楽の例（釣りやクルージングなど） .....	180

## ひとくちメモ一覧

ひとくちメモ 1	トルコの国旗と日本の国旗.....	9
ひとくちメモ 2	2013年のデモとエルドアン政権.....	11
ひとくちメモ 3	2014年8月、トルコ大統領選の結果.....	12
ひとくちメモ 4	トルコはEUに加盟するのか? .....	19
ひとくちメモ 5	「フラジャイル・ファイブ」(通貨安)から脱却できるか? .....	27
ひとくちメモ 6	トルコ投資促進機関と地域開発機関による充実した支援 .....	45
ひとくちメモ 7	トルコへの進出は、独資がよいか、現地パートナーが必要か? ...	53
ひとくちメモ 8	投資先のリージョンを活かした有利なインセンティブの享受 .....	60
ひとくちメモ 9	ワンストップで支援してくれる工業団地管理会社.....	88
ひとくちメモ 10	販売金融事業の拡大に向けた課題.....	123
ひとくちメモ 11	トルコ進出が進む本邦金融機関 .....	128
ひとくちメモ 12	人材の評価は概して高いが、優秀なマネジャークラスは不足...	139
ひとくちメモ 13	イズミット大橋建設、第1・第2ボスポラス橋補修工事.....	149
ひとくちメモ 14	新興国としてはよく整備されているトルコのインフラ .....	156
ひとくちメモ 15	トルコから広がる大市場ー中央アジアからアフリカまで .....	166
ひとくちメモ 16	トルコの財閥 .....	175
ひとくちメモ 17	駐在員の生活拠点：不動産賃貸の状況 .....	181
ひとくちメモ 18	治安状況.....	182
ひとくちメモ 19	世界三大料理のひとつ、トルコ料理と食事情.....	183
ひとくちメモ 20	トルコの日本人学校 .....	184

# JBICの情報は ホームページや Facebookページでもご覧いただけます



公式HP

<http://www.jbic.go.jp/ja/>

## 【主な掲載情報】

- 支援事例のご紹介
- プレスリリース
- 各種お知らせ
- セミナーのご案内
- 海外投資環境情報
- 各種寄稿・レポート
- 環境への取り組み
- 各種パンフレット
- 年次報告書
- 投資家向け情報...



公式Facebookページ

<http://www.facebook.com/JBIC.Japan>

# 海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/inv-report> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



- 第1章 概観(国土、民族、社会、歴史等)
- 第2章 政治、外交、軍事
- 第3章 経済概況
- 第4章 直接投資受入動向
- 第5章 対日経済関係
- 第6章 外資導入政策と管轄官庁
- 第7章 主要関連法規
- 第8章 投資形態
- 第9章 主要投資インセンティブ
- 第10章 外資規制業種
- 第11章 許認可・登記・撤退手続き
- 第12章 税制

トルコの投資環境	(2014. 10 月)
ラオスの投資環境	(2014. 7 月)
マレーシアの投資環境	(2014. 2 月)
ベトナムの投資環境	(2014. 1 月)
インドの投資環境	(2013. 12 月)
ミャンマーの投資環境	(2013. 11 月)
中国投資環境シリーズ総論編	(2013. 8 月)
フィリピンの投資環境	(2013. 6 月)
カンボジアの投資環境	(2013. 4 月)
タイの投資環境	(2012. 10 月)
インドネシアの投資環境	(2012. 4 月)
ブラジルの投資環境	(2011. 6 月)
ロシアの投資環境	(2007. 8 月)
クロアチアの投資環境	(2008. 4 月)
ルーマニアの投資環境	(2008. 4 月)
ブルガリアの投資環境	(2008. 4 月)
中東欧諸国の投資環境	(2004. 1 月)
ーチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア	

資料請求先： 株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門  
海外投資環境資料受付窓口 TEL:03-5218-3579 (代表)

### 株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号  
 TEL: 03-5218-3100  
 FAX: 03-5218-3955  
 東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b  
 東京メトロ大手町駅より徒歩5分



### 株式会社国際協力銀行（西日本オフィス）

〒530-0057 大阪府大阪市北区曾根崎2丁目3番5号  
 梅新第一生命ビルディング10階  
 TEL: 06-6311-2520  
 FAX: 06-6311-2529  
 JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急梅田駅より徒歩5分  
 地下鉄谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分



ウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/>  
 Facebook <http://www.facebook.com/JBIC.Japan>

**リサイクル適性** (A) ●この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。  
 ●リサイクル適正の表示 この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。



## トルコの投資環境

発行日 2014年10月 初版

発行 国際協力銀行

産業ファイナンス部門 中堅・中小企業担当

〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号

TEL: 03-5218-3579

FAX: 03-5218-3968

本資料はトルコに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が皆様に無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。



**リサイクル適性** 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示  
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。